# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会報告書

（座長：堀場　勇夫）

平 成 24 年 3 月

財団法人　自治総合センター

# はしがき

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に広範かつ甚大な被害をもたらした。被災した地方公共団体では、職員の多くが被災し、庁舎等が壊滅的な被害を受けた団体もあったことから、行政機能の維持のために特別な支援が必要であった。被災地の経済社会の復旧・復興は我が国の最大の課題であり、平成23年度は、国の補正予算・地方財政上の措置をはじめ東日本大震災への対応に政府を挙げて対処した年であった。

一方、地域主権改革においては、平成22年６月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、地方公共団体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年４月には第１次一括法が、同年８月には第２次一括法が成立するなど改革の着実な進展がみられた。

加えて、少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するために、平成24年２月17日には「社会保障・税一体改革大綱について」が閣議決定されたところである。

このような地方分権・地域主権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成23年度においては４回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。なお、本研究会は、(財)全国市町村振興協会と(財)自治総合センターが共同で実施したものである。

平成24年３月

財団法人全国市町村振興協会
理事長　　谷　合　　靖　夫

財団法人自治総合センター
理事長　　二　橋　　正　弘

# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会

## 委員名簿

| | | |
|---|---|---|
| 座長 | 堀場　勇夫 | 青山学院大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 中井　英雄 | 近畿大学経済学部教授 |
| | 赤井　伸郎 | 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授 |
| | 國崎　　稔 | 愛知大学経済学部教授 |
| | 齊藤　　愼 | 大阪学院大学経済学部教授 |
| | 佐藤　主光 | 一橋大学経済学研究科・政策大学院教授 |
| | 米田　順彦 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| | 寺田　文彦 | 北海道大学公共政策大学院教授 |
| | 戸谷　裕之 | 大阪産業大学経済学部教授 |
| | 中里　　透 | 上智大学経済学部准教授 |
| | 中平　　真 | 金沢大学人間社会研究域法学系教授 |
| | 西川　雅史 | 青山学院大学経済学部教授 |
| | 橋本　恭之 | 関西大学経済学部教授 |
| | 花井　清人 | 成城大学経済学部教授 |
| | 林　　正義 | 東京大学大学院経済学研究科准教授 |
| | 福重　元嗣 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |
| | 藤本　正樹 | 近畿大学経済学部准教授 |
| | 御船　　洋 | 中央大学商学部教授 |
| | 望月　正光 | 関東学院大学経済学部教授 |
| | 矢吹　　初 | 青山学院大学経済学部教授 |

# 目　次


第１章　平成23年度調査報告

○　東日本大震災からの経済復興の課題と提言について・・　1

○　企業ごとに市場の規模が異なる場合の
　　シュタッケルベルグ・ヤードスティック規制について・ 40

○　固定資産税（償却資産）の現状・沿革・課題について・ 74

○　付加価値税（消費税）における
　　政府部門の課税問題について・・・・・・・・・・・・103

第２章　参考資料

○　震災復興の税財政上の措置について・・・・・・・・・119

○　東日本大震災復興特別区域法案について・・・・・・・138

○　社会保障・税一体改革素案について・・・・・・・・・172

○　宝くじについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・195

# 第１章

# 平成23年度調査報告

# 東日本大震災からの経済復興の課題と提言

佐藤主光
一橋大学

1

## 報告の構成

- 震災の経済効果
- 震災復興の課題
- 震災と地方財政
  ―政府間リスク分担と東日本大震災の復興財政
- 東北復興特区？
- 復興への工程表
- 復興に向けた8カ条

2

# 震災の経済効果

3

# 震災の３つの影響

| | |
|---|---|
| 第１次災害 | インフラ・住宅，工場等の震災の直接的被害<br><br>内閣府の試算（平成23年３月２３日）<br>約１６兆円～最大２５兆円<br>ＧＤＰの約３％～５％ |
| 第２次災害 | 被災地外への影響の波及<br>ーサプライチェーンの断絶ー電力不足 |
| 第３次災害 | 被災地からの企業の流出<br>競争力の喪失<br>「風評被害」＝海外からの投資減 |

4

# 「リスク」ではなく「不確実性」

- 日本経済の先行きはリスクよりも、「不確実性」の問題
  ⇒（原発事故を含めて）震災の影響が経済に及ぼす事象（事態）や想起確率が不透明＝リスクの所在が分からない
- 不確実性の源泉としての政治＝復興ビジョンの欠如

| | 特徴 | 例 |
|---|---|---|
| リスク | 想起しうる事象と確率は既知 | 雨のふる確率<br>平時の資本市場の変動 |
| 不確実性 | 想起可能性のある事象・確率が未知＝何が起きるか分からない | リーマンショック以降の市場のパニック |

5

# 震災の影響：二つのシナリオ

- シナリオ1：危機の収束、復旧・復興が速やかに進み、日本の経済構造に変化がない（震災前の実力を維持）

⇒震災がマクロ経済に及ぼす効果は限定的

- シナリオ２：危機、復旧・復興の長期化で日本経済の構造に打撃

⇒震災の影響は不透明・甚大になるリスク

- 第2のシナリオの回避するためには、（1）迅速な危機収束、（2）復旧・復興計画の作成と実施、（3）財政危機に連鎖しない復興財源確保（赤字国債で調達するときは、償還財源を明確化）が不可欠

6

# 誤った楽観論と悲観論

| | 主張 | 備考 |
|---|---|---|
| 悲観論 | ・日本経済・財政は破綻（運面論）<br>・日本の「ポルトガル化」？ | 先行きは運命ではなく復興努力の如何による |
| 楽観論 | ・日本経済は「自律的」に震災から復興<br>・従来通りの手法・制度で対応可能（≠構造改革） | 希望的観測＝起きてほしくない事態は起きない事態<br>最悪の事態＝想定してはならない事態（「敗北主義」） |

全ては復旧・復興の在り方に拠る

7

# 「第4次災害」

- 復興における誤った判断
  ー事態の過少評価（「自律的」回復への期待）
  ー対症療法（「場当たり」）的対応
- 「震災危機」が「経済危機」、「財政危機」へと連鎖
- 日本経済の復興が立ち遅れることの最大の「被災者」
  ⇒将来の世代

8

# 震災復興の課題

9

## 復興政策を巡る「同床異夢」

| 復興に係る体制 | 狙い | 復興政策への施行 |
|---|---|---|
| 現状維持 | 既得権益の維持<br>「スピード感のある復興政策」 | 原形復旧・バラマキ型 |
| | 「税と社会保障」等他の制度改革からの隔離 | 被災地の縮小均衡 |
| 構造改革 | 「震災復興」を人質に既得権益の打破 | 公務員給与等歳出のカット |
| | 「新しい日本」「持続性のある復興」 | 社会保障、税制・歳出改革と一体化 |

10

# 復興の原則

- 原形復旧ではなく，既存産業・企業の競争力の強化・再編成，新興産業・企業の育成
- 経済政策と社会政策の区分
  ー経済政策＝新興産業・企業の育成
  ー社会政策＝災害弱者の救済
- 社会政策は復興期間中，平時のシステム（生活保護等）とは別途，整備
- 自立可能な被災者の自立を支援
- 衰退産業・企業の速やかな撤退とその後の生活支援，地域の再編・撤退も視野に

11

# 復興ビジョンの共有？

- 「新しい」東北経済の発展

⇒経済構造改革を伴う復興＝経済政策

- 全ての被災者・企業が共有できるビジョンではない

⇒ビジョンから外れる被災者・企業に対する支援＝社会政策

| | 措置 | 対象 | 政策 |
|---|---|---|---|
| 撤退 | 所得支援<br>新しい雇用の斡旋 | 高齢者<br>零細農家・企業 | 社会政策 |
| 残留 | 投資資金の低利融資<br>人材の育成・技術支援（産学連携等） | 競争力のある中小企業・農家<br>大企業の関連企業・事業所 | 経済政策 |
| 参入 | 規制緩和<br>税の減免 | 新興企業・新規参入企業（外資を含む） | |

12

# 経済政策と社会政策

| | | 社会政策 | |
|---|---|---|---|
| | | 現状 | 災害弱者への所得補償・住宅提供（家賃補助）等 |
| 経済政策 | 現状 | | 新たなバラマキ |
| | 規制緩和（経済特区）<br>新興企業の育成等 | 格差の拡大<br>弱者の切り捨て | 経済復興と被災者支援の両立 |

13

# 支援ニーズ・自立可能性に応じた支援

| | | 特徴 | 事前的自助努力 | 事後的支援 |
|---|---|---|---|---|
| 若年世代 | 中高所得 | 自助可能 | ・地震保険加入促進<br>・住宅の耐震化<br>・低所得者対策<br>―保険料補助<br>―耐震化費用補助 | 生活資金・住宅資金の融資 |
| | 低所得 | 生活再建困難・失業 | | 生活支援 |
| 老年世代 | | 住宅再建困難<br>生活再建＝年金 | | 公営住宅・民間賃貸住宅家賃補助 |

# 復興における二つのエラー

- タイプ１エラー＝救済すべき個人・企業を救済・支援しない
- タイプ２エラー＝救済すべきではない（必要のない）個人・企業を救済・支援する

| エラー | 例 | 経済的帰結 |
|---|---|---|
| タイプ１ | ◆義援金・被災者生活再建支援金の給付の遅れ<br>◆仮設住宅建設の遅滞<br>◆企業への緊急融資の遅れ | ➢被災者の困窮・生活再建の遅れ<br>➢震災関連倒産の波及 |
| タイプ２ | ◆震災がなくても倒産していた企業（ゾンビ企業）の救済（「震災だから」の論理）<br>◆自力再建の可能な個人（高所得者等）まで支援 | ➢競争力のない企業の存続と不良債権化<br>➢復興財源の膨張とバラマキ |

15

# 震災と地方財政

16

# 被災者支援の担い手

| | | |
|---|---|---|
| 民間・独立行政法人 | | 地震保険<br>災害復興住宅融資（住宅金融融資機構）<br>義援金・ボランティア |
| 公共 | 国 | 国税減免 |
| | 地方自治体（都道府県・市町村） | 災害弔慰金 |
| | | 災害障害見舞金 |
| | | 災害援護資金（貸付・融資） |
| | | 生活福祉資金（生活資金・住宅補修） |
| | | 地方税減免 |
| | | 被災者生活再建支援制度 |
| | | 公営住宅・特定優良賃貸住宅 |

# 我が国の地方財政制度

- 集権的分散システム
  - ー　国＝政策を企画（デザイン）・財源保障
  - ー　地方＝政策の執行
- 財政移転（交付税等）による財源保障

⇒

- 全国一律な政策
  - ーナショナル・ミニマムの確保
  - ー地方のニーズの即さない（補助事業に偏った復興）
- 不透明な責任関係
- 制度の枠外で弾力的支援⇒復興基金の活用

# 国の補助と規制

- (1)地域のニーズの高い復旧事業ではなく、補助率の高い事業に偏る傾向が見受けられてきた(田近・宮崎(2008))。
- (2)「原形復旧」を原則とすることから、地域の復興には必ずしも必要ではない事業が優先的に実施されかねない。
- （3）事業ごとの予算要求方式に従う既存の制度は被災地の復興の妨げになってきたとされる。

⇒「各省庁と綿密に協議を重ねる必要がある」

⇒ 「事務作業が膨大になる」

19

# 集権的分散システムの二つの顔

- 国の関与か地方の甘えか？

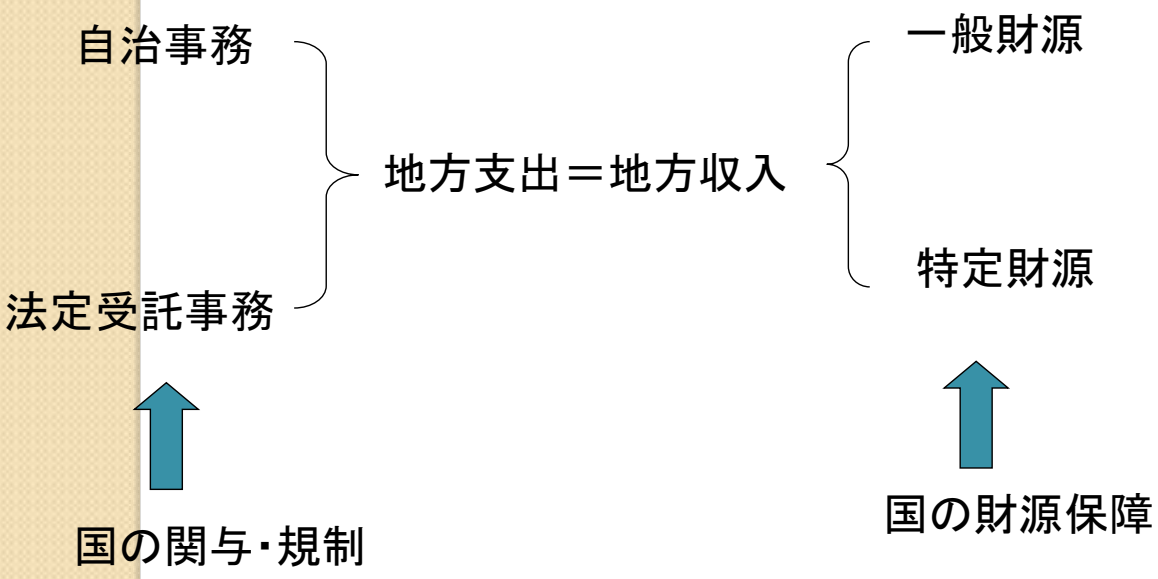


20

# 被災者支援の財源

- 被災者生活再建支援制度の持続可能性？：「被災者生活再建支援基金では対応できない規模の大災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じること」（全国知事会（平成19年7月12日））

- 被災者生活再建支援法

  第九条３　都道府県は、・・・（被災者生活再建支援）基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

  第二十条　国は、第九条・・第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

# 被災者生活再建支援金の顛末

- 「阪神大震災のような災害に対応するには支援法に限界があり、その時点で別途対策を検討していくことになる」（井上喜一防災担当相（平成16年3月当時））

- 「被災者生活再建支援基金では対応できない規模の大災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じること」（全国知事会（平成19年7月12日））

- 国の負担増が必要　被災者支援財源で総務相：

  片山善博総務相は２８日、自然災害で住宅が全壊した世帯に最高３００万円を支給する被災者生活再建支援制度の財源をめぐり、国と地方が折半する従来の在り方について「とても無理。国が踏み込んで特例措置を講ずるべき」と述べ、国の負担を増やすべきだとの考え方を示した。

  神戸新聞2011/04/28

# 政府間リスク分担と東日本大震災の復興財政

23

## 今後の財政負担は？

- 財政負担の見通し

  ―経済モデル・データに基づく「予測」
  ―政治的意図による「目標」
  ―そうであって欲しいという「願望」

- 可能な限り、客観的な見通しが不可欠

- さもなければ・・・・
  ―需要主導＝新たなバラマキ　⇒　財政の膨張
  ―供給主導＝財政制約優先　⇒　不十分な復興

24

| 表1. 費用項目と被害指標 | | |
|---|---|---|
| 項目 | 指標 | 被災自治体の推計方法 |
| 災害救助・応急対策 | 死者・行方不明者数 | |
| | | |
| 災害復旧事業 | | |
| 公共土木施設災害復旧事業 | | |
| 道路 | 社会資本：道路、治水・治山 | 道路実延長（国県道、市町村道の合計） |
| 治山・治水 | | 面積 |
| 港湾 | 社会資本：港湾 | 港湾区域面積（特定重要、重要、地方港湾の合計） |
| 農林水産業施設等災害復旧事業 | 社会資本：農地 | 耕地面積 |
| その他（文教施設など） | 社会資本：社会保険・社会福祉施設・学校・病院・一般行政資産のうち専売公社以外 | 人口 |
| | | |
| 災害復興 | | |
| インフラ整備 | 市街地面積 | |
| 生活再建 | 人口 | |
| | | |
| 被災者支援 | 死者・行方不明者数 | |

注：市街地面積と人口は被災自治体で計算。社会資本はすべて都道府県。

25

# 財政負担の試算

- ステップI
  - 阪神・淡路大震災における事業費、国費および地方負担額を計算する
  - 阪神・淡路大震災における被害量を費用項目別に推計
- ステップ２：
  - 東日本大震災における被害量を費用項目別に推計
- ステップ３：
  - 阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害量を比例させて、項目別に東日本大震災の地方負担額を推計

26

# 東日本大震災の被害指標の推計

- 災害救助・応急対策
  - 災害救助等には死者・行方不明者を指標とした。
  - 死者・行方不明者数は、2011年6月18日時点
- 公共土木施設災害復旧
  - 社会資本は都道府県データなので、道路は被災地域の道路実延長（2008年）、治山・治水は被災地面積（2010年）、港湾は港湾区域面積（2010年）（特定重要港湾、重要港湾、地方港湾）を用いて被災地域の社会資本額を推計。
  - 浸水地域は、費用を2倍で計算（「月例経済報告等に関する関係閣僚会議　震災対応特別会合資料 - 東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響の分析 - 」（内閣府）の計算方法を参考）。
    - □道路の浸水割合：「幹線交通用地浸水率」（「津波浸水域の土地利用別面積（暫定値）について」（国土地理院））
    - □治山・治水の浸水割合：浸水面積（同資料）より計算した「浸水率」
    - □港湾はすべて浸水

27

- 農林水産業施設等災害復旧
  - 被災地の耕地面積を耕地面積（2010年）より算出して、被災地の社会資本額を推計。
  - 津波による流失・冠水地域については費用を2倍。
    - □流失割合：「流失･冠水等被害推定面積率」（「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積」（農林水産省））
- その他の災害復旧
  - 人口（就学者数や高齢者数の代理変数）で被災地の社会資本を推計。
- 災害復興：インフラ整備
  - 被害指標：市街地面積（市町村）
  - 浸水地域については費用を2倍。
    - □浸水域率：「建物用地浸水率」（「津波浸水域の土地利用別面積（暫定値）について」（国土地理院））
- 災害復興：生活再建
  - 被害指標：人口（市町村）
- 栃木県、茨城県、千葉県の被害額
  - 災害救助法が適用されていても、人的・物的被害が小さい地域が多い。
  - 阪神･淡路大震災の「全壊棟数」と比較することで被害額を調整。

28

## 阪神淡路大震災の復興費用をベースに試算

表3. 東日本大震災における都道府県別事業費、国と地方負担

| | 災害救助・応急対策 | 災害復旧事業 | 復興事業 | 被災者支援 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業費 | 1,730,623 | 14,799,279 | 10,687,208 | 1,058,616 | 28,275,726 |
| 青森県 | 297 | 396,659 | 854,487 | 181 | 1,251,624 |
| 岩手県 | 542,692 | 4,438,014 | 1,650,645 | 331,963 | 6,963,314 |
| 宮城県 | 1,038,522 | 5,177,691 | 6,024,502 | 635,260 | 12,875,975 |
| 福島県 | 145,405 | 4,772,880 | 2,153,440 | 88,944 | 7,160,669 |
| 茨城県 | 1,854 | 9,761 | 2,951 | 1,134 | 15,699 |
| 栃木県 | 297 | 1,638 | 687 | 181 | 2,803 |
| 千葉県 | 1,557 | 2,635 | 496 | 952 | 5,641 |
| | | | | | |

単位は100万円

29

| | 災害救助・応急対策 | 災害復旧事業 | 復興事業 | 被災者支援 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 国負担 | 1,058,480 | 12,411,262 | 2,738,685 | 916,728 | 17,125,154 |
| 青森県 | 181 | 328,237 | 218,961 | 157 | 547,537 |
| 岩手県 | 331,920 | 3,735,976 | 422,975 | 287,469 | 4,778,341 |
| 宮城県 | 635,179 | 4,331,125 | 1,543,770 | 550,115 | 7,060,189 |
| 福島県 | 88,932 | 4,004,254 | 551,816 | 77,022 | 4,722,024 |
| 茨城県 | 1,134 | 8,082 | 830 | 982 | 11,028 |
| 栃木県 | 181 | 1,368 | 193 | 157 | 1,900 |
| 千葉県 | 952 | 2,219 | 139 | 825 | 4,135 |
| | | | | | |
| 地方負担 | 672,143 | 2,388,017 | 7,948,524 | 141,889 | 11,150,572 |
| 青森県 | 115 | 68,422 | 635,526 | 24 | 704,087 |
| 岩手県 | 210,772 | 702,038 | 1,227,670 | 44,494 | 2,184,973 |
| 宮城県 | 403,343 | 846,566 | 4,480,732 | 85,145 | 5,815,786 |
| 福島県 | 56,473 | 768,626 | 1,601,624 | 11,921 | 2,438,645 |
| 茨城県 | 720 | 1,678 | 2,121 | 152 | 4,671 |
| 栃木県 | 115 | 270 | 494 | 24 | 903 |
| 千葉県 | 605 | 417 | 356 | 128 | 1,505 |
| 注：単位100万円。 | | | | | |

30

## 「災害待ち」の誘因

- 永松（2008）：季刊防災39号（1971年）のなかで歴代の建設省河川局防災課長が、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に関して災害待ちの気分が地方公共団体の中になかったとは言い切れない、と証言している

- 浅野（2010）：巨大地震は一度発生すると膨大な被害が生じる、そのため一部の自治体においてはいつ発生するかわからない災害への事前投資を避け、事後の復旧費用に対する手厚い支援投資を期待する災害待ち、というモラルハザードも発していると指摘。

31

## オプションバリュー

$$(1-m_0)X = P(1-m_1)(X+\alpha) + (1-P)(1-m_0)X + T \qquad (1)$$

⇓ $\alpha = 0$と仮定

$$P(m_1 - m_0) = T/X$$

X＝耐震化のための更新投資

m_0＝事前の投資に対する補助率

P＝一定規模以上の地震や災害が起きる確率

m_1＝災害が起きた後の投資に対する補助率

A＝震災後建物用地等を更地にするためのコスト、

T＝オプションバリュー

⇒Tが正で大きければ、耐震補強しないことから何らかの利得を得ているものと考えられる。

32

| 事後と事前の投資 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 補助事業 | | | | | | |
| 災害復旧事業（事後） | | | 普通建設事業（事前） | | | |
| 1 | 公共土木施設 | | 土木費 | | | |
| | | | | 道路 | | |
| | | | | 橋梁 | | |
| | | | | 河川 | | |
| | | | | 砂防 | | |
| | | | | 海岸 | | |
| | | | | 港湾 | | |
| | | | | 都市計画 | | |
| | | | | | 都市下水路 | |
| | | | | | 公園 | |
| 2 | 農林水産施設 | | 農林水産業費 | | | |
| | | その団体 | | | | |
| | | 市町村への補助金 | | | | |
| | | その他補助金 | | | | |

33

# 一人当たり行政投資（縦軸）とオプションバリュー（横軸）

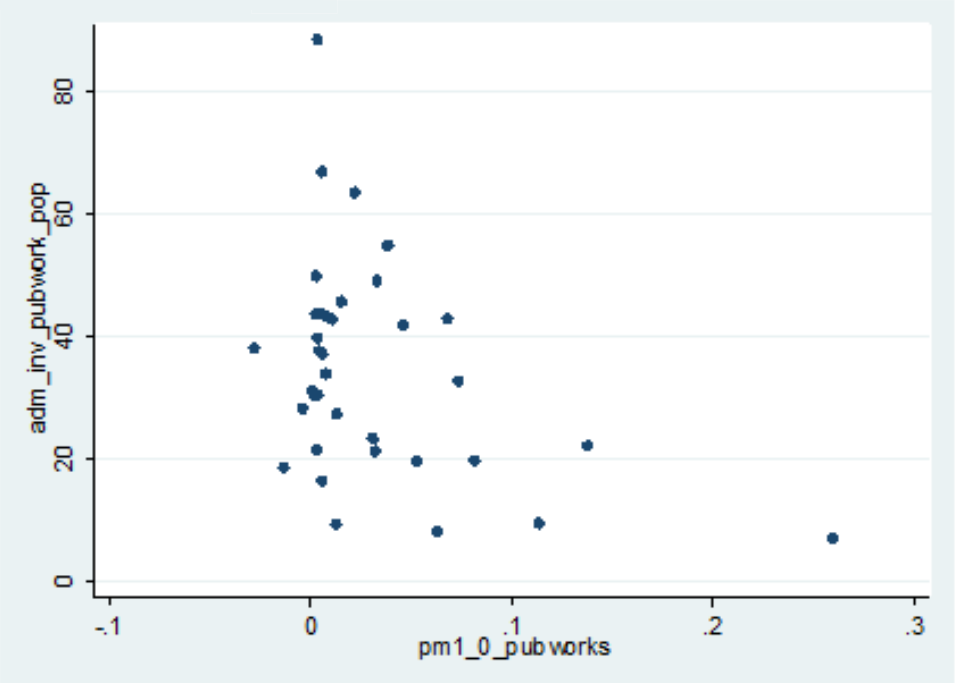


2008年

34

| 回帰分析結果 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 公共土木施設 | | | 農林水産施設 | | |
| | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 |
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) |
| 公共土木施設のオプションバリュー | -86.013 | -106.713* | -96.409** | | | |
| | (75.048) | (65.035) | (37.321) | | | |
| 農林水産施設のオプションバリュー | | | | -26.688** | -21.539** | -16.839* |
| | | | | (9.896) | (9.140) | (9.477) |
| 定数項 | 43.641*** | 40.210*** | 37.983*** | 15.352*** | 13.476*** | 12.114*** |
| | (3.430) | (3.109) | (2.892) | (1.485) | (1.386) | (1.256) |
| 観測値数 | 42 | 43 | 43 | 44 | 43 | 44 |
| 修正R2 | 0.013 | 0.039 | 0.059 | 0.081 | 0.055 | 0.030 |

注：( )は分散不均一一致標準誤差。*は10%、**は5%、***は1%で有意を表す。東京都、愛知県、沖縄県は除く。

35

# 東北復興特区？

36

# 経済特区？

- 被災地を経済特区に
  ―雇用・事業に係る規制の緩和
  ―被災地企業を一定期間（例：5年間）免税

- 免税項目
  ―不動産取得税
  ―固定資産税
  ―地方法人二税（法人事業税・法人住民税）

⇒復旧・復興がなければ上がらない税収は減免

- 経済特区の担い手（管理者）としての東北復興院
  ―被災自治体（県）、国の出先機関を一元化＝「集権化」
  ―中央官庁からも出向・権限移譲＝「分権化」

⇒将来は東北州の受け皿に

37

# 被災地に復興特区

- 被災地に「復興特区」を設けることが柱。土地利用規制の窓口を一元化し、区画整理を伴う復興計画を早く実現できるようにするのが狙いだ。
- 被災県ごとに指定する「**復興特別区域**」と、特に被害の大きい市町村単位で指定する「**特定被災復興地区**」を設ける。対象県は岩手、宮城、福島を想定。特区ごとに国と自治体の協議会を設け、被災地から特例措置の提案や支援要請を受けて国が必要な法改正を検討する仕組みだ。
- 特区に指定された自治体が独自の復興計画を策定し、国が認定する仕組みも導入。それぞれの地域の特性をいかし、土地利用▽産業振興・雇用確保▽再生可能エネルギー▽医療、福祉、教育――などの分野ごとに具体的な規制緩和策を盛り込めるようにする。

朝日新聞　2011年5月13日

38

○帝都復興院官制（大正 12. 9. 27 勅令 425 号）

次のような理由から、復興院を内閣総理大臣の管理に属させて、東京および横浜における都市計画、都市計画事業の執行および市街地建築物法の施行その他復興に関する事務を掌ることとした。

・帝都復興の責に任ずべき都市はその主力を奪われたため、国において事業執行する必要があること、
・復興の計画および事業は、各省の所管にわたるので、これを連絡統一して行うため責任ある独立官庁を設けて一般政務の渋滞を来さないようにする必要があること、
・各省の間における交渉案件が多いのでその統制を保たせる必要のあること

東日本大震災でも同様

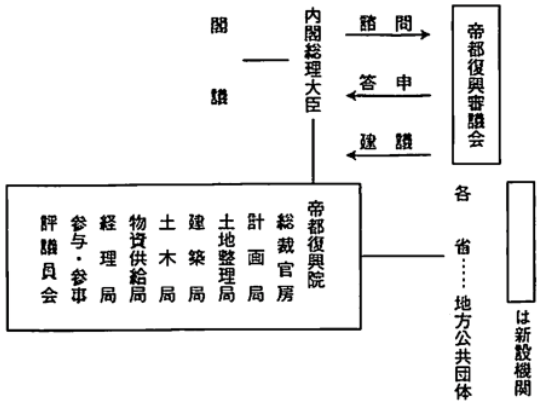


《帝都復興のための中央行政機関の相互関係》

復興体制・手順に関する参考データ

39

# 復興に係る権限等の一元化

- 復興院＝東北3県の震災復興の企画・立案、執行機関
- 災害復興に係る（1）権限、（2）財源、（3）人材を復興院に集約⇒インフラ整備（ハード）、被災者支援（ソフト）を一元化
- 原発事故処理は国の責任

| 復興院への移行 | | 権限 | 財源 | 人材 |
|---|---|---|---|---|
| 分権化 | 中央官庁 | 被災地の復興に係る政策・事業 | | 復興担当者<br>民間からの登用もあり |
| | 被災地の出先機関 | ○ | ○ | ○ |
| 集権化 | | 被災地３県（岩手・宮城・福島）の復興事業 | | |

40

# 「二重行政」？

- 現行制度を前提に復興院（庁）を作るならば、既存の制度との間に二重行政が発生

⇒既存体制の見直し（権限移譲）を合わせて実施

| 官庁の権限 ＼ 復興体制 | 現行体制 | 権限移譲 |
|---|---|---|
| 現行体制 | 平時の体制 | |
| 復興院の創設 | ・二重行政の弊害<br>・平時（被災地以外）の政策（インフラ整備の予算配分など）の調整が必要 | ・復興政策の一元化・迅速化<br><br>・平時の政策（予算の優先順位付け）との分離 |

41

# 復興庁と地方分権の同床異夢？

| | 震災復興における主導的役割 | 被災地以外 | 狙い |
|---|---|---|---|
| その１ | 地方分権＝被災地自治体 | 集権体制＝従来通りの政府間関係 | 被災地域の権益の維持？切り捨て？ |
| その２ | 集権化＝国（復興庁）の関与<br>ー被災地自治体が実施・詳細な計画決定 | 地方分権（自立化） | 国の支援を被災地域に重点化 |

42

# 地域特性に応じた役割分担

「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」

- 被災地ごとの地域特性等に応じた復旧・復興
  ―被災の影響が全国に及ぶため迅速な復旧・復興が必要な地域
  ―主に住宅地や地域的な商工業が主体で・・、地域住民の合意形成を図りつつ計画的な復旧・復興を行うことが可能な地域等

| 復興の担い手 | 産業集積地域 | 住宅・地元商業地域 |
|---|---|---|
| 企画立案 | 復興院 | 被災地市町村 |
| 執行 | 被災地市町村も可 | |

43

# 役割分担

| | | 政策決定（ガイドラインの作成） | 執行（政策の詳細の決定） |
|---|---|---|---|
| 災害復旧<br>震災復興プラン | | 復興院・県 | 市町村 |
| 特区 | 復興特区 | 復興院 | 県・市町村 |
| | 復興特別特区 | 県 | 市町村 |
| 日常業務 | 県 | 復興院が代行可 | 県 |
| | 市町村 | 県が代行可 | 市町村・県が代行可 |

日常業務＝学校教育、介護・医療、生活保護、被災地以外のインフラ整備等

44

# 東北復興院の権限・財源（例）

| | | 東北復興院 | 被災市町村 |
|---|---|---|---|
| 被災者支援 | 生活資金 | 被災者生活再建支援の配分基準の決定 | 生活再建支援金の給付（窓口） |
| | 住宅再建 | 住宅ローン融資の斡旋・利子補給<br>公営住宅供給の大枠（戸数・家賃等）決定 | 公営住宅の立地の詳細を選定 |
| | 地域再生 | 地域再編成<br>土地の買い上げ・区画整理等 | 地域内の再生計画の詳細を決定 |
| 経済復興 | | 港湾等大型インフラ整備<br>規制緩和・減税の実施<br>新興企業育成の大枠決定<br>復興地域の選別・集約化 | 地域の特性に即した企業・産業の選定・育成＝復興策の具体化 |
| 財源 | | 災害復興税<br>震災公債<br>一括交付金・特別交付税 | 復興院からの財政移転 |

45

# 交付金による誘導

| 自治体の復興プラン | 税制 | 一括交付金 |
|---|---|---|
| 構造改革<br><br>―農業・漁業の近代化・集約化<br>―民間資本の活用<br>―規制緩和等 | ・固定資産税・都市計画税、不動産取得税、法人二税等の減免<br><br>・減収分を交付税（もしくは交付金）措置 | ・復興交付金（交付金上乗せ）<br><br>・復興事業の費用分担 |
| 原形復旧 | ・国の減免措置なし<br><br>・独自の減免に対する補填なし | ・通常支援（定額交付金）<br><br>・財源の不足は地方負担 |

46

# 支援体系の整理

| 対象 | | 支援策 |
|---|---|---|
| 被災者 | 災害弱者・離職者 | 被災者支援金・年金 |
| | 求職者 | 求職者支援制度・融資<br>特区域内は支援の上乗せ |
| 企業 | 特区立地（構造改革地域） | 税の減免、低利融資、規制緩和 |
| | 特区以外 | 特になし |
| 自治体（市町村） | 構造改革実施 | 交付金の上乗せ<br>税の減収補てん措置 |
| | 原形復旧志向 | 通常の支援（交付金） |

47

# 交付金等の財源

- 被災地地域外

  －固定資産税の標準税率の引き上げ
  －課税評価額の見直し（圧縮措置の是正）

⇒交付税の基準財政収入増

- 浮いた財源を交付金に充てる

- 標準税率以下での課税・独自の軽減措置を許可
  ＝「法定任意軽減措置制度」（片山総務大臣）

48

# 参考：道州制

- 「道州制のあり方に関する答申」地方制度調査会（平成18年2月）
  ー広域自治体として都道府県に代えて道州を置く（全国を９～13に区分）
  ー現行の都道府県事務は大幅に市町村に移譲
  ー国（地方支分部局）の事務を道州へ移譲
  ー国からの適切な税源移譲
  ー税源と財政需要に応じた「適切な財政調整制度」を検討

- 「道州制に関する第2次中間報告（案）」自由民主党道州制調査会（平成19年6月13日）
  ー国の地方支分部局は廃止し、その機能を道州・基礎自治体に移管
  ー徹底した補完性の原理に基づき、基礎自治体（市町村）を地方自治の第一の担い手とする。
  ー小規模な自治体については、道州が補完、近隣基礎自治体に事務を委託、広域連合や一部事務組合の活用など「補完の方式を工夫する必要」あり。

区域例－２（１１道州）

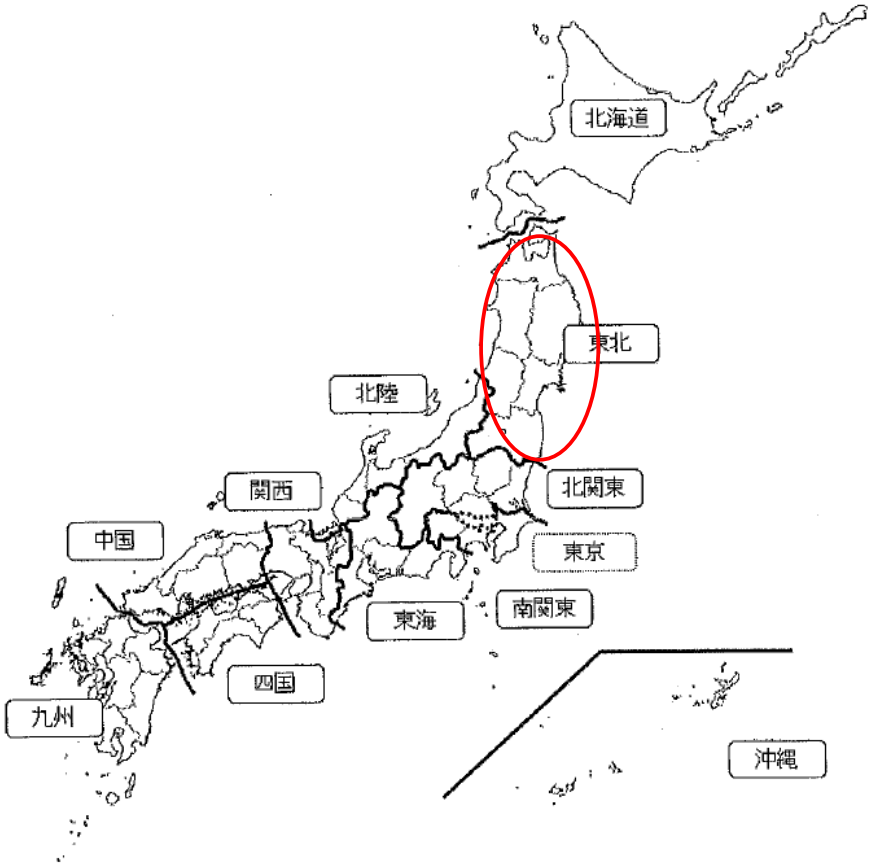

# 被災地3県の法人二税・固定資産税等の減免

- 3県で税の減免の規模は７千億円（平成19年度決算ベース）に留まる　⇒復興税・交付税等で手当て可能

| | | | | | 百万円 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 岩手 | 宮城 | 福島 | 合計 |
| 地方税 | 都道府県 | 143,935 | 295,444 | 263,997 | |
| | 市町村 | 150,777 | 328,431 | 279,403 | |
| | 合計 | 294,712 | 623,875 | 543,400 | |
| 法人住民税 | 都道府県 | 6,399 | 15,310 | 13,115 | |
| | 市町村 | 15,453 | 37,074 | 29,914 | |
| 法人事業税 | | 29,707 | 73,105 | 71,875 | |
| 法人二税 | | 51,559 | 125,489 | 114,904 | 291,952 |
| 不動産取得税 | | 3,231 | 8,552 | 5,801 | 17,584 |
| 固定資産税 | | 71,917 | 138,979 | 134,045 | 344,941 |
| 都市計画税 | | 2,327 | 19,216 | 10,215 | 31,758 |
| 税減免合計 | | 129,034 | 292,236 | 264,965 | 686,235 |

出所：平成19年度決算

51

# 民間資金の活用

- PFIの活用

－道路＝道の駅の収益権・道路周辺の開発権の付与

－学校・病院＝コンセッション方式・収益事業（例：マンション等）との一体化開発

－空港・港湾＝コンセッション方式

- 被災者支援

－被災者の土地を買い上げ⇒住宅・生活再建資金

－買い上げ資金の調達

－土地の再開発による収益から資金回収

－民間譲渡（ＰＦＩ）による一体開発

⇒復旧・復興からの経済収益を活用

52

# 事業運営権

- 内閣府は19日、民間資金活用による社会資本整備（PFI）を促進するため、国や地方が所有するインフラ施設を使って収益事業を展開できる事業運営権を創設、民間企業に長期間にわたって付与する新方式を導入する方針を固めた。民間企業はこの権利を担保に資金調達でき、固定資産税もかからず、行政側には権利譲渡で収入が得られるメリットがある

  時事通信
- 事業運営権＝「擬似的」所有権
  - －可処分可能性（移転可能性）
  - －残余請求権（収益性）

  ⇒韓国・フランスでは既に実績あり

53

## PFI（Private Finance Initiative）とは

○公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき実施

＜PFIの推進により期待される効果＞
1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

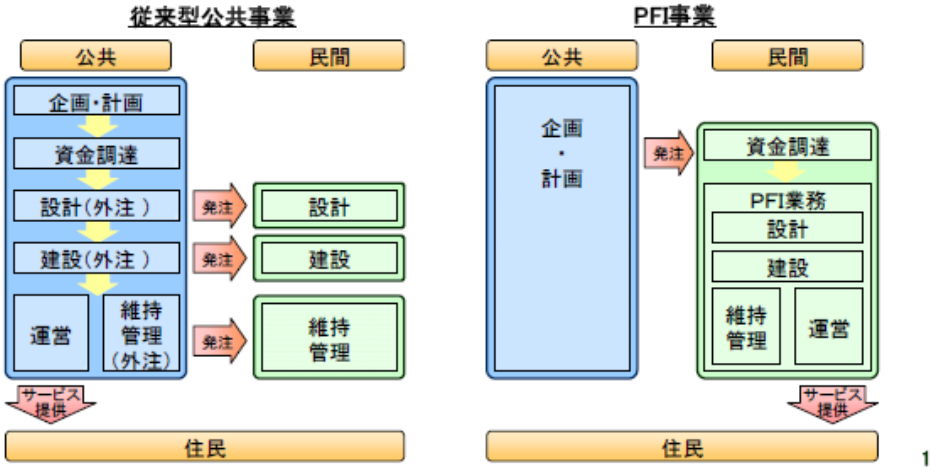


1

出所：ＰＦＩ推進委員会資料

# 民間資金活用と規制

➢現行のＰＦＩは低調
⇒民間資金の活用はうまくいかない？
⇒民間資金が投入しやすい環境整備（規制緩和等）が不可欠

➢民間主導の開発が失敗するリスク？
⇒現行制度では成功する機会を逸失

| 規制 / 復興 | 現行制度（規制・許可制） | 構造改革特区（規制緩和） |
|---|---|---|
| 現行制度 | | |
| ＰＦＩ等民間資金の活用 | ・農地・住宅地の再開発集約への制約<br>・民間資金の投入を阻害 | |

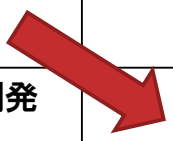

55

# 復興への工程表

56

# 復興の「三位一体」

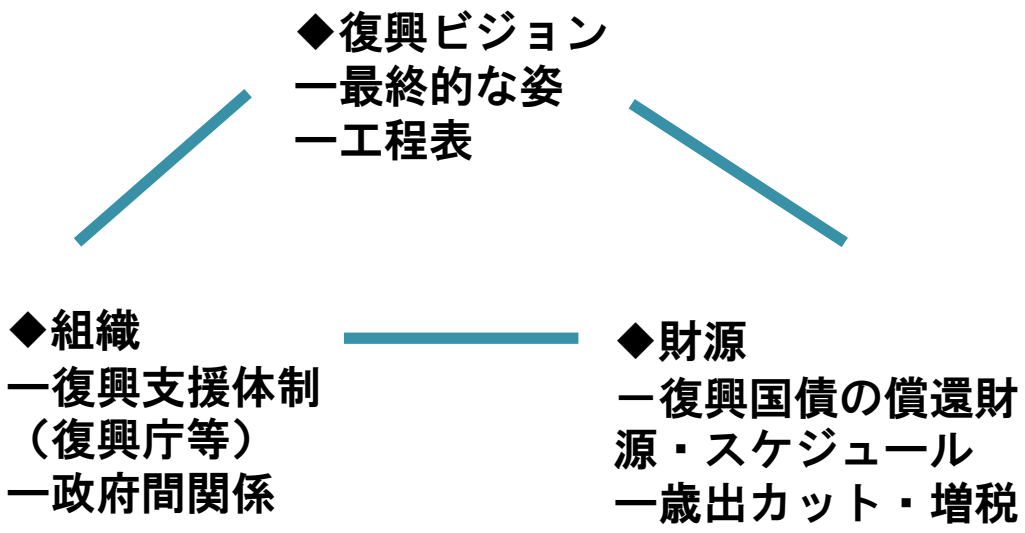


57

# 何故構造改革か？（その２）

| | 現行制度 | 構造改革 |
|---|---|---|
| 平時 | ・経済の低迷（「日本経済はもはや一流ではない」）<br>・国・地方の債務の累積<br>・高齢化の進展・社会保障費の増加 | |
| 震災復興時 | ・財源確保が困難<br>・既得権益は温存＝復興負担の偏り<br>・新たな「バラマキ」＝政治的利権<br>・国と地方、公共と民間の責任関係が曖昧<br>・縦割り型・五月雨式の復旧・復興<br>・経済の低迷の長期化 | ・復興財源の確保<br>・優先順位付け（メリハリ）のある復旧・復興<br>・包括的復興計画（ビジョン）<br>・新たな経済成長への道筋 |

58

# 政策体系（制度設計）としての震災復興

| | 対象 | 関連する政策 | |
|---|---|---|---|
| | | 短期 | 中長期 |
| 地域 | 被災地自治体<br>被災地以外 | ◆特別交付税・補助金 | ◆交付金？ |
| 当事者 | 被災者・企業<br>納税者<br>市場（国債保有者） | ◆仮設住宅<br>◆被災者生活再建支援金<br>◆つなぎ融資<br>◆復興国債 | ◆住宅融資<br>◆賃貸住宅斡旋<br>◆自立支援<br>◆減税・規制緩和<br>◆復興税 |

➢一つの政策・施策（例：仮設住宅、被災者生活再建支援金）だけを取り上げて論じることはできない
⇒制度設計の視点

59

# 復興の三段階（その1）

- 復興を次の三段階に区分する
  ー第2段階までは国（復興庁）が主導的役割

第1段階（短期）
- 被災者の生活再建と企業の生産回復を優先
  ⇒タイプ１エラーの回避を優先して、タイプ２エラーは甘受
- 財源は歳出の見直しと国債を中心

第2段階（中期）
- 復興ビジョンに即した企業・被災地域の「線引き」
- メリハリのある復興事業（タイプ2エラーを回避）
- 復興地域のまちづくりに向けた地元との協議
- 税制の抜本改革（課税ベースの拡大等）

第3段階（中長期）
- 災害弱者の受け皿としてのセイフティーネットの整備
- 被災地の構造改革の本格実施
- 国主導から地方主導への転換（地方分権の推進）

60

# 復興の三段階（その２）

| | 被災者支援 | 被災地企業 | 被災地 |
|---|---|---|---|
| 第1期（～1年） | ◆当面の生活・住居の確保<br>◆二重ローン対策 | ◆緊急融資<br>◆生産体制の回復 | ◆ライフライン、インフラの復旧<br>◆風評被害対策 |
| 第2期（1年～5年） | ◆自立可能な被災者への支援<br>ー低利の住宅融資<br>ー職業の斡旋・技能向上への支援<br>◆災害弱者への社会政策（所得補償） | ◆復興ビジョンに即した継続可能な企業への支援<br>◆競争力のない企業の清算 | ◆地域の再編成（集約化）<br><br>◆復興特区<br>ー税の減免<br>ー規制緩和 |
| 第3期（5年～10年） | ◆平時のシステムへの移行<br>◆セイフティーネットの整備 | ◆東北経済の構造改革（新興企業の育成等） | ◆復興庁の州政府化・自治体への権限移行 |

61

# 「危機」の中の復興

- 福島原発事故の収束は未だに見えていない
  ⇒復興か収束か？
- 原発事故、電力不足、風評被害　「リスク」ではなく「不確実性」要因
- 賠償金額を含めて、複数の「シナリオ」に応じた復興プラン・工程表の作成
- 楽観～悲観シナリオ：復興費用・復興期間
- 合わせて柔軟、安定的な復興財源の確保

62

# 復興財源の「ペッキング・オーダー」

- 復興財源の規模に応じて（1）国債増発（埋蔵金の取崩し）、（２）歳出カット（項目別）、（3）増税（税目別）による財源確保を区分・ルール化⇒「不確実」な復興費用に対応

- 復興予算ごとに財源で紛糾することを予め回避

⇒「デフォルト」としてのペッキング・オーダー

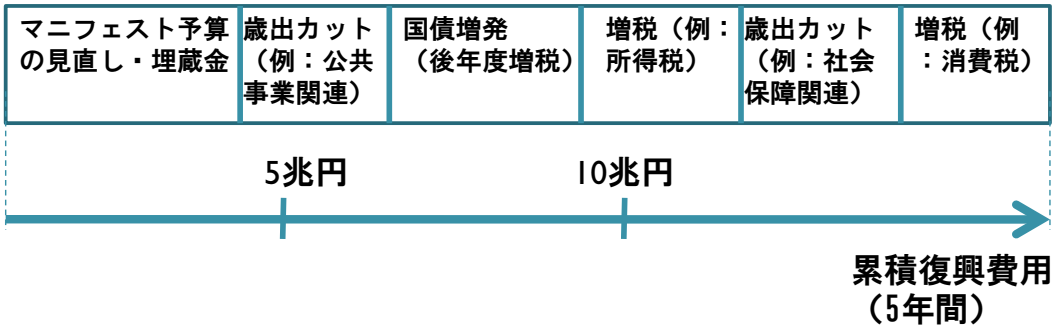


63

# 税・財政文化の転換点

| | 従前 | 震災後 |
|---|---|---|
| 財政赤字 | 総論賛成・各論反対 | 財政赤字は「買いだめ」と同じ⇒権益の「既得化」が財源不足の原因 |
| 税 | ・自分以外の誰かが負担<br>・自分が増税＝不公平 | ・税は皆が「広く薄く」負担すべきもの<br>・社会参加の「会費」 |
| 無駄 | 自分の既得権益は聖域化 | ゼロベースで精査 |
| 帰結 | 当事者意識の欠如<br>政治・財政への無関心 | 当事者意識<br>政府への監視 |

64

# 税・財政文化の転換点その２

| | 従前 | 震災後 |
|---|---|---|
| 政策 | 既存の法律の活用・解釈 | 特別立法が必要 |
| アナウンスメント | 相手を煙にまく | 明確なメッセージ |
| 利害の対立 | 玉虫色の解決＝都合のよい解釈の余地を残す | 超党派的協定 |
| 予算の財源 | 既得権益と波風を起こすことなく、細かくかき集める | ・既得権益の見直し<br>・納税者・市場との対話 |

65

# 参考：従来型の手法

- 財源負担の所在を事前に曖昧に
  ⇒従来型手法＝事後的裁量の余地を残す
  ＝事前には各当事者に「都合良く」解釈
  ⇒制度の予見可能性を損ねる

| | |
|---|---|
| 地震保険法 | 第八条政府は、地震保険契約による保険金の支払のため特に必要があるときは、保険会社等に対し、資金のあっせん又は融通に努めるものとする。 |
| 被災者生活再建支援法 | 第九条３　都道府県は、・・・（被災者生活再建支援）基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。<br>第二十条　国は、第九条・・第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。 |

66

## 「未来への投資」徹底

- 将来の大規模震災（首都直下等）に備えた防災の徹底
- 高度防災技術の開発と海外への輸出展開
- 省エネルギー技術の開発
- 高度な技術開発・経営を担う人材，企業の育成
- 世界に先駆けて，災害に強く，省エネルギーの経済・社会を構築
- 20年後に再び日本の時代が来ることを期待

67

## 「危機」を「機会」へ

| 危機 | 機会 |
|---|---|
| 原発事故 | ・エネルギー政策の転換・安全技術の開発 |
| 電力不足 | ・電力自由化と電力の新規事業者の参入<br>・省エネルギー技術・社会の構築 |
| 震災による被災地の損害 | ・新しい産業・企業の育成，<br>・既存企業の再編・競争力向上 |

68

# 新しい日本？

- 新しい日本への「環境整備」

➢ 具体的な将来の日本像（福祉国家？市場主義？）は国民全体の総意による

- 環境整備＝将来像を描くための選択肢を増やす

- 震災復興のほか現在我が国が抱える課題に取り組む（先送りはしない）

➢ 財政再建＝財政の持続性の担保
➢ 社会保障制度改革＝世代間格差の是正
➢ 環境・エネルギー問題＝省エネ技術・社会の構築
➢ 経済のグローバル化＝世界に埋没しない日本経済の確立

69

# 復興に向けた8カ条

70

# 第１条：国民・市場との対話

- 政府は震災復興プランの立案・実施、復興財源の確保において被災者、納税者、市場との対話（「シグナル」）を意識して努める

- 被災者には、多様なニーズに応じた支援の内容、復旧・復興の工程表を明らかにし彼等の生活・住宅再建における予見可能性を高めるとともに、過度な期待・不安を煽らない（できることできないことを明確化）

- 納税者に対しては復興財源の確保に伴う増税の趣旨を明らかにして理解を求める
  ー震災復興は国民全員参加の事業
  ー復興の負担は「公平」

- 市場に対して震災が財政の規律を弛緩させないこと、復興事業に伴う国債の元利償還費は手当されている旨を説明、国債への市場の信認を損なわない配慮をする

71

# 第２条：復興から新しい日本へ

- 震災復興のグランド・ビジョンは被災地の復興のみならず、我が国の「新しい形」を示す
  ー現在の危機への理解を国民と共有するとともに、長く続くであろう復興への努力・負担を通じた将来への希望（新たな日本像）を示す
  ー復興のビジョンと工程表を明らかにする（実効性のある「希望」を与える）

- 震災の危機を経済危機、財政危機に連鎖させないための措置を講じる
  ー「危機」を「機会」に転じる経済財政構造改革に着手する
  ー復興を契機に経済のグローバル化、社会の高齢化、地球環境問題という新たな経済・社会環境に対応すべく、震災復興を経済・財政の構造改革に繋げる

72

# 第３条：復興院の設立と地方分権

- 「一国一制度」から「一国多制度」（東西間で異なる分権化を許容）への転換を図る

- 全国一律な地方分権改革を転換する

ー直接に被災の影響を被らない中部・西日本において、広域自治体の形成等、道州制に向けた地方分権（地域主権）を進めることで、当該地域の自主・自立を促す

ー「平時」ではなく「非常時」に対応として、被災地における国の支援・関与を強化・徹底する。

ー「一括交付金」を活用して、構造改革に努める被災地を重点的に支援する

ー国の機関として東北復興院を設け、復興の財源・権限の一元化（集権化）する

ー東北復興院の管轄・財源、権限を将来的に東北州政府の基礎とする

73

# 第４条：被災地の構造改革

- 復旧・復興は「原形復旧」ではなく、競争力と発展性・創造性を有した地域経済への転換を図る

ー復旧・復興事業においては地元の雇用を拡大し、人材の流出を抑える

ー経済政策と社会政策を使い分ける。

ー自立できる被災者には自立の機会（雇用・融資）を与える一方、長期的支援を要する災害弱者への支援を徹底する

ー既存産業・農業の近代化・効率化を進め、競争力を高める

ー新規企業・新規産業の育成を図る

ー今後とも災害リスクの高い、過疎の進んだ地域からの撤退を含め、地域（居住地域）の再編成を行う

ー被災地を「構造改革特区」に指定するなど、規制緩和・税の減免を行い、新たな成長センターを支援する

74

# 第５条：財政悪化への歯止め

- 震災復興がソブリン・リスク（財政危機）に繋がることを回避すべく、国債に対する市場からの信認の確保に努める

  ―国債の日銀引受、会計操作など市場から財政規律の弛緩を疑われる事態は回避する

  ―震災国債を既存の国債と区分経理し、その元利償還財源を予め明らかにする

  ―直接復興に関わらない予算については「財政運営戦略」に即して財政再建を進める

  ―復興のコストを長く担っていく若年世代・将来世代に配慮すべく、財政再建に係る「世代間格差」を是正する（震災国債の借り換えは行わない）

75

# 第６条：税財政改革の実施

- 無駄な歳出の削減に際して費用対効果に従い政策の「優先順位」を明らかにした予算の配分ルールを定める

  ―子ども手当等に限らず、年金を含む社会保障・公共事業、交付税など「聖域化」することなく、無駄の削減に努める

  ―歳出の費用対効果の検証を徹し、予算に反映させるルールを作る

- 合わせて震災復興のための増税と抜本的税制改革を実施する

  ―増税は消費税、（課税所得を拡大した）所得税など国民が広く薄く負担する税目とする

  ―臨時増税を契機に課税ベースの見直し、税収確保・再分配機能の充実など税制の抜本改革に繋げていく

76

# 第7条：民間資金の活用

- 震災復興においてはＰＦＩ等民間資金を積極的に活用する

ー復興可能な被災地について国が被災者の土地を買い上げ、当該被災者の生活再建資金にするとともに、一体的な再開発を実施することを選択肢として持つ

ー再開発は自治体・住民等関係者が参加する協議会を設置、地元の意向をくみ取りつつ、民間開発事業者が政府からの事業運営権（コンセッション方式）等で実施する

ー道路・公共施設の復旧においては周辺の収益事業（例：道の駅）と事業を一体化、民間事業者（コンソーシアム）にその実施を委託する

ー再開発地域に対して政府・自治体は税の減免を行うなど財政的に支援をする

77

# 第8条：未来の震災への備え

- 将来予想される首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震など新たな自然災害の驚異に備える

ー自治体による防災対策を徹底する

ーインフラ更新・地域の再編成を含めて、災害に強い国土の発展に努める

ー自助努力・事前の備えとして住宅の耐震化・地震保険の加入率向上を図る

ーサプライチェーンの断絶に備えた企業のＢＣＭの普及に努める

ー東北関東大震災の経験を生かした、新たな安全技術の開発を進める

ー被災時の電力等エネルギー確保のため電力市場等の規制改革に着手する（市場原理の活用なしに安定供給はありえない）

ー災害に強いインフラ技術を将来日本の輸出分野として育成していく

78

# 企業ごとに市場の規模が異なる場合のシュタッケルベルグ・ヤードスティック規制

藤本　正樹
近畿大学経済学部

## Ⅰ．　序

多くの場合に地域独占によって財・サービスの供給が行われている公益事業において、コスト削減などの経営効率化に向けての努力を促す方法の一つとしてヤードスティック方式というものがある。[1]この方式では、各地域にある公益企業に対して、適当な方法によって全企業の業績を計るための基準を算定し、その基準によって各企業を相対評価し、格付けを公表したり結果を料金査定に反映したりしている。つまり、直接的な競争相手がいない独占企業に他地域の独占企業と間接的に競争させるのである。[2]

このようなヤードスティック方式を理論的に分析した先駆として Shleifer (1985) がある。そこでは、各企業に対してそれ以外の企業の費用の平均を基準として示し､その基準となる仮想的なシャドー企業との費用削減競争を行わせる状況が分析されている。結果として、シャドー企業との費用削減競争のナッシュ均衡において社会的厚生が最大となることが示されている。そのときの重要な前提条件として､すべての企業が同質的であるということが仮定されている。もしその仮定が満たされなければ､そのような最適な結果は得られない。

本稿では、競争させられる企業間に差がある場合には、どこを全企業の業績を測る基準として用いれば良いのかを理論的に明らかにする。特に、考えられる企業間の差のうちで外生的な需要側の要因、その中でも直面する市場規模の差を扱う。現実には、各地域にそれぞれの地域市場がある場合、地域の地理的

---

[1] ヤードスティック規制の現実の適用例として、イギリスの水道事業(Cowan, 1997)やアメリカの診療報酬制度(Shleifer, 1985)、そして日本の鉄道事業(Mizutani, 1997)、電力事業、都市ガス事業、乗合バス事業、タクシー事業などがある。脚注 3 も合わせて参照されたい。

[2] この最後のまとめ方は、林・小川・別所(2010)に負っている。

条件や面積や人口、さらにインフラ整備の程度や産業構造の違いなどの外生的要因によって、市場間には需要規模の格差がどうしようもなく存在している。そのような格差の下では、大規模な需要からくる効率化のメリットをうまく生かして効率化を推し進めていける企業もあれば、不利な条件の下で効率化がなかなか進まない企業も出てくるだろう。このときに、一般に認識されているように「経営効率の高い企業の指標を基準に比較する」[3]のであれば、市場規模が小さい企業に対して、その責任によらないことによって過剰な、あるいは、無理な努力を強いることになりかねないのではなかろうか。ここでは、そのような考えを持ちつつ、その基準の決め方を理論的な分析に基づいて明らかにしてやる。

本稿で得られる結果の現実的なインプリケーションは以下の四点である。第一に、ここで提示するヤードスティック規制は均衡において社会的厚生を最大にするものではなく、全企業の中から基準となる企業を選び出すという制約の下でのセカンド・ベストを実現するものである。つまり、どの企業を基準にしたとしてもファースト・ベストが実現されるわけではない。ただし、基準となる企業は全市場での厚生損失の和が最小となるように選んである。第二に、ここで提示する方式は、すべての企業に対して同じ基準を適用するものである。具体的には、ある特定企業の費用をプライス・キャップ（価格上限）とした全国一律価格を採用するものである。よって、本稿の結果によって市場ごとに規模が異なる場合にでも全国一律価格を用いることについての一定の根拠が与えられる。第三に、ここで提示する方式は、従来のものに対して基準となる企業の選び方を変えた改良版であり、理論的には従来のものと密接な関係を持っている。しかし、従来のものと比べて社会的厚生の面では厳密に優越する。第四に、その社会的厚生面での優越は、(1)財が供給される地域市場の数が少なく、(2)財の需要の価格弾力性が小さく、(3)生産効率化に必要な追加的投資の限界

[3] この記述は「2006年版　経済新語辞典」の解説による。この考えに基づいた査定方法として、例えば電力事業では、「３つのコストそれぞれについて同業他社比較を行い、劣後していると判断されれば、効率化目標額として一定の金額を料金算定時の原価から除外する（圓尾,2006)」こととしている。具体的な手続きとしては、電力会社に費用削減の程度によって点数と順位を付けてグループ分けを行い、より下位になるほどより大きく減額査定するようにしている。その他のケースについては、「公共料金の窓　消費者庁ホームページ」を参照のこと。

費用が大きいほど、より大きくなる。

本稿の構成は以下のとおりである。先ず第２節でモデルを提示する。これはShleifer (1985) のモデルに地域ごとの市場規模の違いを導入したものである。そして第３節では、二種類のヤードスティック規制の方法を導入する。第一のものは、すべての企業に対してその他の企業の費用の平均を基準とし、従来型のクールノー・ナッシュ的な費用削減競争が行われるヤードスティック規制である。そして第二のものは、ある特定の企業の費用をその他の企業に対しての基準とし、そしてその特定の企業に対しての基準はそれ以外の企業の費用の平均とするようなヤードスティック規制である。この場合、企業間の費用削減競争は、選ばれた特定企業をリーダーとし他の企業を追随者としたシュタッケルベルグ的なものになる。[4]第４、５節では、各ヤードスティック規制の下での均衡点とその厚生水準を順番に明らかにしていく。第６節ではその二つの結果を比較し、そして第７節ではそれぞれの場合の厚生損失を数量的に評価する。

## Ⅱ．　モデル

ここでは$n+1$の企業が存在し、各企業はそれぞれ別々の市場で地域独占者として財の供給を行っている状況を考える。ここで、各企業は自らの市場では独占者であることから、企業$i$（$i=1,\ldots,,n+1$）が財の供給を行っている市場を市場$i$と呼んでおく。市場$i$では、企業$i$は右下がりの市場の需要曲線$q(p_i;\alpha_i)=\alpha_i-\beta p_i$（$\beta>0$）に直面している。ここで、市場の需要量は正であることから、価格は$p_i\in[0,\alpha_i/\beta]$である。本稿では、需要量の差に現れる市場規模の違いを重要視するために、需要関数$q(\cdot;\cdot)$そのものは企業間で差はないものとする。また市場規模は、その中でありうる潜在的な需要量の差として現れてくることから、需要量と正の相関を持つシフト・パラメータ$\alpha_i>0$を市場規模の指標として用いる。ここで、市場規模については、最大値と最小値が存在するものとする：すべての$i$に対して$\alpha_{\min}\le\alpha_i\le\alpha_{\max}$。

政府の目的は、全ての市場での経済厚生を最大化することである。そのため

[4] 寡占市場におけるクールノー・モデルやシュタッケルベルグ・モデルについては、標準的なミクロ経済学のテキスト、例えば西村(1995)などを参照のこと。

に、市場で財が供給される際の価格上限（プライス・キャップ）$p_i$を設定し、その実現に生産の効率化が必要となる場合には定額補助金$T_i$を与えて追加的な投資を行わせる。まず、各企業の生産費用関数は線形$cq_i$であるとし、初期の限界費用$c$は一定の$c_0$であるとする。そして、企業$i$が費用額で$\Psi(c_i)=\gamma(c_i-c_0)^2$だけの生産効率化のための投資を行えば、限界費用を$c_i$（$c_i<c_0$）まで引き下げることができるとする。この投資費用関数$\Psi(\cdot)$は企業間で同じものとしておく。ここではパラメータ$\gamma>0$より、この投資費用$\Psi(c_i)$は Shleifer（1985）の仮定を満たす：$\Psi(c_0)=0$、$\Psi'(c_i)=2\gamma(c_i-c_0)<0$、かつ$\Psi''(c_i)=2\gamma>0$。

以上の設定の下で、投資費用と補助金を考慮した場合の企業$i$の利潤は以下のようになる。

$$V_i=(p_i-c_i)q(p_i;\alpha_i)-\Psi(c_i)+T_i$$

市場$i$での社会的余剰を、通常通りに消費者余剰と生産者余剰（企業の利潤）の合計で定義すれば、それは

$$W_i=\left\{\int_{p_i}^{\alpha_i/\beta}q(x;\alpha_i)dx\right\}+(p_i-c_i)q(p_i;\alpha_i)-\Psi(c_i)$$

となる。ただし、ここでは課税の超過負担などの公的資金のシャドー・コストはゼロとしている。よって、補助金の財源を消費者への課税に求めたとしても、そのときの消費者から企業への所得移転は社会的余剰の大きさには影響を与えない。[5]

ここで、政府が各市場での社会的余剰の最大化を行った場合の最適なプライス・キャップ$p_i^*$と企業の限界費用$c_i^*$と補助金$T_i^*$は以下の一階条件を満たす：

$$T_i^*=\Psi(c_i^*)$$

$$p_i^*=c_i^* \tag{1}$$

$$q(p_i^*;\alpha_i)=-\Psi'(c_i^*) \tag{2}$$

ここでは、これらの一階条件を満たす最適解が、もっともらしい範囲に一意に存在するために、以下のことを仮定する。

---

[5] ここで、ある財市場に課税を導入することによって1円調達する場合、そのことにかかるコストが消費者余剰の減少分なども含めて1円よりも大きい$1+\lambda>1$とすると、課税と補助金を用いた消費者から生産者への所得移転は$\lambda>0$だけの社会的余剰の減少を引き起こす。そのときの超過負担$\lambda>0$を公的資金のシャドー・コストという。課税の超過負担と公的資金のシャドー・コストについては、Laffont and Tirole (1993)の p.38 やその参考文献を参照のこと。

**仮定：**

(a) すべての$i$に対して、初期の費用は以下の範囲にある：

$$\frac{\alpha_i}{2\gamma} < c_0 < \frac{\alpha_i}{\beta}$$

(b) そして、そのような区間が空でないものとする：

$$2\gamma > \beta$$

ここで、これらの仮定の意味を示す。まず仮定(a)の下では２式：

$$q(0;\alpha_i) = \alpha_i < 2\gamma c_0 = -\Psi'(0)$$

$$q(c_0;\alpha_i) = \alpha_i - \beta c_0 > 0 = -\Psi'(c_0)$$

が成立するので、一階条件を満たす最適解は0と$c_0$の間にある。また、仮定(b)の下では最大化の二階条件：

$$-\partial q(c;\alpha_i)/\partial c - \Psi''(c) = \beta - 2\gamma < 0$$

が満たされ最適解は一意となる。グラフの中では、仮定(a)と(b)が満たされている場合には一階条件の右辺の曲線$\Psi(\cdot)$は左辺の曲線$q(\cdot)$を上から下に横切ることになる。以下では、得られた式の符号の判定を行う場合に、上記の仮定を断りなく使っていく。

関数を上記のように特定化しておけば、最適解の組$(p_i^*, c_i^*, T_i^*)$は以下のようになる。

$$(p_i^*, c_i^*, T_i^*) = \left( \frac{2\gamma c_0 - \alpha_i}{2\gamma - \beta}, \frac{2\gamma c_0 - \alpha_i}{2\gamma - \beta}, \gamma \left( \frac{\alpha_i - \beta c_0}{2\gamma - \beta} \right)^2 \right) \tag{3}$$

ここから、最適な価格$p_i^*$と限界費用$c_i^*$は市場規模$\alpha_i$が大きくなるほど低くなり、最適な補助金$T_i^*$は市場規模$\alpha_i$が大きくなるほど高くなることが分かる。

これらの最適解を用いると、最大化された社会的余剰は：

$$W_i^* = \left\{ \int_{p_i^*}^{\alpha_i/\beta} q(x;\alpha_i)dx \right\} - \Psi(c_i^*)$$

$$= \frac{2\gamma^2}{\beta} \left( \frac{\alpha_i - \beta c_0}{2\gamma - \beta} \right)^2 - \gamma \left( \frac{\alpha_i - \beta c_0}{2\gamma - \beta} \right)^2$$

$$= \frac{\gamma(\alpha_i - \beta c_0)^2}{\beta(2\gamma - \beta)}$$

となる。ここから、最大化された社会的余剰$W_i^*$は市場規模$\alpha_i$が大きくなるほど大きくなることが分かる。

## Ⅲ．　ヤードスティック規制の導入

本節では、各市場の社会的余剰を最大化することを意図する政府が目的の実現のためにヤードスティック規制を用いる場合に、いかなる基準を設定すれば良いのかについて、選択肢を二つ導入する。それらは以下のものである。

１．　どの企業$i$（$i = 1, \cdots, n+1$）に対しても、それ以外の企業の平均値$\bar{c}_i = \left(\sum_{j \neq i} c_j\right) \Big/ n$を基準とする。その場合の利潤への影響はプライス・キャップを$p_i = \bar{c}_i$、補助金額を$T_i = \Psi\left(\bar{c}_i\right)$とすることで現れる。[6]

２．　市場規模が全体の平均値となる企業$m$の限界費用$c_m$を基準としてそれ以外の企業へのプライス・キャップ$p_i = c_m$と補助金額$T_i = \Psi(c_m)$を決定する。そして、その企業$m$には、それ以外の企業が選択した限界費用の平均$\bar{c}_m = \left(\sum_{j \neq m} c_j\right) \Big/ n$を基準としてプライス・キャップ$p_i = \bar{c}_m$と補助金額$T_i = \Psi\left(\bar{c}_m\right)$を決定する。

この第一の設定法の下では、どの企業も他の企業の決定を所与として自らにとって最適な決定を行うことになる。つまり、企業間の費用削減競争は追随者同士で行われ、クールノー・ナッシュ的である。それに対して、第二の設定法では、各企業$i$（$i \neq m$）は企業$m$の決定を所与として自らにとって最適な決定を行っており、他方では、企業$m$は自らの決定に対するその他企業の最適反応に対しての最適化を行っている。この場合、企業間の費用削減競争は一社のリ

[6] ここでは、計算の都合上、補助金の決定法を Shleifer (1895) によるそれ以外の投資費用の平均$T_i = \overline{\Psi(c_i)}$ではなく、上記のように、それ以外の平均となる限界費用を実現するための投資費用$T_i = \Psi\left(\bar{c}_i\right)$としておく。

ーダーと多数の追随者で行われ、シュタッケルベルグ的である。

以下では、第二番目のシュタッケルベルグ的なヤードスティック規制が、第一番目のクールノー・ナッシュ的な規制よりも社会的厚生（社会的余剰の大きさ）の面で優れたパフォーマンスを実現することを示す。つまり、シュタッケルベルグ的な規制のメリットは、プライス・キャップや補助金額を求める際の計算量が少なくてすむ（あるいは、計算回数が少なくなる）だけではないということが後の議論から分かるのだ。

## Ⅳ．　クールノー・ナッシュ的ヤードスティック競争

ここでは、クールノー・ナッシュ的な競争が行われる場合の価格と限界費用の値についての結果を示す。ここでの結果は以下のようにまとめられる。

**命題 1**：クールノー・ナッシュ的なヤードスティック競争の下では、

(1)企業の直面する市場規模 $\alpha_i$ が全体の平均 $\alpha_m = \sum_i \alpha_i / (n+1)$ より大きい場合には、ナッシュ均衡価格 $p_i^e$ は最適価格 $p_i^*$ と均衡限界費用 $c_i^e$ を上回る。さらに、均衡限界費用 $c_i^e$ はその最適水準 $c_i^*$ を上回る。つまり：

$$p_i^e > c_i^e > c_i^* = p_i^*$$

(2) その市場規模が平均に等しい場合には、均衡での価格 $p_m^e$ と限界費用 $c_m^e$ は最適水準 $p_m^* = c_m^*$ に一致する。

(3) 市場規模 $\alpha_i$ が全体の平均より小さい場合には、ケース(1)と逆の結果が得られる：　$p_i^e < c_i^e < c_i^* = p_i^*$。

**証明**　企業の利潤は $V_i = (p_i - c_i) q(p_i; \alpha_i) - \Psi(c_i) + T_i$ である。ここで、投資費用関数は $\Psi(c_i) = \gamma (c_i - c_0)^2$、需要関数は $q(p_i; \alpha_i) = \alpha_i - \beta p_i$、そしてプライス・キャップは $p_i = \bar{c}_i$ である。これらを用いると、利潤は以下のように書くことができる：

$$V_i = -\gamma c_i^2 + \left[ A_i + \beta \bar{c}_i \right] c_i + (\gamma - \beta) \bar{c}_i^2 - A_i \bar{c}_i$$

ここで、記号 $A_i = 2\gamma c_0 - \alpha_i$ を使っている。

これを $c_i$ で微分することによって、利潤最大化の一階の条件が得られる。

$$-2\gamma c_i + A_i + \beta\frac{1}{n}\sum_{j\neq i} c_j = 0$$

ここでの書き方では定義 $\bar{c}_i = \left(\sum_{j\neq i} c_j\right)\Big/ n$ を使っている。これらの一階条件を $i$ について足していき、関係 $\sum_{i=1}^{n+1}\sum_{j\neq i} c_j = n\sum_{i=1}^{n+1} c_i$ を使えば以下の式を得る。

$$\sum_{j\neq i} c_j = -c_i + \frac{1}{2\gamma-\beta}\sum_{i=1}^{n+1} A_i$$

この式を一階条件へと代入すれば、ナッシュ均衡限界費用を得る。

$$c_i^e = \frac{n}{2n\gamma+\beta}A_i + \frac{\beta}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)}\sum_{i=1}^{n+1} A_i \tag{4}$$

特に $i=m$ のとき、 $A_m = \sum_i A_i \big/ (n+1)$ を使えばこれは

$$c_m^e = \frac{A_m}{2\gamma-\beta} \tag{5}$$

となり、最適水準に一致する。

前節で得られた最適限界費用 $c_i^* = A_i/(2\gamma-\beta)$ から、限界費用の最適値からの乖離は

$$c_i^e - c_i^* = \frac{\beta}{2\gamma-\beta}\frac{n+1}{2n\gamma+\beta}(\alpha_i - \alpha_m)$$

となる。ここで、市場規模平均を $\alpha_m = \sum_i \alpha_i \big/ (n+1)$ と書いている。また、 $A_m = 2\gamma c_0 - \alpha_m$ であることに注意せよ。

(4)式の均衡限界費用を用いると、定義にしたがって均衡プライス・キャップが求まる。

$$p_i^e = \frac{1}{n}\sum_{j\neq i} c_j^e = \frac{1}{2n\gamma+\beta}\left[\sum_{j\neq i} A_j + \frac{\beta}{2\gamma-\beta}\sum_{i=1}^{n+1} A_i\right] \tag{6}$$

この式を関係 $\sum_{j\neq i} A_j = \sum_{j=1}^{n} A_j - A_i$ を用いて整理すると、

$$p_i^e = \frac{1}{2n\gamma+\beta}\left[\frac{2\gamma}{2\gamma-\beta}\sum_{i=1}^{n+1} A_i - A_i\right] \tag{7}$$

を得る。特に $i=m$ のときこれは

$$p_m^e = \frac{A_m}{2\gamma - \beta} \tag{8}$$

となり、最適水準に一致する。

以上の結果より、均衡価格と均衡限界費用の差は

$$p_i^e - c_i^e = \left(\frac{n+1}{2n\gamma + \beta}\right)(\alpha_i - \alpha_m) \tag{9}$$

となる。また、均衡価格と前節の式(3)に示された最適価格 $p_i^* = A_i/(2\gamma - \beta)$ の差をとれば、価格の最適水準からの乖離は

$$p_i^e - p_i^* = \frac{2\gamma}{2\gamma - \beta}\left(\frac{n+1}{2n\gamma + \beta}\right)(\alpha_i - \alpha_m)$$

となる。以上の結果より、命題の結果が成立する。 **証明終了**

ここで均衡水準と市場規模の関係について、平均市場規模 $\alpha_m$ を一定とすると

$$\frac{\partial p_i^e}{\partial \alpha_i} = \frac{1}{2n\gamma + \beta} > 0$$

$$\frac{\partial c_i^e}{\partial \alpha_i} = -\frac{n}{2n\gamma + \beta} < 0$$

となることにより、市場規模 $\alpha_i$ が大きいほど均衡価格 $p_i^e$ は高くなり均衡限界費用 $c_i^e$ は安くなることが分かる。

また、均衡における企業の利潤は

$$\begin{aligned} V_i^e &= (p_i^e - c_i^e)(\alpha_i - \beta p_i^e) - \gamma(c_i^e - c_0)^2 + \gamma(p_i^e - c_0)^2 \\ &= (p_i^e - c_i^e)[\gamma(p_i^e + c_i^e) - \beta p_i^e - A_i] \\ &= \gamma\left(\frac{n+1}{2n\gamma + \beta}\right)^2 (\alpha_i - \alpha_m)^2 > 0 \end{aligned} \tag{10}$$

となる。[7]この式中での記号の定義はこれまでどおりである。利潤の右辺では $(\alpha_i - \alpha_m)^2$ が掛かっていることから、市場規模が平均の場合には利潤がゼロとなる。これは、その市場では価格も限界費用も最適水準になっていることに対応した結果である。そして、市場規模が平均とは異なる場合には、その市場規模

[7] この結果の導出については、補論 1 を参照のこと。

が平均から乖離しているほど利潤は大きくなることが分かる。よって、大きな利潤を得るのは、市場規模が大きく最適水準に比べて高価格・高費用で財の供給を行っている場合だけではなく、市場規模が小さく最適水準に比べて低価格・低費用で財の供給を行っている場合でもそうなのだと言える。

また、企業への移転$T_i$を差し引かない場合の消費者余剰は

$$\int_{p_i^e}^{\alpha_i/\beta} q(x;\alpha_i)dx = \frac{1}{2}\left(\alpha_i - \beta p_i^e\right)^2$$

$$= \frac{1}{2\beta}\left(\frac{4n\gamma^2(\alpha_i - \beta c_0) + 2\beta\gamma(\alpha_m - \beta c_0) - 2n\beta\gamma(\alpha_i - \alpha_m)}{(2n\gamma + \beta)(2\gamma - \beta)}\right)^2 \qquad (11)$$

となる。[8]

## Ⅴ．　シュタッケルベルグ的ヤードスティック競争

本節では、市場規模が全体の平均$\alpha_m = \sum_i \alpha_i / (n+1)$である企業$m$をリーダーとしたシュタッケルベルグ的な競争の結果を明らかにする。その競争においては、最初に市場規模が平均である企業の限界費用$c_m$がその他の企業にとってのプライス・キャップ$p_i$（$i \neq m$）としてその他の企業に一律に示され、またその平均規模の企業の投資費用がその他の企業に対しての補助金として提示される$T_i = \Psi(c_m)$。次に、その他の企業がプライス・キャップと補助金を所与として各自の限界費用を利潤最大化によって決定する。そして、リーダーとなる企業$m$は、プライス・キャップがその他の企業の限界費用の平均$\bar{c}_m$となるため、他の企業の最適反応を所与として利潤を最大化するように自らの限界費用を決定することになる。この場合の結果は以下のようにまとめられる。

**命題 2**：シュタッケルベルグ的なヤードスティック競争の下では、すべての企業$i$で同じ価格が適用される、$p_i^s = p^s$。そして、

(1) 企業の直面する市場規模$\alpha_i$が全体の平均$\alpha_m = \sum_i \alpha_i / (n+1)$より大きい場合には、シュタッケルベルグ均衡価格$p^s$は最適価格$p_i^*$と均衡限界費用$c_i^s$を上回

[8] この結果の導出については、補論 2 を参照のこと。

る。さらに、均衡限界費用 $c_i^s$ はその最適水準 $c_i^*$ を上回る。つまり：

$p^s > c_i^s > c_i^* = p_i^*$

(2) その市場規模が平均に等しい場合には、均衡での価格 $p^s$ と限界費用 $c_m^s$ は最適水準 $p_m^* = c_m^*$ に一致する。

(3) 市場規模 $\alpha_i$ が全体の平均より小さい場合には、ケース(1)と逆の結果が得られる：$p^s < c_i^s < c_i^* = p_i^*$。

**証明**　ここで、投資費用関数が $\Psi(c_i) = \gamma(c_i - c_0)^2$、需要関数が $q(p_i;\alpha_i) = \alpha_i - \beta p_i$、プライス・キャップが $p_i = c_m$ で補助金が $T_i = R(c_m)$ であることより、追随者 $i$（$i \neq m$）の利潤は、命題 1 の場合と同様にして、

$V_i = -\gamma c_i^2 + [A_i + \beta c_m]c_i + (\gamma - \beta)c_m^2 - A_i c_m$

となる。ここで、記号 $A_i = 2\gamma c_0 - \alpha_i$ を使っている。この利潤を $c_i$ で微分することによって、企業の最適反応関数が得られる：

$$c_i(c_m) = \frac{A_i + \beta c_m}{2\gamma}$$

これより、$\overline{A}_m = \sum_{i \neq m} A_i / n$ と書くと、リーダーとなる企業 $m$ のプライス・キャップとなる最適反応の平均は以下のようになる：

$$p_m = \bar{c}_m = \frac{\sum_{i \neq m} c_i(c_m)}{n} = \frac{\overline{A}_m + \beta c_m}{2\gamma} \tag{12}$$

ここでは $A_m$ は $A_i$ の平均値であることから、それを除いたときの平均値はそれを含めたときの平均値に等しいことから $\overline{A}_m = A_m$ となる。そこで、企業 $m$ の利潤：

$$V_m = (p_m - c_m)(\alpha_m - \beta p_m) - \gamma(c_m - c_0)^2 + \gamma(\bar{c}_m - c_0)^2$$

について、プライス・キャップ $p_m = \bar{c}_m$ を代入して因数分解し、そこに(12)式の最適反応の平均を代入したうえで上記の関係 $\overline{A}_m = A_m$ を用いる。すると、利潤は以下のような形に書き直すことができる：

$$V_m = -\frac{1}{4\gamma^2}[A_m - (2\gamma - \beta)c_m][(\beta + \gamma)A_m - (2\gamma - \beta)(\beta + \gamma)c_m]$$

これを $c_m$ で微分し、利潤最大化の一階条件と最適反応関数を使うことによって、

シュタッケルベルグ均衡限界費用の組が得られる：

$$c_m^s = \frac{A_m}{2\gamma - \beta} \tag{13}$$

$$c_i^s = \frac{1}{2\gamma}\left[ A_i + \frac{\beta}{2\gamma - \beta} A_m \right] \tag{14}$$

これらより、関係 $p_m^s = \bar{c}_m = c_m^s = p_i^s$（$i \neq m$）が成立することが容易に確かめられる。よって、全ての $i$ について $p_i^s = p^s$ と書く。上記の関係と前節の最適水準 $p_i^* = c_i^* = A_i/(2\gamma - \beta)$ を使って、以下の関係式を得る：

$$p^s - c_i^s = \frac{1}{2\gamma}(\alpha_i - \alpha_m) \tag{15}$$

$$p^s - p_i^* = \frac{1}{2\gamma - \beta}(\alpha_i - \alpha_m) \tag{16}$$

$$c_i^s - c_i^* = \frac{\beta}{2\gamma(2\gamma - \beta)}(\alpha_i - \alpha_m) \tag{17}$$

以上の結果により、命題の結果が成立する。 **証明終了**

シュタッケルベルグ均衡水準と市場規模の関係は、平均市場規模 $\alpha_m$ を一定とすると

$$\frac{\partial c_i^s}{\partial \alpha_i} = -\frac{1}{2\gamma} < 0$$

となる。これより、均衡価格 $p^s$ はすべての市場で同じ水準であるが均衡限界費用 $c_i^s$ は市場規模 $\alpha_i$ が大きいほど安くなっていることが分かる。

命題２の結果から、以下のことが言える。まず、リーダーとなる企業 $m$ は最適な限界費用を選択するので、ゼロの利潤を得ることになる。それに対して、その他の企業 $i$（$i \neq m$）の均衡利潤は

$$V_i^s = (p^s - c_i^s)(\alpha_i - \beta p^s) - \gamma(c_i^s - c_0)^2 + \gamma(c_m - c_0)^2$$

$$= \frac{1}{4\gamma}(\alpha_i - \alpha_m)^2 > 0 \tag{18}$$

となる。[9]この式より、企業の直面する市場の規模が平均から乖離しているほど利潤は大きくなる。

一方、消費者余剰を見ると、規模が平均に等しい市場では最適水準に等しく

$$\int_{p^s}^{\alpha_m/\beta} q(x;\alpha_m)dx = \frac{2\gamma^2}{\beta}\left(\frac{\alpha_m - \beta c_0}{2\gamma - \beta}\right)^2$$

となる。一方、その他の市場では以下のようになる：

$$\int_{p^s}^{\alpha_i/\beta} q(x;\alpha_i)dx = \frac{1}{2\beta}\left(\frac{2\gamma(\alpha_i - \beta c_0) - \beta(\alpha_i - \alpha_m)}{2\gamma - \beta}\right)^2 \tag{19}$$

## Ⅵ．　ヤードスティック規制の比較

### ６．１ 均衡点の関係　線形・二次モデルでの結果

本節では、これまでに導入された二つのヤードスティック規制、クールノー・ナッシュ的規制とシュタッケルベルグ的規制、を比較する。後に分かるように、本節の結果がヤードスティック競争の特徴を最も良く示している。先ずは、命題１と２でそれぞれ導出された均衡価格と均衡限界費用についての比較から始め、これまでの結果を整理する。その結果は以下の命題にまとめられる。

**命題３：**

(1) 企業の直面する市場規模 $\alpha_i$ が全体の平均 $\alpha_m = \sum_i \alpha_i / (n+1)$ より大きい場合には、ナッシュ均衡価格 $p_i^e$ はシュタッケルベルグ均衡価格 $p^s$ を上回る。さらに、ナッシュ均衡限界費用 $c_i^e$ もシュタッケルベルグ均衡限界費用 $c_i^s$ を上回る。また、どちらの価格も限界費用も最適水準を上回っている：

$p_i^e > p^s > c_i^e > c_i^s > c_i^* = p_i^*$

(2) その市場規模が平均に等しい場合には、両均衡での価格 $p_m^e$ と $p^s$ そして限界費用 $c_m^e$ と $c_m^s$ はともに最適水準 $p_m^* = c_m^*$ に一致する。

(3) 市場規模 $\alpha_i$ が全体の平均より小さい場合には、ケース(1)と逆の結果が得ら

[9] この結果の導出については、補論３を参照のこと。

れる。つまり、: $p_i^e < p^s < c_i^e < c_i^s < c_i^* = p_i^*$。

**証明**　両均衡での価格・限界費用とそれらの最適水準の関係は、命題１と２で明らかとなっている。よって、ここでは命題１と２で得られた式から更に得られる以下の式を示しておく。

$$p_i^e - p_i^s = \frac{1}{2n\gamma + \beta}(\alpha_i - \alpha_m)$$

$$p_i^s - c_i^e = \frac{n}{2n\gamma + \beta}(\alpha_i - \alpha_m)$$

$$c_i^e - c_i^s = \frac{\beta}{2\gamma(2n\gamma + \beta)}(\alpha_i - \alpha_m) \qquad (20)$$

これらから命題の結果が得られる。　**証明終了**

６．２　均衡点の関係　一般論による証明

命題３の結果によって、シュタッケルベルグ均衡は、どの場合であってもナッシュ均衡と最適水準の間に位置していることが分かる。一般的には、均衡限界費用が市場規模について線形であればこの結果は成立する。ここでは、最初に基本的な結果を確認しておく。

まず、企業の利潤は

$$V_i = (p_i - c_i)q(p_i;\alpha_i) - \Psi(c_i) + T_i$$

であるから、企業の利潤最大化の一階条件は以下のようになる：

$$q(p_i;\alpha_i) = -\Psi'(c_i)$$

つまり、左辺にある費用削減の限界便益が右辺にある費用削減の限界費用に等しくなるように限界費用が決定される。その場合、需要関数は価格の減少関数であることから、価格が高いほど左辺（限界便益）は小さくなる。よって、価格が高いほど均衡限界費用は高くなる。また、投資費用関数$\Psi$の凸性より右辺は限界費用の減少関数である。

そして、需要量は市場規模の単調増加であるので$\partial^2 V_i / \partial\alpha_i \partial c_i < 0$となり、一

階条件を満たす均衡限界費用は市場規模の単調減少関数である。[10]

ここで、社会的最適は第２節での一階条件式(1)と(2)：

$$p_i^* = c_i^*$$

$$q\left(c_i^*;\alpha_i\right) = -\Psi'\left(c_i^*\right)$$

を満たす。また、最大化の二階条件により、右辺にある投資の限界費用曲線 $-\Psi'(\cdot)$（右下がり）は左辺にある需要曲線 $q(\cdot;\cdot)$（右下がり）を上から下へと横切っている。

以上の結果から、市場規模が平均より小さい場合 $\alpha_i < \alpha_m$ に、最適価格水準と各均衡価格の大小関係を明らかにする。(逆の場合も同様の方法で証明できる。)まず、均衡限界費用が最適水準ではないときには、ナッシュ均衡の一階条件 $q\left(p_i^e;\alpha_i\right) = -\Psi'\left(c_i^e\right)$ と２曲線 $q(\cdot;\cdot)$ と $-\Psi'(\cdot)$ の位置関係より、(a) $p_i^* = c_i^* > c_i^e > p_i^e$ または(b) $p_i^e > c_i^e > c_i^* = p_i^*$ のどちらかとなる。ここで、均衡限界費用が市場規模の線形関数であれば、ナッシュ均衡価格の定義 $p_i^e = \sum_{j\neq i} c_j^e / n$ と関係

$\alpha_m < \sum_{j\neq i}\alpha_j \big/ n$ と均衡限界費用の市場規模についての単調減少性から

$$c_i^e - p_i^e = c^e\left(\alpha_i\right) - \frac{\sum_{j\neq i} c^e\left(\alpha_j\right)}{n} = c^e\left(\alpha_i\right) - c^e\left(\frac{\sum_{j\neq i}\alpha_j}{n}\right) > 0$$

となる（命題１の式(4)と式(6)の関係を示す式(9)の結果）。よって、この場合は $p_i^* > c_i^e$ となる（命題１の結果）。

また、$c_i^e > p_i^e$ は、

$$c_i^e > \frac{\sum_{j\neq i} c_j^e}{n} \quad \text{つまり} \quad \frac{\sum_{j\neq i}\left(c_i^e - c_j^e\right)}{n} > 0$$

を意味するので、以下の大小関係が得られる：

$$c_i^e > \frac{\sum_{j=1}^{n+1} c_j^e}{n+1} > \frac{\sum_{j\neq i} c_j^e}{n} \tag{21}$$

---

10 このように２変数の交差偏微分が負となる場合、その関数をサブモジュラー関数という。ここで用いられたサブモジュラー関数の最大値の比較静学の結果については、Milgrom and Roberts (1990)や Milgrom and Shannon (1994)等を参照のこと。

この大小関係のうち最初の不等号は関係：

$$c_i^e - \frac{\sum_{i=1}^{n+1} c_j^e}{n+1} = \frac{\sum_{j\neq i}\left(c_i^e - c_j^e\right)}{n+1} > 0$$

より、二番目の不等号は関係：

$$\frac{\sum_{j=1}^{n+1} c_j^e}{n+1} = \frac{\sum_{j\neq i} c_j^e + c_i^e}{n+1} > \left(\frac{n+1}{n}\right)\frac{\sum_{j\neq i} c_j^e}{n+1} = \frac{\sum_{j\neq i} c_j^e}{n}$$

より成立する。

また、限界費用が市場規模について線形であることにより、大小関係(21)の真ん中の項は平均市場規模の企業$m$のナッシュ均衡費用に一致する：

$$\frac{\sum_{j=1}^{n+1} c^e\left(\alpha_j\right)}{n+1} = c^e\left(\frac{\sum_{j=1}^{n+1}\alpha_j}{n+1}\right) = c^e\left(\alpha_m\right)$$

さらに、企業$m$のナッシュ均衡費用$c^e\left(\alpha_m\right)$がシュタッケルベルグ均衡費用$c^s\left(\alpha_m\right)$に一致することを示す（命題１の式(5)と命題２の式(13)の関係）。第一に、平均市場規模の企業$m$は、クールノー・ナッシュ的競争でもシュタッケルベルグ的競争でも、ともに自分以外の平均を相手に競争している。第二に、限界費用が市場規模について線形であることから、他の企業の限界費用の平均について

$$\frac{\sum_{j\neq m} c^s\left(\alpha_j\right)}{n} = c^s\left(\frac{\sum_{j\neq m}\alpha_j}{n}\right) = c^s\left(\alpha_m\right)$$

が成立し、その競争は対称的なものである。そして、対称的な２企業間のヤードスティック競争では、ナッシュ均衡とシュタッケルベルグ均衡は一致するのである。[11]

以上の結果に加えて、シュタッケルベルグ規制の価格式$p^s = c_m^s$を用いれば、式(21)の大小関係から価格の関係が得られる：$p_i^* > p^s > p_i^e$。そして、需要関数は価格の減少関数であることから、限界便益の大小関係

$$q\left(p_i^*;\alpha_i\right) < q\left(p^s;\alpha_i\right) < q\left(p_i^e;\alpha_i\right)$$

[11]この結果については、Fujimoto(2010)の命題６や藤本(2010)、さらにその参考文献を参照のこと。

を得る。これと一階条件とその右辺が限界費用の減少関数であることより、限界費用の大小関係が得られる： $c_i^* > c_i^s > c_i^e$。

## ６．３　社会的余剰についての比較

以下では、二つのヤードスティック規制の下での社会的余剰を比較し、社会的厚生の観点から見てシュタッケルベルグ規制の方が望ましいことを示す。その結果は以下のようにまとめられる。

**命題４：**

ナッシュ均衡での社会的余剰 $W_i^e$ とシュタッケルベルグ均衡での社会的余剰 $W_i^s$ では、すべての市場 $i$ でシュタッケルベルグ均衡での方が大きくなる。つまり、

$$W_i^e - W_i^s = -\frac{\beta[\beta + 2(2n+1)\gamma]}{4\gamma(2n\gamma+\beta)^2}(\alpha_i - \alpha_m)^2 < 0$$

ここで、それぞれは以下のように定義されている：

$$W_i^e = \left\{\int_{p_i^e}^{\alpha_i/\beta} q(x;\alpha_i)dx\right\} + (p_i^e - c_i^e)q(p_i^e;\alpha_i) - \Psi(c_i^e)$$

$$W_i^s = \left\{\int_{p_i^s}^{\alpha_i/\beta} q(x;\alpha_i)dx\right\} + (p_i^s - c_i^s)q(p_i^s;\alpha_i) - \Psi(c_i^s)$$

**証明**　ここでは、社会的厚生の差を項別に計算していって、最後にそれらの結果を合計する。最初に、社会的余剰のうち第一番目の消費者余剰の差 $\int_e q(x;\alpha_i)dx - \int_s q(x;\alpha_i)dx$ を求めると、式(11)と式(19)の差より

$$\frac{\left[2\beta^2\gamma + 8n\beta\gamma^2 - 2\beta\gamma^2 - 8n\gamma^3\right]}{(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)^2}(\alpha_i - \beta c_0)(\alpha_i - \alpha_m)$$

$$-\frac{\left[4n\beta\gamma^2 + 2\beta\gamma^2\right]}{(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)^2}(\alpha_m - \beta c_0)(\alpha_i - \alpha_m)$$

$$-\frac{\left[\beta^3 + 4n\beta^2\gamma\right]}{2(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)^2}(\alpha_i - \alpha_m)^2$$

を得る。[12]ここでの計算式の表示の仕方は、計算をしていく便宜上、項ごとに行を変えている。

次いで、第二番目の企業の利潤の差$\left(p_i^e - c_i^e\right)q\left(p_i^e;\alpha_i\right) - \left(p_i^s - c_i^s\right)q\left(p_i^s;\alpha_i\right)$を求めると、

$$-\frac{\left[\beta^2 + 4n\beta\gamma - 4n\gamma^2\right]}{(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)}(\alpha_i - \beta c_0)(\alpha_i - \alpha_m)$$

$$+\frac{\left[2n\beta\gamma + 2\beta\gamma\right]}{(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)}(\alpha_m - \beta c_0)(\alpha_i - \alpha_m)$$

$$+\frac{\left[\beta^3 + 4n\beta^2\gamma - 4n\beta\gamma^2\right]}{2\gamma(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)}(\alpha_i - \alpha_m)^2$$

を得る。[13]

最後に、第三番目の投資費用の差$\Psi\left(c_i^s\right) - \Psi\left(c_i^e\right)$を求めると

$$\frac{\left[\beta^2 + 4n\beta\gamma\right]}{2(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)}(\alpha_i - \beta c_0)(\alpha_i - \alpha_m)$$

$$+\frac{\beta^2}{2(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)}(\alpha_m - \beta c_0)(\alpha_i - \alpha_m)$$

$$-\frac{\left[\beta^3 + 4n\beta^2\gamma\right]}{4\gamma(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)}(\alpha_i - \alpha_m)^2$$

を得る。[14]

定義により、社会的余剰の差は上記の三つの項を合計することで求まる。

先ず、各一行目に示した$(\alpha_i - \beta c_0)(\alpha_i - \alpha_m)$の項を合計する。分母を$4\gamma(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)^2$に通分して足していくと分子は

$2\beta^3\gamma + 8n\beta^2\gamma^2 + 4\beta^2\gamma^2 - 8\beta\gamma^3$

となる。そして、各二行目に示した$(\alpha_m - \beta c_0)(\alpha_i - \alpha_m)$の項を合計する。分母を先ほどと同じく$4\gamma(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)^2$に通分して足していくと、その分子は

$-\left(2\beta^3\gamma + 8n\beta^2\gamma^2 + 4\beta^2\gamma^2 - 8\beta\gamma^3\right)$

となる。ここで、$(\alpha_i - \beta c_0)(\alpha_i - \alpha_m) - (\alpha_m - \beta c_0)(\alpha_i - \alpha_m)$は$(\alpha_i - \alpha_m)^2$とまとめら

---

12 この結果の導出については、補論４を参照のこと。
13 この結果の導出については、補論５を参照のこと。
14 この結果の導出については、補論６を参照のこと。

れることにより、これらの部分を先に足し合わせまとめておくと良い。その結果は以下のようになる：

$$\frac{2\beta^3\gamma+8n\beta^2\gamma^2+4\beta^2\gamma^2-8\beta\gamma^3}{4\gamma(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)}(\alpha_i-\alpha_m)^2 \tag{22}$$

最後に各三行目に示した$(\alpha_i-\alpha_m)^2$の項を合計する。先程と同じに分母を通分し足していくと

$$\frac{-\beta^4-4n\beta^3\gamma+8n\beta^2\gamma^2-16n\beta\gamma^3}{4\gamma(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)}(\alpha_i-\alpha_m)^2 \tag{23}$$

が得られる。結果として欲しい社会的余剰の差は最後の二式(22)と(23)の和であることから：

$$W_i^e-W_i^s=-\frac{\beta\left[\beta^3+4n\beta^2\gamma-2\beta^2\gamma-16n\beta\gamma^2-4\beta\gamma^2+8(2n+1)\gamma^3\right]}{4\gamma(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)^2}(\alpha_i-\alpha_m)^2$$

となる。この分子の中括弧の中を、3 番目の$\beta^2\gamma$の項と 5 番目の$\beta\gamma^2$の項に注意しつつ並べ替えると

$$4\beta\gamma^2-4\beta^2\gamma+\beta^3+8(2n+1)\gamma^3-16n\beta\gamma^2-8\beta\gamma^2+4n\beta^2\gamma+2\beta^2\gamma$$
$$=\beta(2\gamma-\beta)^2+2(2n+1)\gamma(2\gamma-\beta)^2=[\beta+2(2n+1)\gamma](2\gamma-\beta)^2$$

と因数分解できることから、命題の結果を得る。 **証明終了**

この命題の結果、全国一律化価格を採用するシュタッケルベルグ的ヤードスティック規制は市場ごとに異なった価格を採用するクールノー・ナッシュ的なものよりも、社会的厚生の面で厳密に優れていることが分かった。このことは、市場ごとに規模が異なるような場合にでも全国一律価格を用いることに一定の根拠を与える。さらに、

$$W_i^e-W_i^s=-\frac{\beta[\beta+2(2n+1)\gamma]}{4\gamma(2n\gamma+\beta)^2}(\alpha_i-\alpha_m)^2<0$$

より、市場数が増加していった場合の極限について$\lim_{n\to\infty}\left[W_i^e-W_i^s\right]=0$がいえる。つまり、一国の財需要が増加していくことで地域市場とその市場で財を供給する独占企業の数が増加していったとき、その極限では両方の社会的余剰が一致するのである。

そのことが言えるのは、以下の極限についての結果のためである。

**命題５：**

市場規模 $\alpha_i$（$i=1,2,\cdots$）の並べ方が大きい順 $\alpha_1>\alpha_2>\cdots$ または小さい順 $\alpha_1<\alpha_2<\cdots$ になっているとする。すると、市場と企業の数 $n$ が無限に増加していくのにしたがって、ナッシュ均衡価格と均衡限界費用はシュタッケルベルグ均衡価格と均衡限界費用の組に収束する：

$\lim_{n\to\infty} p_i^e = \lim_{n\to\infty} p^s$　かつ　$\lim_{n\to\infty} c_i^e = \lim_{n\to\infty} c_i^s$

**証明**　今、市場規模には最大値と最小値が存在するものとしているので、すべての $i$ に対して $\alpha_{\min} \le \alpha_i \le \alpha_{\max}$ である。よって、任意の $n$ について平均市場規模は最大値と最小値の間にある：

$$\alpha_{\min} < \frac{\sum_{i=1}^{n}\alpha_i}{n} < \alpha_{\max}$$

すると、それまでに足された市場の数 $n$ でインデックス付けされた平均市場規模の数列 $\left\{\alpha_m^n\right\}_{n=1}^{\infty}$ は有界である。

ここで、市場規模の並べ方が大きい順になっているとする。（小さい順の場合も同様の議論を行うことができる。）すると、平均市場規模の数列 $\left\{\alpha_m^n\right\}_{n=1}^{\infty}$ は単調減少列である。なぜなら、市場規模が単調減少なので任意の $n$ に対して $\alpha_i>\alpha_{n+1}$（$i=1,2,\cdots,n$）となり、結果：

$$\frac{\sum_{i=1}^{n}\alpha_i}{n} - \alpha_{n+1} = \frac{\sum_{i=1}^{n}(\alpha_i-\alpha_{n+1})}{n} > 0$$

が得られ、これより、任意の $n$ に対して

$$\alpha_m^n = \left(\frac{n+1}{n}\right)\frac{\sum_{i=1}^{n}\alpha_i}{n+1} > \frac{\sum_{i=1}^{n}\alpha_i+\alpha_{n+1}}{n+1} = \alpha_m^{n+1}$$

が成立するからである。よって、数列 $\left\{\alpha_m^n\right\}_{n=1}^{\infty}$ は有界な単調減少列なので収束し、ただ一つの極限を持つ。[15]それを $\alpha_\mu$ と書く。

---

15 この結果については、解析学のテキスト、例えば荷見・堀内(1994)の p.24 定理 1 と p.176 定理 1 を参照のこと。

ここで、ナッシュ均衡価格の極限をとると

$$\lim_{n\to\infty} p_i^e = -\lim_{n\to\infty} \frac{1}{2n\gamma+\beta} A_i + \lim_{n\to\infty} \frac{2(n+1)\gamma}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)} A_m$$

となる。右辺第一項はゼロになるので、結果は：

$$\lim_{n\to\infty} p_i^e = \frac{1}{2\gamma-\beta} A_\mu$$

となる。ここで記号は $A_\mu = 2\gamma c_0 - \alpha_\mu$ である。これはシュタッケルベルグ均衡価格の極限：

$$\lim_{n\to\infty} p^s = \lim_{n\to\infty} \frac{1}{2\gamma-\beta} A_m = \frac{1}{2\gamma-\beta} A_\mu$$

に一致する。

一方、ナッシュ均衡限界費用の極限をとると

$$\lim_{n\to\infty} c_i^e = \lim_{n\to\infty} \frac{n}{2n\gamma+\beta} A_i + \lim_{n\to\infty} \frac{(n+1)\beta}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)} A_m$$

$$= \frac{1}{2\gamma} A_i + \frac{\beta}{2\gamma(2\gamma-\beta)} A_\mu$$

となる。これはシュタッケルベルグ均衡限界費用の極限：

$$\lim_{n\to\infty} c_i^s = \frac{1}{2\gamma}\left[ A_i + \frac{\beta}{2\gamma-\beta} A_\mu \right]$$

に一致する。ここで記号は先と同じである。 **証明終了**

以上の議論から、社会厚生の面でシュタッケルベルグ均衡はナッシュ均衡に対して厳密な上限を与えていることが分かる。また、命題３に示された関係：

・ 市場規模 $\alpha_i$ が全体の平均より大きい場合には、 $p_i^e > p^s > c_i^e > c_i^s > c_i^* = p_i^*$

・ 市場規模 $\alpha_i$ が全体の平均より小さい場合には、 $p_i^e < p^s < c_i^e < c_i^s < c_i^* = p_i^*$

を見れば、ヤードスティック規制の更なる特徴が分かる。命題５の結果より、どちらの場合も、市場数（企業数）が増加していくのにつれてナッシュ均衡価格と均衡限界費用はそれぞれの最適水準へと近づいていくことが分かる。しかし、シュタッケルベルグ均衡水準がナッシュ均衡水準と最適水準とを隔てているために、どれだけ市場数（企業数）が増加しようとも価格と限界費用は最適

水準に一致することはない。このことは良く知られている寡占市場モデルでの結果、「市場で財を供給する企業の数が増加していくのにつれて、財の価格と供給量は最適水準へと収束していく」、とは対照的である。[16]

このような結果が成立するのは、クールノー・ナッシュ的競争での価格 $p_i^e = \sum_{j\neq i} c_j^e \big/ n$（$i \neq m$）がシュタッケルベルグ的競争での価格 $p^s = c_m^s$ に収束するからである。両方の場合で価格が等しければ、両方の場合の一階条件が同じ形の式 $q(p_i;\alpha_i) = -\Psi'(c_i)$ であることから、限界費用も等しくなる。このことは、命題１と２の証明での均衡限界費用の導出手続きからも確認できる。そして、本稿での価格の収束は、需要関数 $q(\cdot;\cdot)$ と投資費用関数 $\Psi(\cdot)$ の特定の仕方から均衡限界費用が市場規模に関して線形となっていることから成立している。もし均衡限界費用が市場規模に関して線形であれば、

$$p_i^e = \frac{\sum_{j\neq i} c^e(\alpha_j)}{n} = c^e\left(\frac{\sum_{j\neq i}\alpha_j}{n}\right)$$

となる（命題１の式(4)と式(6)の関係）。この関係さえ得られれば、均衡限界費用が市場規模に関して連続である場合に

$$\lim_{n\to\infty} p_i^e = \lim_{n\to\infty} c^e\left(\frac{\sum_{j\neq i}\alpha_j}{n}\right) = c^e\left(\lim_{n\to\infty}\frac{\sum_{j\neq i}\alpha_j}{n}\right) = c^e(\alpha_\mu) = c^s(\alpha_\mu)$$

となる。ここで $\alpha_\mu$ は命題５の証明で定義した平均市場規模 $\alpha_m$ の極限である。また最後の等号は、平均規模の市場ではナッシュ均衡とシュタッケルベルグ均衡で限界費用が一致することによる。よって、この関係と $\lim_{n\to\infty} p^s = c^s(\alpha_\mu)$ により、極限での均衡価格の一致がいえる。

## Ⅶ．　厚生損失の数量的評価

前節で、シュタッケルベルグ的な競争下の方がクールノー・ナッシュ的な競

16 この結果については、ミクロ経済学のテキスト、例えば西村(1990)の pp.116-118 を参照のこと。

争下よりも社会的余剰が大きいことが示された。では、それぞれは社会的最適に比べればどうであろうか？ナッシュ均衡での社会的余剰は社会的最適に比べてどの程度小さいのか？また、シュタッケルベルグ均衡ではナッシュ均衡よりも厚生損失がどの程度小さいのだろうか？本節ではそれらの事柄について明らかにする。先ず、シュタッケルベルグ的な競争と社会的最適の比較は以下のようになる。

**命題６：**

シュタッケルベルグ的ヤードスティック競争下での社会的余剰$W_i^s$と社会的最適な場合の社会的余剰$W_i^*$の差は以下のようになる：

$$W_i^s - W_i^* = -\frac{\beta}{4\gamma(2\gamma-\beta)}(\alpha_i - \alpha_m)^2 < 0$$

**証明**　先ず、消費者余剰の差を求める。第２節の最適社会的余剰の計算と第５節の均衡消費者余剰の計算の結果から、消費者余剰の差は：

$$\int_{p^{s_i^e}}^{\alpha_i/\beta} q(x;\alpha_i)dx - \int_{p_i^*}^{\alpha_i/\beta} q(x;\alpha_i)dx = -\frac{2\gamma(\alpha_i-\beta c_0)(\alpha_i-\alpha_m)}{(2\gamma-\beta)^2} + \frac{\beta(\alpha_i-\alpha_m)^2}{2(2\gamma-\beta)^2}$$

となる。

次に、企業の利潤の差を求める。命題３の証明の式(15)より価格と限界費用の差：

$$p^s - c_i^s = \frac{1}{2\gamma}(\alpha_i - \alpha_m)$$

が得られて、これとシュタッケルベルグ均衡価格$p^s = (2\gamma c_0 - \alpha_m)/(2\gamma-\beta)$のときの需要量：

$$\alpha_i - \beta p^s = \frac{2\gamma(\alpha_i-\beta c_0)}{2\gamma-\beta} - \frac{\beta(\alpha_i-\alpha_m)}{2\gamma-\beta}$$

を掛け合わせると利潤の差を得る：

$$(p^s - c_i^s)(\alpha_i - \beta p^s) = \frac{(\alpha_i-\beta c_0)(\alpha_i-\alpha_m)}{2\gamma-\beta} - \frac{\beta(\alpha_i-\alpha_m)^2}{2\gamma(2\gamma-\beta)}$$

ここで社会的最適の場合の利潤は$p_i^* = c_i^*$よりゼロであることに注意せよ。

最後に、投資費用の差を求める。ここで、投資費用の差は以下のように書き

直せる：

$$\Psi\left(c_i^*\right)-\Psi\left(c_i^s\right)=\gamma\left(c_i^*-c_i^s\right)\left[\left(c_i^*-c_0\right)+\left(c_i^s-c_0\right)\right]$$

第２節で得られた最適限界費用 $c_i^*=\left(2\gamma c_0-\alpha_i\right)/\left(2\gamma-\beta\right)$ から、右辺の中括弧の１番目の項は

$$c_i^*-c_0=-\frac{\alpha_i-\beta c_0}{2\gamma-\beta} \tag{24}$$

となる。そして命題２の証明より、シュタッケルベルグ均衡限界費用は(14)式

$$c_i^s=\frac{1}{2\gamma}\left[\left(2\gamma c_0-\alpha_i\right)+\frac{\beta\left(2\gamma c_0-\alpha_m\right)}{2\gamma-\beta}\right]$$

なので、右辺の中括弧の２番目の項も求まる：

$$c_i^s-c_0=-\frac{\alpha_i-\beta c_0}{2\gamma-\beta}+\frac{\beta\left(\alpha_i-\alpha_m\right)}{2\gamma\left(2\gamma-\beta\right)} \tag{25}$$

命題２の証明で得られていた式(17)より、

$$\gamma\left(c_i^*-c_i^s\right)=-\frac{\beta\left(\alpha_i-\alpha_m\right)}{2\left(2\gamma-\beta\right)} \tag{26}$$

となる。

以上の三式(24)と(25)と(26)を代入すれば、投資費用の差は：

$$\Psi\left(c_i^*\right)-\Psi\left(c_i^s\right)=\frac{\beta\left(\alpha_i-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)}{\left(2\gamma-\beta\right)^2}-\frac{\beta^2\left(\alpha_i-\alpha_m\right)^2}{4\gamma\left(2\gamma-\beta\right)^2}$$

となる。最終的に、上記の消費者余剰の差と利潤の差と投資費用の差を足し合わせれば命題の式を得る。 **証明終了**

この結果の系として、社会的損失の和を最小にするリーダーの最適な選び方が分かる。リーダーを企業 $l$、その市場規模を $\alpha_l$ とすると、命題２と６と同様の議論より、シュタッケルベルグ均衡での厚生損失の和は

$$\sum_{i=1}^{n+1}\left(W_i^*-W_i^s\right)=\frac{\beta}{4\gamma\left(2\gamma-\beta\right)}\sum_{i=1}^{n+1}\left(\alpha_i-\frac{n\gamma-\beta}{n\left(\beta+\gamma\right)}\alpha_l-\frac{\left(n+1\right)\beta}{n\left(\beta+\gamma\right)}\alpha_m\right)^2$$

となり、これを最小にするリーダーの市場規模は以下の一階条件と二階条件：

$$\frac{\partial}{\partial\alpha_l}\sum_{i=1}^{n+1}\left(W_i^*-W_i^s\right)=-\frac{\beta}{2\gamma\left(2\gamma-\beta\right)}\frac{n\gamma-\beta}{n\left(\beta+\gamma\right)}\sum_{i=1}^{n+1}\left(\alpha_i-\frac{n\gamma-\beta}{n\left(\beta+\gamma\right)}\alpha_l-\frac{\left(n+1\right)\beta}{n\left(\beta+\gamma\right)}\alpha_m\right)=0$$

$$\frac{\partial^2}{\partial \alpha_l^2}\sum_{i=1}^{n+1}\left(W_i^* - W_i^s\right) = \frac{(n+1)\beta}{2\gamma(2\gamma-\beta)}\left(\frac{n\gamma-\beta}{n(\beta+\gamma)}\right)^2 > 0$$

を満たすために、$\alpha_l^* = \alpha_m$となり全体平均に一致する。[17]よって、本稿でのリーダーの選び方はこの意味で最適である。

ここまでで、社会的余剰の差が二組得られている：

$$W_i^e - W_i^s = -\frac{\beta[\beta+2(2n+1)\gamma]}{4\gamma(2n\gamma+\beta)^2}(\alpha_i - \alpha_m)^2 < 0$$

$$W_i^s - W_i^* = -\frac{\beta}{4\gamma(2\gamma-\beta)}(\alpha_i - \alpha_m)^2 < 0$$

これらを足し合わせることによって、クールノー・ナッシュ的な競争と社会的最適の差が求められる。

$$W_i^e - W_i^* = -\frac{\beta\gamma}{2\gamma-\beta}\left(\frac{n+1}{2n\gamma+\beta}\right)^2(\alpha_i - \alpha_m)^2 < 0$$

以上より、どちらの均衡の場合も、市場規模が平均の場合は社会的最適、そしてそこからの乖離（厚生損失の大きさ）は市場規模の平均からの乖離によって決まっていることが分かる。

また、両均衡の下での厚生損失の差の比率をとると

$$0 < \frac{W_i^s - W_i^*}{W_i^e - W_i^*} = \frac{1}{4\gamma^2}\left(\frac{2n\gamma+\beta}{n+1}\right)^2 < 1$$

それは、市場規模によらずすべての市場$i$において同じになる。また、クールノー・ナッシュ的なヤードスティック規制からシュタッケルベルグ的なものへと規制手段を切り替えることによる厚生損失の改善率：

$$0 < \frac{W_i^s - W_i^e}{W_i^e - W_i^*} = \frac{(2\gamma-\beta)[2(2n+1)\gamma+\beta]}{4(n+1)^2\gamma^2} < 1$$

も、すべての市場で同じとなる。よって、規制手段の切り替えはどの市場に対しても公平に恩恵をもたらすと言える。

ここで、規制手段の切り替えによる厚生損失の改善率を$\theta$と書くと、それは需要曲線の傾き$\beta$（あるいは、需要の価格弾力性）が小さくなるほど大きくなる：

[17] ここで示した厚生損失の導出については、補論 7 を参照のこと。

$$\frac{\partial\theta}{\partial\beta}=-\frac{2(2n\gamma+\beta)}{4(n+1)^2\gamma^2}<0$$

そして、投資の限界費用$\gamma$が大きくなるほど大きくなる：

$$\frac{\partial\theta}{\partial\gamma}=\frac{\beta(2n\gamma+\beta)}{2(n+1)^2\gamma}>0$$

さらに、極限の結果からも分かるとおり、市場数$n$が多くなるほど小さくなる：

$$\frac{\partial\theta}{\partial n}=-\frac{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)}{2(n+1)^3\gamma^2}<0$$

これらの結果を以下の命題にまとめておく：

**命題７：**

規制手段をクールノー・ナッシュ的ヤードスティック規制からシュタッケルベルグ的規制に切り替えたときの厚生損失の改善率は、

(1)財の需要の価格弾力性が小さいほど、

(2)効率化に必要な投資の限界費用が大きいほど

(3)財が供給されている地域市場の数が少ないほど

大きくなる。

**補論１：ナッシュ均衡利潤の導出**

ここでは、第４節式(10)に示された企業のナッシュ均衡利潤を求める。先ず、プライス・キャップ$p_i=\bar{c}_i$の下で企業の利潤を因数分解すれば、

$$V_i^e=\left(p_i^e-c_i^e\right)\left[\gamma\left(p_i^e+c_i^e\right)-\beta p_i^e-A_i\right]$$

となる。ここでは$A_i=2\gamma c_0-\alpha_i$である。また、均衡での価格と費用は命題１の式(4)と(7)よりそれぞれ

$$p_i^e=-\frac{1}{2n\gamma+\beta}A_i+\frac{2(n+1)\gamma}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)}A_m$$

$$c_i^e=\frac{n}{2n\gamma+\beta}A_i+\frac{(n+1)\beta}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)}A_m$$

である。ここでは$A_m=2\gamma c_0-\alpha_m$かつ$\alpha_m=\sum_i\alpha_i/(n+1)$である。これらを用いる

と上記の利潤での二番目の中括弧は以下の形に書くことができる：

$$\gamma\left(p_i^e + c_i^e\right) - \beta p_i^e - A_i = XA_i + YA_m$$

ここで右辺の表現はそれぞれ

$$X = \frac{1}{2n\gamma + \beta}\left(-\gamma + n\gamma + \beta - 2n\gamma - \beta\right) = -\gamma\frac{n+1}{2n\gamma + \beta}$$

$$Y = \frac{n+1}{(2n\gamma + \beta)(2\gamma - \beta)}\left(2\gamma^2 + \beta\gamma - 2\beta\gamma\right) = \gamma\frac{n+1}{2n\gamma + \beta}$$

である。これを計算すると

$$\gamma\left(p_i^e + c_i^e\right) - \beta p_i^e - A_i = \gamma\frac{n+1}{2n\gamma + \beta}\left(\alpha_i - \alpha_m\right)$$

となる。これと命題１で導いた式(9)：

$$p_i^e - c_i^e = \left(\frac{n+1}{2n\gamma + \beta}\right)\left(\alpha_i - \alpha_m\right)$$

を掛け合わせると、ナッシュ均衡利潤が求まる：

$$V_i^e = \gamma\left(\frac{n+1}{2n\gamma + \beta}\right)^2\left(\alpha_i - \alpha_m\right)^2$$

**補論２：ナッシュ均衡での消費者余剰の導出**

ここでは、第４節の式(11)に示されたナッシュ均衡での消費者余剰の導出を行う。先ず、需要関数が線形であることから消費者余剰は三角形の面積となり、以下のように書くことができる：

$$\int_{p_i^e}^{\alpha_i/\beta} q(x;\alpha_i)dx = \frac{1}{2\beta}\left(\alpha_i - p_i^e\right)^2$$

この括弧の中の項は以下のようにして計算できる：

$$\alpha_i - \beta p_i^e = \alpha_i + \frac{\beta(2\gamma c_0 - \alpha_i)}{2n\gamma + \beta} - \frac{2(n+1)\beta\gamma(2\gamma c_0 - \alpha_m)}{(2n\gamma + \beta)(2\gamma - \beta)}$$

$$= \frac{(2n\alpha_i\gamma + 2\beta\gamma c_0)(2\gamma - \beta)}{(2n\gamma + \beta)(2\gamma - \beta)} - \frac{4n\beta\gamma^2 c_0 + 4\beta\gamma^2 c_0 - 2n\alpha_m\beta\gamma - 2\alpha_m\beta\gamma}{(2n\gamma + \beta)(2\gamma - \beta)}$$

$$= \frac{4n\gamma^2(\alpha_i - \beta c_0) + 2\beta\gamma(\alpha_m - \beta c_0) - 2n\beta\gamma(\alpha_i - \alpha_m)}{(2n\gamma + \beta)(2\gamma - \beta)} \tag{A-1}$$

これにより、消費者余剰を求めることができる。

**補論３：シュタッケルベルグ均衡利潤の導出**

ここでは、第５節の命題２の後に式(18)で示された均衡利潤の導出を行う。シュタッケルベルグ均衡利潤は、プライス・キャップ $p^s = c_m^s$ より、以下のように書き直せる：

$$V_i^s = (p^s - c_i^s)\left[(\alpha_i - \beta p^s) + \gamma(c_m^s - c_0) + \gamma(c_i^s - c_0)\right]$$

右辺の中括弧の第一項は $p^s = (2\gamma c_0 - \alpha_m)/(2\gamma - \beta)$ より、

$$(\alpha_i - \beta p^s) = \alpha_i - \beta\frac{2\gamma c_0 - \alpha_m}{2\gamma - \beta}$$

$$= \frac{2\gamma(\alpha_i - \beta c_0)}{2\gamma - \beta} - \frac{\beta(\alpha_i - \alpha_m)}{2\gamma - \beta} \tag{A-2}$$

第二項は：

$$\gamma(c_m^s - c_0) = \gamma\left(\frac{2\gamma c_0 - \alpha_m}{2\gamma - \beta} - c_0\right)$$

$$= -\frac{\gamma(\alpha_m - \beta c_0)}{2\gamma - \beta}$$

そして最後の第三項は、命題６の証明で得られた式(25)より

$$\gamma(c_i^s - c_0) = -\frac{2\gamma(\alpha_i - \beta c_0)}{2(2\gamma - \beta)} + \frac{\beta(\alpha_i - \alpha_m)}{2(2\gamma - \beta)}$$

となる。よって、これら三つの項を足して、中括弧の中は

$$(\alpha_i - \beta p^s) + \gamma(c_m^s - c_0) + \gamma(c_i^s - c_0) = \frac{1}{2}(\alpha_i - \alpha_m)$$

となる。これと命題２で得られた式(15)

$$p^s - c_i^s = \frac{1}{2\gamma}(\alpha_i - \alpha_m)$$

を掛ければ均衡利潤が得られる。

## 補論４：消費者余剰の差の導出

ここでは、本文の命題４の証明に示された消費者余剰の差を導出する。先ず、ナッシュ均衡での消費者余剰は式(11)より

$$\int_{p_i^e}^{\alpha_i/\beta} q(x;\alpha_i)dx = \frac{1}{2\beta}\left(\frac{4n\gamma^2(\alpha_i-\beta c_0)+2\beta\gamma(\alpha_m-\beta c_0)-2n\beta\gamma(\alpha_i-\alpha_m)}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)}\right)^2$$

一方、シュタッケルベルグ均衡での消費者余剰は式(19)より

$$\int_{p^s}^{\alpha_i/\beta} q(x;\alpha_i)dx = \frac{1}{2\beta}\left(\frac{2\gamma(\alpha_i-\beta c_0)-\beta(\alpha_i-\alpha_m)}{2\gamma-\beta}\right)^2$$

であることから、両者の差は二乗の差となり以下のように和と差の積の形で書ける：

$$\frac{(X+Y)(X-Y)}{2\beta(2n\gamma+\beta)^2(2\gamma-\beta)^2}$$

ここで、分子左側の $X+Y$ は以下の三つの項の和である：

$$\left[4n\gamma^2+2\gamma(2n\gamma+\beta)\right](\alpha_i-\beta c_0)=\left[2\beta\gamma+8n\gamma^2\right](\alpha_i-\beta c_0)$$

$$2\beta\gamma(\alpha_m-\beta c_0)$$

$$\left[-2n\beta\gamma-\beta(2n\gamma+\beta)\right](\alpha_i-\alpha_m)=-\left[\beta^2+4n\beta\gamma\right](\alpha_i-\alpha_m)$$

そして、右側の $X-Y$ は以下の三つの項の和である：

$$\left[4n\gamma^2-2\gamma(2n\gamma+\beta)\right](\alpha_i-\beta c_0)=-2\beta\gamma(\alpha_i-\beta c_0)$$

$$2\beta\gamma(\alpha_m-\beta c_0)$$

$$\left[-2n\beta\gamma+\beta(2n\gamma+\beta)\right](\alpha_i-\alpha_m)=\beta^2(\alpha_i-\alpha_m)$$

よって、分子にある積 $(X+Y)(X-Y)$ は以下に挙げる六つの項の和である。

１．$(\alpha_i-\beta c_0)(\alpha_m-\beta c_0)$ の項：

$$2\beta\gamma\left[\left(2\beta\gamma+8n\gamma^2\right)-2\beta\gamma\right](\alpha_i-\beta c_0)(\alpha_m-\beta c_0)=16n\beta\gamma^3(\alpha_i-\beta c_0)(\alpha_m-\beta c_0)$$

２．$(\alpha_i-\beta c_0)^2$ の項：

$$-2\beta\gamma\left(2\beta\gamma+8n\gamma^2\right)(\alpha_i-\beta c_0)^2=-4\beta^2\gamma^2(\alpha_i-\beta c_0)^2-16n\beta\gamma^3(\alpha_i-\beta c_0)^2$$

３．$(\alpha_m-\beta c_0)^2$ の項：

$$4\beta^2\gamma^2(\alpha_m-\beta c_0)^2$$

４．$(\alpha_i-\beta c_0)(\alpha_i-\alpha_m)$ の項：

$$\left[\beta^2\left(2\beta\gamma+8n\gamma^2\right)+2\beta\gamma\left(\beta^2+4n\beta\gamma\right)\right]\left(\alpha_i-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)=\left[4\beta^3\gamma+16n\beta^2\gamma^2\right]\left(\alpha_i-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)$$

５．$\left(\alpha_m-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)$の項：

$$2\beta\gamma\left[\beta^2-\left(\beta^2+4n\beta\gamma\right)\right]\left(\alpha_m-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)=-8n\beta^2\gamma^2\left(\alpha_m-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)$$

６．$\left(\alpha_i-\alpha_m\right)^2$の項：

$$-\left[\beta^4+4n\beta^3\gamma\right]\left(\alpha_i-\alpha_m\right)^2$$

ここで、上記１．と２．と３．の和について以下の二式：

$$\left(\alpha_i-\beta c_0\right)\left(\alpha_m-\beta c_0\right)-\left(\alpha_i-\beta c_0\right)^2=-\left(\alpha_i-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)$$

$$\left(\alpha_m-\beta c_0\right)^2-\left(\alpha_i-\beta c_0\right)^2=-\left(\alpha_i-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)-\left(\alpha_m-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)$$

に注意しつつ、以上の六つの項を合計すると、分子にある積$\left(X+Y\right)\left(X-Y\right)$は

$$2\beta\left[2\beta^2\gamma+8n\beta\gamma^2-2\beta\gamma^2-8n\gamma^3\right]\left(\alpha_i-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)$$

$$-2\beta\left[4n\beta\gamma^2+2\beta\gamma^2\right]\left(\alpha_m-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)-\beta\left[\beta^3+4n\beta^2\gamma\right]\left(\alpha_i-\alpha_m\right)^2$$

となる。これより命題４の証明に示された式を得る。

**補論５：企業の均衡利潤の差の導出**

ここでは、本文の命題４の証明に示された均衡利潤の差を導出する。先ず、ナッシュ均衡での投資費用と補助金を考慮しない利潤は$\left(p_i^e-c_i^e\right)\left(\alpha_i-\beta p_i^e\right)$である。このうち左側の括弧の部分はすでに命題１の式(9)で得られており

$$p_i^e-c_i^e=\left(\frac{n+1}{2n\gamma+\beta}\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)$$

である。そして、右側の括弧の部分は補論２の消費者余剰の導出での式(A-1)ですでに得られており

$$\alpha_i-\beta p_i^e=\frac{4n\gamma^2\left(\alpha_i-\beta c_0\right)+2\beta\gamma\left(\alpha_m-\beta c_0\right)-2n\beta\gamma\left(\alpha_i-\alpha_m\right)}{\left(2n\gamma+\beta\right)\left(2\gamma-\beta\right)}$$

である。よって、これらを掛け合わせればナッシュ均衡利潤

$$\frac{4n^2\gamma^2+4n\gamma^2}{\left(2n\gamma+\beta\right)^2\left(2\gamma-\beta\right)}\left(\alpha_i-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)+\frac{2n\beta\gamma+2\beta\gamma}{\left(2n\gamma+\beta\right)^2\left(2\gamma-\beta\right)}\left(\alpha_m-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)$$

$$-\frac{2n^2\beta\gamma+2n\beta\gamma}{\left(2n\gamma+\beta\right)^2\left(2\gamma-\beta\right)}\left(\alpha_i-\alpha_m\right)^2$$

が得られる。

一方で、投資費用と補助金を考慮しないシュタッケルベルグ均衡利潤$\left(p^s-c_i^s\right)\left(\alpha_i-\beta p^s\right)$のうち、左側の括弧の部分はすでに命題２の式(15)で得られており

$$p^s-c_i^s=\frac{1}{2\gamma}\left(\alpha_i-\alpha_m\right)$$

である。そして、右側の括弧の部分は補論３の均衡利潤の導出の式(A-2)ですでに得られており

$$\alpha_i-\beta p^s=\frac{2\gamma\left(\alpha_i-\beta c_0\right)}{2\gamma-\beta}-\frac{\beta\left(\alpha_i-\alpha_m\right)}{2\gamma-\beta}$$

である。よってこれらを掛け合わせればシュタッケルベルグ均衡利潤

$$\frac{1}{2\gamma-\beta}\left(\alpha_i-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)-\frac{\beta}{2\gamma\left(2\gamma-\beta\right)}\left(\alpha_i-\alpha_m\right)^2$$

$$=\frac{4n^2\gamma^2+4n\beta\gamma+\beta^2}{\left(2n\gamma+\beta\right)^2\left(2\gamma-\beta\right)}\left(\alpha_i-\beta c_0\right)\left(\alpha_i-\alpha_m\right)-\frac{4n^2\beta\gamma^2+4n\beta^2\gamma+\beta^3}{2\gamma\left(2n\gamma+\beta\right)^2\left(2\gamma-\beta\right)}\left(\alpha_i-\alpha_m\right)^2$$

も得られる。

以上で求められた二つの均衡利潤の差をとれば、命題４の証明に示された企業の利潤の差が得られる。

**補論６：均衡投資費用の差の導出**

ここでは、本文の命題４の証明に示された均衡投資費用の差を導出する。先ず、均衡投資費用の差は以下のように書ける：

$$\Psi\left(c_i^s\right)-\Psi\left(c_i^e\right)=\gamma\left(c_i^s-c_i^e\right)\left[\left(c_i^s-c_0\right)+\left(c_i^e-c_0\right)\right]$$

最初に、右辺の中括弧の中の第一項は、命題６の証明で得られた式(25)より以下のようになる：

$$c_i^s-c_0=-\frac{\alpha_i-\beta c_0}{2\gamma-\beta}+\frac{\beta\left(\alpha_i-\alpha_m\right)}{2\gamma\left(2\gamma-\beta\right)}$$

次に、命題１の証明の式(4)よりナッシュ均衡限界費用は

$$c_i^e=\frac{n\left(2\gamma c_0-\alpha_i\right)}{2n\gamma+\beta}+\frac{(n+1)\beta\left(2\gamma c_0-\alpha_m\right)}{\left(2n\gamma+\beta\right)\left(2\gamma-\beta\right)}$$

なので、右辺の中括弧の中の第二項は、以下のようになる：

$$c_i^e - c_0 = -\frac{2n\gamma(\alpha_i - \beta c_0)}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)} - \frac{\beta(\alpha_m - \beta c_0)}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)} + \frac{n\beta(\alpha_i - \alpha_m)}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)}$$

以上により、中括弧の中の項 $\left[\left(c_i^s - c_0\right) + \left(c_i^e - c_0\right)\right]$ は

$$-\frac{[\beta+4n\gamma](\alpha_i - \beta c_0)}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)} - \frac{\beta(\alpha_m - \beta c_0)}{(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)} + \frac{[\beta^2+4n\beta\gamma](\alpha_i - \alpha_m)}{2\gamma(2n\gamma+\beta)(2\gamma-\beta)}$$

となる。これに命題３の証明の式(20)からの次式：

$$\gamma\left(c_i^s - c_i^e\right) = -\frac{\beta}{2(2n\gamma+\beta)}(\alpha_i - \alpha_m)$$

を掛けると命題４の証明に示された均衡投資費用の差が得られる。

**補論７：リーダーが平均市場規模の企業 $m$ とは限らない場合のシュタッケルベルグ均衡**

ここでは、シュタッケルベルグ的規制においてどの企業をリーダーとして選ぶのが最適であるのかを考えるために、いずれかの一企業がリーダーとなった場合の厚生損失を導出する。

リーダーとなる企業を $l$ とすると、命題２と同様にして、他の企業の最適反応の平均を代入した企業 $l$ の利潤は以下のように書ける：

$$V_l = -\frac{1}{4\gamma^2}\left[\overline{A}_l - (2\gamma-\beta)c_l\right]\left[2\gamma A_l + (\beta-\gamma)\overline{A}_l - (2\gamma-\beta)(\beta+\gamma)c_l\right]$$

ここで、記号は $\overline{A}_l = \sum_{j\neq l} A_j \big/ n$ であり、リーダー以外の企業での平均を表す。

明らかに、$l = m$ ならば関係 $\overline{A}_m = A_m$ が成立するので、これは命題２の証明に現れた式になる。

この利潤を限界費用 $c_l$ について最大化し、その他の企業の最適反応 $c_i(c_l) = (A_i + \beta c_l)/2\gamma$ を用いると、以下の均衡限界費用の組を得る：

$$c_l^s = \frac{1}{2\gamma-\beta}\left[\frac{\gamma}{\beta+\gamma}A_l + \frac{\beta}{\beta+\gamma}\overline{A}_l\right]$$

$$c_i^s = \frac{1}{2\gamma}\left[ A_i + \frac{\beta}{2\gamma-\beta}\left[ \frac{\gamma}{\beta+\gamma} A_l + \frac{\beta}{\beta+\gamma} \overline{A}_l \right] \right]$$

ここで、関係 $\sum_{j\neq l} A_j = \sum_{j=1}^{n+1} A_j - A_l$ と定義 $A_i = 2\gamma c_0 - \alpha_i$ を用いると、企業 $l$ の均衡限界費用の中括弧の中は以下のように書き換えられる：

$$\frac{n\gamma-\beta}{n(\beta+\gamma)} A_l + \frac{(n+1)\beta}{n(\beta+\gamma)} A_m = 2\gamma c_0 - \left[ \frac{n\gamma-\beta}{n(\beta+\gamma)} \alpha_l + \frac{(n+1)\beta}{n(\beta+\gamma)} \alpha_m \right]$$

このうち右辺の中括弧の中の項を $x_l$ とおくと、企業 $l$ の均衡限界費用は

$$c_l^s = \frac{2\gamma c_0 - x_l}{2\gamma-\beta}、$$

その他の企業の均衡限界費用は

$$c_i^s = \frac{1}{2\gamma}\left[ A_i + \frac{\beta}{2\gamma-\beta}(2\gamma c_0 - x_l) \right]$$

となるので、命題 6 の計算と同様にして、シュタッケルベルグ均衡での厚生損失は

$$W_i^* - W_i^s = \frac{\beta}{4\gamma(2\gamma-\beta)}(\alpha_i - x_l)^2$$

となる。これに $x_l$ を代入すれば、命題 6 の後ろに示された式を得る。

**参考文献**


[1] 消費者庁　「公共料金の窓」www.caa.go.jp/seikatsu/koukyou

[2] 西村和雄（1990）「入門経済学ゼミナール」実務教育出版

[3] 西村和雄（1995）「ミクロ経済学入門（第２版)」岩波書店

[4] 日本経済新聞社編（2005）「2006 年版　経済新語辞典」日本経済新聞社

[5] 荷見守助・堀内利郎（1994）「現代解析の基礎」内田老鶴圃

[6] 林正義、小川光、別所俊一郎（2010）「公共経済学」有斐閣

[7] 藤本正樹（2010）ヤードスティック競争の効果と限界：効率性促進と情報獲得の両立不可能性　「地方分権に関する基本問題についての調査研究報告書（座長：堀場勇夫)」自治総合センター　pp.51-65

[8] 圓尾雅則 (2006) 「電力・ガス　業界研究シリーズ日経文庫」日本経済新聞社

[9] Cowan, S. (1997) Competition in the water industry. Oxford Review of Economic Policy 13, pp.83-92.

[10] Fujimoto, M. (2010) Robustness of equilibrium in a two-firm yardstick competition model. 「生駒経済論叢」8, 近畿大学経済学会 pp.71-91.

[11] Laffont, J.-J. and Tirole, J. (1993) A Theory of Incentives in Procurement and Regulation. The MIT Press.

[12] Milgrom, P. and Roberts, J. (1990) Rationalizability, learning and equilibrium in games with strategic complementarities. Econometrica 58, pp.1255-1278.

[13] Milgrom, P. and Shannon, C. (1994) Monotone comparative statics. Econometrica 62, pp.157-180.

[14] Mizutani, F. (1997) Empirical analysis of yardstick competition in the Japanese railway industry. International Journal of Transport Economics 24, pp.367-392.

[15] Shleifer, A. (1985) A theory of yardstick competition. RAND Journal of Economics 16, pp.319-327.

# 固定資産税(償却資産)の現状・沿革・課題

大阪産業大学　戸谷裕之
地方分権基本問題研究会
2012年2月10日



## 1．現状(1)　税収の推移(金額)

単位：百万円

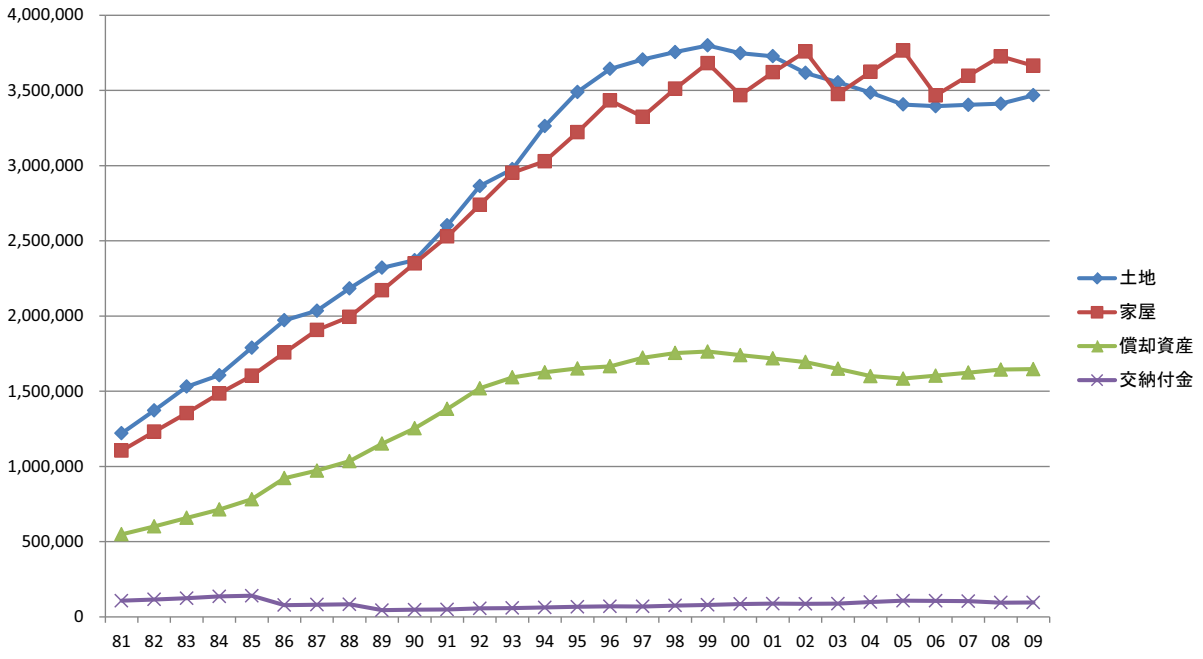

# 1．現状(2)　税収の推移(指数)

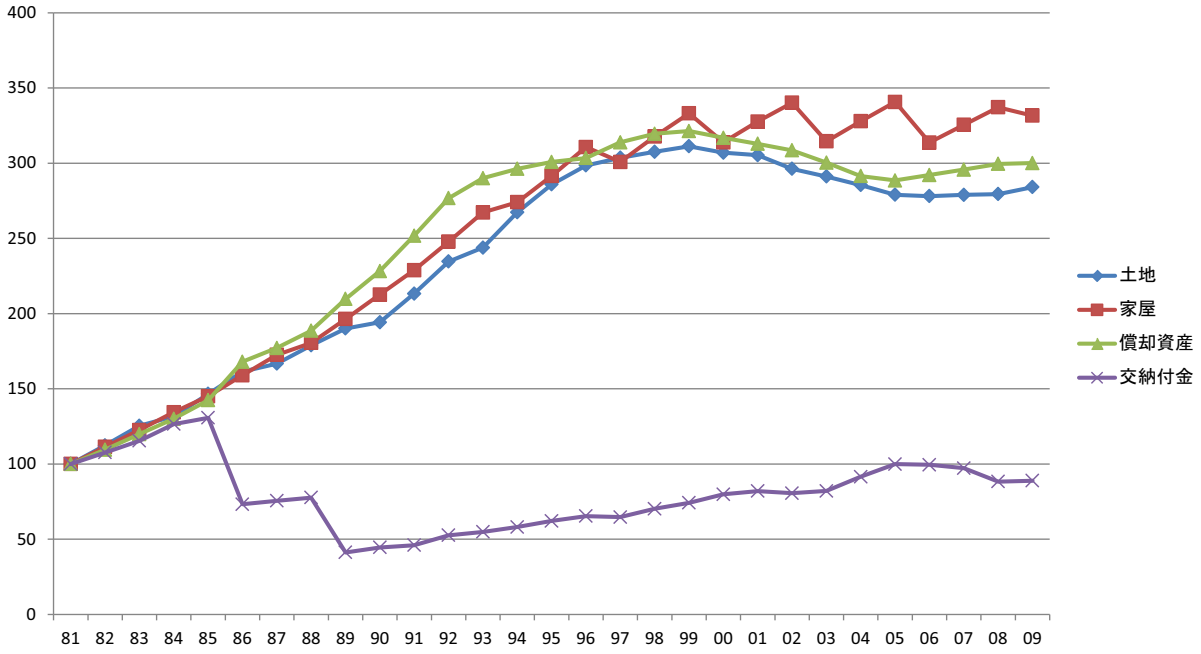


3

# 1．現状(3)　税収の推移（割合）

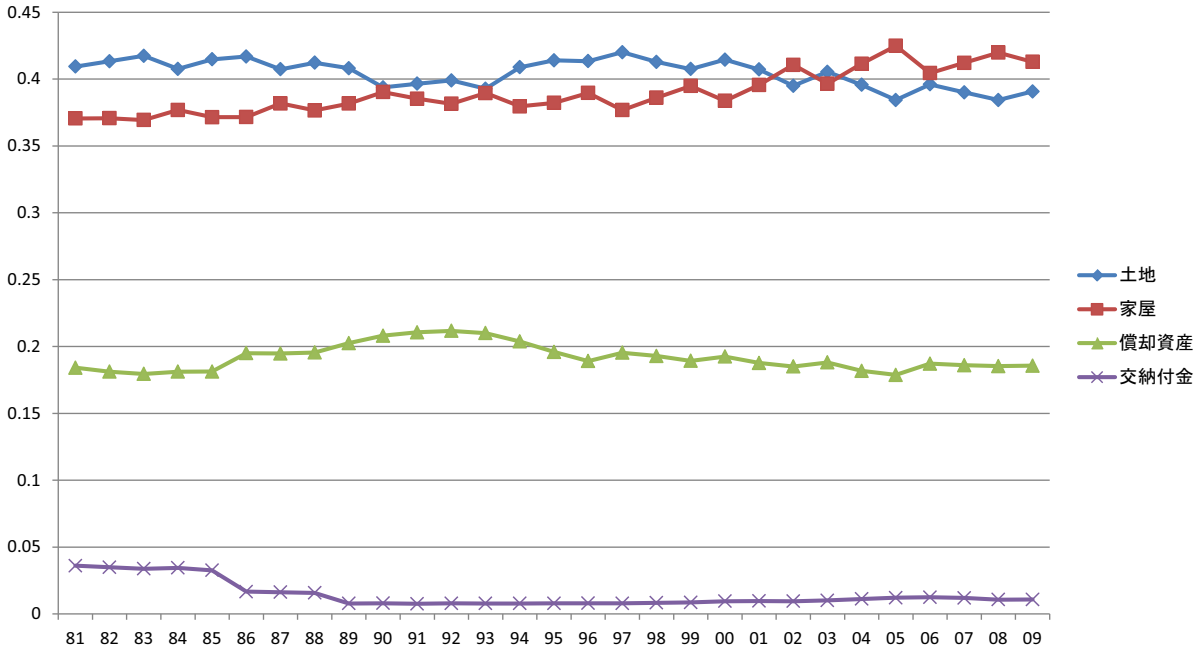


4

# 1．現状(4)　グループ別の比率(合計)

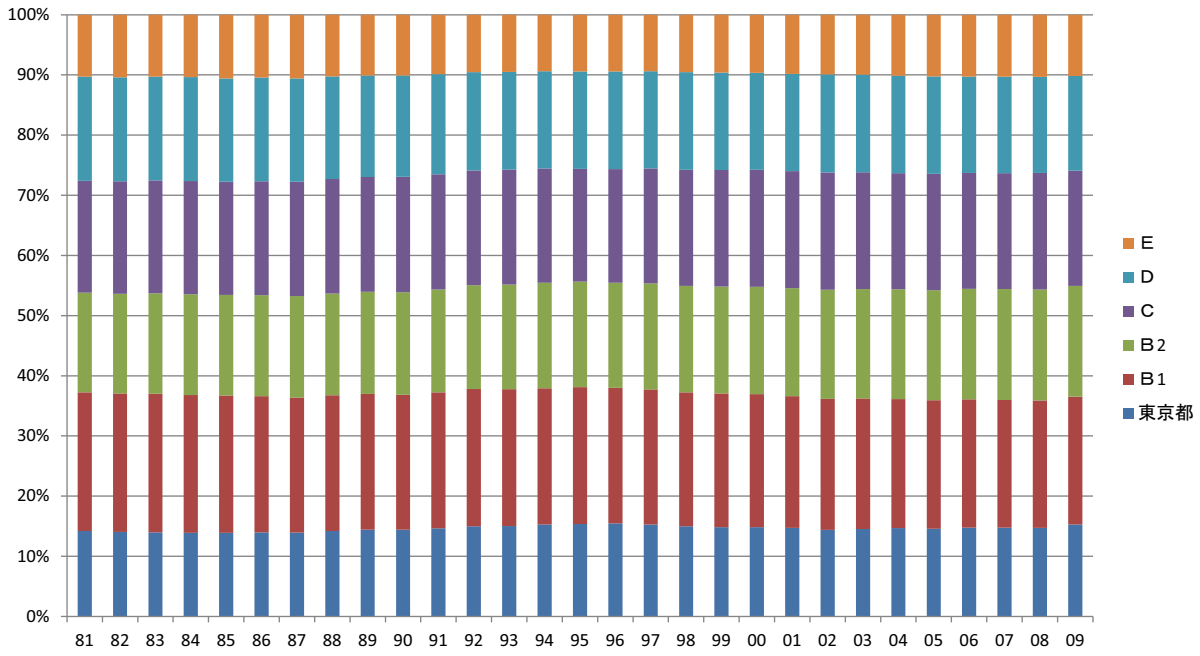


5

# 財政力指数によるグループ化

| グループ | 都道府県 |
|---|---|
| 東京 | 東京 |
| B1<br>(0.7～1.0) | 愛知、神奈川、大阪 |
| B2<br>(0.5～0.7) | 静岡、千葉、埼玉、福岡、茨城 |
| C<br>(0.4～0.5) | 京都、兵庫、群馬、栃木、宮城、三重、広島、滋賀、岐阜、長野 |
| D<br>(0.3～0.4) | 岡山、福島、石川、新潟、香川、山口、北海道、富山、福井、奈良、山梨、愛媛、熊本 |
| E<br>(0.3未満) | 山形、佐賀、大分、鹿児島、徳島、岩手、青森、宮崎、和歌山、沖縄、鳥取、島根、高知 |

6

# 1. 現状(4) グループ別の比率(土地)

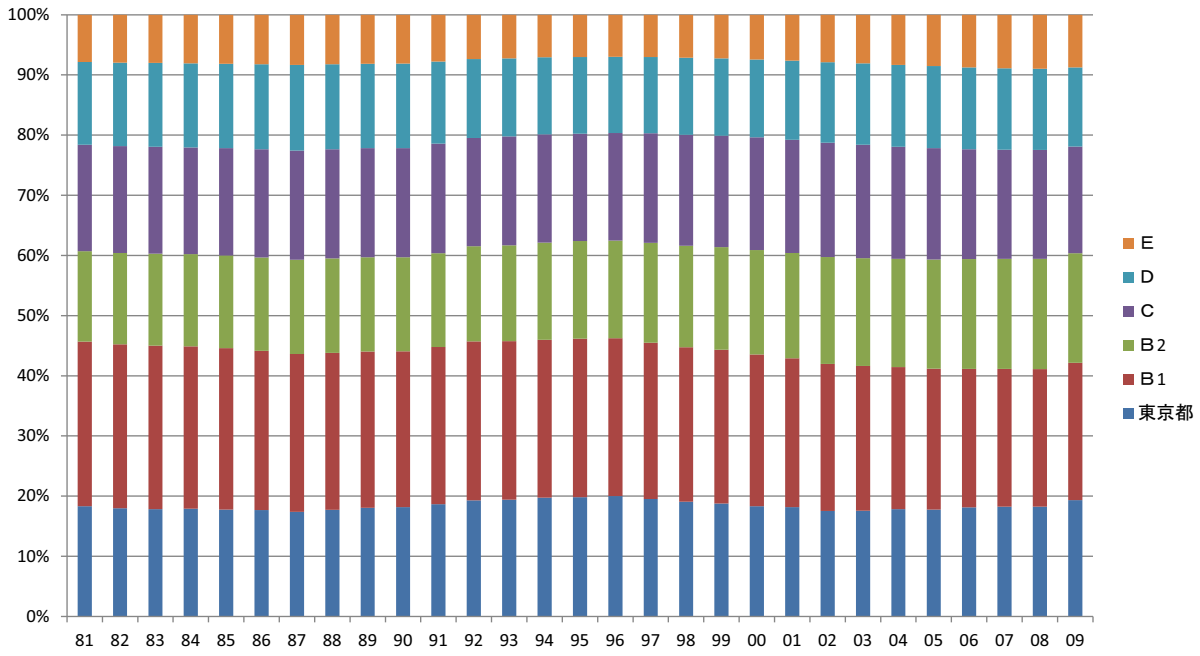


7

# 1. 現状(4) グループ別の比率(家屋)

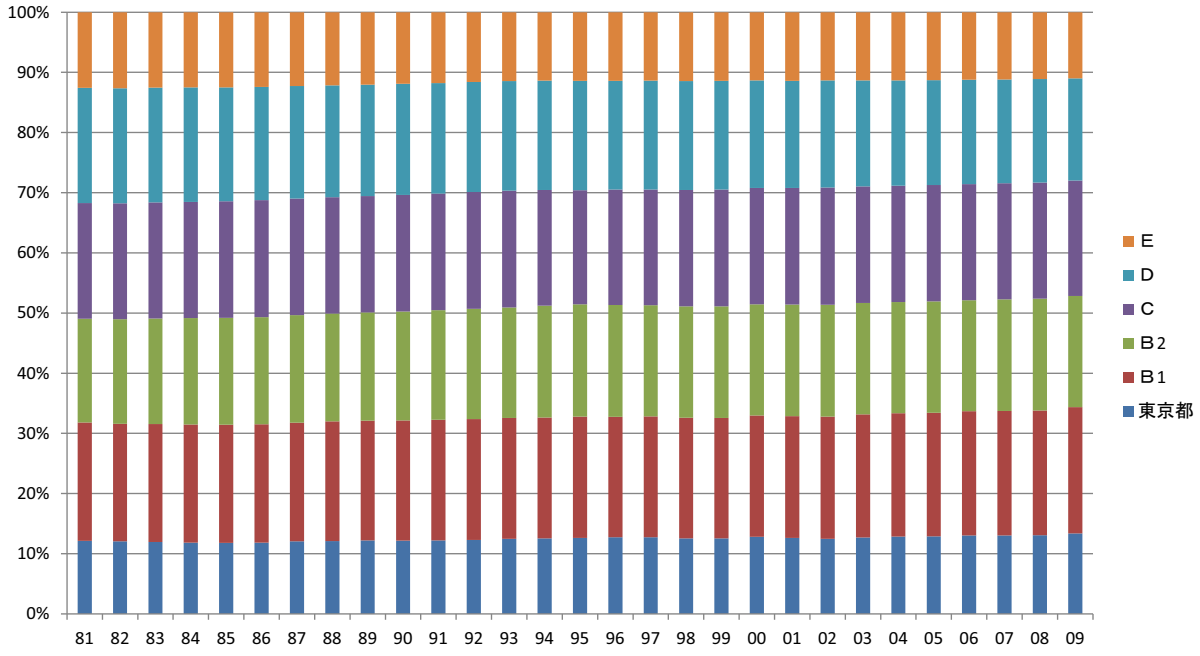


8

# 1．現状(4)　グループ別の比率(償却資産)

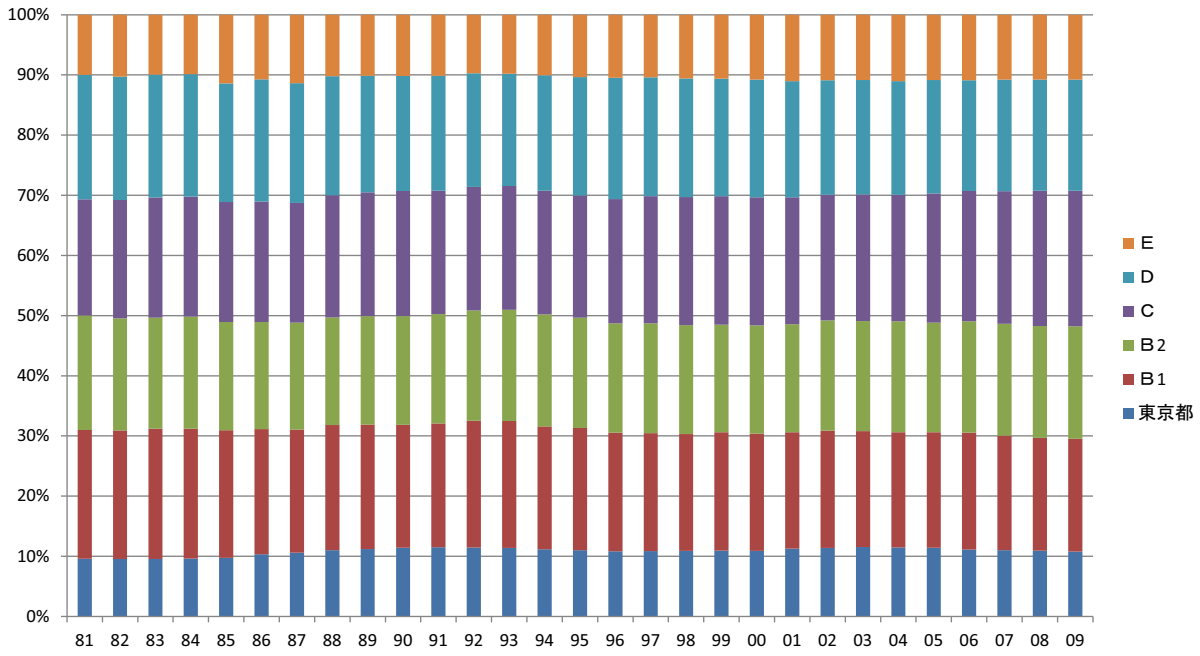


9

# 2．制度(1)　課税客体＜償却資産＞その1

- 「償却資産とは、土地および家屋以外の、事業の用に供することのできる資産で、その減価償却費が損金に算入されるもの。」
- ただし、以下のものは除く。
- ①無形減価償却資産
- ②耐用年数1年未満または取得価額10万円未満
- ③自動車および軽自動車

10

## ２．制度(2)　課税客体＜償却資産＞その２

- 　事業の用に供することのできる資産
- 「現在事業の用に供しているものはもとより、遊休、未稼働のものも含まれるが、いわゆる貯蔵品とみられるものは、棚卸資産に該当するので、償却資産には含まない」
- 「いわゆる簿外資産も事業の用に供し得るものについては、償却資産の中に含まれる」

11

## ２．制度(3)　課税客体＜家屋＞その１

- 家屋とは「住家、店舗、工場（発電所および変電所を含む）、倉庫その他の建物をいう」（法341条3号）。
- 家屋とは不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、したがって建物登記簿に登記されるべき建物をいう」（取扱通知）。

12

## ２．制度(4)　課税客体＜家屋＞その２

- 「土地に定着して建造され、屋根および周壁またはこれに類似するものを有し、風雨をしのぎ得る外界から遮断された一定の空間を有する建造物で、その目的とする居住、作業、貯蔵等の用に供し得る状態にあるものと解される」。石島弘（2008）。
- このように家屋を社会通念にしたがって解釈し、これ以外の有形減価償却資産を一般に償却資産と定義する。



## ２．制度(5)　課税団体（原則）

- 原則として市町村。
- 移動性償却資産または可動性償却資産については、主たる定けい場または定置場所在の市町村。

## ２．制度(6)　課税団体（総務大臣指定資産)

- 以下のうち、総務大臣が指定したものについては、都道府県知事（複数の都道府県にまたがる場合は総務大臣）が価格を決定し、関係市町村に配分される
- ①移動性償却資産または可動性償却資産で複数の市町村にわたって使用されるもの。
- ②鉄軌道、発送配電もしくは電気通信の用に供する固定資産または複数の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一つの固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもの。

15

## ２．制度７　課税団体（大規模償却資産）

- 大規模償却資産については、法定された課税定額までの部分については、その償却資産が所在する市町村が課税団体となり、それを超える部分は当該市町村を包含する都道府県が課税団体となる。

16

## ２．制度(8)　免税点

- 　同一の者について、その市町村内に所有する土地、家屋または償却資産の課税標準が、土地は30万円、家屋は20万円、償却資産は150万円にそれぞれ満たない場合、固定資産税は賦課されない。

17

## ３．問題点(1)　償却資産課税反対論

- １．償却資産を保有する業種に負担が偏る
- ２．市町村間の税収の偏在
- ３．諸外国であまり行われていない
- ４．申告課税のため不公平を生じている
- ５．生産設備に対する課税は二重課税

18

# 3. 問題点(2) 諸外国の事例

**表 3　資産税制の国際比較（償却資産関係）**

| | 名称 | 課税団体 | 課税対象資産 | 納税義務者 |
|---|---|---|---|---|
| アメリカ | 財産税<br>property tax | 州、郡、市町村、学校区、特別区 | 土地、家屋（全州）、公益事業資産（49 州）<br>機械設備（42 州）、自動車等の個人資産（34 州、ワシントン DC）、通信関連資産（40 州）、在庫・棚卸資産（16 州） | 所有者 |
| カナダ | 財産税<br>property tax | 州、広域自治体、地方自治体 | 土地、家屋（全州）、公益事業資産（５州１準９州）、機械設備（３州１準州）、通信関連資産（７州１準州） | 所有者 |
| イギリス | ビジネス・レイト<br>business rate | 国（市町村等へ交付） | 事業用不動産（土地、建物と一体をなす構築物、機械設備を含む。） | 使用者 |
| フランス | 職業税<br>la taxe professionnelle | 州、県、市町村、市町村事務組合等 | 営業用不動産、償却資産（機械設備等）、売上高（一定の小規模事業者に対し、償却資産に代えて課税） | 職業を営む個人又は法人 |
| ドイツ | 不動産税<br>grundsteuer | 市町村 | 不動産 A（農業用不動産）（機械設備を含む）<br>不動産 B（その他の不動産） | 所有者 |
| 韓国 | 財産税 | 市、郡、区 | 土地、建築物（これに附属する施設を含む）、住宅、船舶、航空機 | 所有者 |

出所；(財)資産評価システム研究センター『地方税における資産課税のあり方に関する調査研究－今後の固定資産税のあり方について－』(財)資産評価システム研究センター、2009 年 3 月。

19

# 3. 問題点(3) 法人税との相違点

**表 1　固定資産税と法人税等における減価償却資産の取扱いの比較**

| | 法人税 | 固定資産税 |
|---|---|---|
| 減価償却の方法 | 定率法と定額法の選択性<br>平成 19 年 4 月 1 日以降に取得された資産：定額法、定率法のいずれかを選択採用<br>平成 19 年 3 月 31 日までに取得した資産：旧定額法、旧定率法のいずれかを選択採用 | 定率法のみの適用<br>取替資産等の例外を除きすべて旧定率法を適用（鉱業用坑道を除く） |
| 所有期間１年未満の資産 | 月割償却 | 半年償却（２分の１） |
| 圧縮記帳 | 認められる | 認められない |
| 特別償却・割増償却 | 認められる | 認められない |
| 増加償却・陳腐化資産・短縮耐用年数 | 認められる | 条件付で認められる |
| 簿外資産・償却済資産・減価償却を行っていない資産 | 課税されない | 課税される |
| 建築仮勘定中の資産 | 税務会計上、減価償却の対象 | 減価償却が行われていようといまいと課税される。 |
| 改良費 | 税務会計上、資本的支出（改良費）を減価償却資産の取得加算する合算方式で減価償却 | 改良費は改良を加えられた本体部分と区分して評価 |
| 評価額の最低限度額 | 備忘価額（１円） | 取得価額（物価変動に対する取得価額補正を行った場合は補正後価額）または改良費のそれぞれ 100 分の５<br>※取替資産の場合は 100 分の 50 相当額 |
| 少額償却資産 | 課税されない | 一部を除き課税されない |

20

## 3. 問題点(4)　申告納税の実態

- 償却資産申告書を市町村に提出

- 減価償却明細書の添付が義務づけられているかどうかは役所によって異なっている。

21

## 3. 問題点(5)　有形固定資産の業種別割合

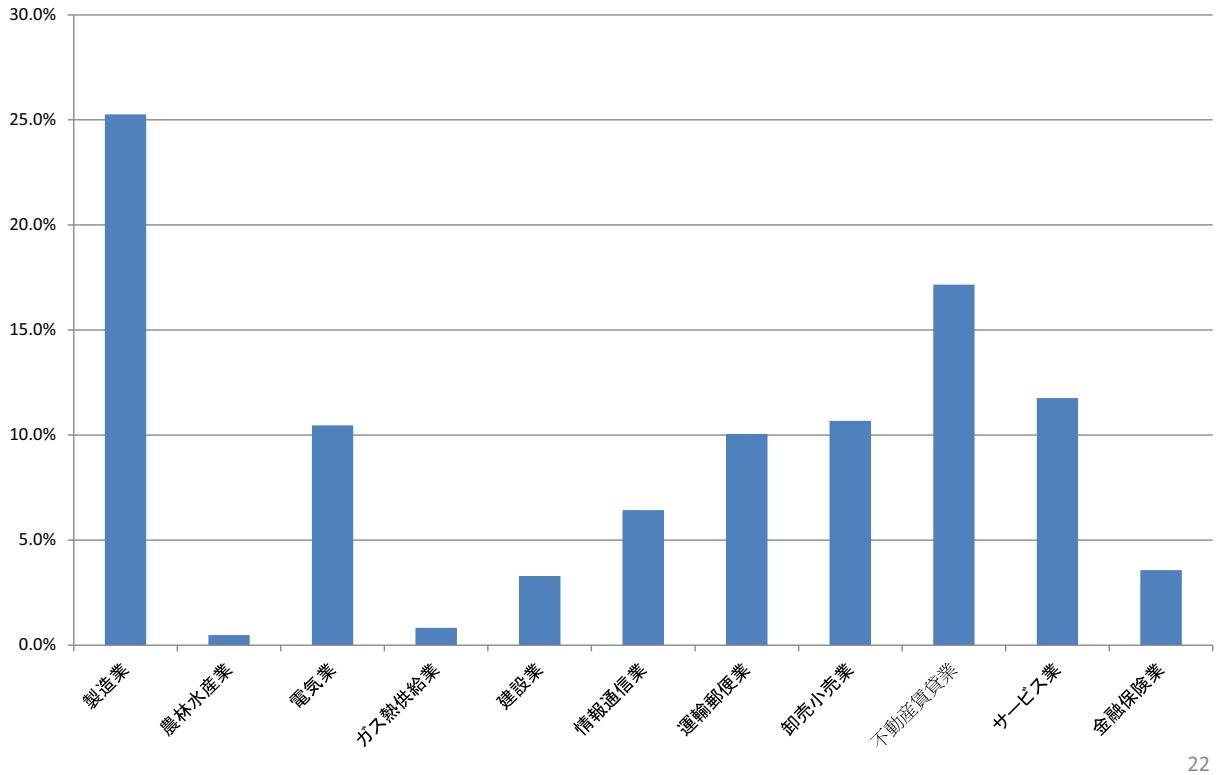


22

# 3. 問題点(6) 有形固定資産の資本金階級別

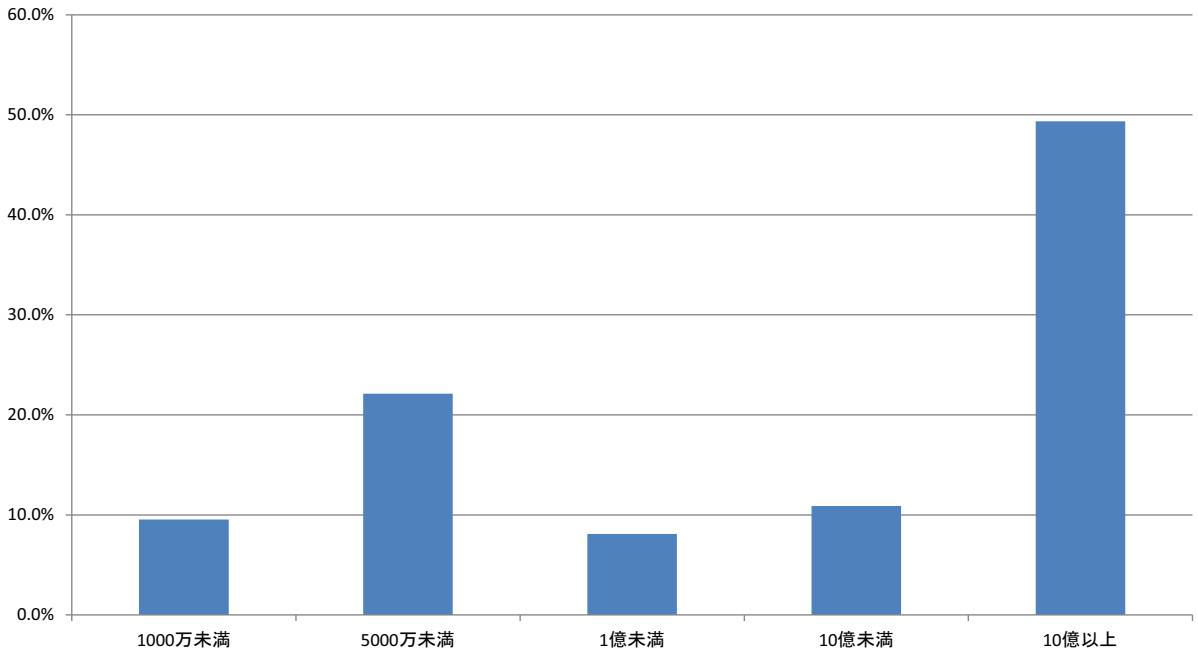


23

# 3. 問題点(7) 1法人あたり保有額(百万円)

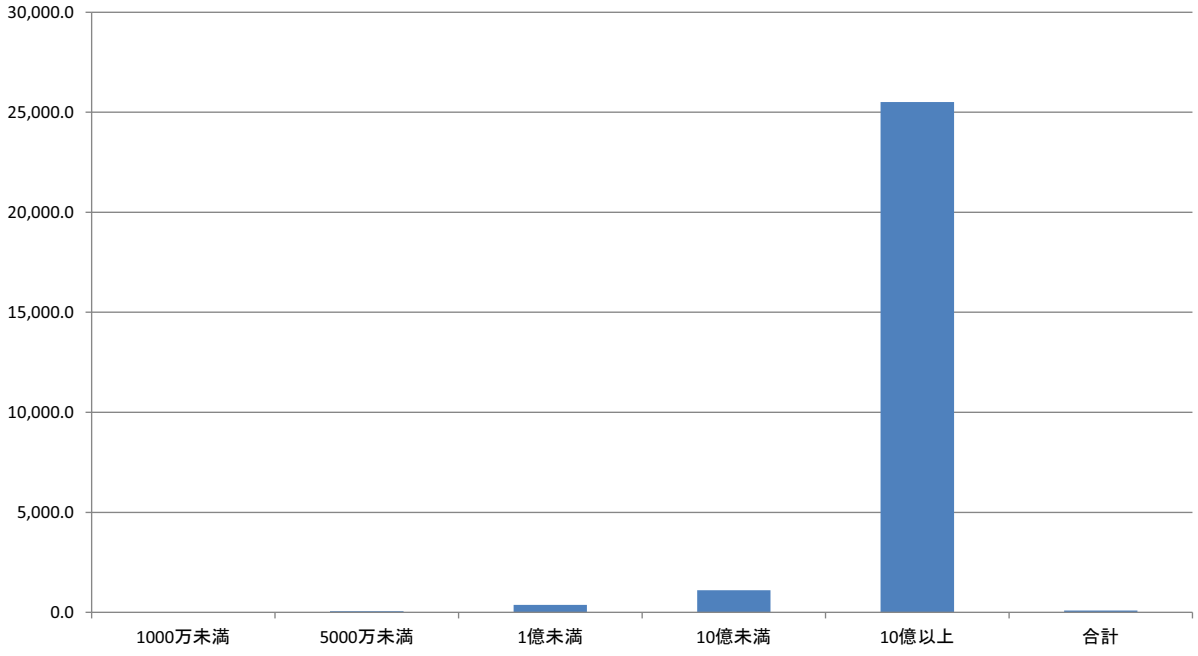


24

# 4. 沿革(1) 固定資産税 以前 その1

表1 固定資産税の沿革

| 固定資産税等の動き | 社会の動き |
|---|---|
| 1873（明治6）地租改正条例 | |
| | 1929（昭和4）世界大恐慌 |
| 1931（昭和6）新地租法 | |
| 1940（昭和15）家屋税法 | 1940（昭和15）地代家賃統制令 |
| | 1945（昭和20）終戦 |
| 1947（昭和22）地租・家屋税が国税から府県税へ | |
| | 1949（昭和24）シャウプ勧告 |
| 1950（昭和25）固定資産税の創設（標準税率1.6%のみ） | |

25

# 4. 沿革(2) 固定資産税 以前 その2

1873(明治6)年 地租

農地の収穫力に応じて決められた「評価額」に3%課税

1931(昭和6)年 新地租法

課税ベースを「賃貸価格」に 土地台帳の整備

（賃貸価格とは、・・その土地を他に賃貸すべき場合において1年間に取得すべき金額）

→近代税制としての所得税の補完

1940(昭和15)年 家屋税法

課税ベースは「賃貸価格」 家屋台帳の整備

26

## 明治初期における国税収入の状況

（単位 金額＝円 百分比＝%）

| 科目 | 明治３年度 | | 明治６年度 | | 明治８年度 | | 明治10年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 決算額 | 百分比 | 決算額 | 百分比 | 決算額 | 百分比 | 決算額 | 百分比 |
| 地税（地租） | 8,218,969 | 88.1 | 60,604,242 | 93.2 | 50,345,327 | 85.0 | 39,450,551 | 82.3 |
| 開市港場諸税 | 155,647 | 1.7 | 136,968 | 0.2 | 2,774 | 0.0 | | |
| 蚕種及び生糸諸税 | 95,223 | 1.0 | 360,616 | 0.6 | 110,244 | 0.2 | 179,618 | 0.4 |
| 運上冥加等諸雑税 | 103,684 | 1.1 | 422,726 | 0.7 | | | | |
| 川々国役金 | 101,987 | 1.1 | 134,303 | 0.2 | | | | |
| 酒類税 | | | 961,030 | 1.5 | 2,555,594 | 4.3 | 3,050,317 | 6.4 |
| 証券印紙税 | | | 319,302 | 0.5 | 498,228 | 0.8 | 505,624 | 1.0 |
| 郵便税 | | | 88,886 | 0.1 | 583,267 | 1.0 | 809,856 | 1.7 |
| 船税 | | | 83,123 | 0.1 | 128,514 | 0.2 | 194,738 | 0.4 |
| 港湾碇泊税 | | | 8,943 | 0.0 | 28,020 | 0.0 | | |
| 僕婢車駕籠遊船税 | | | 19,419 | 0.0 | | | | |
| 銃猟税 | | | 7,840 | 0.0 | 46,920 | 0.1 | 42,405 | 0.1 |
| 牛馬売買免許税 | | | 64,488 | 0.1 | 90,833 | 0.1 | 62,339 | 0.1 |
| 紋油税 | | | 73,242 | 0.1 | | | | |
| 琉球藩貢納 | | | 43,583 | 0.1 | 48,189 | 0.1 | 42,814 | 0.1 |
| 鉱山借区税（鉱山税） | | | | | 7,430 | 0.0 | 9,339 | 0.0 |
| 官録税 | | | | | 92,620 | 0.2 | 70,596 | 0.1 |
| 北海道物産税 | | | | | 342,526 | 0.6 | 361,120 | 0.8 |
| 煙草税 | | | | | 206,748 | 0.4 | 227,080 | 0.5 |
| 訴訟罫紙諸税 | | | | | 63,464 | 0.1 | 76,482 | 0.2 |
| 代言免許税 | | | | | 250 | 0.0 | 7,400 | 0.0 |
| 車税 | | | | | 213,192 | 0.4 | 261,859 | 0.6 |
| 度量衡税 | | | | | 2,019 | 0.0 | 1,976 | 0.0 |
| 版権免許料 | | | | | 5,198 | 0.0 | 3,377 | 0.0 |
| 秩録ならびに賞典録税 | | | | | 2,075,118 | 3.5 | | |
| 生糸印紙代その他 | | | | | 28,913 | 0.0 | | |
| 会社税 | | | | | | | 113,728 | 0.2 |
| 売薬税 | | | | | | | 87,089 | 0.2 |
| 海外旅券その他免許手数料 | | | | | | | 4,817 | 0.0 |
| 旧税追納 | | | | | | | 1,396 | 0.0 |
| 内国税合計 | 8,675,511 | 93.0 | 63,328,718 | 97.4 | 57,475,388 | 97.0 | 45,564,529 | 95.1 |
| 海関税 | 648,453 | 7.0 | 1,685,974 | 2.6 | 1,718,733 | 3.0 | 2,358,653 | 4.9 |
| 総計 | 9,323,965 | 100.0 | 65,014,693 | 100.0 | 59,194,121 | 100.0 | 47,923,182 | 100.0 |

（注）　年度区分は次のとおりである。
明治３年度……明治２年10月から明治３年９月まで
明治６年度……明治６年１月から同年12月まで
明治８年度及び明治10年度……その年の７月から翌年６月まで

27

## 大正及び昭和初期における国税収入状況

（単位 金額＝円 百分比＝%）

| 科目 | 大正２年度 | | 大正10年度 | | 昭和５年度 | | 昭和10年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 決算額 | 百分比 | 決算額 | 百分比 | 決算額 | 百分比 | 決算額 | 百分比 |
| 所得税 | 35,591,348 | 7.6 | 200,938,503 | 20.1 | 200,616,410 | 18.2 | 227,339,500 | 18.9 |
| 地租 | 74,635,513 | 15.9 | 74,130,516 | 7.4 | 68,035,368 | 6.2 | 58,042,446 | 4.8 |
| 営業税 | 27,392,618 | 5.8 | 68,453,901 | 6.8 | 56,772 | 0.0 | 3,187 | 0.0 |
| 営業収益税 | | | | | 54,286,406 | 4.9 | 57,133,940 | 4.8 |
| 相続税 | 3,351,336 | 0.7 | 9,311,577 | 0.9 | 32,904,625 | 3.0 | 30,255,402 | 2.5 |
| 鉱区税（鉱業税） | 2,890,475 | 0.6 | 6,465,347 | 0.6 | 4,997,553 | 0.4 | 4,633,828 | 0.4 |
| 酒税 | 93,223,982 | 19.9 | 176,085,900 | 17.6 | 218,854,671 | 19.8 | 209,327,766 | 17.4 |
| 砂糖消費税 | 21,049,660 | 4.5 | 54,966,322 | 5.5 | 77,889,448 | 7.1 | 84,817,505 | 7.1 |
| 織物消費税 | 19,964,443 | 4.3 | 61,736,905 | 6.2 | 33,884,189 | 3.1 | 40,922,069 | 3.4 |
| 取引所税 | 3,471,777 | 0.7 | 14,406,968 | 1.4 | 9,123,623 | 0.8 | 14,732,158 | 1.2 |
| 醤油税 | 4,963,900 | 1.0 | 6,397,892 | 0.6 | | | | |
| 揮発油税（石油消費税） | 1,668,701 | 0.4 | 822,547 | 0.1 | | | | |
| 通行税 | 4,872,724 | 1.0 | 9,608,579 | 1.0 | | | | |
| 兌換銀行券発行税 | 1,634,147 | 0.3 | 208,897 | 0.0 | 7,439,874 | 0.7 | | |
| 戦時利得税 | | | 5,086,575 | 0.5 | 216 | 0.0 | 1,371 | 0.0 |
| 清涼飲料税 | | | | | 3,639,911 | 0.3 | 3,580,673 | 0.3 |
| 資本利子税 | | | | | 15,651,646 | 1.4 | 15,048,600 | 1.2 |
| 臨時利得税 | | | | | | | 26,183,953 | 2.2 |
| 売薬営業税 | 263,687 | 0.1 | 334,714 | 0.0 | | | | |
| 関税 | 73,722,378 | 15.7 | 100,941,336 | 10.1 | 105,379,644 | 9.6 | 151,265,228 | 12.6 |
| 屯税 | 782,984 | 0.2 | 1,041,834 | 0.1 | 2,280,913 | 0.2 | 2,797,075 | 0.2 |
| 印紙収入 | 30,830,978 | 6.5 | 86,327,954 | 8.6 | 69,704,465 | 6.3 | 78,641,282 | 6.6 |
| 専売益金 | 69,297,423 | 14.8 | 124,289,687 | 12.4 | 198,339,282 | 18.0 | 197,562,530 | 16.4 |
| 総計 | 469,608,081 | 100.0 | 1,001,555,955 | 100.0 | 1,103,085,015 | 100.0 | 1,202,288,514 | 100.0 |

28

## 戦時期における国税収入状況

（単位 金額＝円 百分比＝%）

| 科目 | 昭和13年度 | | 昭和15年度 | | 昭和19年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 決算額 | 百分比 | 決算額 | 百分比 | 決算額 | 百分比 |
| 租税 | | | | | | |
| 所得税 | 732,790,517 | 31.4 | 1,488,678,532 | 35.3 | 4,040,580,823 | 31.4 |
| 法人税 | | | 182,133,211 | 4.3 | 1,312,275,343 | 10.2 |
| 特別法人税 | | | 739,501 | 0.0 | 14,238,819 | 0.1 |
| 配当利子特別税 | | | 14,264,645 | 0.3 | 5,647,415 | 0.0 |
| 外貨債特別税 | 2,700,573 | 0.1 | 9,686,605 | 0.2 | 59,004 | 0.0 |
| 相続税 | 45,482,803 | 2.0 | 56,555,610 | 1.4 | 145,612,982 | 1.1 |
| 建築税 | | | 893,235 | 0.0 | 13,738,742 | 0.1 |
| 鉱業税 | 10,736,257 | 0.5 | 10,722,091 | 0.3 | 10,277,696 | 0.1 |
| 鉱区税 | | | | | | |
| 酒税 | 278,668,928 | 11.9 | 285,174,227 | 6.8 | 883,942,614 | 6.9 |
| 清涼飲料税 | 5,371,085 | 0.2 | 8,981,856 | 0.2 | 5,007,433 | 0.0 |
| 砂糖消費税 | 145,892,046 | 6.3 | 141,467,065 | 3.4 | 70,114,723 | 0.5 |
| 織物消費税 | 46,899,815 | 2.0 | 96,167,228 | 2.3 | 139,306,457 | 1.1 |
| 物品税 | 54,573,460 | 2.3 | 110,017,182 | 2.6 | 970,060,522 | 7.6 |
| 遊興飲食税 | | | 128,047,354 | 3.0 | 553,669,890 | 4.3 |
| 取引所税 | 25,038,944 | 1.1 | 29,817,638 | 0.7 | 10,585,474 | 0.1 |
| 有価証券移転税 | 2,359,354 | 0.1 | 3,408,460 | 0.1 | 4,162,312 | 0.0 |
| 通行税 | 8,087,290 | 0.3 | 22,817,010 | 0.5 | 143,561,563 | 1.1 |
| 入場税 | 8,348,685 | 0.4 | 22,784,552 | 0.5 | 117,383,030 | 0.9 |
| 電気ガス税 | | | | | 12,303,211 | 0.1 |
| 広告税 | | | | | 9,374,963 | 0.1 |
| 馬券税 | | | | | 1,081,546 | 0.0 |
| 特別行為税 | | | | | 111,874,793 | 0.9 |
| 兌換銀行券発行税 | 267,221 | 0.0 | 19,050,307 | 0.5 | | |
| 揮発油税 | 13,494,953 | 0.6 | 22,218,050 | 0.5 | | |
| 地租 | 51,531,236 | 2.2 | 3,920,968 | 0.1 | 4,628 | 0.0 |
| 営業収益税 | 105,280,378 | 4.5 | 78,235,959 | 1.9 | 417,694 | 0.0 |
| 営業税 | 1,636 | 0.0 | | | | |
| 資本利子税 | 33,121,633 | 1.4 | 7,049,614 | 0.2 | 25,751 | 0.0 |
| 法人資本税 | 21,942,998 | 0.9 | 22,372,497 | 0.5 | 103,302 | 0.0 |
| 利益配当税 | 35,450,589 | 1.5 | 4,696,362 | 0.1 | 91,905 | 0.0 |
| 公債及び社債利子税 | 1,042,673 | 0.0 | 444,121 | 0.0 | 45 | 0.0 |
| 臨時利得税 | 185,992,616 | 8.0 | 736,616,674 | 17.5 | 2,591,730,513 | 20.2 |
| 戦時利得税 | | | 6,099 | 0.0 | | |
| 還付税収入 | | | | | | |
| 地租 | | | | | 37,822,973 | 0.3 |
| 家屋税 | | | | | 50,379,242 | 0.4 |
| 営業税 | | | | | 166,297,622 | 1.3 |
| 地方分与税分与金（特別会計中租税） | | | | | | |
| 地租 | | | 25,402,341 | 0.6 | | |
| 家屋税 | | | | | | |
| 営業税 | | | 51,096,409 | 1.2 | | |
| 内国税計 | 1,815,075,691 | 77.7 | 3,583,470,431 | 85.0 | 11,421,733,681 | 88.8 |
| 関税 | 166,422,571 | 7.1 | 143,999,382 | 3.4 | 15,468,897 | 0.1 |
| 屯税 | 2,562,387 | 0.1 | 2,094,669 | 0.0 | 164,543 | 0.0 |
| 租税合計 | 1,984,060,649 | 84.9 | 3,729,564,482 | 88.4 | 11,437,366,471 | 88.9 |
| 印紙収入 | 91,440,110 | 3.9 | 135,607,315 | 3.2 | 227,779,201 | 1.8 |
| 租税及び印紙収入計 | 2,075,500,759 | 88.8 | 3,865,171,797 | 91.6 | 11,665,145,672 | 90.7 |
| 専売益金 | 261,307,908 | 11.2 | 352,170,348 | 8.4 | 1,197,681,986 | 9.3 |
| 総計 | 2,336,808,667 | 100.0 | 4,217,342,145 | 100.0 | 12,862,827,658 | 100.0 |

## 戦後における国税収入状況

（単位 金額＝千円 百分比＝%）

| 科目 | 昭和21年度 | | 昭和23年度 | | 昭和25年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 決算額 | 百分比 | 決算額 | 百分比 | 決算額 | 百分比 |
| 所得税 | 12,240,677 | 32.7 | 190,831,800 | 42.6 | 220,134,192 | 38.6 |
| 源泉分 | | | 76,407,000 | 17.1 | 127,515,641 | 22.4 |
| 申告分 | | | 114,425,000 | 25.5 | 92,618,552 | 16.2 |
| 法人税 | 1,273,233 | 3.4 | 27,900,319 | 6.2 | 83,790,196 | 14.7 |
| 相続税 | 359,284 | 1.0 | 2,300,245 | 0.5 | 2,693,737 | 0.5 |
| 富裕税 | | | | | 516,386 | 0.1 |
| 再評価税 | | | | | 6,402,999 | 1.1 |
| 酒税 | 2,378,118 | 6.4 | 54,793,616 | 12.2 | 105,375,665 | 18.4 |
| 砂糖消費税 | 109,042 | 0.3 | 4,382,614 | 1.0 | 748,481 | 0.1 |
| 揮発油税 | | | | | 7,371,805 | 1.3 |
| 物品税 | 2,254,533 | 6.0 | 17,507,153 | 3.9 | 16,499,521 | 2.9 |
| 取引所税 | | | | | （取引税）1,319 | 0.0 |
| 通行税 | 297,757 | 0.8 | 2,492,378 | 0.6 | 1,079,402 | 0.2 |
| 旧税 | 47 | 0.0 | 3,468 | 0.0 | 68,759 | 0.0 |
| 日本銀行券発行税 | | | | | 6,272 | 0.0 |
| 非戦災者特別税 | | | 595,673 | 0.1 | 14,231 | 0.0 |
| 清涼飲料税 | 28,002 | 0.1 | 1,423,008 | 0.3 | 43,464 | 0.0 |
| 織物消費税 | 1,165,167 | 3.1 | 11,545,149 | 2.6 | 96,377 | 0.0 |
| 有価証券移転税 | 5,553 | 0.0 | 511,412 | 0.1 | 28,916 | 0.0 |
| 取引高税 | | | 20,813,147 | 4.7 | 683,153 | 0.1 |
| 還付税収入 | 240,122 | 0.6 | 74,008 | 0.0 | 4,724 | 0.0 |
| 増加所得税 | 5,893,107 | 15.7 | 622,192 | 0.1 | | |
| 特別法人税 | 43,030 | 0.1 | 207,287 | 0.1 | | |
| 入場税 | 1,060,560 | 2.8 | 4,143,304 | 0.9 | | |
| 馬券税 | 71,595 | 0.2 | 431,770 | 0.1 | | |
| 臨時利得税 | 1,260,890 | 3.4 | 208,493 | 0.1 | | |
| 配当利子特別税 | 84 | 0.0 | | | | |
| 建築税 | 3,563 | 0.0 | | | | |
| 鉱区税 | 21,152 | 0.1 | | | | |
| 遊興飲食税 | 857,459 | 2.3 | | | | |
| 電気・ガス税 | 181 | 0.0 | | | | |
| 広告税 | 57 | 0.0 | | | | |
| 特別行為税 | 126,454 | 0.3 | | | | |
| 関税 | 15,199 | 0.0 | 260,520 | 0.1 | 1,625,620 | 0.3 |
| 屯税 | 0 | 0.0 | | | | |
| 印紙収入 | 407,354 | 1.1 | 4,783,811 | 1.0 | 9,207,682 | 1.6 |
| 専売益金 | 7,325,970 | 19.6 | 101,914,238 | 22.8 | 114,456,978 | 20.1 |
| 総計 | 37,438,190 | 100.0 | 447,745,604 | 100.0 | 570,849,879 | 100.0 |
| 財産税等特別会計中租税 | 18,115,224 | — | 7,814,754 | — | 871,665 | — |

昭和後期及び平成19年度における国税収入状況

| 区分 | 昭和26年度 | | 昭和40年度 | | 昭和61年度 | | 平成19年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| | 百万 | % | 百万 | % | 億円 | % | 億円 | % |
| 直接税 | | | | | | | 323,273 | 61.4 |
| 所得税 | 225,672 | 31.2 | 970,359 | 27.6 | 168,267 | 39.3 | 160,800 | 30.5 |
| 源泉分 | 150,230 | 20.8 | 712,233 | 21.7 | 131,264 | 30.6 | 129,285 | 24.6 |
| 申告分 | 75,441 | 10.4 | 258,126 | 7.9 | 37,003 | 8.6 | 31,515 | 6.0 |
| 法人税 | 183,881 | 25.4 | 927,120 | 28.3 | 130,911 | 30.6 | 147,444 | 28.0 |
| 相続税 | 2,881 | 0.4 | 44,042 | 1.3 | 13,966 | 3.3 | 15,026 | 2.9 |
| 旧税 | 59 | 0.0 | 0 | 0.0 | | | 0 | 0.0 |
| 再評価税 | 11,532 | 1.6 | | | | | | |
| 富裕税 | 962 | 0.1 | | | | | | |
| 間接税等 | | | | | | | 203,285 | 38.6 |
| 消費税 | | | | | | | 102,719 | 19.5 |
| 酒税 | 122,830 | 17.0 | 352,873 | 10.8 | 19,725 | 4.6 | 15,242 | 2.9 |
| たばこ税 | | | | | 9,965 | 2.3 | 9,253 | 1.8 |
| 砂糖消費税 | 7,144 | 1.0 | 28,943 | 0.9 | 410 | 0.1 | | |
| 揮発油税 | 9,016 | 1.2 | 254,476 | 7.8 | 16,025 | 3.7 | 21,105 | 4.0 |
| 石油ガス税 | | | 1 | 0.0 | 155 | 0.0 | 137 | 0.0 |
| 航空機燃料税 | | | | | 541 | 0.1 | 880 | 0.2 |
| 石油石炭税 | | | | | 1,616 | 0.4 | 5,129 | 1.0 |
| 電源開発促進税 | | | | | | | 3,522 | 0.7 |
| 物品税 | 15,233 | 2.1 | 137,929 | 4.2 | 16,105 | 3.8 | | |
| トランプ類税 | | | 484 | 0.0 | 4 | 0.0 | | |
| 取引所税 | 94 | 0.0 | 2,536 | 0.1 | 112 | 0.0 | | |
| 取引高税 | 145 | 0.0 | | | | | | |
| 有価証券取引税 | | | 8,166 | 0.2 | 13,664 | 3.2 | | |
| 通行税 | 1,166 | 0.2 | 4,241 | 0.1 | 765 | 0.2 | | |
| 入場税 | | | 10,376 | 0.3 | 54 | 0.0 | | |
| 自動車重量税 | | | | | 5,097 | 1.2 | 7,399 | 1.4 |
| 旧税 | 8 | 0.0 | | | | | | |
| 関税 | 12,441 | 1.7 | 221,977 | 6.8 | 5,546 | 1.3 | 9,410 | 1.8 |
| とん税 | 150 | 0.0 | 2,854 | 0.1 | 82 | 0.0 | 96 | 0.0 |
| 日本銀行券発行税 | 293 | 0.0 | 425 | 0.0 | | | | |
| 印紙収入 | 10,524 | 1.5 | 82,714 | 2.5 | 15,758 | 3.7 | 12,018 | 2.3 |
| 日本専売公社納付金 | 119,112 | 16.5 | 180,447 | 5.5 | | | | |
| 地方揮発油税(特) | | | | | | | 3,018 | 0.6 |
| 地方道路税(特) | | | 46,078 | 1.4 | 3,084 | 0.7 | | |
| 石油ガス税(譲与分)(特) | | | 0 | 0.0 | 155 | 0.0 | 137 | 0.0 |
| 航空機燃料税(譲与分)(特) | | | | | 98 | 0.0 | 160 | 0.0 |
| 自動車重量税(譲与分)(特) | | | | | 1,699 | 0.4 | 3,699 | 0.7 |
| 特別とん税(特) | | | 3,567 | 0.1 | 103 | 0.0 | 121 | 0.0 |
| 原油等関税(特) | | | | | 1,159 | 0.3 | | |
| 電源開発促進税(特) | | | | | 2,321 | 0.5 | | |
| 揮発油税(特) | | | | | 1,123 | 0.3 | 7,099 | 1.3 |
| たばこ特別税(特) | | | | | | | 2,142 | 0.4 |
| 合計 | 723,144 | 100.0 | 3,279,652 | 100.0 | 428,510 | 100.0 | 526,558 | 100.0 |

31

# 5. シャウプ勧告における不動産税(1)

## 第12章

## 不動産税

### (地租家屋税)

日本語からの普通の譯語に從えば、「地租家屋税」は住宅のみならず、あらゆる種類の不動産を包括するが、工場、商店、農家建造物が本税の下に課税せられる全不動産中の重要なものである。

それ故、この租税からとるにたらぬ程度の歳入、即ち、1949～50年度において140億圓程度しかあがつていないということは全く意外である。しかも、本税の平均税率が500%で、うち250%が都道府縣、250%が市町村によつて徴収されているというに至つては實に驚く外はない。

32

この明白な矛盾は課税標準が戦前のままの賃貸価格であるという事實によつて解決する。その後、インフレーションの結果、價格水準は1938年の数字の100倍乃至200倍に騰貴している。

しかし、地代家賃は價格統制下にあり、しかもその統制は實際上はともかく、法律上では特に嚴重であつた。1坪(36平方呎)あたりの法定地代家賃の平均は、1939年當時の15倍にすぎないと言われる。28都市における地代家賃は家計費總額の1%の¾以下であると報告されている。

33

最後に、今日の日本においては、地方自治を維持せねばならないならば、第2章において述べた理由により、地方、特に市町村の追加獨立財源が必要である。

地代家賃統制の意味と生計費とを研究した後に、われわれは、地租家屋税は今年度の見積り140億圓の代りに、年500億圓の收入があがるように、徹底的に改革せねばならないという結論に達する。

34

## ５．シャウプ勧告における不動産税（２）

- 府県税から市町村税に
- 課税ベースを「賃貸価格」から「資本価格」に
- 土地家屋に加えて減価償却可能なあらゆる事業資産に課税する

35

## ５．シャウプ勧告における不動産税（３）

・資本価格（capital value)

「ここで目標とされる資本価格は自由市場におけるそれである」

＜算出方法＞

１．台帳に登録されている戦前の賃貸価格を200倍する。（1949年の物価水準に）

２．さらにこれを5倍する。（資本価格とする）

36

## ５．シャウプ勧告における不動産税（４）

・税率

税率は１．７５％。

数年間は3%を超えてはならないが、それ以降は各市町村が希望する率を課すことを認める。

・その他

資産再評価は、国税たる所得税および法人税の資産再評価で到達した額を下回ってはならない。

37

利益の一つは、本税を土地建物に限定しないで、減價償却の可能なあらゆる事業資産、即ち、機械設備、大桶、窯等を包括するように擴大するという後述の勸告と關連がある。かような資産は、賃貸價格の年額を課稅標準とした稅表にはうまく包含できない。もしもそれらが資本基準で評價され、土地、建物が賃貸價格基準のままであるとすれば、建造物について、建物（不動産）と然らざるもの一卽ち「不動産」と、「動産」とを區別することが必要になるであろう。この區別をすることは困難なことが多く、また、この困難であることこそ、われわれが減價償却の可能な、あらゆる資産を本稅の課稅標準に加えることを勸告する一つの理由である。

38

「税制の改革　シャウプ勧告全文」（昭和 24 年 9 月 25 日発行　日本経済新聞社）より

「解説　シャウプ勧告の核心」（平田敬一郎大蔵省主税局長）抜粋

第五に地方税について特色というべき重要な点を述べよう。

（中略）

ニ、現行の地租家屋税を確定して土地、家屋以外に企業の減価消却をなし得る資産の全体に対してその財産価格を課税標準にして課税される不動産税も注目に値する。従来たとえば工場などに対しては単に家屋のみが家屋税の課税標準になり、その建物に数倍または十数倍に値する機械その他の設備があってもそれに対しては財産課税を行うことができなかったわけであるが、新不動産税の下においてはいわゆる企業の固定資産を包括して課税し得ることになるから工場自体のある市町村などもかなり財産を得ることになるであろう。またこのように固定資産は結局土地、家屋と同じように相当な収益を生み得るものであるから地方税としてこれを課税するのは妥当であろう。・・・（以下略）

39

もう一つの利益は、事業資産（減價償却の可能な資産および土地）の再評價を認めるという第6章で行つた勸告と關連がある。所得稅における減價償却を增大し、讓渡所得を減少しようとして、納稅者が甚だしく過大評價することを避けるためには、稅制に自動的制限をおく必要がある。これらの制限の一つは地租家屋稅のための價格を所得稅における再評價のために認められる價格から、その後の減價償却を差引いた額以下にしないことを要求することによつて獲得できる。この制限を獲得するためには、地租家屋稅は賃貸價格ではなく資本價格に課稅せらるべきである。

40

## ６．固定資産税の成立

（１）地方税法成立の難航

1950年度地方税改正法案は50年3月末に否決廃案。

50年7月に、第8臨時国会を召集し成立。

（２）固定資産税の成立

税率は１．６％

賃貸価格は900倍

41

## ７．シャウプ勧告と資産再評価（１）

1940年以前に取得された資産について行い得る減價償却は現在の貨幣價値に徴して殆んど皆無に等しい。その後における物價水準は概ね100倍乃至200倍の上昇率を示している。實際において、1940年以前に取得された資産については、減價償却は殆んど認められていないといつても差支えないのである。

42

## 7．シャウプ勧告と資産再評価（2）

從つて、企業資産が、全體として、それを現狀のまま時價で取替える價額に相當する共通な水準まで再評價さるべきことが主張されてきた。この再評價後の數字に對して通常の減價償却率が適用されることとなる。この結果課稅所得は著しく減少し、場合によつては損失を生ずることにもなろう。

43

## 7．シャウプ勧告と資産再評価（3）

しかし、もし、企業がこのように、その資産の價値を帳簿上評價替えすることが認められるとすれば、その企業の總資産價値は、舊價額の數倍以上に增大することはもちろんである。しからば、この評價替えは、價値ある所得であるか、そしてそれはかかるものとして課稅すべきか。もし、そうであるとすれば稅はすべてこれを１年以内に賦課徵收すべきか。

44

# 7．シャウプ勧告と資産再評価（4）

このような帳簿上の價額の評價替えは殆んど、または全然といつてもよい程に實質的な利益を反映しないのであつて、單なる貨幣價値の下落による架空利益でしかないのである。第5章にも述べられている通り、われわれは原則として、この種の利益を課税所得とみなすことには不賛成である。しかし、もし、

45

# 7．シャウプ勧告と資産再評価（5）

他の納税者がその資産を譲渡した際に生じた架空利益に對して既に所得税を納付していたとすれば、今ここに企業について帳簿上の再評價に對する課税を全面的に免除することは公平ではないであろう。更に、債券のような確定貨幣債權の所有者については貨幣價値の下落は考慮されていない。かかる債權者は、實質價値において資本損失をこうむつているが、このような損失は所得税の課税上考慮されていない。

46

## 7．シャウプ勧告と資産再評価（6）

所得税、法人税は強力、且つ、適應性のある財政手段ではあるが、それは決して10年の閒に200倍もの騰貴率を示すインフレーションに堪えるようにでき上つているものではなかつた。今、われわれがここに當面している問題は納稅者相互の公平という要素が著しく錯亂し、しかも、再評價の經濟的影響が恐らく結局のところ有益であるというような問題である。われわれのなし得ることは、ただ最惡の不公平を除去するとともに、豫想され得る最大の經濟的利點を保留し得るような妥協案を勸告することである。



## 8．資産再評価のポイント（1）

- 法人のみならず自由職業人を含む個人企業
- 償却しうる資産および土地を対象
- 青色申告者のみ再評価を基礎とした減価償却が認められる
- 再評価は強制
- 再評価益（再評価額から帳簿価額を控除した額）に6％で課税
- 再評価差額を特別資本金に入れて5年間凍結

## ８．資産再評価のポイント（2）

・再評価差額は「再評価積立金勘定」に繰り入れ、他の勘定と区別する。

・当該資産に処分損が生じたときは、その損失は「再評価積立金勘定」を取り崩してこれを補てんする。

49

## ８．資産再評価のポイント（３）

- 再評価額は、取得価額から減価償却を差し引いたものに、1949年7月1日の一般物価指数の取得時におけるこれに相当する指数の比率を乗じて算出する。
- 不動産税（固定資産税）の算出の基礎にする。
- 納税は、税収の１／２を50年度内に納付、1/4ずつを51年度、52年度に分けて納付する。

50

## 8. 資産再評価のポイント(4)

- 再評価した固定資産の減価償却については、再評価後の価額を基準とし、残存価額が再評価額の10%に達するまで認められる。
- 再評価差額は法人税法による所得の計算上益金に算入しない。支払った再評価税額は損金に算入しない。
- 再評価資産を売却して得た譲渡益は再評価額を基準として計算する。

51

## 8. 資産再評価のポイント(5)

**表 2.6　個人企業の固定資産再評価の税収に及ぼす影響**

(単位：100万円)

| | |
|---|---|
| 評価益6%課税による収入増 | 10,740 |
| 減価償却増による収入減 | 5,350 |
| 1年目の収入増 | 5,390 |
| その後の収入減 | 10,740 |

(注)　1．評価益は全評価額の5割だけ行うものと推定した.
2．収入における変動は，平均の個人所得税率40%を基礎としている.

(出所)　『日本税制報告書』，p.C42.

52

# 9. 資産再評価および再評価益税の実施（1）

- 強制ではなく任意での実施。
- 5年後までの延納を認める。
- 再評価特別積立金は3年後にその3／4を（再評価税を完納した場合は全額を）資本に組み入れることができる。
- 基準日を1949年7月1日から1950年1月1日に

53

**表7.7　第1次および第2次資産再評価の実施状況**

（単位：100万円）

| 摘　要 | 全法人 | 第1次再評価 | 第2次再評価 | 特例分 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1950.1.1 法人数(イ) | 254,743 | — | — | — | 254,743 |
| 申告書を提出した法人数(ロ) | 205,213 | — | — | — | 205,213 |
| (ロ)/(イ) | | | | | 80.6% |
| 再評価を実施した法人数(ハ) | — | 30,910 | 7,619 | 618 | 実際36,117 |
| 取得金額に倍数を乗じた金額(ニ) | 1,656,710 | — | — | — | 1,656,710 |
| 再評価の限度額(ホ) | 1,512,239 | 976,335 | 349,193 | 84,891 | 1,512,239 |
| (ホ)/(ニ) | — | — | — | — | 91.3% |
| 再評価額(ヘ) | 1,081,253 | 722,650 (66.8) | 294,215 (27.2) | 59,761 | 1,081,253 (100.0) |
| (ヘ)/(ホ) | — | 74.0% | 84.3% | 70.3% | 71.5% |
| 帳簿価額 | 255,552 | 90,366 | 152,727 | 7,832 | 255,552 |
| 再評価差額 | 825,701 | 632,284 | 141,488 | 51,929 | 825,701 |
| 再評価差額の分布率 | — | 76.6% | 17.1% | 6.3% | 100.0% |
| 再評価税額 | — | 37,937 | 8,489 | 3,115 | 49,542 |

（注）　1．国税庁『国税庁統計年報書』および第1次再評価と第2次再評価との総合表（国税庁調）によって作成した．

54

## ９．資産再評価および再評価益税の実施（２）

- 第2次資産再評価（1951年度）
  基準日は同じ＜1950年1月1日＞

- 第3次資産再評価(1953年度）
  基準日は＜1953年1月1日＞

55

## ９．資産再評価および再評価益税の実施（３）

- 再評価益税が負担
- 任意にしたことの限界
- 土地は減価償却できない
- 売却しなければ譲渡所得は生じない
- 償却資産は自然と更新されていく
- 商法の取得原価主義からの疑問

56

## １０．結び

- 償却資産課税は資産再評価との連携の中で導入された。
- 企業の税負担は法人実効税率だけでは測れない。
- 業種間の税負担配分。
- 経済のソフト化への対応。
- 応益課税としての固定資産税。

57

# 付加価値税（消費税）における政府部門の課税問題について

「地方分権に関する基本問題についての調査研究会」
於　総務省（2012.2.20）

報告者
望月正光（関東学院大学）
堀場勇夫（青山学院大学）



## 本報告の動機

- European VAT Model（old model）
  - 税率：基本税率、軽減税率（ゼロ税率）
  - 課税ベース：課税、非課税（金融、土地、政府等）
  - ↓
  - 非効率、不公正
- New Zealand VAT/GST Model(new model)
  - 税率：基本税率
  - 課税ベース：課税（原則）
  - ↓
  - 効率、公正

## 本報告の目的

- 付加価値税における政府部門の課税問題について検討すること。
- 政府部門を非課税とするケースでは、自家供給バイアス(self-supply bias)等の問題点が発生することを明らかにする。
- これらの問題点を解決するためには、政府部門の取り扱いとして、フル課税の方法が選択されることを示すこと。



## 先行研究

- McLure,C.E.(1987)
- Dijkgraaf,E.and R.H.J.M.Gradus(2003)
- Wassenaar,M.C.and R.H.J.M.Gradus(2004)
- Aujean,M.,Jenkins,P. and S.Poddar (1999)
- Poddar, S. (2005)
- Gendron,P.-P. (2005)
- Gendron,P.-P. (2010)
- New Zealand(1999), (2007)
- Crawford,I.,Keen,M.and S.Smith (2009)
- Dickson,I.and D.White(2009)
- 望月正光、堀場勇夫(2009)
- 望月正光(2011)

# 到達した結論

- 付加価値税において政府部門を非課税とする場合、仕入れに係る税額控除の否認によって一定の税収効果が確保される。
- しかし、非課税は、混合供給、非課税クリープ、自家供給バイアス、投入選択のディストーション、応諾費用と税務行政費の上昇など深刻な問題点を生む。
- そこで、政府部門のフル課税が提案され、民間部門と同等の扱いが実現することを通して、これまでの問題点の多くが改善される。
- 同時に、政府部門の仕入れに係る税額控除も全て控除可能として取り扱われる。



# 1．本報告の課題

- 課税方法として、(A)課税、(B)ゼロ税率、(C)非課税の3つの選択肢の相互作用を検討
- 政府部門課税の選択について、(1)非課税ケース、(2)ゼロ税率ケース、(3)フル課税ケースの3つのケースを検討。フル課税が前述の問題点を最も改善する課税方法
- 政府部門の活動に応じたフル課税のケースでの取り扱いを示す

# 2. 付加価値税の課税方法

## □ (A)課税、(B)ゼロ税率、(C)非課税の組合せ

| | | 供給(売上げ)に係る付加価値税の取扱 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 課税 | ゼロ税率 | 非課税 |
| 仕入れに係る付加価値税の取扱 | 課税 | 1. 標準付加価値税 | 2. 免税(それ以外の課税売上げのない場合は還付) | 3. 仕入れに係る付加価値税 |
| | ゼロ税率 | 4. 標準付加価値税 | 5. 免税 | 6. 免税 |
| | 非課税 | 7. 超過付加価値税(税額控除の連鎖の切断) | 8. 仕入れ以前の支払済みの付加価値税 | 9. 仕入れ以前の支払済みの付加価値税 |



# (A)課税(ケース1)

## □ 部門(k部門)の付加価値税額

$$T_k = t_k(p_k X_k) - \begin{bmatrix} p_1, & p_2, & \cdots, & p_k, & \cdots & p_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} t_1 & & & & & \\ & t_2 & & & & \\ & & \ddots & & & \\ & & & t_k & & \\ & & & & \ddots & \\ & & & & & t_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_{1k} \\ X_{2k} \\ \vdots \\ X_{kk} \\ \vdots \\ X_{nk} \end{bmatrix}$$

(2−1)

:(アウトプットVAT)−(インプットVAT)

## (B)ゼロ税率(ケース2)

### □ 部門(k部門)の付加価値税額

$$T_{k(0)} = (0)p_k X_k - [p_1, \quad p_2, \quad \cdots, \quad p_k, \quad \cdots \quad p_n] \begin{bmatrix} t_1 & & & & \\ & t_2 & & & \\ & & \ddots & & \\ & & & 0 & \\ & & & & \ddots \\ & & & & t_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_{1k} \\ X_{2k} \\ \vdots \\ X_{kk} \\ \vdots \\ X_{nk} \end{bmatrix} \qquad (2-2)$$

:インプットVATの還付発生

:軽減税率でもVAT還付発生

(アウトプットVAT＜インプットVAT)



## (C)非課税(ケース3)

### □ 部門(k部門)の付加価値税額

$$T_{k(E)} = t_k p_k(0) - [p_1, \quad p_2, \quad \cdots, \quad p_k, \quad \cdots \quad p_n] \begin{bmatrix} t_1 & & & & \\ & t_2 & & & \\ & & \ddots & & \\ & & & t_k & \\ & & & & \ddots \\ & & & & t_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \\ \vdots \\ 0 \\ \vdots \\ 0 \end{bmatrix} = 0 \qquad (2-3)$$

$$TD_{k(E)} = [p_1, \quad p_2, \quad \cdots, \quad p_k, \quad \cdots \quad p_n] \begin{bmatrix} t_1 & & & & \\ & t_2 & & & \\ & & \ddots & & \\ & & & t_k & \\ & & & & \ddots \\ & & & & t_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_{1k} \\ X_{2k} \\ \vdots \\ 0 \\ \vdots \\ X_{nk} \end{bmatrix} \qquad (2-4)$$

:インプットVATの控除不可能

# 3.政府部門課税の選択
# （1）非課税ケース

- 政府部門（g部門）の付加価値税額

$$T_{g(E)} = t_g p_g(0) + \begin{bmatrix} p_1, & p_2, & \cdots, & p_g, & \cdots & p_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} t_1 & & & & & \\ & t_2 & & & & \\ & & \ddots & & & \\ & & & t_g & & \\ & & & & \ddots & \\ & & & & & t_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \\ \vdots \\ 0 \\ \vdots \\ 0 \end{bmatrix} = 0 \qquad (3-1)$$

$$TD_{g(E)} = \begin{bmatrix} p_1, & p_2, & \cdots, & p_g, & \cdots & p_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} t_1 & & & & & \\ & t_2 & & & & \\ & & \ddots & & & \\ & & & t_g & & \\ & & & & \ddots & \\ & & & & & t_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_{1g} \\ X_{2g} \\ \vdots \\ 0 \\ \vdots \\ X_{ng} \end{bmatrix} \qquad (3-2)$$

11

# 非課税ケースの問題点

- （ｉ）税収効果：（3－2）式より一定の税収
- （ii）混合供給：第 $g$ 産業以外の仕入れに変更する誘因
- （iii）非課税クリープ：民間部門の非課税要求
- （iv）自家供給バイアスと投入選択のディストーション：（3－2）式第$g$産業の仕入れ増加
- （ｖ）応諾費用と税務行政費用：（ｉ）～（iv）による費用増加

12

## （2）ゼロ税率ケース

- 政府部門（g部門）の付加価値税額

$$T_{g(0)} = (0)p_g X_g - \begin{bmatrix} p_1, & p_2, & \cdots, & p_g, & \cdots & p_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} t_1 & & & & & \\ & t_2 & & & & \\ & & \ddots & & & \\ & & & 0 & & \\ & & & & \ddots & \\ & & & & & t_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_{1g} \\ X_{2g} \\ \vdots \\ X_{gg} \\ \vdots \\ X_{ng} \end{bmatrix} \quad (3-3)$$

：付加価値税の還付発生

13

## ゼロ税率ケースの問題点

- （ｉ）税収効果：（３－３）式より税収減小
- （ii）混合供給：第 $g$ 産業以外の仕入れに変更する誘因なし
- （iii）非課税クリープ：民間部門の非課税要求
- （iv）自家供給バイアスと投入選択のディストーションなし
- （ｖ）応諾費用と税務行政費用：（iii）による費用増加

14

## (3)フル課税ケース

□ 政府部門(g部門)の付加価値税額

$$T_g = t_g(p_g X_g) - \begin{bmatrix} p_1, & p_2, & \cdots, & p_g, & \cdots & p_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} t_1 & & & & & \\ & t_2 & & & & \\ & & \ddots & & & \\ & & & t_g & & \\ & & & & \ddots & \\ & & & & & t_n \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_{1g} \\ X_{2g} \\ \vdots \\ X_{gg} \\ \vdots \\ X_{ng} \end{bmatrix} \quad (3-4)$$

:前述の問題点解決( New Zealand Model)

:政府部門の財サービス価格 $p_g$ の決定問題

15

## 4. 政府部門の取り扱い

3つの活動区分

(a)所得と資産の再分配

再分配による資源の移転

(b)公共財及び公共サービスの供給

公共財及び公共サービス生産

(c)私的財の政府部門供給

私的財の生産

## (a)所得と資産の再分配

- (ⅰ)再分配は資源の移転
- (ⅱ)付加価値を生産しない
- (ⅲ)付加価値税の課税対象はゼロ、付加価値税額もゼロ
- (ⅳ)移転を行う行政は、資源を使用するのであるから、仕入れに係る税額負担
- (ⅴ)したがって、仕入れに係る税額は全額控除

17

## (b)公共財及び公共サービスの供給

- (ⅰ)公共財の供給は最終消費ではない
- (ⅱ)公共財の供給は付加価値を生産
- (ⅲ)付加価値税の課税対象は正、付加価値税額も正:(3－4)式
- (ⅳ)政府部門の売上げは、議会で承認された予算額で算定:New Zealand(1999),(2007)
- (ⅴ)仕入れに係る税額は全額控除

18

## （c）私的財の政府部門供給

- （ｉ）民間部門供給と同じ
- （ii）政府部門供給も付加価値を生産
- （iii）付加価値税の課税対象は正、付加価値税額も正：（３－４）式
- （iv）仕入れに係る税額は全額控除
- （ｖ）私的財の供給に直接関係する補助金は売上げに加算して算定：「同等の取り扱い」
- （vi）実務上は最重要課題

19

## 【参考文献】


[1] Aujean, M., Jenkins , P. & S. Poddar (1999), “A New Approach to Public Sector Bodies,” *International VAT Monitor*,Vol.10,No.4, pp.144-149.

[2]Crawford,I.,Keen,M.&S.Smith(2009),”Value Added Tax and Excises,” in Mirrlees,J.,(ed.) *Dimensions of Tax Design:The Mirrlees Review*, Oxford ,Oxford University Press,pp.275-362.

[3]Dijkgraaf,E.,&R.H.J.M.Gradus(2003),”Cost Savings of Contracting Out Refuse Collection, ”*Empirica*, Vol.30,pp.149-161.

[4] Gendron, P.-P.(2005), “Value-Added Tax Treatment of Public Sector Bodies and Non-Profit Organizations: A Developing Country Perspective,” *ITP Paper* ,No.0514, pp.1-39.


20

[5] Gendron, P.-P.(2010), “How Should the United States Treat Government Entities, Nonprofit Organizations,and Other Tax-Exempt Bodies Under a VAT?,” *Tax Law Review* ,Vol.63,No.2, pp.477-508.

[6]McLure,C.E.,Jr.(1987),*The Value-added Tax:Key to Deficit Reduction?*, Washington, D.C.American Enterprise Institute.

[7]New Zealand(1999),”GST:A Review: A Government Discussion Document, ”Policy Advice Division (Wellington:Inland Revenue Department)

<http://www.taxpolicy.ird.govt.nz/publication/1999-dd-gst-review/overview>

[8]New Zealand(2007),”Tax and Charities: A Government Discussion Document on Taxation Issues Relating to Charities and Non-Profits Bodies, ”Policy Advice Division (Wellington:Inland Revenue Department)

<http://www.taxpolicy.ird.govt.nz/publication/files/tax&charitiesdd.pdf>



[9]Poddar, S. (2005), “Application of VAT to Public Bodies, ” *Present at the VAT Conference*,*International Tax Dialogue*,Rome,March,sheet1-25.

<http://www.itdweb/org/VATConference/documents/presentations/>

[10]Wassenaar,M.C.&R.H.J.M.Gradus (2004), “Contracting Out:The Importance of a Solution for the VAT Distortion,”*CESifo Econmic Studies*,Vol.50,No.2, pp.377-396.

[11]西沢和彦(2011)、『税と社会保障の抜本改革』日本経済新聞出版社。

[12]望月正光、堀場勇夫(2009)、「地方消費税のマクロ算定方法：産業連関表の活用」『明大商学論叢』、第92巻第2号、2月、63-96頁。

[13]望月正光、堀場勇夫(2011)、「付加価値税における政府部門課税について」日本財政学会第68回大会報告論文。

[14]望月正光(2011)、「付加価値税における政府部門課税について」『経済学雑誌』、第112巻第3号掲載予定。

***Table 4.*** **Input VAT Compensation on Public Sector Services in Europe**

| Country | Compensation Scheme[a] | Suppliers | Funding of Scheme |
|---|---|---|---|
| Denmark | VAT refund, taxable activity (refuse collection) | Counties, municipalities, inter-authority companies | Municipalities fund a "VAT Compensation Fund" |
| Finland | VAT refund | Municipalities, municipal federations | Municipalities fund the refund scheme |
| Netherlands | VAT refund | Municipalities, provinces | Through reduction in grants[b] |
| Norway | VAT refund, taxable activities (postal services, refuse collection, etc.) | Local governments | Through reduction in general grant to municipalities[b] |
| Sweden | VAT refund | Municipalities, country councils | Municipalities & country councils fund the refund scheme |
| United Kingdom | VAT refund | Local and police authorities | Central government revenues, no contribution by local authorities |

Notes: [a] for further details including exceptions and exclusions, see Wassenaar and Gradus (2004); [b] extra VAT receipts from increased contracting out are added to the fund but that does not cover the drop in grants—for example, in Norway in 2000, the reduction in grants accounted for 80% of the funding.

Gendron[2005],p.18.

23

***Table 1.*** **Summary of Approaches to Modify the Exemption System on the PNC Sector**

| | Canadian System | Exemptions with Rebates (self-funded) | Exemptions with Rebates (general) | Reduced Exemptions |
|---|---|---|---|---|
| **Source(s) and date(s)** | Canada 2004-2005<br>Poddar 2005<br>Québec 2003-2005 | Poddar 2005<br>Wassenaar & Gradus 2004 | Poddar 2005<br>Wassenaar & Gradus 2004 | Aujean et al. 1999 |
| **Supplies within scope of VAT** | All | No | No | Yes or no |
| **Compensation mechanism** | Rebates of input VAT on exempt supplies | Rebates of input VAT self-funded by public bodies | Rebates of input VAT funded by extra VAT revenue or general revenue | Credit of input VAT on exempt supplies made taxable |
| **Bodies covered** | Public, non-profit, charitable | Public | Public | Variable |
| **VAT revenue effects** | Negative | Positive but neutral on net since rebates funded by reducing grants | Positive | Positive, especially if tax all explicit fees |
| **Economic advantages** | Mostly reduction of self-supply bias | Mostly reduction of self-supply bias | Mostly reduction of self-supply bias | Reduces distortions, self-supply |
| **Economic disadvantages** | Distortions, need for allocations, departs from Canada-Québec harmonization | Complex, allocations, distortions, local bodies need to make up lost grant funding, selective | Complex, allocations, distortions, selective | Cascading, distortions, need for allocations, self-supply |
| **Administrative / compliance costs** | Low to medium, but most likely medium | High, involve other fiscal mechanisms | High | High |
| **Jurisdiction(s) of application** | Canada, New Brunswick, Québec, Newfoundland and Labrador, Nova Scotia | Denmark, Finland, Netherlands, Norway (temporary scheme, not final), Sweden | UK | None |

Gendron[2005],P.13.

24

*Table 5.* **Summary of Approaches to Replace the Exemption System on the PNC Sector**

| | Australian System | Full Taxation | New Zealand System | Status Quo (Exemption) | Zero-Rating & Reduced Rates |
|---|---|---|---|---|---|
| **Source(s) and date(s)** | Australia 2003 Poddar 2005 | Aujean et al. 1999 Poddar 2005 | New Zealand 2001 Poddar 2005 | Aujean et al. 1999 Poddar 2005 | Aujean et al. 1999 Ebrill et al. 2001 Poddar 2005 |
| **Supplies within scope of VAT** | All | All | All | Yes or no (e.g. EU) | Yes |
| **Compensation mechanism** | GST credit on most sales | Full input VAT credits on taxable sales | GST credit on most sales | None for exempt or non-taxable supplies (in EU) | Full credit of input VAT on taxable supplies |
| **Bodies covered** | Public, non-profit, charitable | Public, non-profit, charitable | Public, non-profit, charitable | n/a | Variable |
| **VAT revenue effects** | Positive | Positive | Positive | Positive with growth in supplies | Highly negative for zero-rating |
| **Economic advantages** | Reduces distortions, no specific exemptions for supplies by public bodies, simplicity | Eliminates almost all distortions, self-supply, need for special regime & definitions for PNC organizations | Reduces distortions, simplicity | Avoids reform costs | Removes some distortions, self-supply |
| **Economic disadvantages** | A few zero-ratings and optional exemptions for non-profit organizations | Complexity with regards to consideration, redistribution | No obvious ones | Cascading, distortions, need for allocations, self-supply | Distorts choice, need to determine what is to be zero-rated |
| **Administrative / compliance costs** | Low | Medium, perhaps low in long-run | Low | High | Medium or high if multiple rates |
| **Jurisdiction(s) of application** | Australia | None | New Zealand | Most jurisdictions worldwide | UK (general system) |

Gendron[2005],p.20.



## 図表2-6　政府の負担する消費税の課税ベースと税額の推計

（1）公務

（兆円）

| | （参考）国内生産額 | 推計の根拠となる統計 | | | 課税ベース | | | 消費税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 中間投入 (A) | うち非課税取引 (B) | 固定資本形成 (C) | 中間投入（除く非課税取引） (D) (A−B)/1.05 | 固定資本形成 (E) C/1.05 | 計 (F) D+E | F×0.05 |
| 公務（091） | 38.5 | 10.1 | 0.1 | 4.5 | 9.5 | 4.3 | 13.8 | 0.7 |

（2）いずれの産業にも分類されない固定資本形成（公的）（兆円）

| | 推計の根拠となる統計 (A) | 課税ベース (B) A/1.05 | 消費税額 B×0.05 |
|---|---|---|---|
| 道路（35-0001） | 6.3 | 6.0 | 0.3 |
| 環境衛生（35-0003） | 2.8 | 2.7 | 0.1 |
| 国土保全（35-0004） | 3.1 | 2.9 | 0.1 |
| 土地造成（35-0005） | 0.4 | 0.3 | 0.0 |
| 合計 | 12.6 | 12.0 | 0.6 |

（3）一般政府消費支出（除く非課税取引・公務）（兆円）

| | 推計の根拠となる統計 (A) | 課税ベース (B) A/1.05 | 消費税額 B×0.05 |
|---|---|---|---|
| 一般政府消費支出(除く非課税取引･公務) | 2.1 | 2.0 | 0.1 |

（1）＋（2）＋（3）合計
課税ベース27.8兆円
消費税額　1.4兆円

（資料）筆者試算。統計の出所は、総務省「2005年産業連関表」の取引基本表と固定資本マトリックス。産業名の括弧内は、中分類コード、資本形成部門コード。

西沢和彦[2011],『税と社会保障の抜本改革』日本経済新聞出版社、71頁。

# 第２章

# 参　考　資　料

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

# 震災復興の税財政上の措置

平成23年7月29日

## ＜東日本大震災の被害状況＞

## 阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害状況比較

（平成23年7月28日現在）

| 区分 | 阪神・淡路 | 東日本 |
|---|---|---|
| 避難者 | 約32万人（1/23）※ピーク | 約10万人<br>約56万人（3/15）※ピーク |
| 死者 | 6，434人 | 16，103人<br>※行方不明4，764人 |
| 全壊 | 約10万棟 | 110，826棟 |
| 半壊 | 約15万棟 | 134，379棟 |
| 火災件数 | 182件 | 288件 |
| 停電戸数 | 260万戸数※ピーク | 840万戸※ピーク |
| 被災地の毀損額 | 約9．6兆円～約9．9兆円 | 約16兆円～約25兆円 |

※東日本大震災は消防庁、内閣府調べ。

# ＜災害救助・応急対策段階での対応＞

# 被災者の受け入れに要する経費の負担と財政措置

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th><th>費用支弁者</th><th>現行の財政措置</th></tr>
<tr><td>災害救助費<br>（災害救助法）</td><td>・避難所の設置（ホテル等の借上げ含む）注1<br>・応急仮設住宅供与<br>・炊出し等食料品、飲料水の供与<br>・被服等生活必需品、学用品の給与等<br>・被災住宅の応急修理<br>・医療、助産<br>・埋葬、死体処理<br>・輸送費　注2<br>・事務費（時間外勤務・旅費）<br>（災害救助法第23条で上記を列挙）<br>※補助基準の弾力化、概算交付の簡素化について、3月19日に厚生労働省が通知済み</td><td>被災都道府県 注3<br>（災害救助法適用都道府県）<br>※　青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野、東京<br>（新潟、長野は3/12の長野県北部の地震関連。東京都は3/11の帰宅困難者対応）</td><td>①国負担（災害救助法第36条）<br><table><tr><th>都道府県支弁額／標準税収入</th><th>国負担</th></tr><tr><td>2/100以下の部分<br>2/100超4/100以下の部分<br>4/100超の部分</td><td>1/2<br>8/10<br>9/10</td></tr></table>※22年度標準税収入<br>岩手県1,053億円、宮城県2,165億円、福島県1,842億円<br>②地方負担<br>災害対策債発行（災害対策基本法第102条）<br>※充当率100%<br>元利償還金の95%を交付税措置</td></tr>
<tr><td>その他<br>（災害救助法の対象とならない経費）</td><td>・受入れ施設の修繕<br>・被災県からの要請がなく、任意に避難者を受け入れた場合の経費<br>など</td><td>受入れた地方団体</td><td>①国負担　なし<br>②地方負担<br>阪神・淡路大震災における措置（受け入れた被災者の延べ滞在日数に4,000円を乗じた額の範囲内で措置）及び関係地方団体の実情を踏まえた所要の特別交付税措置<br>（3月18日に通知済み）</td></tr>
</table>

注1　平成16年の新潟県中越地震の際には1人1日5,000円（食事込）の基準を設定した。

注2　避難者の避難先への移動に係る経費は、被災県知事が厚生労働大臣と協議して同意が得られれば、輸送費として災害救助費の対象になる。

注3　被災県からの要請を受け、他の都道府県が災害救助法が適用された市町村から避難者を受け入れて費用を支弁した場合、当該都道府県が被災都県に対し求償することが可能（災害救助法第35条）

## 災害廃棄物処理事業の特例措置（比較表）

| | 通常 | 阪神・淡路大震災 | 東日本大震災 |
|---|---|---|---|
| 国庫補助率 | 1／2 | 1／2 | 対象市町村の標準税収入（※）に対する事業費の割合に応じ、次により補助<br>・ 10／100以下の部分 ― 50／100<br>・ 10／100を超え20／100以下の部分 ― 80／100<br>・ 20／100を超える部分 ― 90／100 |
| 地方財政措置 | 地方負担分の80%について交付税措置 | 地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置 | 地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置 |

※　標準税収入とは、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって算定した収入見込額をいう。

・ 法定普通税：普通税（その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税）のうち、地方税法により税目が法定されているもの。現在の市町村の法定普通税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税がある。

# 東日本大震災による被災団体等へのこれまでの財政措置

| | | |
|---|---|---|
| 3月22日（火） | 平成２２年度３月分特別交付税の交付 | ７５９億円 |
| 4月　1日（金） | 平成２３年度普通交付税の４月概算交付及び６月分繰上げ交付<br>４月分概算交付（６，２１３億円）＋ ６月分繰上げ交付（７割）（３，５５３億円）<br>＝ ９，７６７億円 | |
| 4月　8日（金） | 平成２３年度特別交付税の特例交付<br>※　応援団体の経費も対象 | ７６２億円 |
| 6月　2日（木） | 平成２３年度普通交付税の６月概算交付 | ３，３７２億円 |
| 6月　8日（水） | 平成２３年度普通交付税の９月分繰上げ交付（７割） | ４，４０９億円 |

# 特別交付税制度の見直し等について

## １．特別交付税制度の見直し

（１）特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を６％から４％に段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行。

平成２６年度　６％ → ５％　１％分を普通交付税に移行

平成２７年度　５％ → ４％　〃

※　政府案　「平成２３年度　６％ → ５％、平成２４年度　５％ → ４％」を国会において、上記のとおり修正

（２）特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と３月の定例の決定交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設。

## ２．事業費補正の廃止等

| | |
|---|---|
| ① 消防広域化事業 | ・告示の期限（H24）後に廃止 |
| ② 地下鉄事業（出資金・補助金） | ・廃止 |
| ③ 防災対策事業 | ・「特に推進すべき事業」は廃止 |
| ④ 地域活性化事業 | ・「合併の円滑化」は廃止 |
| ⑤ 施設整備事業（一般財源化分） | ・交付税措置率の段階的な引下げ |

※ 廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずる。

# 平成２３年度特別交付税の特例交付額の決定

## １．交付額及び対象団体

東日本大震災による被災団体等に対して、地方交付税法第１５条第３項の規定に基づく大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例により７６２億円を交付

（１）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県及び各県内における災害救助法適用１９０市町村

（単位：百万円）

| 区　分 | 交付額 |
|---|---|
| 道府県分 | ３０，４７３ |
| 市町村分 | ３９，９６９ |
| 合　計 | ７０，４４３ |

※うち応援経費分　143百万円

（２）（１）の被災地域に対して一定以上の応援を行った地方公共団体

（単位：百万円）

| 区　分 | 交付額 |
|---|---|
| 道府県分 | ２，７２３ |
| 市町村分 | ３，０６３ |
| 合　計 | ５，７８６ |

（３）（１）と（２）の合計

（単位：百万円）

| 区　分 | 交付額 |
|---|---|
| 道府県分 | ３３，１９６ |
| 市町村分 | ４３，０３２ |
| 合　計 | ７６，２２８ |

（参考）平成23年度特別交付税総額　1，042，401百万円

## ２．算定経費

○　災害対策に係る１２月交付分の算定対象経費の一部　５０４億円

○　行政機能の維持、子どもや高齢者等の災害弱者に対する福祉サービス、就学支援、救助・消防活動、衛生管理等の被災者支援に係る応急対応経費等　１９９億円

○　被災地域の応援に要した経費　５９億円

## ３．交付日等

４月８日（金）　特例交付額決定、閣議報告、現金交付

# ＜災害復旧対策＞

## 23年度補正予算の財政需要と財源

（単位：億円）

| 財政需要 | | 財源 | |
|---|---|---|---|
| 災害救助等関係経費 | 4,829 | 子ども手当上積みの見直し | 2,083 |
| （仮設住宅等の災害救助費、災害援護貸付、生活福祉資金貸付、災害弔慰金等） | | 高速道路無料化社会実験の一時凍結 | 1,000 |
| 災害廃棄物処理事業費 | 3,519 | 高速道路料金割引（利便増進事業）の見直し | 2,500 |
| 災害対応公共事業関係費 | 12,019 | 年金臨時財源の活用 | 24,897 |
| （道路、港湾、下水道、住宅、農地等） | | 周辺地域整備資金（エネ特）の活用 | 500 |
| 施設費災害復旧費等 | 4,160 | ODA関連予算の一部縮減 | 501 |
| （学校施設、社会福祉施設等） | | 国会議員歳費の削減 | 22 |
| 災害関連融資関係経費 | 6,407 | 公共事業直轄負担金 | 551 |
| 地方交付税交付金（特別交付税） | 1,200 | 経済予備費による調整 | 8,100 |
| その他東日本大震災関係経費 | 8,018 | | |
| （緊急雇用支援、自衛隊活動費、医療保険減免等） | | | |
| 合　　計 | 40,153 | 合　　計 | 40,153 |

## ２３年度補正予算（第１号）による歳出の追加に伴う地方負担額

（単位：億円）

| 区分 | 主な事業 | 金額 合計 | 国費 | 地方負担 | 主な地方財政措置 |
|---|---|---|---|---|---|
| 適債 | 災害復旧事業 | 17,086 | 12,706 | 4,380 | 災害復旧事業債<br>充当率100%<br>元利償還金の95%を普通交付税措置（公債費方式） |
| | 災害救助事業（仮設住宅等） | 4,031 | 3,626 | 405 | 災害対策債<br>充当率100%<br>元利償還金の95%を普通交付税措置（公債費方式）<br>（ガレキは、残余の5%を特別交付税措置（計100%）） |
| | 災害等廃棄物処理事業（ガレキ） | 4,229 | 3,644 | 585 | |
| | その他（公立文教施設耐震化、災害関連等） | 3,748 | 2,381 | 1,368 | 補正予算債<br>充当率100%<br>元利償還金の80%を普通交付税措置（公債費方式）<br>（残余の20%を単位費用措置） |
| | 小計 | 29,095 | 22,357 | 6,738 | |
| 非適債 | 災害弔慰金等負担金 | 970 | 485 | 485 | 特別交付税措置等 |
| | その他（養殖施設復旧支援対策事業等） | 442 | 367 | 75 | |
| | 小計 | 1,412 | 852 | 560 | |
| 合　計 | | 30,507 | 23,209 | 7,298 | |

# 災害復旧における国庫補助負担率のかさ上げ等について

## 1．阪神・淡路大震災の際の特例措置

（1）「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（阪神・淡路大震災特別財政援助法）に基づく措置

| 対象施設 | 災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率 | 特別財政援助法の場合 |
|---|---|---|
| 公共土木施設：<br>街路（※）、排水施設、改良住宅等 | — | 8/10 |
| 工業用水道施設 | — | |
| 上水道、簡易水道等施設 | 1/2 | |
| 一般廃棄物の処理施設 | 1/2 | |
| 交通安全施設 | 1/2 | |
| 警察施設 | 1/2 | 2/3 |
| 消防施設 | — | |
| 社会福祉施設（老人デイサービスセンター等） | 1/2 | |
| 公立火葬場 | 1/2 | |
| 公立と畜場 | 1/2 | |
| 中央卸売市場 | — | |
| 公的医療機関 （公立病院） | 1/2 | |
| 公的医療機関 （公立病院以外） | 1/2 | 1/2 |
| 商店街振興組合等の共同施設 | — | |
| 神戸埠頭公社の管理する施設 | — | 8/10（岸壁）<br>無利子貸付（ガントリークレーン等） |

※ 街路は、未供用のものに限る。

（2） 阪神・淡路大震災特別財政援助法に規定されていないその他の助成措置

- 専修学校及び外国人学校 ： 1/2
- 職業能力開発校 ： 2/3
- 地方卸売市場 ： 1/2
- 老健施設等 ： 1/2
- 阪神高速道路 ： 8/10（兵庫県、神戸市）、2/3（大阪府、大阪市）、
- 民間鉄道 ： 1/4＋低利貸付

## 2．東日本大震災の際の特例措置

（1）「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（東日本大震災特別財政援助法）に基づく措置

| 対象施設 | 災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率 | 特別財政援助法の場合 |
|---|---|---|
| 公共土木施設：<br>街路（※）、排水施設、改良住宅等 | — | 事業費合計額の標準税収入の割合に応じて、8/10～9/10にかさ上げ |
| 工業用水道施設 | — | |
| 上水道、簡易水道等施設 | 1/2 | |
| 一般廃棄物の処理施設 | 1/2 | |
| 交通安全施設 | 1/2 | |
| 集落排水施設（農業、漁業、林業） | 1/2 | |
| 仮庁舎 | — | 2/3 |
| 警察施設 | 1/2 | |
| 消防施設 | — | |
| 社会福祉施設（認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センター、障害デイサービス等追加） | 1/2 | |
| 公立火葬場 | 1/2 | |
| 公立と畜場 | 1/2 | |
| 保健所 | 1/2 | |
| 中央卸売市場 | — | |
| 公的医療機関 （公立病院） | 1/2 | |
| 公的医療機関 （公立病院以外） | 1/2 | |
| 介護老人保健施設 | 1/3 | 1/2 |
| 空港施設 | 8/10 | 8.5/10 |
| 空港ターミナル | — | 無利子貸付 |
| 宮城県フェリー埠頭公社の管理する施設（係留施設、荷さばき施設、旅客施設等） | — | 無利子貸付 |
| 災害廃棄物処理 | 1/2 | 事業費の標準税収入の割合に応じて、5/10～9/10にかさ上げ |

※ 街路は、未供用のものに限る。

（2） 東日本大震災特別財政援助法に規定されないその他の助成措置

- 専修学校及び外国人学校 ： 1/2
- 職業能力開発校 ： 2/3
- 地方卸売市場 ： 1/2
- 児童相談所、婦人相談所等 ： 2/3
- 市町村保健センター等 ： 1/2
- 除塩（津波被害地域） ： 9/10
- 農地区画整理（津波被害地域） ： 5/10～9.5/10
- 水産施設（漁船、定置網） ： 1/3
- 漁場復旧対策支援事業 ： 8/10

# 災害復旧における国庫補助負担率のかさ上げ等について

## 1．主な激甚災害法の対象となる災害復旧事業（恒久措置）

| 対象施設等 | | 災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率 | 激甚災害の場合 |
|---|---|---|---|
| 公共土木施設：<br>道路、港湾、漁港、下水道、公園、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 | | 6/10～8/10程度<br>［災害復旧費の標準税収入に対する割合に応じて、2/3～10/10を段階的に適用］ | 7/10～9/10程度<br>［対象となる事業に係る地方負担合計額の標準税収入に対する割合に応じて、5/10～9/10を段階的に上乗せ補助］ |
| 公立学校施設 | | 2/3 | |
| 公営住宅 | | 1/2 | |
| 生活保護施設、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、婦人保護施設、感染症指定医療機関 | | 1/2 | |
| 児童福祉施設 | | 1/3～1/2 | |
| 感染症予防 | | 1/3～1/2 | |
| 堆積土砂排除 | | 1/2 | |
| 湛水排除 | | — | |
| 事業協同組合等施設 | | — | 2/3 |
| 公立社会教育施設 | | — | 1/2 |
| 私立学校施設 | | — | 1/2 |
| 災害公営住宅 | | 2/3 | 3/4 |
| 農地、農林水産施設等 | 農地 | 被害農業者当たりの災害復旧事業費に応じて、1/2～9/10を段階的に適用 | 被害農業者当たりの地方負担合計額に応じて、7/10～9/10を段階的に上乗せ補助 |
| | 農業用施設（かんがい排水施設、農道等） | 被害農業者当たりの災害復旧事業費に応じて、6.5/10～10/10を段階的に適用 | |
| | 湛水排除（土地改良区施行） | — | 9/10 |
| | 倉庫、加工施設、市場、養殖施設等（農協、森林組合、漁協所有） | 2/10 | 3/10～9/10 |
| | 種苗生産施設等（自治体所有） | 2/10 | 3/10～9/10 |
| | 沿岸漁場施設（消波施設、堤防等） | 漁業世帯当たりの災害復旧費に応じて、6.5/10～10/10を段階的に適用 | — |
| | 漁港（漁協管理） | | |
| | 養殖施設（個人所有） | — | 9/10 |
| | 共同利用小型漁船の建造 | — | 1/3 |
| | 林道 | 被害延長1m当たりの災害復旧事業費に応じて、5/10～10/10を段階的に適用 | 被害延長1m当たりの地方負担額に応じて、7/10～9/10を段階的に上乗せ補助 |
| | 森林 | — | 1/2 |
| | 堆積土砂排除事業（森林組合施行） | — | 2/3 |

# ２３年度補正予算（第１号）における特別交付税１，２００億円増額

○　特別交付税の4月特例交付分を含め、補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額、当面の応急対応経費・応援経費など、現段階においてすでに多額の経費が見込まれることから、特別交付税の1，200億円の増額を図る。

| （特別な財政需要） | | （4月特例交付） |
|---|---|---|
| 災害弔慰金の地方負担額 | 490億円 | （422億円） |
| 行政機能の維持や被災者支援に係る当面の応急対応経費等 | 280億円 | （281億円） |
| 応援団体経費 | 430億円 | （ 59億円） |
| 計 | 1，200億円 | （762億円） |

（参考）
引き下げの延長
5%→6%　8，687億円→10，424億円（＋1，737億円）　対前年度比　＋286億円（＋2．8%）
（対前年度補正後比 ＋106億円（＋1．0%））

平成23年度補正予算（第２号）フレーム

（単位：億円）

| 歳出 | | 歳入 | |
|---|---|---|---|
| 1．原子力損害賠償法等関係経費 | 2，754 | 前年度剰余金受入 | 19，988 |
| （1）原子力損害賠償法関係経費 | 2，474 | （1）財政法第６条剰余金 | 14，533 |
| （2）原子力損害賠償支援機構法（仮称）関係経費 | 280 | （2）地方交付税交付金財源 | 5，455 |
| 2．被災者支援関係経費 | 3，774 | | |
| （1）二重債務問題対策関係経費 | 774 | | |
| （2）被災者生活再建支援金補助金 | 3，000 | | |
| 3．東日本大震災復興対策本部運営経費 | 5 | | |
| 4．東日本大震災復旧・復興予備費 | 8，000 | | |
| 5．地方交付税交付金 | 5，455 | | |
| 合計 | 19，988 | 合計 | 19，988 |

（注1）このほか、予算総則において、原子力損害賠償支援機構法（仮称）に基づき、原子力損害賠償支援機構（仮称）に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定。
（注2）前年度剰余金の処理のため、要特例法。
（注3）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

# 改正された被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 制度の対象となる自然災害

① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
　5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
⑤ ①～③の区域に隣接し、
　5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

## 2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により
① 住宅が「全壊」した世帯
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

## 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊（2. ①に該当） | 解体（2. ②に該当） | 長期避難（2. ③に該当） | 大規模半壊（2. ④に該当） |
|---|---|---|---|---|
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借（公営住宅以外） |
|---|---|---|---|
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

## 4. 支援金の支給申請

（申請窓口）　市町村
（申請時の添付書面）①基礎支援金：り災証明書、住民票　等
　②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等
（申請期間）　①基礎支援金：災害発生日から13月以内
　②加算支援金：災害発生日から37月以内

## 5. 基金と国の補助

○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
○ 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助。

※ 発災前の基金残高：５３８億円

# 【震災関連】税制上の取扱いに関する主な通知の概要

## ３月１４日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」
（平成23年３月14日総務省自治財政局長・自治税務局長通知）

○ 地方税等の減免等についての適切な運営を依頼。
○ 激甚災害への指定に伴い、減免額が歳入欠かん債の対象となる旨を通知。
○ 国税に関する期限の延長に係る地域指定について通知。

## ３月２５日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に係る「ふるさと寄附金」の取扱いについて」
（平成23年３月25日総務省自治税務局市町村税課長通知）

○ 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知。

## ３月２８日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」
（平成23年３月28日総務省自治税務局長通知）

<主な内容>

## Ⅰ 共通事項

○ 地方税における期限の延長の取扱い
- 当面は、少なくとも５月末まで延長することが適当であること。
- 地方団体の判断により、被害状況等に応じて、以下の取扱いも可能。
  - ・都道府県・市町村の一部の地域のみを対象とすること。
  - ・一部の地域について異なる期限を定めること。

○ 地方税の減免について被災地域の納税義務者の状況等に配慮するために取りうる対応例
〔税額通知を延期した上で、減免の手続きをとり、納税通知書の交付と同時に減免を行う。〕

○ 減免を行った場合の財政措置
- 今回の災害について地方税の減免を行う場合については歳入欠かん債の対象となること。
- 歳入欠かん債を充てることができる税目について、普通税に加え、事業所税・都市計画税を追加。

## Ⅱ 道府県税関係

### １ 法人住民税・法人事業税

○ 法人住民税・法人事業税について、減免が法令上可能であること。

### ２ 軽油引取税

○ 特別徴収義務者が軽油引取税を受け取れなかった場合について、適切な対応を依頼。

### ３ 自動車税

○ 震災により滅失した自動車は課税客体から除外されること。

## Ⅲ 市町村税関係

### １ 個人住民税

○ 納期限延長にあたり、納期限の延長に係る給与からの特別徴収は当面、実施する必要がない旨特別徴収義務者に周知することが適切と考えられること。

○ 平成23年４月に支払われる公的年金からの特別徴収はシステム上停止できないが、平成23年６月以降に支払われる公的年金からの特別徴収を、市町村内のすべての特別徴収対象者について、一括して停止することが可能となること。

### ２ 固定資産税・都市計画税

○ 地震による被害が特に甚大な地域における、平成23年度分の固定資産税等の取扱いや平成24年度の評価替えの取扱いについては、現在検討中であり、今後あらためて通知すること。

### ３ 軽自動車税

○ 震災により滅失した軽自動車等は課税客体から除外されること。

# 東日本大震災への税制上の対応（地方税・第一弾）

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの
○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、以下の措置を講ずる。

なお、以下の緊急対応に加え、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策等については、後日とりまとめる。

【個人住民税】

○ １．雑損控除の特例

① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。

② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。

○ ２．被災事業用資産の損失の特例

① 22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。
（※所得税の措置の自動影響・個人事業税も同様に自動影響）

② 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が１割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越期間を5年とする。
（※個人事業税も同様に措置）

◎ ３．住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

４．財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。
（※所得税の措置の自動影響。既に課税されたものについては還付する規定を整備）

【法人事業税・法人住民税】

◎ １．法人事業税及び法人住民税における減免措置

阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人事業税及び法人住民税の災害減免について、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、適切に対応。

２．申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略

法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

＜法人税における措置がなされれば自動影響するもの＞

○ ・被災代替資産等の特別償却
・特定の資産の買換えの場合の課税の特例
・買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長

【固定資産税・都市計画税】

◎１．津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

○２．被災住宅用地の特例

大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

◎３．被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年３月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後３年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

○４．被災代替家屋の特例
大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年３月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、４年度分２分の１、その後の２年度分３分の１を減額する。

○５．被災代替償却資産の特例
大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年３月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を４年度分２分の１とする。

【不動産取得税】
○１．被災代替家屋の取得に係る特例
被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年３月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

◎２．被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例
被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを平成33年３月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】
◎１．被災代替自動車の取得の非課税
大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成26年３月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税・軽自動車税】
◎１．被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税
大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

【地方消費税】
＜消費税における措置がなされれば自動影響するもの＞
１．消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

２．消費税の中間申告書の提出に係る特例

〈通知関係〉
① 地方団体に対し、地方税法及び条例等に基づき、地方税に係る期限の延長、減免措置等について適切な取扱いを図るよう通知（３月14日発出）

◎ ② 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知（３月25日発出）

◎ ③ 地方税における期限の延長や減免措置等の具体的取扱いについて通知（３月28日発出）
- 期限の延長を行う場合、当面は少なくとも５月31日まで行うことが適当であること
- 期限の延長、減免措置等を行うにあたっての個別税目に関する留意点
（例）
  - 固定資産税の減免
  - 自動車税・軽自動車税の減免　等

〈その他〉
◎ ・ 軽油引取税の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）
軽油引取税に係る「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

# 地方税の減収等に対応するための東日本大震災財政援助法における地方債の特例

| | 東日本大震災 | 阪神・淡路<br>(阪神・淡路財政援助法第80条) | 通常<br>(災害対策基本法第102条) |
|---|---|---|---|
| 財政援助法第8条1項 | ○平成23年度及び平成24年度以降の政令で定める年度における地財法第5条及び災対法第102条の特例 | ○平成6年度及び7年度 | ○災害の発生年度 |
| 1号<br>地方税、使用料、手数料等の災害減免による財政収入の不足 | 充当率　100%<br>普通交付税　75%<br>＋財政力等に応じ最大20%特交措置 | 充当率　100%<br>特別交付税　80%(県)<br>75%(市)<br>(H15～　普通交付税) | 充当率　100%<br>特別交付税　57% |
| 2号<br>災害救助など | 充当率　100%<br>普通交付税　95%<br>(ガレキについては、特定被災区域内の地方公共団体は、残余の5%特交措置(計100%))<br>※災対債を発行できない同区域外の地方公共団体は地方負担額の95%特交措置 | 充当率　100%<br>特別交付税　95%<br>(H15～　普通交付税) | ・事業費の4割を特別交付税<br>(ガレキ処理は、地方負担の8割)<br>・特交措置後の地方負担分に災害対策債<br>充当率　100%<br>特別交付税　57% |
| 財政援助法第9条1項<br>地方税法の改正等による地方税等の減収 | ○平成23年度における地財法第5条の特例<br>充当率　100%<br>普通交付税　100% | ― | (減税補てん債<br>充当率　100%<br>普通交付税　100%) |

※1　阪神・淡路大震災における地方税法の改正等による地方税の減収については、減収補塡債等により対応(法人住民税等:減収補塡債(充当率100%、普通交付税75%)、住民税:減収補塡債(充当率100%、資金手当債))

※2　東日本大震災における法人税の税負担軽減措置に伴う法人住民税等の減収については、減収補塡債等により対応。

＜震災復興に向けて＞

# 東日本大震災復興基本法の概要（平成23年6月24日公布・施行）

## 基本理念

○活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策
○一人一人の人間が災害を乗り越えてゆく復興
○新たな地域社会の構築、２１世紀半ばにおける日本のあるべき姿の実現を推進
○多様な国民の意見の反映（女性、子ども、障害者等）
○国民一人一人の連帯・協力
○エネルギー制約等の課題解決に資する先導的施策
○地域の安全・安心、経済再生、絆の維持、共生社会
○原発被災地域の復興についての配慮

## 国等の責務

○国は、東日本大震災復興基本方針を定める。

## 基本的施策

○国及び自治体が講ずる措置の円滑かつ弾力的執行
○歳出の削減、財政投融資資金・民間資金の活用等による復興資金の確保
○別に法律で定めるところにより、復興債を発行するとともに、償還の道筋を明らかにする
○復興に係る国の資金の流れの透明化
○「復興特区制度」についての法制上の措置

## 東日本大震災復興対策本部

○総理が本部長、全閣僚等で構成
○東日本大震災復興基本方針を策定

### 現地対策本部

○副大臣等を長とし、岩手、宮城、福島の三県に設置

### 東日本大震災復興構想会議

### 原発事故被災地の復興に関する特別の審議機関

## 復興庁設置に関する基本方針

○内閣に、期間を限って設置（別に法律で定める）
○主体的かつ一体的に行うべき復興に関する国の施策に関し、企画・立案・総合調整及び実施に係る事務をつかさどる
○本部は復興庁設置の際に廃止、本部の機能は復興庁に引き継ぐ
○復興庁はできるだけ早期に設置

---

東日本大震災復興構想会議の開催について

（平成23年4月11日 閣議決定）

1　趣旨

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。このため、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている。

このため、有識者からなる東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）を開催し、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、会議の議論の結果を、復興に関する指針等に反映させるものとする。

2　構成

（1）会議は、震災からの復興に関し識見を有する者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
（2）会議の議長は、内閣総理大臣が指名する。また、議長を補佐させるため、内閣総理大臣は議長代理を置くことができる。
（3）会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の構成員は、震災からの復興に関し専門的知識を有する者の中から内閣総理大臣が指名する。
（4）部会の部会長は、議長が指名する。
（5）内閣総理大臣は、会議に対し必要に応じ助言を行う特別顧問を指名することができる。

3　その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

---

議長提出資料

２３．４．１４
第１回会合

東日本大震災　復興構想会議

任務

未曾有の複合震災にあって、内閣総理大臣の諮問をうけ、復興の方針を取りまとめ答申することが、本会議の任務である。

基本方針

1　超党派の、国と国民のための復興会議とする
- いかなる党派・勢力にも偏することなく英知を集める。
- 国民的、全世界的な支援の拡がりに示された人々の良心を受けとめ応える。

2　被災地主体の復興を基本としつつ、国としての全体計画をつくる
- 東北の人々のふるさとへの思いは格別に強い。それが復興の原点であり、被災自治体が復興の主体である。そのニーズや意向を受け止めつつ、日本社会が共有すべき安全水準に照らし、全体計画をつくる。

3　単なる復興でなく、創造的復興を期す
- もう一度津波にさらわれる家と街の再建に終わってはならない。
- 高台に住宅・学校・病院等を、港や漁業などの拠点は５階建以上の強いビルを、避難できる丘の公園を、瓦礫を活用してつくる。

4　全国民的な支援と負担が不可欠である
- かつて無い支援の輪（義援金）＋公債＋震災復興税
- 自粛をやめ、積極的に祭り・集りを行って日本社会の活力を高め、支援力を強化する。

5　明日の日本への希望となる青写真を描く
- 安全安心の水準に加え、クリーンエネルギー社会、高齢化社会の福祉をも視野にいれた街づくりを。新しい時代の先端モデルを取り入れ、それが全国水準たるべきものとする。
（南海・東南海大津波を考えれば、日本の全地域の共通的問題である）

以上の方針を軸とする構想を、全国民に、そして支援に立ち上ってくれた全世界の人々に発信するとともに、具体的な政策を国と政府をあげて実施する。

実施上の要領

1　６月頃に第１次提言を取りまとめる。
2　本会議の下に、諸分野の専門家を擁する検討部会（飯尾部会長）を設け、御厨議長代理が連携調整にあたる。

## 東日本大震災復興構想会議　名簿

| | | |
|---|---|---|
| 議　　長： | 五百旗頭 真 | 防衛大学校長、神戸大学名誉教授 |
| 議長代理： | 安藤 忠雄 | 建築家、東京大学名誉教授 |
| 議長代理： | 御厨　貴 | 東京大学教授 |
| 委員： | 赤坂 憲雄 | 学習院大学教授、福島県立博物館館長 |
| | 内館 牧子 | 脚本家 |
| | 大西　隆 | 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授 |
| | 河田 惠昭 | 関西大学社会安全学部長・教授<br>阪神・淡路大震災記念　人と防災未来センター長 |
| | 玄侑 宗久 | 臨済宗福聚寺住職、作家 |
| | 佐藤 雄平 | 福島県知事 |
| | 清家　篤 | 慶應義塾長 |
| | 高成田 享 | 仙台大学教授 |
| | 達増 拓也 | 岩手県知事 |
| | 中鉢 良治 | ソニー株式会社代表執行役副会長 |
| | 橋本 五郎 | 読売新聞特別編集委員 |
| | 村井 嘉浩 | 宮城県知事 |

（１５名）

（五十音順、敬称略）

特別顧問（名誉議長）：

梅原　猛　哲学者

## 検討部会名簿

| | |
|---|---|
| 飯尾　潤 | 政策研究大学院大学教授 |
| 五十嵐 敬喜 | 法政大学法学部教授 |
| 池田 昌弘 | 東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長<br>特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長 |
| 今村　文彦 | 東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授 |
| 植田　和弘 | 京都大学大学院経済学研究科教授 |
| 大武 健一郎 | 大塚ホールディングス株式会社代表取締役 |
| 玄田　有史 | 東京大学社会科学研究所教授 |
| 河野　龍太郎 | BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト |
| 西郷 真理子 | 都市計画家 |
| 佐々木 経世 | イーソリューションズ株式会社代表取締役社長 |
| 荘林 幹太郎 | 学習院女子大学教授 |
| 白波瀬佐和子 | 東京大学大学院人文社会系研究科教授 |
| 神成　淳司 | 慶應義塾大学環境情報学部准教授 |
| 竹村　真一 | 京都造形芸術大学教授 |
| 園野　久茂 | 日本労働組合総連合会副事務局長 |
| 馬場　治 | 東京海洋大学海洋科学部教授 |
| 広田　純一 | 岩手大学農学部共生環境課程学系教授 |
| 藻谷　浩介 | 株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役 |
| 森　民夫 | 長岡市長 |

（１９名）

（五十音順、敬称略）

H23.6.11 第9回東日本大震災復興構想会議　飯尾検討部会長提出資料

## 東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較（被災した地方団体の状況）

### 1　壊滅的な打撃を受けた市町村が多い

- 「ヒト」：職員の被災　（ex.陸前高田市職員数　295人→227人）
- 「モノ」：庁舎、情報システム等の壊滅的な被害　（陸前高田市、大槌町、女川町、南三陸町など多数）
- 「カネ」：被災者支援・復旧・復興等のための莫大な財政需要
- 「情報」：全国に避難した住民を確認して対処
- 「区域外移転」：原発事故による区域外への移転（福島県の町村）

### 2　財政力の弱い市町村が多い

| 財政力指数 | | 東日本大震災 | | 阪神・淡路大震災 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 被災団体数 | 構成比 | 被災団体数 | 構成比 |
| 市町村 | 全国平均（0．55）未満の市町村<br>（阪神・淡路大震災時0．41） | 105/186 | 56.5% | 5/25 | 20.0% |
| | うち岩手県、宮城県、福島県の市町村 | 91/128 | 71.1% | － | － |

※被災団体数は、災害救助法適用団体数。
※東日本大震災は、平成21年度決算による。阪神・淡路大震災は、平成5年度決算による。

### 3　標準的な税収に対する地方債の残高が大きい

単位：億円

| | | 東日本大震災 | | 阪神・淡路大震災 |
|---|---|---|---|---|
| | | 岩手県 | 宮城県 | |
| 地方債残高 | ① | 1,719 | 9,602 | 14,720 |
| 標準税収入 | ② | 218 | 2,203 | 6,263 |
| ①／② | ③ | 7.9 | 4.4 | 2.4 |

※東日本大震災は、岩手県、宮城県の沿岸部の市町村の合計（平成21年度決算による）。③の全国平均は3.1。
※阪神・淡路大震災は、特定被災地方公共団体の市町村の合計（平成5年度決算による）。

## 国・地方を通じた復興財源の確保

〈東日本大震災の復興費〉

| 国費 | 地方費 |
|---|---|

⇒ 国・地方を通じた復興財源の確保が必要

（参考）
全国知事会等においては地方財源の確保のため交付税総額の別枠の確保等を要請

（単位：兆円）

○ 23年度1次補正予算等関連　国：地方≒ 4 ： 1
（国直轄及び補助事業、地方税の減収対策）　(4.0) (1.0)
※地方費分については、地方債の発行等により対応

（参考）
○ 阪神・淡路補正予算　国：地方≒ 4 ： 1
（⑥2次、⑦1次・2次）　(3.2) (0.9)
（国直轄及び補助事業、地方税の減収対策）

⇩

阪神・淡路震災復興計画（兵庫県）　国：地方≒ 1 ： 1
（平成6年度～16年度、単独含む）　(6.1) (5.6)

（注）災害対策には、国直轄及び補助事業、地方税の減収対策のほか、まちづくり、コミュニティの維持等、様々な地方単独事業の実施が必要

H23.6.11 第9回東日本大震災復興構想会議　飯尾検討部会長提出資料

## 交付金・基金の事例

【国による単年度の交付金の例】

①地域自主戦略交付金：投資に係る各種事業に活用（一括交付金）　5,120億円（内閣府所管）
②地域活性化交付金：地域の活性化ニーズに応じた事業に活用　3,500億円（内閣府所管）

【国の交付金を受けて自治体において基金を設置し複数年度活用する例】

③緊急雇用創出事業臨時特例基金：新たな雇用機会の創出に活用　5年 8,500億円（厚生労働省所管）
④地域医療再生基金：地域医療の再生に活用　5年 4,450億円（厚生労働省所管）
⑤安心こども基金：保育需要への対応や保育の質の向上等に活用　4年 3,727億円（厚生労働省・文部科学省所管）

※対象事業費に全額交付金等を充てることができるもの…②、③、④
※対象事業費の一部（1/2等）に交付金等を充てることができるもの…①、⑤
※基金の額は、創設後に上積みされた額を含む累計額

【阪神・淡路、中越復興基金（運用型）】

| 災害 | H7 阪神・淡路 | H16 中越 |
|---|---|---|
| 基金の規模 | 9,000億円（当初分6,000億円） | 3,000億円 |
| 運用率 | 4.5%（当初分） 3.0%（追加分） | 2.0% |
| 期間 | 10年（当初分） 9年（追加分） | 10年 |
| 総事業費 | （単年度354億円×10年分） 3,540億円 | （単年度60億円×10年分） 600億円 |
| 事業の例 | ・地域のコミュニティ拠点に対する支援<br>・こころのケアなど地域福祉の充実強化に関する事業<br>・国の制度融資に対する利子補給事業　など | |

※　10年利付国債応募者利回り　1．173%（平成23年6月1日現在）

# 復興への提言

～ 悲惨のなかの希望 ～

平成２３年６月２５日

東日本大震災復興構想会議

復興構想７原則

原則１：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則２：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則３：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則４：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則５：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則６：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。

原則７：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。


Ⅰ．前文

Ⅱ．本論

第１章 新しい地域のかたち

（１）序
（２）地域づくり（まちづくり、むらづくり）の考え方
（３）地域類型と復興のための施策
（４）既存復興関係事業の改良・発展
（５）土地利用をめぐる課題
（６）復興事業の担い手や合意形成プロセス
（７）復興支援の手法

第２章 くらしとしごとの再生

（１）序
（２）地域における支えあい学びあう仕組み
（３）地域における文化の復興
（４）緊急雇用から雇用復興へ
（５）地域経済活動の再生
（６）地域経済活動を支える基盤の強化
（７）「特区」手法の活用と市町村の主体性
（８）復興のための財源確保

第３章 原子力災害からの復興に向けて

（１）序
（２）一刻も早い事態の収束と国の責務
（３）被災者や被災自治体への支援
（４）放射線量の測定と公開
（５）土壌汚染等への対応
（６）健康管理
（７）復興に向けて

第４章 開かれた復興

（１）序
（２）経済社会の再生
（３）世界に開かれた復興
（４）人々のつながりと支えあい
（５）災害に強い国づくり

Ⅲ．結び

## 第２章 くらしとしごとの再生

### （７）「特区」手法の活用と市町村の主体性

地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出などによる被災地経済の再生のため、市町村の能力を最大限引き出すことが求められる。

今回の復興においては、民間の資金・ノウハウを活用しつつ、きめ細かい支援措置を行うため、地方分権的な規制・権限の特例、手続きの簡素化、経済的支援など、必要な各種の支援措置を具体的に検討し、区域・期間を限定した上で、これらの措置を一元的（ワンストップ）かつ迅速に行える「特区」手法を活用することも有効である。

また、復興の主体である地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、効率性や透明性を確保しながら真に復興に役立つ事業を進めることが求められる。このため、新しい地域づくりなどへの対応とあわせ復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みが必要である。また、地域において、これまでの震災時の事例や民間寄付金の活用事例も参考にしながら、国や県の支援を受けつつ、現行制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする基金の設立を検討すべきである。

## 第２章 くらしとしごとの再生

### （８）復興のための財源確保

財源の議論なくして復興は語れないし、復興の姿なくして財源の議論も語れない。未曾有の被害をもたらした今回の震災からの復興を考える時、この考えが基本となる。

今回の大震災では、津波により多くの公共施設が破壊され、負債のみが残された。甚大な被害を被った地方公共団体も多数に上る。こうしたなか、地域においてはそれらの再建が切望され、復興のための多くの資金が必要とされている。一刻も早い復興のため、国民への説明責任と透明性を確保しながら、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき丁寧に積み上げ、すみやかに実施しなければならない。同時に、施策を示すだけでなく、そのための財源についても明確な考えを示すのが責任ある態度である。

わが国の財政を巡る状況は、阪神・淡路大震災当時よりも著しく悪化し、社会保障支出の増加等による巨額の債務も、これからの世代に負の遺産として残されている。さらに、わが国の生産年齢人口は今後１０年で１割も減少するなど大幅な減少が見込まれており、次の世代の一人あたりの負担には著しい増加が見込まれている。海外の格付会社も、復興のあり方とわが国の財政健全化の取組に懸念を示している。

こうした状況に鑑みれば、復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い具体的な措置を講ずるべきである。この点は、先行する需要を賄う一時的なつなぎとして「復興債」を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である。

国・地方をめぐる厳しい財政状況が続くなか、今回の災害により被災した地方公共団体は財政力が低い団体が多く、役場機能を含むまち全体が壊滅的な打撃を受けた市町村も多数に上る。今後、これらの地方公共団体において、復興のための事業を本格的に展開していけば、国費による支援が講じられてもなお、地方の負担が生じることが見込まれる。これらの臨時的な需要に対応しうるよう、地方の復興財源についても、上記の臨時増税措置などにおいて確実に確保するべきである。そのなかで、被災地以外の地方公共団体の負担にいたずらに影響を及ぼすことがないよう、地方交付税の増額などにより確実に財源の手当てを行うべきである。（以下略）

# 東日本大震災復興特別区域法案概要

１．復興特区制度の概要（東日本大震災復興特別区域法案）
２．土地利用再編の特例
３．復興特区における税・財政・金融上の支援措置
４．復興交付金について

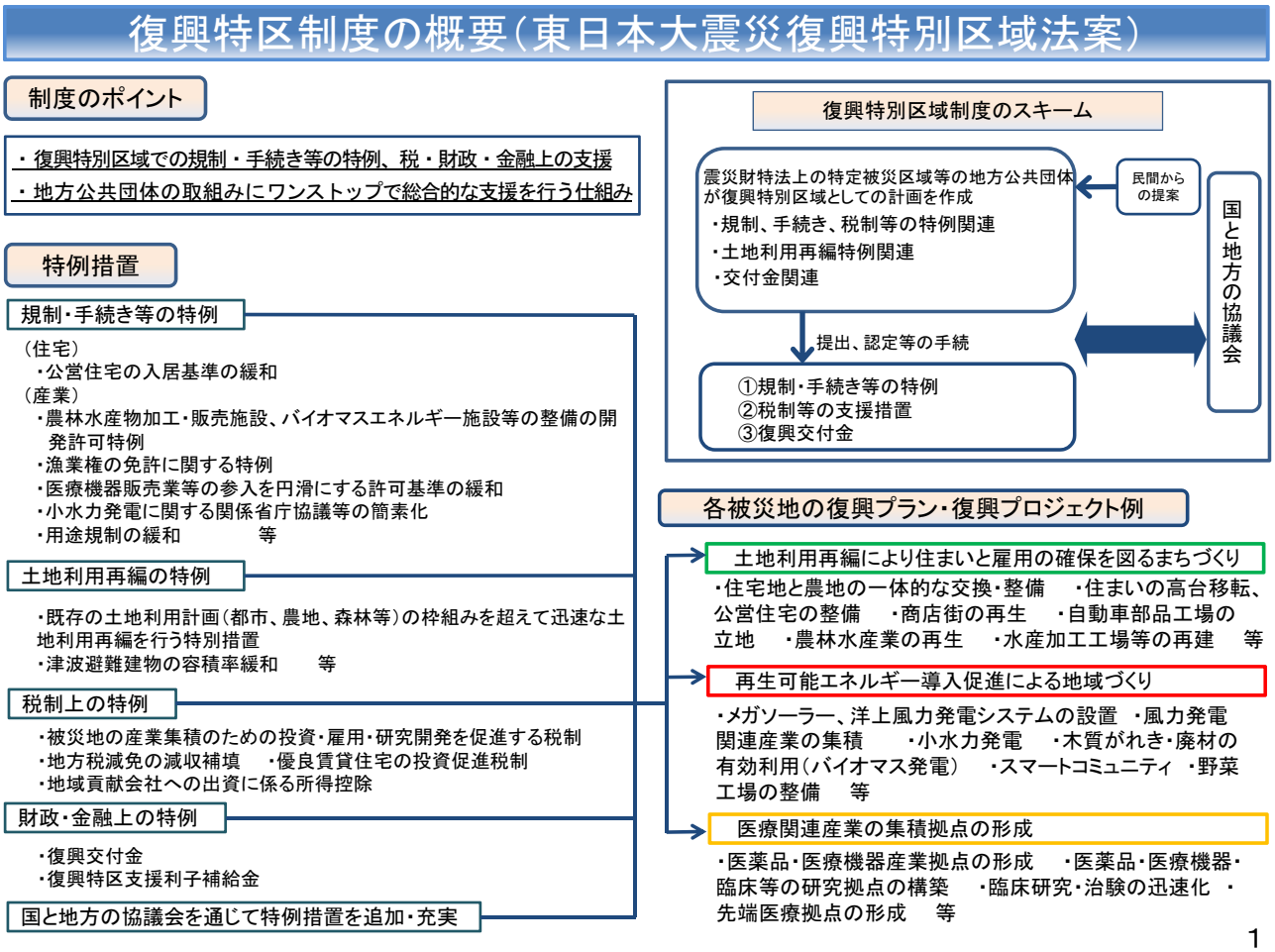

# 土地利用再編の特例

既存の土地利用計画（都市、農地、森林等）の枠組みを超えて、迅速な土地利用再編を行う特例措置を創設し、地域の実情に応じた復興まちづくりを速やかに実現

## 事業に必要な許可の特例・手続のワンストップ処理

| 現状と課題 | 計画に基づく事業の実施 |
|---|---|
| ①事業実施のために必要な許可が得られない（市街化調整区域における開発許可、農地転用の許可等） | ◆市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可 |
| ②事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等） | ◆開発許可、農地転用の許可等、事業に必要となる複数の許可手続をワンストップで処理<br>◆都市計画や農用地利用計画等の決定・変更手続についても、ワンストップで処理 |

## 新しいタイプの事業制度の創設

| 現状と課題 | 計画に基づく事業の実施 |
|---|---|
| ③住宅地と農地が混在するなど、被災地の実態に即した事業手法が必要 | ◆住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業<br>◆市街化調整区域内でも土地区画整理事業を実施可能に<br>◆防災集団移転促進事業について、住宅用地のみならず、医療施設等についても国費負担対象に |

### 土地利用再編のイメージ

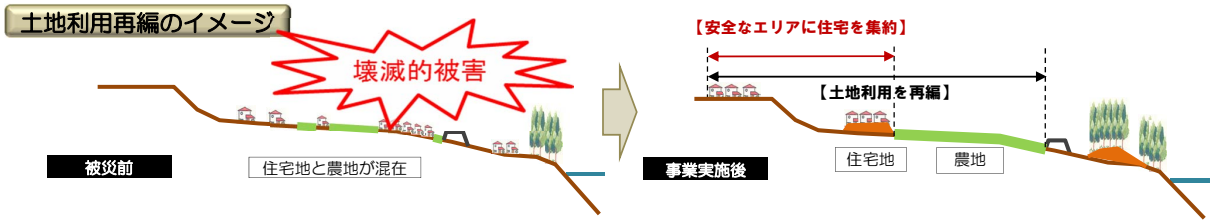


2

# 復興特区における税・財政・金融上の支援措置

## 1. 税制上の支援措置

### （1）被災地の雇用創出を促進するための税制上の特例措置　（～28年3月末）

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する事業を行う法人を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

**特別償却／税額控除**（選択適用）

| 特別償却 | ～26年3月末 | ～28年3月末 |
|---|---|---|
| 機械装置 | 即時償却 | 50% |
| 建物・構築物 | 25% | |

選択適用

| 税額控除（※） | ～26年3月末 | ～28年3月末 |
|---|---|---|
| 機械装置 | 15% | |
| 建物・構築物 | 8% | |

（上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。）

**法人税特別控除**：雇用等している被災者に対する給与等支給額の**10%を税額控除**（※）（法人税額の20%が限度）

**新規立地促進税制**：新規立地新設企業を5年間無税に ／ 新設法人の再投資等準備金積立額の**損金算入**（指定後5年間、所得金額を限度）＋再投資等した場合の**即時償却**（再投資等準備金残高を限度）

**研究開発税制**：開発研究用資産について**即時償却** ＋ 開発研究用資産の即時償却した減価償却費の**12%を税額控除**（通常8～10%）

### （2）地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置　（～28年3月末）

復興産業集積区域内における（1）の地域の雇用創出に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、特例的に地方交付税により補填。（事業税・固定資産税は投資から5年）

### （3）被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等　（～26年3月末）

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却（**25%**）又は税額控除（**8%**）

### （4）出資に係る所得控除　（～28年3月末指定）

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除（指定後5年間）

## 2. 財政・金融上の支援措置

（1）復興交付金　【別紙参照】

（2）復興特区支援利子補給金

復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給（5年間、補給率0.7%以内）

3

# 復興交付金について

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。
対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業
（注）東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業
規模：国費1兆5,612億円（事業費1兆9,307億円）　※事業費は国費+地方負担

## 基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化
（事業費1兆4,302億円）

- 道路整備事業（補助金）
- 土地区画整理事業（補助金）
- 防災集団移転促進事業（補助金）
- 農業農村整備事業（補助金）
- 漁業集落整備事業（補助金）
- 学校整備事業（補助金）
- 病院耐震化事業（補助金）
- 浄化槽整備事業（補助金）
- ：

基幹事業・・・5省40事業

→ 被災地方公共団体：復興計画の下に進める地域づくりを支援

## 効果促進事業

■使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応
（事業費5,006億円、補助率80％、基幹事業費の35％を上限）

基　幹　事　業
（都市公園整備事業／防災集団移転促進事業／都市防災推進事業／市街地再開発事業／：）

効果促進事業
（例）
災害発生時の避難路を整備
低地の市街地とを結ぶバス路線整備
ハザードマップを作成
まちづくりワークショップを開催

基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする使途の緩やかな資金を確保。

4

## 地方負担の軽減

■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50％及び効果促進事業の80％を国庫補助

（例）

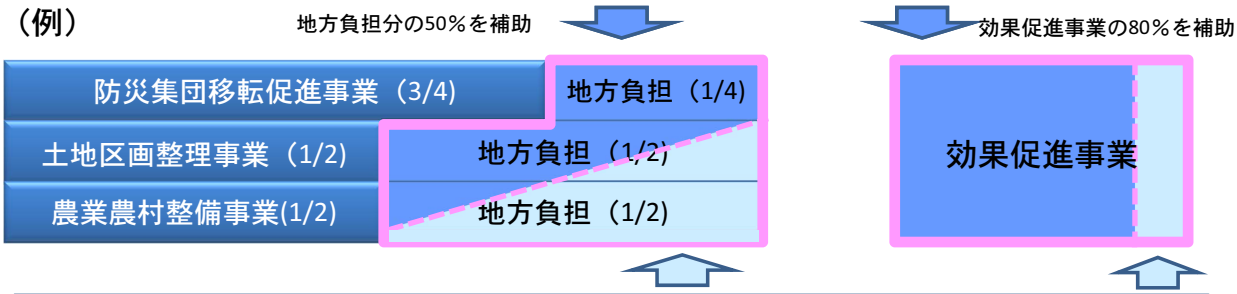


②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は３次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続きの簡素化

○**ワンストップ化**　市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。

○**執行上の弾力化等**　事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続きの簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。
各府省と協力して事業実施。

5

# 基幹事業における対象事業（５省４０事業）

※本リストは3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通した場合には、内容が変更となる可能性がある。

| 番号 | 事業名 |
|---|---|
| **文部科学省** | |
| 1 | 公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合） |
| 2 | 学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等) |
| 3 | 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業 |
| 4 | 埋蔵文化財発掘調査事業 |
| **厚生労働省** | |
| 5 | 医療施設耐震化事業 |
| 6 | 介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】<br>（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等） |
| 7 | 保育所等の複合化・多機能化推進事業 |
| **農林水産省** | |
| 8 | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業<br>（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等） |
| 9 | 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業<br>（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等） |
| 10 | 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業<br>（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等） |
| 11 | 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等） |
| 12 | 漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等） |
| 13 | 漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等） |
| 14 | 水産業共同利用施設復興整備事業<br>（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等） |
| 15 | 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業 |
| 16 | 木質バイオマス施設等緊急整備事業 |
| **国土交通省** | |
| 17 | 道路事業（市街地相互の接続道路） |
| 18 | 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理）） |
| 19 | 道路事業（道路の防災・震災対策等） |
| 20 | 災害公営住宅整備事業<br>（災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等） |
| 21 | 災害公営住宅家賃低廉化事業 |
| 22 | 東日本大震災特別家賃低減事業【新規】 |
| 23 | 公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修） |
| 24 | 住宅地区改良事業（不良住宅除去、改良住宅の建設等） |
| 25 | 小規模住宅地区改良事業（不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等） |
| 26 | 住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備） |
| 27 | 優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等） |
| 28 | 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業） |
| 29 | 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業） |
| 30 | 造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】 |
| 31 | 津波地域復興拠点市街地整備事業【新規】 |
| 32 | 市街地再開発事業 |
| 33 | 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等） |
| 34 | 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業） |
| 35 | 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業） |
| 36 | 都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等） |
| 37 | 下水道事業 |
| 38 | 都市公園事業 |
| 39 | 防災集団移転促進事業 |
| **環境省** | |
| 40 | 低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業 |

6

# 東日本大震災復興特別区域法案骨子

平成２３年１０月

東日本大震災復興対策本部事務局

# 目次

・東日本大震災復興特別区域法案　骨子　・・・・・・・・・・・・・・・・・１

・別紙１：復興推進計画に基づく特別措置　・・・・・・・・・・・・・・・４

・別添１：復興推進計画による規制・手続に関する特例　・・・・・・・６

・別添２：復興推進計画による税制に関する特例及び利子補給　・・１０

・別紙２：復興整備計画に基づく特別措置　・・・・・・・・・・・・・２１

# 東日本大震災復興特別区域法案骨子

平成２３年１０月
東日本大震災復興対策本部事務局

## １．復興特別区域基本方針の策定

国は、復興特別区域（２の復興推進計画の区域、３の復興整備計画の区域及び４の復興交付金事業計画の区域をいう。以下同じ。）における復興の円滑かつ迅速な推進に関する基本方針を定めるものとする。

[主な内容]

- 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- 復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- 復興特別区域における特別措置　等

## ２．復興推進計画に基づく特別措置

### （１）復興推進計画の趣旨

個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

### （２）復興推進計画の作成

○　東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村等を全部又は一部の区域とする地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）が単独で又は共同して作成することができるものとする。

○　民間事業者等は特定地方公共団体に対し、復興推進計画についての提案ができるものとする。

○　必要な場合には、関係地方公共団体から意見を聴いた上で作成するものとする。

### （３）特別措置

復興推進計画を国が認定することにより、規制、手続の特例、税制上の特例等の特別措置（別紙１）が適用される。

※　計画は、特定の特別措置の適用を受けようとする場合において、当該特別措置に関するもののみについて作成することができ、その後、他の特別措置の適用を受ける等必要な場合には、追加・改定することができる。また、特定のテーマや特定の区域のみを対象とした計画を作成することができる。

**（４）新たな特別措置の提案**

○　特定地方公共団体は、国に対し、復興の円滑かつ迅速な推進に関する新たな特別措置を提案できるものとする。

○　民間事業者等は、特定地方公共団体に対し、国に対する提案をするよう要請することができるものとする。

**（５）国と地方の協議会**

○　国の関係行政機関と特定地方公共団体は、県の区域ごとに、新たな特別措置その他の復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとする。

○　協議会には、必要と認めるときは、民間事業者等を構成員として加えることができるものとする。

○　特定地方公共団体は、国に対し、協議会を組織するよう要請することができるものとするとともに、国は正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならないものとする。

○　協議会の会議において協議が調った事項について、協議会の構成員は、尊重義務を負うものとする。

○　協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

※　必要に応じて地域別やテーマ別の分科会等を設置することは可能。
　協議会において、国等は特定地方公共団体に対する助言、支援の提示等を行う。

**（６）地域協議会**

○　特定地方公共団体は、復興推進計画の作成、実施に関し必要な事項を協議するため、地域協議会を組織することができるものとする。

○　民間事業者等は、特定地方公共団体に対し、地域協議会を組織するよう要請することができるものとするとともに、特定地方公共団体は正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならないものとする。

○　協議会の会議において協議が調った事項について、協議会の構成員は、尊重義務を負うものとする。

○　地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定めるものとする。

※　必要に応じて特定のテーマや特定の区域のみを対象とするものを設置することは可能。

## ３．復興整備計画に基づく特別措置

### （１）復興整備計画の趣旨

土地利用の再編等による復興整備事業を迅速に行うための特例許可、手続のワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けるための計画

### （２）復興整備計画の作成

○　特定地方公共団体の市町村が単独で又は都道県と共同して作成する。

○　必要に応じ、国等への協議、公聴会、公告・縦覧等の手続を経る。

○　必要に応じ、関連地方公共団体、関係行政機関等から構成される復興整備協議会の協議を経る。

### （３）特別措置

復興整備計画の作成・公表により、復興整備事業等に関する特例（別紙２）が適用される。

## ４．復興交付金事業計画に基づく交付金

### （１）復興交付金事業計画

著しい被害を受けた地域の復興に必要な交付金事業に関する計画を、特定地方公共団体の市町村は単独で又は都道県と共同して、特定地方公共団体の都道県は市町村と共同して作成し、国に提出する。

### （２）交付金の交付

復興交付金事業計画に基づき、国は予算の範囲内で交付金を交付することができる。

## ５．その他

○　施行後５年以内に、施行状況について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

別紙１

# 復興推進計画に基づく特別措置

## １．復興推進計画の作成

（１）東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村等を全部又は一部の区域とする地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、復興推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。

（２）復興推進計画には、以下に掲げる事項を記載するものとする。

①区域及び目標

②推進しようとする取組の内容

③①の区域内に次に掲げる区域を定める場合は、当該区域

（ア）産業集積の形成及び活性化を推進すべき区域（復興産業集積区域）

（イ）居住の安定の確保及び居住者の利便の増進を推進すべき区域（復興居住区域）

（ウ）その他地域の課題の解決を図る取組を推進すべき区域

④適用する特別措置の内容及び実施主体

（３）関係する地方公共団体及び実施主体の意見聴取

特定地方公共団体は、復興推進計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び実施主体の意見を聴かなければならない。

（４）復興推進計画の申請についての提案

復興推進計画に定める事業を実施しようとする者及び当該事業の実施に密接な関係を有する者は、特定地方公共団体に対し、内閣総理大臣に申請をすることについての提案をすることができる。

提案を受けた特定地方公共団体は、当該提案に基づき申請するか否かについて、提案者に通知しなければならない。申請しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（５）地域協議会における協議

地域協議会が組織されているときは、復興推進計画に定める事項について地域協議会において協議をしなければならない。

## ２．復興推進計画の認定

内閣総理大臣は、申請された復興推進計画が以下の基準に適合すると認めるときは、認定するものとする。

① 復興特別区域基本方針に適合するものであること。

② 復興推進計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与すると認められるものであること。

③ 円滑かつ確実な実施が見込まれること。

## ３．特別措置

復興推進計画を内閣総理大臣が認定することにより、規制、手続の特例（別添１）、税制上の特例等（別添２）の特別措置が適用される。

別添１

# 復興推進計画による規制・手続に関する特例

## １．漁業権の免許に関する特別の措置（漁業法第１８条関係）

地元の漁業者のみでは養殖業の再建が困難と認められるときに、県が特定区画漁業権の免許事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、①地元漁民を７割以上含む法人又は地元漁民を７人以上含む法人であって、②経理的基礎、技術的能力、事業計画の具体性、地域の活性化に資する等の効果、他の漁業との協調等に係る審査基準を満たすものについて、漁業法第１８条の規定（優先順位の規定）の適用を除外し、第１順位として特定区画漁業権に係る免許をすることができるものとする。

## ２．建築基準法における用途制限に係る特例（建築基準法第４８条関係）

復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備促進に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法第４８条により指定されている用途地域において、建築が原則として禁止されている建築物を建築することができるものとする。

## ３．特別用途地区における建築物整備に係る手続きの簡素化（建築基準法第４９条関係）

復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の特別用途地区における整備促進に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法第４９条第２項で定める建築物の建築制限の条例での緩和についての国土交通大臣による承認を不要とすることができるものとする。

## ４．応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例（建築基準法第８５条関係）

応急仮設建築物の活用に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の応急仮設建築物について、現行の存続期間（２年３ヶ月）を当該計画に定められた期間の範囲内で延長することができるものとする。

## ５．バス路線の新設・変更等に係る手続の特例（道路運送法第１５条関係）

一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）に係る新設・変更等に係る事業を復興推進計画に定め、バス事業者の同意を得た上で認定の申請を行い、国土交通大臣の同意の後、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、路線の新設・変更等に係る道路運送法第１５条の認可又は届出の手続が行われたものとみなすこととする。

## ６． 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例（公営住宅法第２３条、第４４条、附則第１６項関係）

災害公営住宅等の建設等及び賃貸に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、以下のとおり、入居者資格要件の緩和等を行うことができるものとする。

（１） 当該計画に定める公営住宅の建設等に要する期間が満了するまでの間（１０年以内の期間に限る。）、入居者資格要件（住宅に困窮、親族の同居、入居者の収入要件）のうち住宅困窮要件を満たせば他の要件も満たすものとみなす。

（２） 被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮(緩和)するとともに、譲渡対価の使途を公営住宅等の整備等のほか、地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることができるものとする。

## ７． 公営住宅の処分等の手続に係る特例（公営住宅法第４４条、第４５条、第４６条関係）

公営住宅等の用途廃止、社会福祉法人等による使用及び他の地方公共団体への譲渡に係る事業を計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、国土交通大臣の承認が行われたものとみなすこととする。

## ８． 食料供給等施設の整備に係る特例（農地法第４条、森林法第１０条の２等関係）

津波被災地域において、食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等の食料の安定供給の確保又は地域の農林水産業の復興に資する施設）を整備する事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該施設の整備について、地域協議会の協議を通じた農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化を図るとともに、非代替性等の一定の要件を満たす場合に限って優良農地であっても整備を認めることとする。

## ９． 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例（工場立地法、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）関係）

特定地方公共団体が、復興産業集積事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、認定を受けた特定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該計画において定められた復興産業集積区域で適用できる緑地面積率等の基準を、工場立地法又は企業立地促進法の準則に代えて条例で定めることができるようにするとともに、工場立地法により都道府県の権限に属する事務を当該市町村に移譲する。

## １０． 他の水利利用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化（河川法第３５条等、電気事業法第１０３条関係）

河川法の許可を受けた水利使用のために取水した流水のみを利用する水力発電事業が

定められた復興推進計画について、河川管理者を構成員とする地域協議会において当該水力発電事業に係る水利利用に関する計画が協議されていること等の一定の条件を満たした上で、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、河川法等で義務付けられている関係行政機関の長との協議、関係地方公共団体の長の意見の聴取等の手続を省略することができるものとするとともに、河川法第２３条等の許可の申請に係る標準処理期間を定める場合に、他の水利使用に関する標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めることとする。

**１１．　鉄道ルートの変更に係る手続の特例（鉄道事業法第７条関係）**

鉄道ルートの変更に係る事業を復興推進計画に定め、変更後の駅の位置及び名称に関し鉄道事業者の同意を得た上で申請を行い、国土交通大臣の同意の後、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、鉄道事業法第７条の認可又は届出が行われたものとみなすこととする。

**１２．　確定拠出年金に係る脱退一時金の特例（確定拠出年金法附則第３条関係）**

地域の振興に資する事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、一定の要件の下、確定拠出年金の脱退一時金の支給要件を緩和（脱退一時金を支給）することとする。

**１３．　財産の処分の制限に係る承認手続の特例（補助金適正化法第２２条関係）**

上記の事業の実施に併せて補助金等により取得した財産を転用する事業を計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定をもって同法第 22 条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。

**１４．　政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は内閣府と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応**

**○政令又は省令で規定する予定の特例措置**

**（１）都市公園の占用に関する制限緩和（政令事項）**

復興のための仮設店舗その他の施設について、より柔軟に占用が認められるよう、都市公園の占用に関する都市公園の規模の制限等を緩和する措置を講じるものとする。

**（２）医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（省令事項）**

医療機器の製造販売業等の許可基準のうち現場責任者の実務経験に係る要件（３年）の緩和を行う。

※東北地方の特色・強みを活かした革新的医療機器の創出を図るため、医療機器の医師主導治験への助成事業や税制上の優遇措置等と一体的に実施。

**（３）被災地における医療機関・介護施設等に係る基準等の特例（省令事項）**

被災地の医師不足の状況等を踏まえ、早急な医療・介護提供体制の確保のため、医療機関・介護施設等の人員配置基準・構造設備基準等について以下の特例を設ける。

① 仮設の医療機関に係る構造設備基準の特例（省令事項）

被災地域の仮設医療機関について、構造設備基準の取扱の特例を設ける。

② 医療機関に対する医療従事者の配置基準に係る弾力的対応（省令事項）

被災により人員配置に係る基準を満たすことが困難な医療機関に対し、医療従事者の配置基準について弾力的な対応を実施する。

③ 介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応（省令事項）

被災により人員配置に係る基準を満たすことが困難な介護施設等に対し、医師の配置基準等について弾力的な対応を可能とする。

**（４）仮設薬局等の構造設備基準の特例（省令事項）**

被災地域の仮設薬局等について、仮設薬局等の設置が容易になるよう薬局等の構造設備の基準を緩和する等、所要の措置を実施する。

**１５．施行令又は内閣府令・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする。**

別添２

# 復興推進計画による税制に関する特例及び利子補給

## 税制上の特例措置

### Ⅰ．国税における特例措置

#### １．　復興特別区域制度の創設に伴う所得税に係る措置

**（１）復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除**

復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社で一定の要件を満たすものの株式を払込みにより取得した場合には、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例による寄附金控除の適用を可能とする。

#### ２．復興特別区域制度の創設に伴う法人税に係る措置

**（１）新規立地促進税制（新規立地新設企業を５年間無税とする措置）**

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に新設され、平成２８年３月３１日までの間に当該地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として当該地方公共団体の指定を受けた法人が、指定を受けた日から同日以後５年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において無税となるよう、次の措置を講じる。

① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。

② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができる制度を創設する。

（注１）本措置の対象法人は次の要件をすべて満たす法人とします。

- 当該復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立された法人であること
- 被災者を５人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が 1,000 万円以上であること
- 認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- 当該復興産業集積区域内に本店を有すること
- 積立てを行う事業年度において、当該復興産業集積区域外に事業所等を保有しない法人であること
- 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が３億円以上（中小法人等は 3,000 万円以上）の法人であること

（注２）この積立金は、指定の日から同日以後 10 年が経過した日を含む事業年度（基準事業年度）以後の各事業年度において、基準事業年度末の準備金残高の 10 分の１に相当する金額を取り崩し、益金の額に算入する。

**（２）法人税の特別控除**

平成２８年３月３１日までの間に東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、指定期間（指定を受けた日から同日以後５年を経過する日までの期間）内の日を含む各事業年度において、復興産業集積区域内の事業所で雇用をする被災者に対する指定期間内の給与等支給額の一定割合を税額控除ができる制度を創設する（税額控除率１０％、法人税額の２０％を限度）。

（注）被災者は、①平成 23 年３月 11 日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者、又は②平成 23 年３月 11 日時点で特定被災区域内に居住していた者とします。

**（３）事業用設備等の特別償却等**

復興産業集積区域内において、平成２８年３月３１日までの間、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が取得等をした機械・装置及び建物・構築物について、特別償却又は税額控除ができる制度を創設する。

（注１）償却率は、機械・装置については、平成２６年３月３１日以前に取得等をした場合は１００％、平成２６年４月１日以降に取得等をした場合は５０％とする。また、建物・構築物については２５％とする。

（注２）税額控除割合は、機械・装置については１５％、建物・構築物については８％とする。なお、税額控除は法人税額の２０％を限度とし、４年間の繰越しができることとする。

（注３）上記（１）、（２）及び（３）の措置は選択適用とする。

**（４）研究開発税制の特例等**

① 復興産業集積区域内において、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成２８年３月３１日までの間に開発研究用減価償却資産の取得等をした場合に、即時償却ができる制度を創設する。

② 上記①の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費については、試験研究を行った場合の法人税の特別控除（法人税額の２０％を限度）の適用を受ける場合、特別試験研究費として取り扱うこととする。

（５）被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

復興居住区域内において、住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成２６年３月３１日までの間に、新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をし、賃貸の用に供した場合には、２５％の特別償却又は８％の税額控除ができる制度を創設する。ただし、税額控除については法人税額の２０％を限度とし、控除限度超過額については４年間の繰越しができることとする。

Ⅱ．復興特別区域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

復興特別区域制度の創設に伴い、復興産業集積区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、特例的に地方交付税により補填する措置を講じる。

利子補給

被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

利子補給率は０．７％以内とし、利子補給金の支給期間は、金融機関が事業の実施者へ最初に貸し付けた日から起算して５年間。

（注）貸付額３億円以上の事業を対象にする予定。

１２

# 「復興推進計画の区域」において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除

復興推進計画の区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社により発行される株式を払込みにより取得した場合におけるその取得に要した金額については、現行のエンジェル税制の寄付金控除の適用を可能とする。

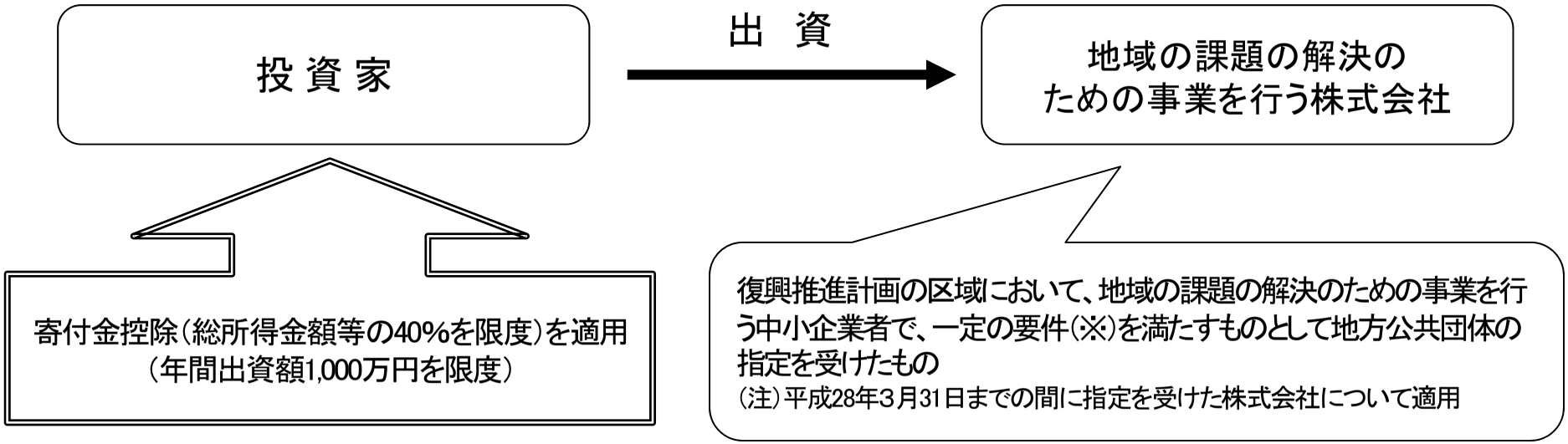


（※）一定の要件（主なもの）〈東日本大震災復興特別区域法で規定〉

1　東日本大震災復興特別区域法の規定により認定を受けた地方公共団体からの指定後5年以内の会社であること

2　次のいずれかに該当すること。

① 復興推進計画の認定日が設立後最初の事業年度に属している会社又は当該計画の認定日において設立後最初の事業年度が開始していない会社で次の要件を満たすもの
- 計画事業に従事する者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上

② 計画の認定日において設立後最初の事業年度が終了している会社で次に掲げるすべての要件を満たすもの
- 資金計画に記載された特区事業費の直前期の営業費用に占める割合が50%以上
- 計画事業従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の50%以上
- 直前期の売上高営業利益率が2%を超えていないこと

# 復興産業集積区域における新規立地促進税制（新規立地新設企業を5年間無税とする措置）

被災地における投資促進、雇用促進の観点から、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が災地における新規立地新設企業の立上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置を講ずる。

(1)　復興産業集積区域内において、平成28年３月31日までの間に指定を受けた法人(注)が、指定の日から同日以後５年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。

(2)　復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）制度を創設する。

（注）対象法人は次の要件をすべて満たす法人

・復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと
・被災者を５人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1，000万円以上であること
・認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
・復興産業集積区域内に本店を有すること
・積立てを行う事業年度において復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと
・指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上（中小法人等は3,000万円以上）であること

（注）本措置、事業用設備の特別償却等、法人税の特別控除はいずれかの選択適用

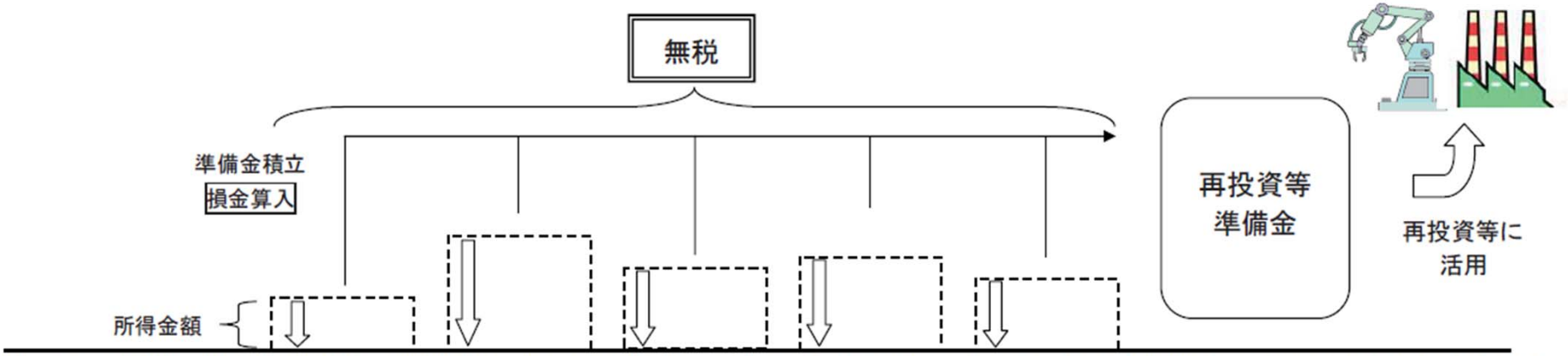


※　この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後 10 年が経過した日を含む事業年度（基準年度）以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の 10 分の１を、それぞれ取り崩して益金に算入する。

# 復興産業集積区域における法人税の特別控除

○ 平成28年3月31日までに指定を受けた法人(注 1)が、指定を受けた日から5年の間の復興産業集積区域内の事業所における被災被用者に対する給与等支給額の10%を法人税額の20%を限度として税額控除できる。

(注 1)雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。
(注 2)復興産業集積区域における特別償却又は税額控除制度との選択適用。

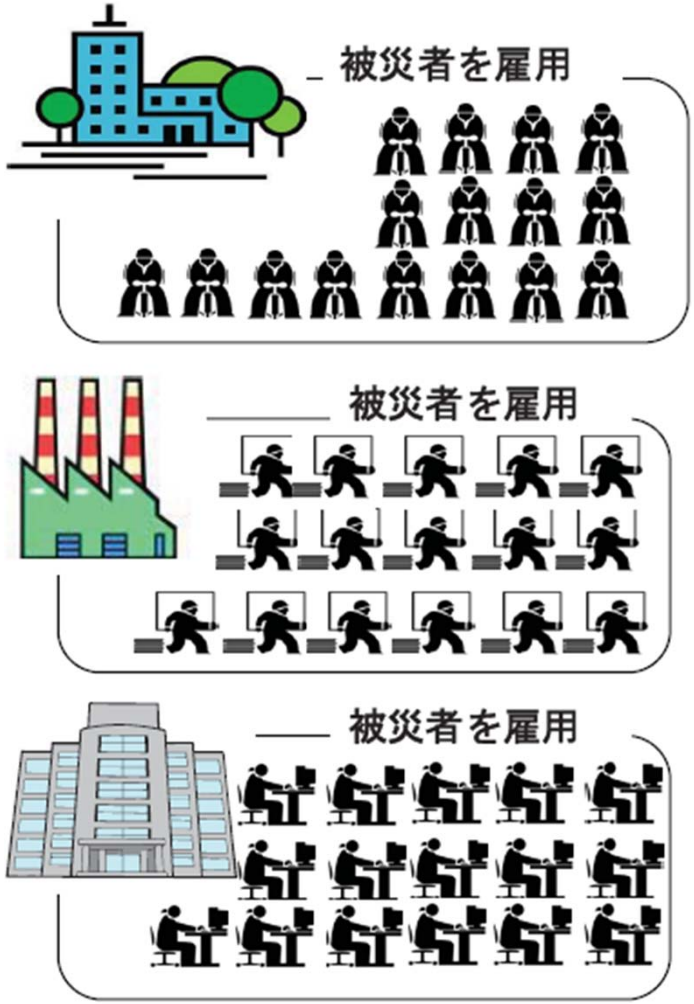


被災被用者に対する給与等支給額 × 10%の税額控除

税額控除

納税額

法人税額

※ 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能 ⇒

# 復興産業集積区域における特別償却又は税額控除

東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成28年3月31日までの間に、指定を受けた法人（注１）が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置：即時償却又は取得価格の15%の税額控除（注２）

（取得価格の50%の特別償却又は15%の税額控除（注２）（26年4月１日～28年3月31日））

○建物　　：取得価格の25%の特別償却又は8%の税額控除（注２）

（注１）雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

（注２）当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

（注３）復興産業集積区域に法人税の特別控除制度との選択適用。

特別償却

| 資産等の区分＼取得等の時期 | ～H26．3．31 | H26．4．1～H28．3．31 |
|---|---|---|
| 機械装置 | 100% | 50% |
| 建物・構築物 | 25% | |

【選択】

税額控除

| 資産等の区分＼取得等の時期 | ～H26．3．31 | H26．4．1～H28．3．31 |
|---|---|---|
| 機械装置 | 15% | |
| 建物・構築物 | 8％ | |

※　復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

【参考】震災税特法第一弾で講じた措置

○被災代替資産等の特別償却（被災地域全域）

| 資産等の区分＼取得等の時期 | H23．3．11～H26．3．31 | H26．4．1～H28．3．31 |
|---|---|---|
| 機械装置 | 30%（36%） | 20%（24%） |
| 建物・構築物 | 15%（18%） | 10%（12%） |

（注）カッコ内は中小企業者等が取得等をする場合の償却率。

深堀り

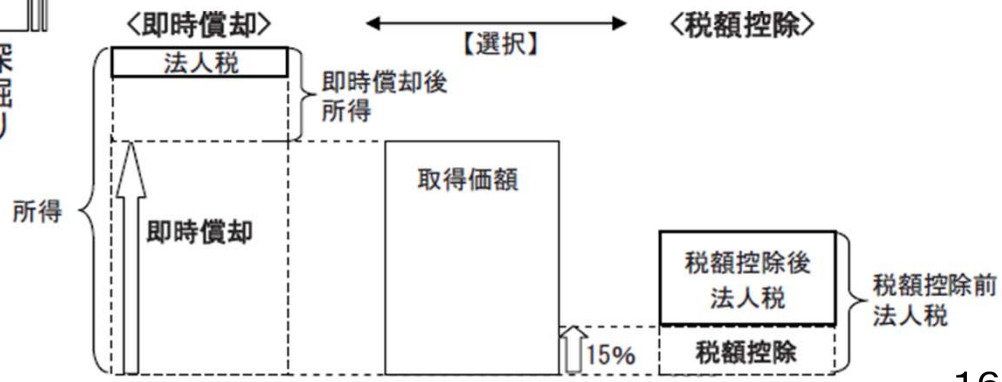

# 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等

(1)　平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた法人(注 1)が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる(即時償却)。

(2)　(1)の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費を、特別試験研究費として研究開発税制を適用。(12%の 税額控除)

(注 1)　東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者 として指定を受けた法人。

(注 2)　現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じて8～10%の税額控除。特別試験研究費(大学等との共同研究等)は一律12%の税額控除。

(1)　即時償却

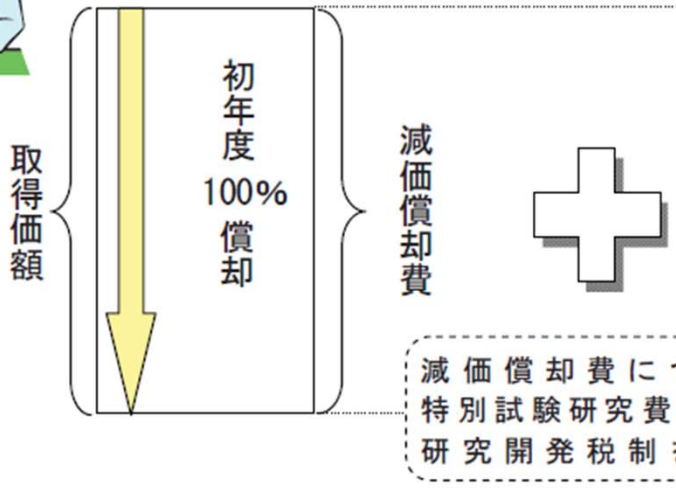


(2)　研究開発税制の特例

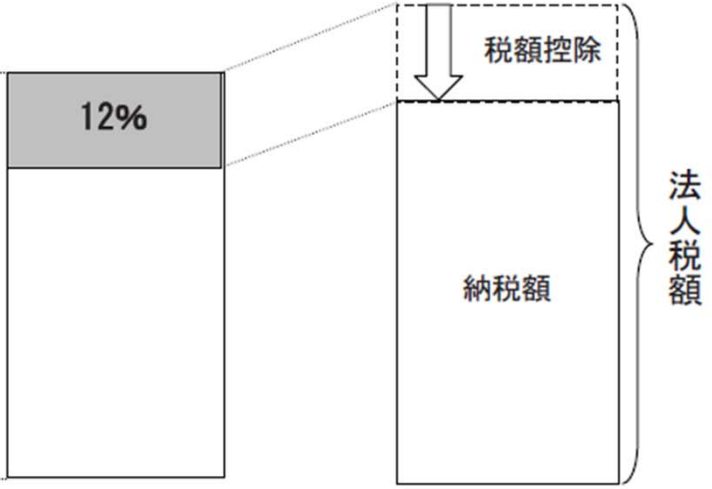


※試験研究費の総額について、８～10%(特別試験研究費の額については 12%)の税額控除(当期の法人税額の 20%を限度) ができる。

# 復興住宅供給地域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除

東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成26年３月31日までの間に、指定を受けた法人(注)が復興住宅供給地域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除(法人税額の20%を限度)ができる。

(注) 住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

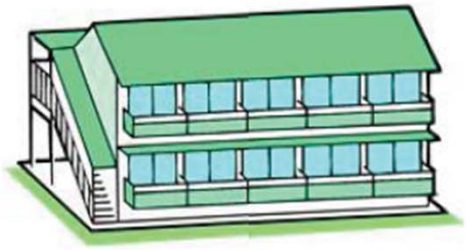

取得等

賃貸

25%の特別償却
又は
８%の税額控除

深堀り

○ 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却
５年間普通償却限度額の 50%（又は 70%）の割増償却

# 復興産業集積区域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

復興産業集積区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等(注1)に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、特例的に地方交付税により補填する措置を講ずる。

（注1） 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人等。

認定地方公共団体の指定を受けた法人等が復興産業集積区域内において
施設又は設備の新設又は増設

⇩

地方団体が地方税法第6条に基づく課税免除又は不均一課税を実施
- 事業税
- 不動産取得税
- 固定資産税

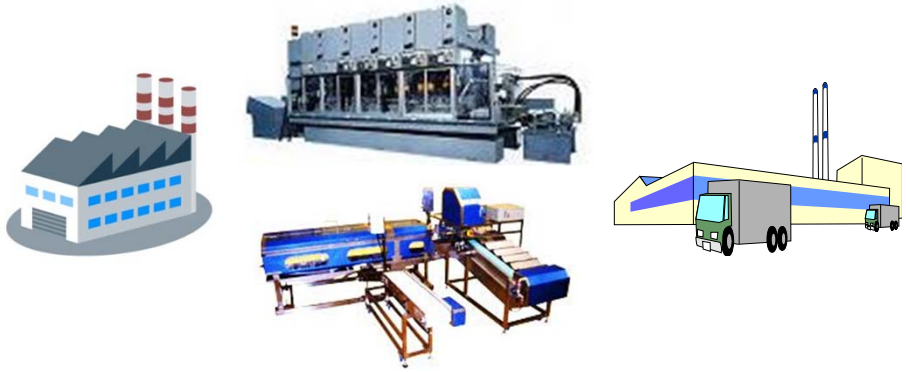

⇨ 減収が発生 ⇨ 減収額※を特別交付税の算定の基礎に算入

※ 事業税又は固定資産税の減収額は、最初の年度以降5ヵ年度分を対象とする。

# 復興特区支援利子補給金

## 復興基本方針

４（１）①「復興特区制度」の創設

地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設する。

具体的には、被災地域の要望を踏まえ、必要となる税・財政・金融上の支援を検討する。

## 事業イメージ

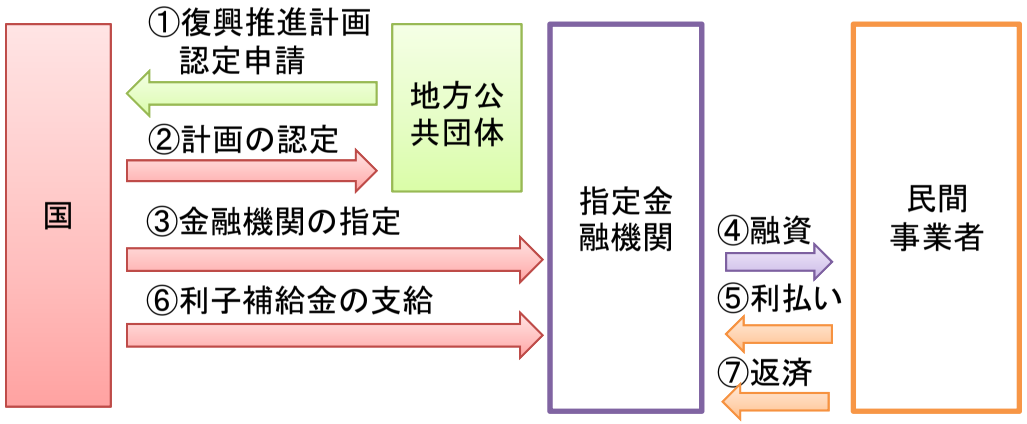


## 事業概要

〇概要

被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

〇利子補給金の支給期間　：金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して５年間

〇利子補給率　：０．７％以内

〇指定金融機関　：対象となる金融機関は、復興推進協議会の構成員となることが必要（復興事業の検討に早期に加わることを期待）。

別紙２

# 復興整備計画に基づく特別措置

## １．復興整備計画の作成等

（１）次の①から④の地域のいずれかに該当し、円滑かつ迅速な復興を図るための事業の実施が必要な市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、単独で又は都道府県（以下「被災関連都道府県」という。）と共同して、復興整備計画を作成することができることとする。

① 東日本大震災の被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

② 東日本大震災の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

③ ①②の地域と自然、経済等において密接な関係が認められ、かつ、①②の地域の住民の生活再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域

④ ①②③の地域のほか、東日本大震災による被害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図る必要があると認められる地域

（２）復興整備計画には、以下に掲げる事項等を記載するものとする。

① 区域（以下「計画区域」という。）

② 目標

③ 計画区域内の土地利用に関する基本方針（以下「土地利用方針」という。）

④ 復興整備事業（②の目標を達成するために必要な（３）に掲げる事業）

⑤ 期間

（３）復興整備事業は、以下に掲げる事業とする。

① 市街地開発事業（都市計画法）

② 土地改良事業（土地改良法）

③ 復興一体事業（５（１））

④ 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下「集団移転促進法」という。））

⑤ 住宅地区改良事業（住宅地区改良法）

⑥ 都市計画法の都市施設に該当する施設の整備に関する事業
（５（７）の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の整備事業を含む。）

⑦ 津波防護施設の整備に関する事業（津波防災地域づくりに関する法律。以下「津波防災地域づくり法」という。）

⑧　漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法）
⑨　保安施設事業（森林法）
⑩　液状化対策事業
⑪　造成宅地滑動崩落対策事業
⑫　地籍調査事業（国土調査法）
⑬　住宅施設、水産物加工施設その他の円滑かつ迅速な復興のために必要な施設の整備に関する事業

## ２．復興整備協議会

被災関連市町村（被災関連都道府県と共同して復興整備計画を作成する場合には当該被災関連都道府県を含む。以下「被災関連市町村等」という。）は、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、市町村長、都道府県知事等からなる復興整備協議会（以下「協議会」という。）を組織することができること等とする。

## ３．復興整備事業に係る許認可等の特例

### （１）農地転用の許可（農地法）の特例

①　被災関連市町村等は、復興整備計画に、復興整備事業を実施した場合には計画区域内で２ha超の農地転用を行うこととなることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、協議会における協議等の手続を行うとともに農林水産大臣の同意を得なければならないものとする。

②　農林水産大臣は、①の土地利用方針が次に掲げる要件に該当するときは、同意をするものとする。
イ　１（１）①の地域の被災関連市町村等が作成する復興整備計画に係るものであること
ロ　被災関連市町村の復興のため必要かつ適当であること
ハ　被災関連市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること

③　①の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該復興整備事業について、農地転用の許可があったものとみなすこととする。（農地法第４条、第５条）

④　（３）①のハ及びニの許可に関する事項に係る①の同意の基準については、②と同等の基準を設けることとする。

２２

**（２）開発行為等の許可（都市計画法）の特例**

１（１）①②③の地域の市街化調整区域内の開発行為等であって、地域の復興等を図るために実施することが必要であると被災関連都道府県知事が認めるものについては、都市計画法第３４条の立地基準は適用しないこととする。（（３）①の手続に従って、（３）①イの事項を復興整備計画に記載する場合に限る。）

**（３）復興整備事業の実施に必要な許認可等の一元的処理**

① 被災関連市町村等は、復興整備計画に、復興整備事業の実施に必要な次のイからチの許認可等に関する事項を記載しようとするときは、協議会における協議等の手続を行うとともに許認可等権者の同意を得なければならないものとする。

イ 都市計画区域等における開発行為等の許可（都市計画法第２９条、第４３条）

ロ 都市計画事業の認可又は承認（都市計画法第５９条）

ハ 農地転用の許可（（１）に係るものを除く。）（農地法第４条等）

ニ 農用地区域における開発行為の許可（農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第１５条の２）

ホ 保安林等における立木の伐採等の許可（森林法第３４条等）

ヘ 特別地域における工作物の新築等の許可又は普通地域における工作物の新築等の届出（自然公園法第２０条、第３３条）

ト 漁港区域における工作物の建設等の許可（漁港漁場整備法第３９条）

チ 港湾区域における工事等の許可、臨港地区における工場の新設等の行為の届出等（港湾法第３７条、第３８条の２等）

② ①のイからチの許認可等に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該事項に係る復興整備事業について、当該許認可等があったものとみなすこととする。

**４．土地利用基本計画の変更等の一元的処理**

（１）復興整備事業に関する事項には、当該復興整備事業の実施に関連して行う次の①から⑧の土地利用基本計画の変更等に関する事項を記載することができることとする。

① 土地利用基本計画の変更（国土利用計画法第９条）

② 都市計画区域の指定、変更又は廃止（都市計画法第５条）

③ 都市計画の決定又は変更（都市計画法第１８条、第１９条等）

④ 農業振興地域の変更（農振法第６条、第７条）

⑤ 農用地利用計画の変更（農振法第８条、第１３条）

⑥ 地域森林計画区域の変更（森林法第５条）

⑦ 保安林の指定又は解除（森林法第２５条の２、第２６条の２）

⑧　漁港区域の指定、変更又は指定の取消し（漁港漁場整備法第６条）

（２）被災関連市町村等は、復興整備計画に、（１）①から⑧の土地利用基本計画の変更等に関する事項を記載しようとするときは、当該事項に係る関係者を構成員に加えた協議会における協議等の手続を行うとともに、当該事項が都市計画、農用地利用計画、地域森林計画区域又は保安林の変更等に関する事項である場合には、その案の２週間の縦覧、利害関係人への意見書の提出機会の付与等の手続を行うものとする。

（３）（１）①から⑧の土地利用基本計画の変更等に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該変更等がなされたものとみなすこととする。

## ５．各種の復興整備事業に関する特例

### （１）復興一体事業の創設

①　被災関連市町村は、１（１）①の地域において、土地区画整理事業及び農用地の改良又は保全のために必要な事業を一体的に施行する事業（以下「復興一体事業」という。）の事業計画を作成し、被災関連都道府県知事の認定を受けることができることとし、当該認定を土地区画整理法に基づく事業計画の認可とみなすこととする。（土地区画整理法第５２条）

②　復興一体事業の事業計画においては、津波による再度災害を防止又は軽減するため、住宅及び公益的施設を集約する区域を定めることができること等とする。

③　被災関連市町村は、復興一体事業によって生じた農業用用排水施設等があるときは、その施設を管理しなければならないものとする。

④　被災関連市町村は、農業用用排水施設等に係る事業の工事につき、被災関連都道府県に専門的知識を有する職員の必要な援助を求めることができることとする。

### （２）土地区画整理事業及び復興一体事業に関する特例

現行制度上、地方公共団体は、市街化調整区域において土地区画整理事業を施行することができないところ、復興整備計画に記載された土地区画整理事業及び（１）の復興一体事業については、１（１）①②③の地域内の市街化調整区域において事業を施行することができることとする。（都市計画法第１３条）

### （３）土地改良事業に関する特例

①　土地改良区等からの申請によらず、県の発意で、区画形質の変更、農用地造成等の

土地改良事業を行うことができることとする。（土地改良法第８７条の２）

② 土地改良施設の管理者との協議を経て県営土地改良事業計画に定めるべき事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、県営土地改良事業計画が定められたものとみなすこととする。（土地改良法第８７条の２）

**（４）集団移転促進事業に関する特例**

① 復興整備計画に記載された集団移転促進事業については、次のイからハの措置を講ずるものとする。

イ 集団移転促進事業計画を都道府県が策定することができることとする。（集団移転促進法第３条）

ロ 公益的施設の用地の造成等に要する経費の一部を国が補助するものとする。（集団移転促進法第７条）

ハ 住宅団地等の用地を造成等した後に譲渡する場合であっても、当該用地の造成等に要する経費が譲渡の対価を上回る場合には、当該経費の一部を国が補助するものとする。（集団移転促進法第７条）

② 国土交通大臣の同意を得て、集団移転促進事業計画に定めるべき事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、集団移転促進事業計画が定められたものとみなすこととする。（集団移転促進法第３条）

**（５）住宅地区改良事業に関する特例**

① 国土交通大臣の同意を得て、住宅地区改良事業に関する事項として改良地区の指定に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、改良地区の指定があったものとみなすこととする。（住宅地区改良法第４条）

② ①の復興整備計画に記載する改良地区の指定に関する事項に併せて、居住の用に供される建築物であったもので震災によって損壊したため建築物でなくなったものが存する区域を含む地区に関する事項が記載された場合には、当該復興整備計画の公表をもって、当該計画に記載された当該建築物でなくなったものを不良住宅とみなして住宅地区改良法の規定を適用することとする。（住宅地区改良法第２条）

③ 国土交通大臣との協議を経て、住宅地区改良事業の事業計画に定めるべき事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、当該住宅地区改良事業の事業計画が定められたものとみなすこととする。（住宅地区改良法第５条）

２５

### （６）漁港漁場整備事業に関する特例

農林水産大臣の同意を得て、特定漁港漁場整備事業計画に定めるべき事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、特定漁港漁場整備事業計画が定められたものとみなすこととする。（漁港漁場整備法第１７条）

### （７）一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業の創設（津波防災地域づくり法において規定）

復興の拠点となる市街地が有するべき住宅、業務、公益等の施設を一団の施設としてとらえた「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、都市施設として都市計画に定めることができることとする（全面買収方式で拠点を整備することを可能とする。）。

## ６．復興整備事業の実施に係るその他の特例

### （１）建築行為等の届出及び勧告

復興整備事業の実施区域で被災関連市町村が指定する区域内の建築行為等については、届出及び勧告の対象とするものとする。

### （２）測量等のための土地の立入り等

復興整備計画の作成、復興整備事業の実施等のための測量、調査のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地への立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等を行うことができることとする。

### （３）地籍調査の実施に関する特例

国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、地方公共団体に代わって国土交通省が当該地籍調査を行うこととする。（国土調査法第２条、第６条の４等）

### （４）筆界特定の申請の特例

復興整備事業（土地収用法による事業認定を受けた事業等に限る。）を実施する者は、筆界特定登記官に対し、復興整備事業の実施区域内の土地及びこれに隣接する他の土地との筆界について、これらの土地の所有者の承諾を得て、筆界特定を申請することができることとする（ただし、土地所有者のうちに所在不明の者がある場合には、その者の承諾を得ることは要しない。）。（不動産登記法第１３１条）

### （５）環境影響評価手続に関する特例

復興整備事業として行われる土地区画整理事業及び鉄道・軌道の建設・改良事業については、環境影響評価法に基づく手続ではなく、簡略化された環境影響評価の手続を行

うこととする。

**（６）独立行政法人都市再生機構の業務に関する特例**

独立行政法人都市再生機構は、本来業務に支障のない範囲内で行うことができるとする受託業務の要件にかかわらず、復興整備計画に記載された復興整備事業に係る受託業務を行うことができることとする。（独立行政法人都市再生機構法第１１条）

**（７）農業振興地域の整備に関する法律の特例**

復興整備事業の実施区域内にある農用地区域内の土地の農用地区域からの除外については、農用地区域の変更に係る要件を満たすほか、復興整備計画の期間が満了した土地である場合に限り可能とすることとする。（農振法第１３条）

**（８）津波防災地域づくり法の特例**

① 津波による被害を受けた被災関連市町村が、津波防災地域づくり法に規定する基本指針に基づき復興整備計画を作成した場合においては、津波防護施設管理者は、同法に基づく推進計画によらず、当該復興整備計画に即して、津波防護施設の新設又は改良を行うことができることとする。

② 津波による被害を受けた被災関連市町村が、津波防災地域づくり法に規定する基本指針に基づき復興整備計画を作成した場合においては、当該復興整備計画の計画区域を推進計画区域とみなして、津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（同法第１５条）及び指定津波防護施設の指定（同法第５０条）の規定を適用できることとする。

# 土地利用再編に関する手続の簡素化

農用地区域・市街化調整区域内の農地を住宅地として開発する場合

従来であれば、
- 農用地区域・市街化調整区域による土地利用規制が適用されるため開発不可
- 土地利用規制を変更したとしても、開発のための許可を得るには多方面との調整が必要

**復興特区を活用** ⇒協議会で、ワンストップで合意形成し、許可手続なしで迅速に事業実施（その際、既存の土地利用規制の変更は不要）

**復興整備協議会（※1）で協議・同意** → **計画の公表** →
- 農地転用許可みなし（※2）
- 開発許可みなし（※3）

→ 迅速な事業実施の実現

※1　許認可権者である県等を含む関係主体で構成
※2　農用地区域内農地であっても、農業の健全な発展に支障がない等の条件を満たせば転用可能とする
※3　市街化調整区域での開発行為であっても、復興のために必要な場合には開発可能とする

**従来の手続** ⇒農地部局・都市部局、それぞれの手続を多方面と協議しながら進めることが必要

## ■　農地関係

**＜農用地区域除外＋農地転用許可＞**

農用地区域内農地の転用は原則不可
↓
農用地区域からの除外が必要
（代替性がない、農地の集団化等に支障がない等の要件を満たす必要）
↓
除外後に農地転用許可が必要
（転用の確実性等の要件を満たす必要）

**＜農地転用許可の手続（知事許可の場合）＞**

転用許可申請
↓
農業委員会の意見聴取
↓
県農業会議の意見聴取
↓
許可通知

## ■　都市計画関係

**＜都市計画変更＋開発許可＞**

市街化調整区域での開発行為は限定的に許可
（市街化抑制のための立地規制が適用
許可対象は日用品販売店舗等に限定）
↓
都市計画の変更（市街化区域への編入等）が必要
↓
変更後に開発許可が必要
（宅地の安全性等に係る技術的な基準のみが適用）

**＜開発許可の手続＞**

公共施設管理者への協議・同意等
↓
開発許可申請
↓
許可通知

# 社会保障・税一体改革素案について

総務省

平成24年2月10日
自治財政局調整課
課長補佐　梶　元伸

## 社会保障・税一体改革成案【地方関係部分抜粋】

（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）

### Ⅰ　社会保障改革の全体像

○ 国民の視点で、地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理するとともに、地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるよう、地方の現場における経験や創意を取り入れ、各種サービスのワンストップ化をはじめ制度の簡素化や質の向上を推進する。

○ 地方自治体は、国費に関連する制度と相まって、地域の実情に応じて、社会保障関係の地方単独事業を実施する。

### Ⅱ　社会保障費用の推計

○ 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

### Ⅲ　社会保障・税一体改革の基本的姿

（1） 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

○ 消費税収（国・地方）については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104 条）に充当する分野を拡充する。社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る。

（2） 消費税収の使途の明確化

○ 消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。

（3） 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

○ 地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。現行分の消費税収（国・地方）についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分（地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分）と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収（国・地方）については（1）の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、Ⅱ－2における総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、Ⅳ（5）に掲げる地方税制の改革などを行う。

（4） 消費税率の段階的引上げ

○ 社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

## Ⅳ 税制全体の抜本改革

○ 地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配意して、検討を進めることとする。

（5） 地方税制

○ 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

## Ⅴ 社会保障・税一体改革のスケジュール

○ 社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。

2

## 社会保障・税一体改革成案における消費税・地方消費税の改革

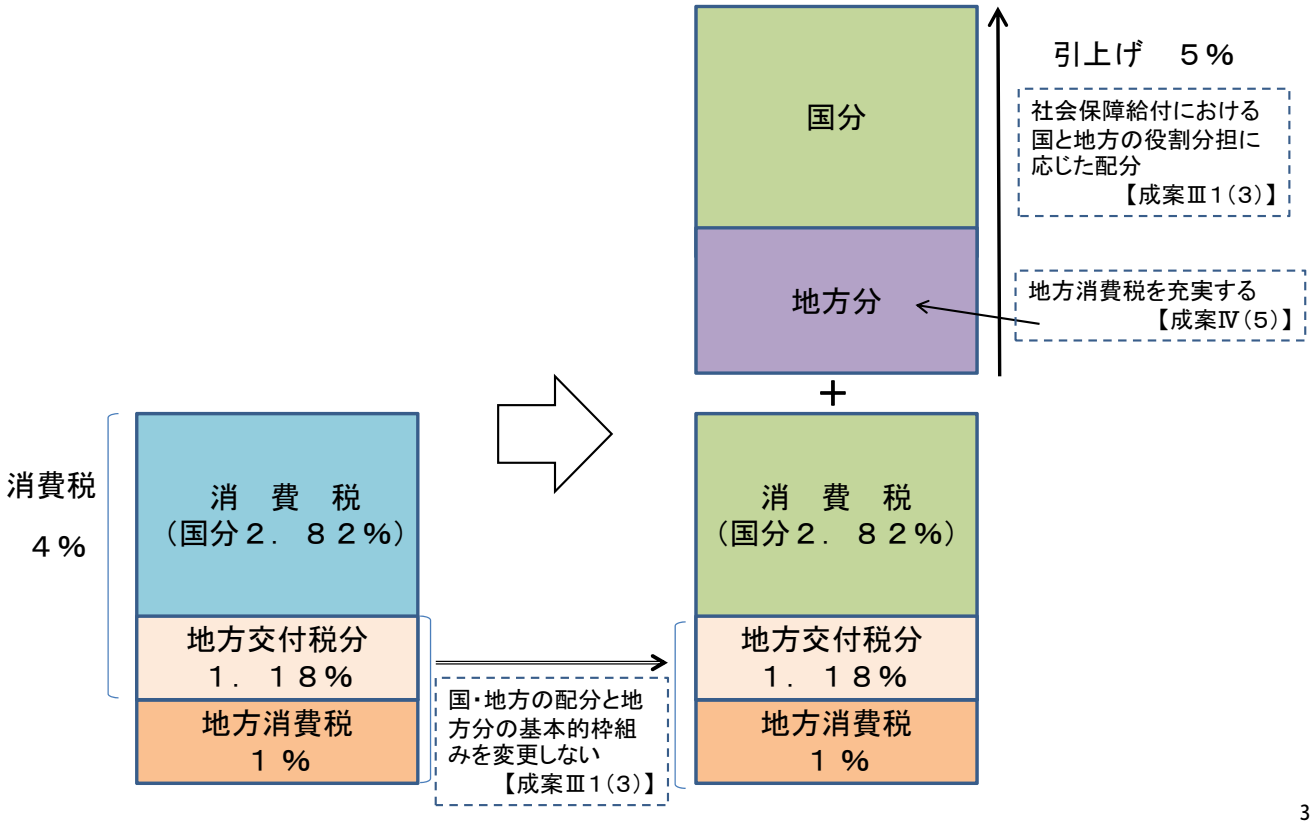


3

平成23年11月10日報道発表

# 地方単独事業に関する調査結果

## 1. 趣旨

社会保障・税一体改革成案（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）に記載された「社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理」の基礎資料とするため、平成22年度決算における社会保障関係の地方単独事業※を調査。

※ 地方単独事業：国庫からの補助を受けずに地方公共団体が単独で実施する事業。本調査では、平成22年度決算統計の民生費（災害救助費を除く。）、衛生費（清掃費を除く。）、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、「総合福祉」、「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」、「障害者福祉」、「就労促進」、「貧困・格差対策」に該当するものとして報告があった金額を集計。

## 2. 調査対象団体

・全都道府県
・被災市町村を除く全市町村・特別区
※ 被災市町村は被災3県の特定被災地方公共団体（95市町村）
※ 被災市町村分は、人口比（3．81％）を用いて機械的に算出

## 3. 除外事業

・乳幼児医療費助成（義務教育就学後分）、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係
・厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」（平成22年度予算）に計上されている事業

## 4. 調査結果

**6．2兆円**（内訳は別紙）

＜社会保障・税一体改革成案抜粋＞
Ⅱ 社会保障費用の推計
2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計
○ 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

※ 本調査結果を基礎資料とし、今後、成案を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理することとなる。

4

# 地方単独事業（平成２２年度決算）調査結果

（単位：億円）

| 項　目 | 地方負担 | | |
|---|---|---|---|
| | | 都道府県 | 市区町村 |
| 1 総合福祉 | 2，142 | 499 | 1，643 |
| 2 医療 | 26，978 | 7，513 | 19，465 |
| 3 介護・高齢者福祉 | 7，088 | 956 | 6，132 |
| 4 子ども・子育て | 17，200 | 3，383 | 13，817 |
| 5 障害者福祉 | 5，833 | 2，556 | 3，277 |
| 6 就労促進 | 588 | 341 | 247 |
| 7 貧困・格差対策 | 2，381 | 237 | 2，144 |
| 合　計 | 62，210 | 15，485 | 46，725 |

注1 金額は一般財源ベースである。
注2 調査対象団体は、全都道府県及び被災三県の特定被災地方公共団体（95市町村）を除く全市町村・特別区である。
注3 調査対象外団体分（95市町村分）は、人口比（3．81％）に応じて機械的に算出し、計上している。
注4 乳幼児医療費助成（義務教育就学後分）、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係、厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」（平成22年度予算）に計上されている事業は除外。
注5 本調査結果は、平成22年度決算統計の民生費（災害救助費を除く。）、衛生費（清掃費を除く。）、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、上記の項目に該当するものとして報告があった金額を、総務省において集計したものである。

5

（単位：億円）

| 項　　目 | 地方負担 | 都道府県分 | 市町村分 |
|---|---|---|---|
| 1　総合福祉 | 2,142 | 499 | 1,643 |
| 公立総合福祉施設 | 535 | 70 | 465 |
| 民生委員 | 227 | 92 | 135 |
| 社会福祉団体（社会福祉協議会・社会福祉事業団等）運営費補助・負担金 | 865 | 51 | 814 |
| 社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金 | 189 | 185 | 4 |
| 社会福祉事業指導（福祉活動指導員・専門員設置事業等含む） | 27 | 11 | 16 |
| 私立社会福祉施設補助（各分野に計上するものを除く。） | 38 | 30 | 8 |
| その他の総合福祉関係サービス | 261 | 60 | 201 |
| 2　医療 | 26,978 | 7,513 | 19,465 |
| 国民健康保険（地方単独事業分） | 5,341 | 3 | 5,338 |
| 後期高齢者医療制度（地方単独事業分） | 873 | 1 | 872 |
| 保健所 | 1,554 | 795 | 759 |
| 市町村保健センター | 859 | 1 | 858 |
| 口腔保健センター | 12 | 4 | 8 |
| その他の医療・保健施設サービス | 134 | 34 | 100 |
| 乳幼児医療費助成（義務教育就学前分） | 2,101 | 682 | 1,419 |
| 母子（父子）家庭医療費助成 | 656 | 259 | 397 |
| 障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成 | 2,941 | 1,425 | 1,516 |
| 老人医療費助成 | 422 | 173 | 249 |
| 難病医療費助成（特定疾患治療調査研究・地方単独分） | 103 | 90 | 13 |
| 難病医療費助成（特定疾患治療調査研究・超過負担分） | 398 | 398 | 0 |
| 小児慢性疾患医療費助成（小児慢性特定疾患治療調査研究・地方単独分） | 2 | 1 | 1 |
| 小児慢性疾患医療費助成（小児慢性特定疾患治療調査研究・超過負担分） | 9 | 5 | 4 |
| 不妊治療費助成（地方単独事業分） | 19 | 2 | 17 |
| ハンセン病患者支援 | 1 | 1 | 0 |
| 乳幼児健康診査 | 182 | 1 | 181 |
| 妊産婦健康診査（地方単独事業分） | 366 | 1 | 365 |
| その他の母子保健（地方単独事業分） | 102 | 17 | 85 |
| 予防接種（定期接種、任意接種） | 1,670 | 2 | 1,668 |

（単位：億円）

| 項　　目 | 地方負担 | 都道府県分 | 市町村分 |
|---|---|---|---|
| 健康被害給付 | 8 | 3 | 5 |
| 結核対策（健康診断等） | 81 | 7 | 74 |
| がん検診（地方単独事業分） | 921 | 3 | 918 |
| 成人健康診査・生活習慣病対策 | 200 | 11 | 189 |
| 後期高齢者保健（健診、人間ドック助成等）　（地方単独事業分） | 53 | 1 | 52 |
| 歯科保健・口腔衛生（歯周疾患検診等） | 75 | 7 | 68 |
| 公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担） | 6,036 | 2,842 | 3,194 |
| 都道府県ナースセンター | 49 | 6 | 43 |
| 医療人材（医師・看護師・保健師等）確保（看護師等養成所含む） | 299 | 219 | 80 |
| 救急医療施設運営費等助成 | 163 | 29 | 134 |
| 夜間休日等救急医療体制（病院群輪番制）運営費補助（１・２次救急） | 289 | 41 | 248 |
| 周産期救急医療・精神科救急医療等　特殊救急医療運営費等補助 | 37 | 13 | 24 |
| 小児医療（小児救急医療含む） | 71 | 18 | 53 |
| へき地医療 | 34 | 5 | 29 |
| 災害時における医療 | 5 | 3 | 2 |
| その他の地域医療確保（民間医療機関への助成含む） | 316 | 210 | 106 |
| 病院内保育所運営 | 7 | 3 | 4 |
| 新型インフルエンザ対策（地方単独事業分） | 90 | 41 | 49 |
| 新型インフルエンザ対策のうち、感染症指定医療機関への運営費助成（地方単独事業分） | 2 | 1 | 1 |
| 感染症予防（狂犬病・狂牛病予防対策、エイズ対策等） | 36 | 8 | 28 |
| 住民健康増進（高齢者含む） | 111 | 11 | 100 |
| 臓器移植対策 | 3 | 3 | 0 |
| 医療安全支援 | 23 | 2 | 21 |
| 医薬品等安全（薬事指導等） | 10 | 9 | 1 |
| 医療関係団体補助 | 78 | 12 | 66 |
| その他の医療・保健関係サービス | 236 | 110 | 126 |

6

（単位：億円）

| 項　　目 | 地方負担 | 都道府県分 | 市町村分 |
|---|---|---|---|
| 3　介護・高齢者福祉 | 7,088 | 956 | 6,132 |
| 介護保険（地方単独事業分） | 2,182 | 0 | 2,182 |
| 公立養護老人ホーム等（老人保護措置費） | 487 | 2 | 485 |
| 公立老人福祉施設（老人保護措置費除く） | 602 | 6 | 596 |
| その他の公立介護・高齢者福祉施設サービス | 188 | 6 | 182 |
| 介護サービス利用者負担助成 | 212 | 181 | 31 |
| 養護老人ホーム等入所負担軽減 | 149 | 88 | 61 |
| 老人日常生活用具、介護用品等支給（緊急通報装置含む） | 115 | 1 | 114 |
| 高齢者世帯居住安定 | 63 | 2 | 61 |
| 高齢者移動支援（交通費助成、敬老パス等） | 600 | 151 | 449 |
| 私立養護老人ホーム等（老人保護措置費） | 534 | 40 | 494 |
| 私立老人福祉施設（老人保護措置費除く） | 534 | 307 | 227 |
| 介護実習・普及センター | 9 | 6 | 3 |
| 介護サービス事業者指導・情報提供 | 7 | 3 | 4 |
| 介護人材確保・養成（地方単独事業分） | 13 | 5 | 8 |
| 高齢者日常生活支援（在宅生活支援、各種相談） | 261 | 36 | 225 |
| 高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業（明るい長寿社会づくり推進事業） | 129 | 14 | 115 |
| 介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等） | 122 | 17 | 105 |
| 在宅医療・訪問看護推進 | 6 | 1 | 5 |
| 高齢者虐待防止 | 2 | 0 | 2 |
| 認知症高齢者支援 | 9 | 4 | 5 |
| 高齢者就業対策（シルバー人材センター含む） | 172 | 3 | 169 |
| 老人クラブ活動費 | 52 | 1 | 51 |
| 介護・高齢者福祉関係団体補助 | 88 | 39 | 49 |
| その他の介護・高齢者福祉関係サービス | 552 | 43 | 509 |
| 4　子ども・子育て | 17,200 | 3,383 | 13,817 |
| 児童相談所・一時保護施設 | 393 | 265 | 128 |
| 公立保育所（地方単独事業分） | 5,028 | 108 | 4,920 |
| 公立幼稚園（地方単独事業分） | 1,277 | 2 | 1,275 |
| 公立児童厚生施設（児童館、児童遊園等） | 653 | 35 | 618 |
| 公立児童福祉施設（保育所、児童厚生施設除く。児童養護施設等） | 131 | 83 | 48 |

（単位：億円）

| 項　　目 | 地方負担 | 都道府県分 | 市町村分 |
|---|---|---|---|
| 公立子育て支援施設 | 151 | 10 | 141 |
| 公立子ども若者支援施設（青少年センター等） | 171 | 34 | 137 |
| 知的障害児施設等（療育センター等含む） | 485 | 216 | 269 |
| 児童デイサービス施設 | 65 | 0 | 65 |
| その他の子ども・子育て施設サービス | 123 | 2 | 121 |
| 子どもに対する現金給付（母子・父子・遺児等含む） | 700 | 450 | 250 |
| 障害児に対する現金給付 | 32 | 5 | 27 |
| 出産祝い金 | 34 | 0 | 34 |
| 保育料軽減 | 122 | 25 | 97 |
| 幼稚園就園奨励費助成（地方単独事業分） | 207 | 5 | 202 |
| 幼稚園就園奨励費助成（超過負担分） | 147 | 1 | 146 |
| 準要保護児童生徒援助・給食援助(地方単独事業分) | 931 | 2 | 929 |
| 放課後児童クラブ等利用者負担助成 | 63 | 0 | 63 |
| 私立保育所（地方単独事業分） | 2,904 | 565 | 2,339 |
| 認可外保育所等（待機児童解消含む） | 437 | 61 | 376 |
| 私立幼稚園（地方単独事業分） | 913 | 757 | 156 |
| 私立児童厚生施設（児童館、児童遊園等） | 24 | 0 | 24 |
| 私立児童福祉施設（保育所、児童厚生施設除く。児童養護施設等） | 100 | 49 | 51 |
| 私立子ども若者支援施設（青少年センター等） | 2 | 0 | 2 |
| 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ、放課後子ども教室等）（地方単独事業分） | 386 | 11 | 375 |
| 児童委員 | 28 | 14 | 14 |
| 里親支援 | 1 | 0 | 1 |
| 母子家庭等支援 | 111 | 19 | 92 |
| 児童虐待防止 | 15 | 4 | 11 |
| 地域療養・居宅介護等障害児支援（重度障害児対応含む） | 25 | 11 | 14 |
| 子育て支援（一時預かり、保育ママ、児童家庭相談、私立子育て支援施設等。地方単独事業分） | 471 | 352 | 119 |
| 障害児教育等幼児教育支援 | 275 | 72 | 203 |
| 子ども・若者（青少年）育成支援 | 223 | 23 | 200 |
| 子ども・子育て関係団体補助 | 62 | 17 | 45 |
| その他の子ども・子育て関係サービス | 510 | 185 | 325 |

7

（単位：億円）

| 項　目 | 地方負担 | 都道府県分 | 市町村分 |
|---|---|---|---|
| 5　障害者福祉 | 5,833 | 2,556 | 3,277 |
| 公立障害者施設 | 1,276 | 332 | 944 |
| 公立精神保健福祉施設 | 67 | 40 | 27 |
| 公立精神障害者社会復帰施設 | 22 | 8 | 14 |
| その他の障害者福祉施設サービス | 71 | 18 | 53 |
| 障害者（障害児除く）に対する手当 | 810 | 275 | 535 |
| 障害者施設利用者負担軽減 | 155 | 111 | 44 |
| 障害者グループホーム･ケアホーム・生活ホーム等助成 | 68 | 5 | 63 |
| 交通費・燃料代助成 | 358 | 1 | 357 |
| 日常生活用具給付 | 83 | 4 | 79 |
| 私立障害者施設 | 213 | 130 | 83 |
| 私立精神保健福祉施設・精神障害者社会復帰施設 | 4 | 0 | 4 |
| 居宅介護・活動支援、自立支援・社会参加促進、地域生活支援（相談員配置、療育支援、社会参加促進等含む） | 1,117 | 605 | 512 |
| 小規模作業所・地域活動支援センター等運営助成 | 259 | 24 | 235 |
| 障害者就労促進（事業者への助成含む） | 50 | 9 | 41 |
| 精神障害者支援（社会適応訓練事業等） | 20 | 3 | 17 |
| 精神保健福祉相談・こころの健康づくり（自殺対策）等 | 36 | 8 | 28 |
| 権利擁護推進（成年後見制度普及事業等） | 23 | 1 | 22 |
| 障害者福祉関係団体補助 | 54 | 7 | 47 |
| その他の障害者福祉関係サービス | 1,147 | 975 | 172 |
| 6　就労促進 | 588 | 341 | 247 |
| 職業能力開発校・公立職業訓練校等（地方単独事業分） | 127 | 118 | 9 |
| 公立労働福祉施設・労働センター等 | 133 | 17 | 116 |
| ジョブカフェ、就職相談支援センター等 | 60 | 50 | 10 |
| その他の就労促進施設サービス | 23 | 19 | 4 |
| 若年者就労支援（私立施設含む） | 25 | 14 | 11 |
| 地域若者サポートステーション | 3 | 2 | 1 |
| 就労促進関係団体補助 | 84 | 37 | 47 |
| その他の就労促進関係サービス | 133 | 84 | 49 |

（単位：億円）

| 項　目 | 地方負担 | 都道府県分 | 市町村分 |
|---|---|---|---|
| 7　貧困・格差対策等 | 2,381 | 237 | 2,144 |
| 福祉事務所 | 1,976 | 156 | 1,820 |
| 婦人相談所、婦人保護施設 | 23 | 16 | 7 |
| 公立生活保護施設（救護施設、医療保護施設、授産施設、更生施設） | 36 | 3 | 33 |
| 公立隣保館 | 89 | 2 | 87 |
| その他の貧困・格差対策等施設サービス | 17 | 6 | 11 |
| 外国籍住民等福祉給付金助成 | 7 | 2 | 5 |
| ホームレス自立支援 | 21 | 10 | 11 |
| 私立生活保護施設（救護施設、医療保護施設、授産施設、更生施設） | 3 | 1 | 2 |
| 私立隣保館 | 1 | 0 | 1 |
| 行旅病人及び死亡人取扱 | 22 | 1 | 21 |
| 女性保護に要する事業（ＤＶ対策事業等） | 13 | 5 | 8 |
| 遺族等援護（中国残留邦人、戦傷病者等含む） | 16 | 5 | 11 |
| 交通災害共済 | 16 | 0 | 16 |
| その他の貧困・格差対策等関係サービス | 141 | 30 | 111 |
| 合　計 | 62,210 | 15,485 | 46,725 |





（平成２３年８月１２日　国と地方の協議の場決定）

国と地方の協議の場に関する法律（平成２３年法律第３８号）第５条第３項及び国と地方の協議の場運営規則４（２）の規定に基づき、社会保障・税一体改革分科会（以下「分科会」という。）運営規則を次のように定める。

１　趣旨

社会保障・税一体改革については、平成23年６月30日に、政府・与党において「社会保障・税一体改革成案」が決定され、同年７月１日に、閣議において当該成案が報告され、これをもって野党各党と協議を進めることが了承されたところである。

社会保障・税一体改革に関し、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であることから、分科会を開催し、国と地方の協議の場における協議に資することを目的とする。

２　調査・検討事項

分科会は、社会保障・税一体改革の円滑かつ着実な推進を図る観点から、必要な調査・検討を行うものとする。

３　構成

（１）分科会の構成は、次のとおりとする。

会長　内閣官房長官
会長代行　内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
社会保障・税一体改革担当大臣
全国知事会の指定する知事
副会長　総務大臣の指名する総務副大臣又は総務大臣政務官
財務大臣の指名する財務副大臣又は財務大臣政務官
委員　内閣官房長官の指名する内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官
厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣又は厚生労働大臣政務官
全国市長会の指定する市長
全国町村会の指定する町村長
全国都道府県議会議長会の指定する都道府県議会議長
全国市議会議長会の指定する市議会議長
全国町村議会議長会の指定する町村議会議長

（２）会長は、必要があると認めるときは、関係する国務大臣又は全国的連合組織の指定する地方公共団体の長若しくは議会の議長を出席させることができる。
（３）副会長は、必要があると認めるときは、会長に対し、全国的連合組織の指定する地方公共団体の長又は議会の議長を出席させるよう求めることができる。
（４）関係する国務大臣は、必要があると認めるときは、会長に対し、自ら出席できるよう求めることができる。
（５）会長は、必要があると認めるときは、会長の指名する内閣官房副長官を出席させることができる。

４　庶務

分科会の庶務は、総務省、財務省及び厚生労働省の協力を得て内閣官房との連携の下に内閣府が担当する。

５　雑則

この規則に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が分科会に諮って定める。





地方単独事業の整理にあたって

平成 23 年 11 月 17 日
地　方　六　団　体

社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化とともに、国・地方を通じた安定的な社会保障財源を確保するものであり、国と地方が協力して推進すべき改革である。

この改革を、国と地方が一体となって着実に推進していくためには、社会保障における地方が果たしている役割について、国と地方の真摯な協議により、認識を共有しておく必要がある。

今後、地方単独事業を含めた社会保障の全体像及び費用推計の総合的な整理を行うにあたり、以下の点を十分考慮することを求める。

1.　現物サービスの提供を担う地方自治体の役割を踏まえ、住民の視点に立って、現実に合理的なニーズがあるか否かに基づいて協議を行うこと。

その際、国制度との関連度合いや、統計上の形式的な整理ではなく、社会保障サービスを総合的に判断すること。

2.　具体的には、次のような住民ニーズの強い社会保障サービスとなっている地方単独事業については、税収配分の基礎に含めること。

○ 地方が担う住民に対する現物サービスそのものである保健師、保育士、児童福祉司等のマンパワーに係る人件費
○ 予防接種、各種健診・検診などの予防医療や、高齢者の措置費、日常生活支援などの介護予防、幼児教育・保育など、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきもの
○ 地域の住民ニーズに対応するため実施せざるを得ない乳幼児・障害児（者）医療費助成や保育料の負担軽減、高齢者や低所得者が多いなど構造的な問題を抱えている国民健康保険の保険料軽減、地方公営企業法が想定している地域医療維持のための公立病院に対する負担など、法令等により義務付けられているものや住民生活に必要なものとして全国的に実施しているもの　など

3.　これら地方が社会保障において果たしている大きな役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、偏在性の小さい地方消費税の充実など安定的な財源確保を図ること。

## 総務省調査による「社会保障関係の地方単独事業」の分析

未定稿

**地方単独事業全体**

**（うち「社会保障」分野に属さないもの）**

出産祝い金、準要保護児童生徒援助・給食援助、通学バス運行事業費、勤労者住宅資金貸付預託金　等

**「社会保障」分野に属するもの**

**（うち「給付」に該当しないもの）**

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る事務費、
公立病院・診療所等の保険収入外の繰入、保健所、保健センター、各種団体補助　等

**「給付」に該当するもの**

| | | | 社会保障４分野以外 | 社会保障４分野（年金、医療、介護、子ども・子育て） |
|---|---|---|---|---|
| 強↑ 法令上の規定 ↓弱 | あり | 義務規定 | 民生委員活動費　等 | 妊産婦健康診査　等 |
| | | 努力義務規定 | 老人クラブ活動費　等 | 後期高齢者保健（健康診査等）、医療安全支援　等 |
| | | その他の規定 | ホームレス自立支援　等 | 老人日常生活用具・介護用品等支給、公立幼稚園の運営費　等 |
| | なし | | 障害者施設利用者負担軽減　等 | 保育所（公立・私立）の職員加配・人件費の上乗せ・保育料軽減、乳幼児医療費助成、介護サービス利用者負担助成、国民健康保険の一般会計繰入れ、子どもに対する現金給付　等 |

※これらの事業には、交付税措置等がなされているものが含まれている。（例：妊産婦健康診査）

H23.12.8　国と地方の協議の場
社会保障・税一体改革分科会（第２回）厚生労働省提出資料

12

## 厚生労働省による地方単独事業の分析の課題

厚生労働省の「総務省調査による「社会保障関係の地方単独事業」の分析」（未定稿）は、具体的な事業のあてはめ等について課題があり、今後の協議を通じて解決される必要がある。

| | 厚生労働省の「分析」の課題（例） | 地方六団体の考え |
|---|---|---|
| 法令上の規定 | 「法令上の規定」なしとしているもの（例）<br>○保育所（公立・私立）の職員加配・人件費の上乗せ・保育料軽減 | ○市町村が、児童福祉法で義務づけられた保育の実施責任を果たす際、国の制度に基づいた給付では保育の実施に支障が生じるために実施しているものであり、現行制度上必要不可欠。 |
| | ○乳幼児医療費助成 | ○地方が、医療保険における乳幼児（就学前）の自己負担（2割）が高齢者（1割）と比較してバランスを欠くため、少子化社会対策基本法の規定に基づき全国的に実施しているものであり、現行制度上必要不可欠。 |
| | ○国民健康保険の一般会計繰入れ | ○市町村が、国民健康保険法で義務づけられた国民健康保険の運営を行う際、その構造的問題（高齢者や低所得者が多い）のため、多額の負担により制度を維持せざるをえないものであり、現行制度上必要不可欠。 |
| 給付 | 「給付」に該当しないとしているもの（例）<br>○公立病院等の保険収入外の繰入 | ○地方が、地方公営企業法に基づき、地域医療の維持のために負担しており、地方が提供する医療（現物）として「給付」に該当。 |
| | ○保健所、保健センター | ○保健師の人件費は、地方が提供する健康指導等（現物）として「給付」に該当（保育士、児童福祉司等サービス提供に従事する職員の人件費も同様）。 |
| 社会保障 | 「社会保障」に該当しないとしているもの（例）<br>○準要保護児童生徒援助・給食援助 | ○児童生徒に対する給付であり、幼稚園関係費と同様、「社会保障」に該当（幼稚園関係費は、厚生労働省の「分析」でも社会保障と位置づけ）。 |

H23.12.8　国と地方の協議の場
社会保障・税一体改革分科会（第２回）地方六団体提出資料

13

H23.12.12　国と地方の協議の場
社会保障・税一体改革分科会（第３回）
内閣官房・総務省・財務省・厚生労働省提出資料

# 地方単独事業の総合的な整理についての論点

平成23年12月12日
内　閣　官　房
総　　務　　省
財　　務　　省
厚　生　労　働　省

○　本年６月に策定された「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）においては、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する」こととされている。

○　地方単独事業の総合的な整理は、消費税収の地方への配分ひいては国民負担につながるものであることを踏まえ、国民負担の議論に耐え得るデータに基づいて、客観的かつ透明性の高い整理を行うべきである。もとより、地方単独事業の必要性については、それぞれの地域の判断が尊重されるべきであることは言うまでもない。

○　このような状況のもと、総務省が11月10日に公表した「地方単独事業に関する調査結果」において「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」に該当するものとして報告があった事業は5.1兆円程度であった。一方、厚生労働省の分析によると、「医療」、「介護」、「子ども・子育て」に該当する事業は、総額で3.8兆円程度であった。

○　今後、地方との協議を踏まえて策定された「成案」に沿って、以下の整理が必要である。

①　「社会保障四分野」（「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」）に該当するかどうか

国・地方ともにあくまでも「成案」における「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」は限定的に解すべき（この場合、例えば医療では、医療保険制度などによる医療の給付に要する費用、介護では、介護保険制度による介護給付に要する費用が対象となり、介護以外の高齢者福祉などは対象外）という見解



がある一方、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきものは、「四分野」の範囲内と整理すべき（この場合、例えば、医療では、予防接種・がん検診など、介護では、養護老人ホーム・介護予防など、少子化では、幼児教育などが対象）との見解がある。なお、先の「調査結果」については、従来の地方単独事業の推計とは、各項目の区分やシェアなどに差異が見られる。

②　「給付」に該当するかどうか

保健師、保育士、児童福祉司等が提供する社会保障サービスは住民に対する現物サービスそのものであることから、これらのサービス提供に直接従事する職員等の人件費は「官の肥大化」には該当するものではなく、また、受益が国民に帰属するものは「社会保障給付」と整理すべきという見解がある一方、国が制度として行っている社会保障については、人件費などの事務費や管理費は「社会保障給付費」に含んでおらず、「成案」にある「全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」との観点から事務費や人件費などが含まれていないか、受益が直接個人に帰属しているか精査が必要との見解がある。

③　「制度として確立された」ものであるかどうか

法令上の規定があるかどうかだけではなく、納税者の立場に立って、必要なサービスとして広く実施されているものは「制度として確立された」ものと整理すべきではないかとの見解がある一方、極力客観的な基準を用いて整理すべきであり、法令上の義務規定の有無もそうした基準の候補の一つであるとする見解、全国的に実施されているかどうか、地域偏在があるかどうかも重要な基準との見解がある。

○　これらの諸点について具体的にどのように整理していくか、なお議論を要することから、地方との協議を行いつつ、政府部内でさらに詰めていく必要がある。

○　社会保障は、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革の実現に向けて、国・地方双方が協力しながら推進していく必要がある。

（以上）

## 総務省調査による「社会保障関係の地方単独事業」の分析

### 地方単独事業全体（6.2兆円程度）

（うち、「社会保障」分野に属さないもの）
○出産祝い金　○準要保護児童生徒援助・給食援助　○通学バス運行事業費　○勤労者住宅資金貸付預託金　等

#### 「社会保障」分野（5.5兆円程度）

**社会保障４分野以外（1.8兆円程度）**

（うち、給付に該当しないもの）
○福祉事務所、保健所、保健センター　等

**給付（1.2兆円程度）**

○民生委員活動費
○障害者施設利用者負担軽減
○老人クラブ活動費
○予防接種　など

**社会保障４分野（3.8兆円程度）**

（うち、給付に該当しないもの）
○国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る事務費
○公立病院・診療所等の保険収入外の繰入　など

**給付（2.6兆円程度）**

（うち、制度として確立されていないもの）
○国民健康保険の一般会計繰り入れ
○乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）
○保育所（公・私立）の職員加配、人件費の上乗せ、保育料軽減
○子どもに対する現金給付　など

**制度として確立されているもの（～0.2兆円程度）**

○後期高齢者保健（健診、人間ドック助成等）
○医療安全支援
○老人日常生活用具、介護用品等支給
○公立幼稚園
○児童委員
○里親支援
○母子家庭等支援
○妊産婦健康診査
○病院内保育所運営　等

※社会保障４分野＝年金、医療、介護、子ども・子育て
※地方単独事業のうち「社会保障」の「給付」に当たる部分は3.8兆円である（1.2兆円（４分野以外）＋2.6兆円（４分野））。

16

H23.12.26　国と地方の協議の場
社会保障・税一体改革分科会（第４回）厚生労働省提出資料

## 社会保障４経費（消費税対象経費）との関係での社会保障給付の整理

### 社会保障給付費における公費負担

**社会保障給付　38.8兆円程度**
**（国28.8兆円：地方10.0兆円）**

（うち、社会保障４分野に該当しないもの）
○生活保護（医療扶助を除く。）　○障害者自立支援給付
○感染症予防対策事業　○難病相談、支援センター事業　等

**社会保障４分野　35.9兆円程度**
**（国25.8兆円：地方8.4兆円）**

（うち、制度として確立されていないもの）
○難病医療費（特定疾患治療研究費）　○救急医療対策費
○社会福祉法人による介護利用者負担の軽減措置　等

**制度として確立されているもの　30.7兆円程度**
**（国23.1兆円：地方7.7兆円）**

| | |
|---|---|
| 年金 | ○基礎年金　等 |
| 医療 | ○後期高齢者医療<br>○協会けんぽ<br>○国民健康保険<br>○公費負担医療　等 |
| 介護 | ○介護保険 |
| 少子化 | ○子ども手当（児童手当相当分）<br>○保育所負担金（私立）<br>○公立保育所（交付税分）<br>○育児休業給付<br>○社会的養護　等 |

### 地方単独事業

**社会保障給付**
**3.8兆円程度**

（うち、社会保障４分野に該当しないもの）
○民生委員活動費　○老人クラブ活動費
○障害者施設利用者負担軽減　○予防接種　等

**社会保障４分野**
**2.6兆円程度**

（うち、制度として確立されていないもの）
○国民健康保険の一般会計繰り入れ
○乳幼児医療費助成
○保育所（公・私立）の職員加配、人件費の上乗せ、保育料軽減
○子どもに対する現金給付　等

**制度として確立されているもの　～0.2兆円程度**

| | |
|---|---|
| 医療 | ○後期高齢者保健（健診、人間ドック助成等）<br>○医療安全支援 |
| 介護 | ○老人日常生活用具、介護用品等支給 |
| 少子化 | ○公立幼稚園　○児童委員<br>○里親支援　○母子家庭等支援<br>○妊産婦健康診査<br>○病院内保育所運営　等 |

**平成21年度税制改正法附則第104条に規定されている消費税対象経費**

**国23.1兆円：地方7.7兆円**　　**地方　～0.2兆円**

※社会保障４分野＝年金、医療、介護、子ども・子育て
※公費負担のうち、「制度として確立されているもの」の金額は22年決算ベース。その他の公費負担の金額は23年度予算ベース等を元に推計。

17

# 地方単独事業の総合的な整理について

（平成23年12月29日「国と地方の協議の場」
内閣官房，総務省，財務省，厚生労働省提出）

1　地方単独事業を含め、それぞれの事業の機能・性格に着目して社会保障給付の全体像を整理することは重要であり、こうした整理を統計的に行う場合には、一定の画一的な基準を設け、一つ一つの事業を仕分けていくことは避けて通れない作業である。

2　しかしながら、今般の社会保障・税一体改革では、全国レベルのセーフティネットである国の制度と地域の実情などに応じたきめ細かなセーフティネットである地方単独事業の２つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものとなっていくとの認識を共有した上で、消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保することとしている。

3　こうした改革の趣旨を踏まえれば、今回の引上げ分の消費税収（国・地方）の国・地方の配分を定める前提として社会保障給付における国と地方の役割分担を整理するに当たっては、地域の実情に応じ、それぞれの地域の判断で行われている地方単独事業の一つ一つについて個々に精査を重ねるよりも、一定の基準を設けつつ、地域の判断を尊重した上で定量的な整理に努めることが求められる。

18

# 地方単独事業の総合的な整理について②

4　こうした考え方の下、12月12日付け「地方単独事業の総合的な整理についての論点」で示された各論点について、以下のとおり整理する。

①「社会保障四分野」（「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」）に該当するかどうか。
　「成案」で示された「社会保障４経費の分野に則った範囲の社会保障給付」における地方単独事業を対象とすることを基本とする。その範囲については、厚生労働省の分析による社会保障４分野（３．８兆円）をベースとしつつ、「則った範囲」として、実質的にこれらの分野と重複している事業及び一体として評価される事業も含めることとし、具体的には、予防接種、がん検診、乳幼児健診、老人保護措置費等を加えて整理する。

②「給付」に該当するかどうか。
　国民に現物サービスを提供しているマンパワーの人件費について、「給付」の担い手としての側面を評価する一方、受益が直接個人に帰属しない事業について精査するほか、事務費及び事務職員の人件費等を除外することにより、整理する。

③「制度として確立された」ものであるかどうか。
　国から見れば「法令による義務づけ」は制度としての重要な要素であるが、これを過度に重視することは事業の必要性に関するそれぞれの地域の判断への配慮を欠くこととなりかねない。他方で、国民負担を伴う今般の改革において、地域の判断を尊重するとしても、標準的な行政水準を超えて行われているサービスを国民全体で負担すべき対象として評価することは必ずしも適当ではない。そこで、地方財政計画や地方交付税における需要額をメルクマールとして「制度として確立された」地方単独事業を定量的に整理する。

19

# 役割分担の基礎となる地方単独事業費の積算

「社会保障4分野」 3.8兆円
＋
「則った範囲」 0.5兆円
↓
4.3兆円
× 「給付」※1 80% × 「制度確立」※2 75% = 2.6兆円

※1 「給付」に該当するかどうか
対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる（総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%）。

※2 「制度として確立された」ものであるかどうか
地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%（地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合）とする。

20

# 「社会保障４分野」に則った範囲の地方単独事業（主なもの）

厚生労働省が「社会保障4分野」に該当すると分析した事業（3．8兆円）

**医療**
- 国民健康保険
- 乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）
- 障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成
- 妊産婦健康診査
- 公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）
- 夜間休日等救急医療体制（病院群輪番制）運営費補助（1・2次救急）

**介護**
- 高齢者日常生活支援
- 介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等）

**子ども・子育て**
- 保育所（公立・私立）
- 幼稚園（公立・私立）
- 児童相談所
- 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ、放課後こども教室等）

「則った範囲」として追加する事業（0．5兆円）

**医療**
- 予防接種
- 乳幼児健診
- がん検診
- 保健所（保健師）（注1）

**介護**
- 養護老人ホーム等（老人保護 措置費）（公立・私立）
- その他の施設（注2）
- 居宅介護・活動支援等（注2）

**子ども・子育て**
- その他の施設（注2）
- 地域療養・居宅介護等（注2）

（注1）「保健所（保健師）」は、健康診査や予防接種等の業務に関連する保健師の人件費に限定。
（注2）地方単独事業は複数分野にわたって総合的に実施されていることを踏まえ、障害者・児を対象とする事業のうち、高齢者の介護に該当する事業に相当する部分及び子ども・子育ての事業に相当する部分を「則った範囲」と整理。

21

# 国と地方の役割分担に応じた配分

社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担

消費税（国・地方）5%引上げ時の配分
（カッコ内は、3%引上げ時の配分）

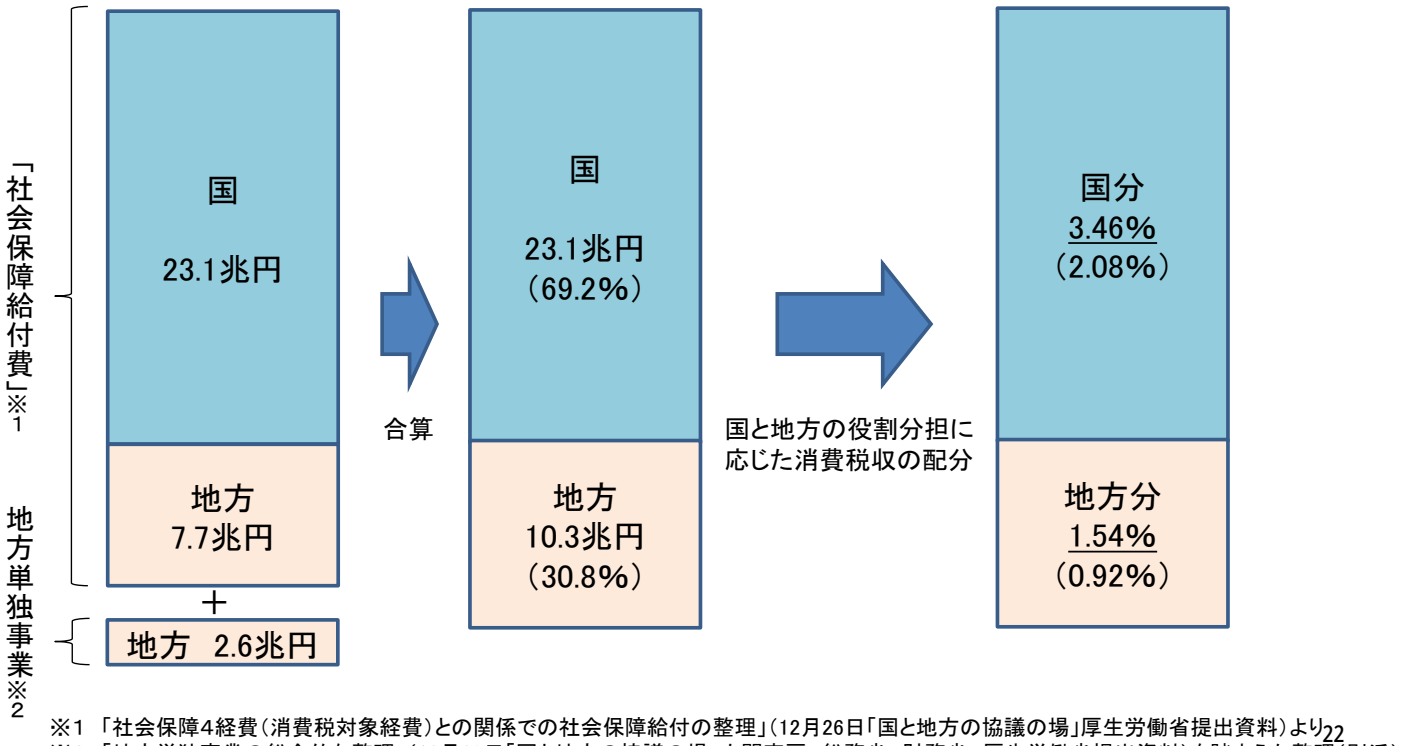


※1 「社会保障4経費（消費税対象経費）との関係での社会保障給付の整理」（12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料）より
※2 「地方単独事業の総合的な整理」（12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料）を踏まえた整理（別添）



# 引上げ分の消費税収（地方分）

引上げに係る消費税収の地方分（1．54%）については、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

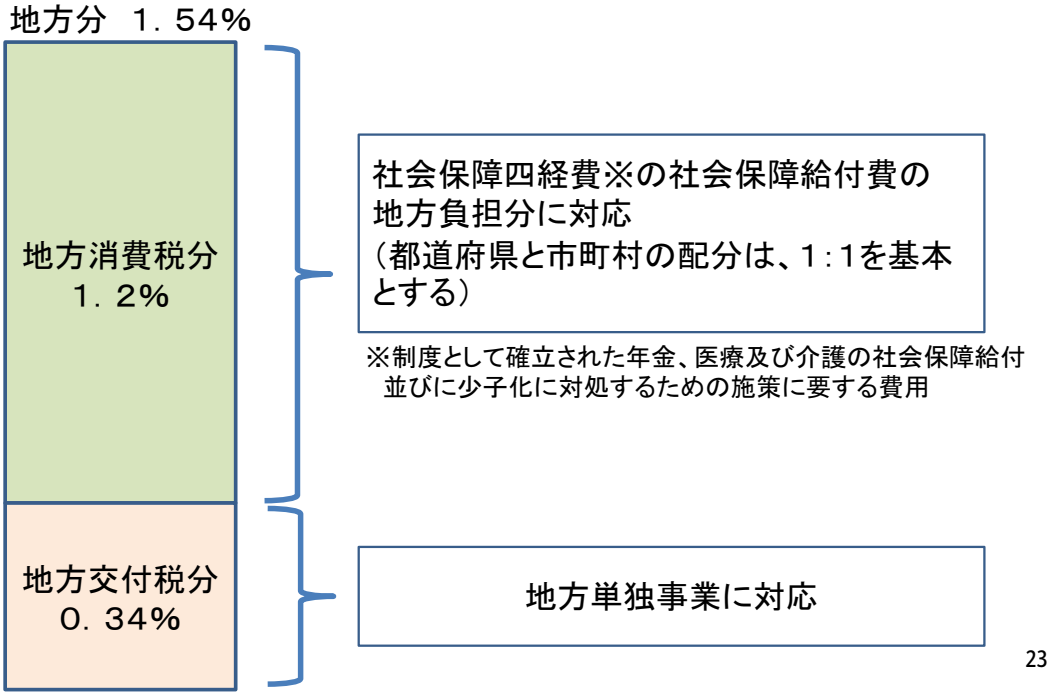

# 引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

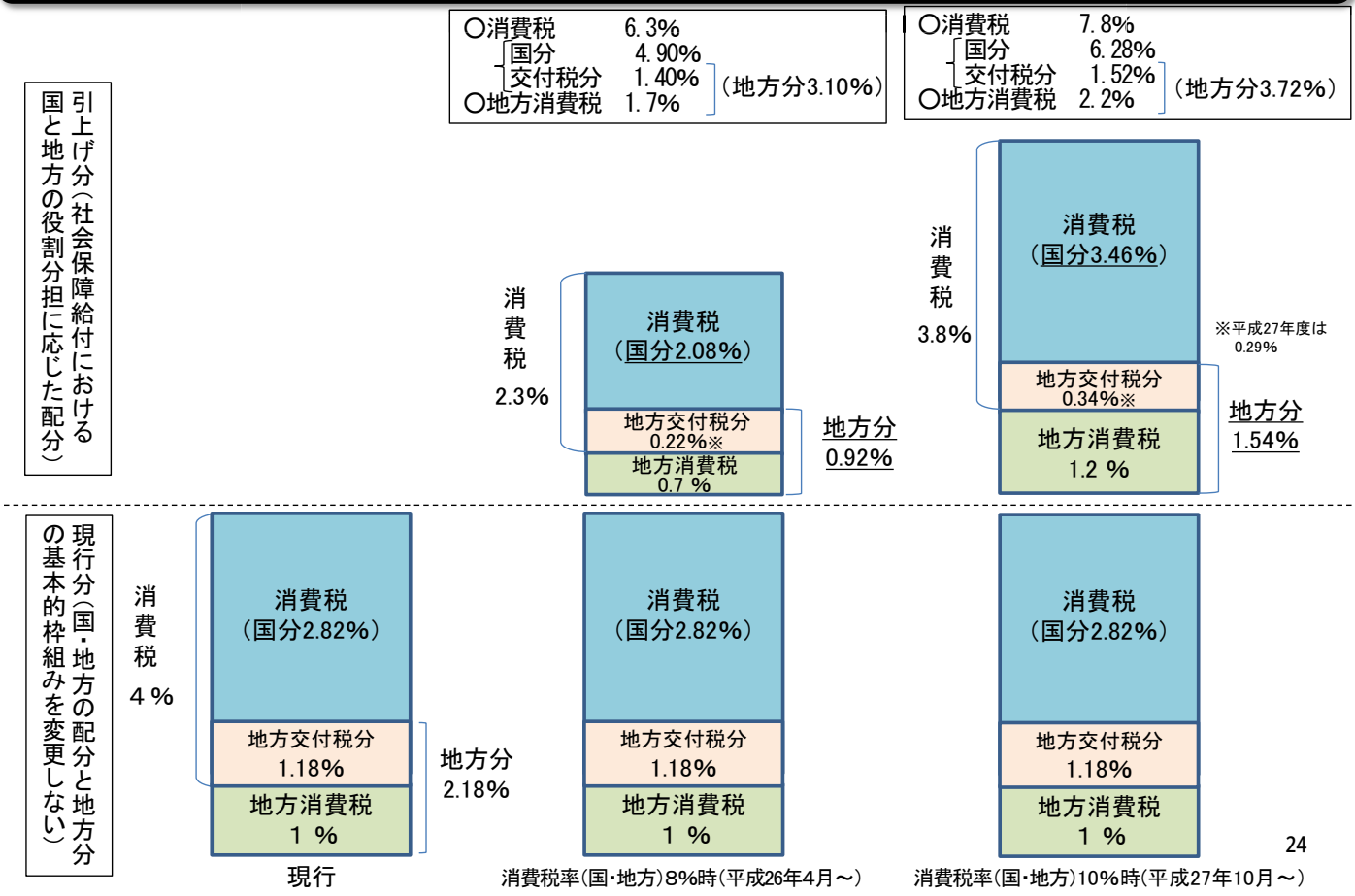


# 社会保障・税一体改革素案（抄）【税制抜本改革のポイント】

**第3章　各分野の基本的な方向性**

**○消費税（１(1)）**

消費税率（国・地方）は、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、2014年４月１日より８%へ、2015年10月１日より10%へ段階的に引上げを行う。

⋮

消費税収（地方分（現行分の地方消費税を除く。））については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。

⋮

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を踏まえ、引上げ分の消費税収（国・地方）については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則第104条）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する。引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、2014年４月１日から0.92%分、2015年10月１日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

25

## ○地方消費税の税率等（１(2)②）

イ　平成26年４月１日　1.7%（消費税と合せて８%）
ロ　平成27年10月１日　2.2%（消費税と合せて10%）

（注３）：第4章1.（1）②（注2）と同じ規定を設ける。

第4章1（1）②（注2）：法律成立後、引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるよう、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

（注4）：引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の1：1を基本とし、また、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討し、地方団体の意見を踏まえて結論を得る。

## ○地方消費税収の使途（１(2)①）

地方消費税収（現行分の地方消費税を除く。）については、その使途を明確化する（社会保障財源化）。

（注）具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討し、結論を得る。

26

## ○消費税に係る地方交付税率（１(1)②）

（注3）：消費税に係る地方交付税率（現行29.5%（消費税率換算1.18%））については、平成26 年度から22.3%（消費税率換算1.40%）、平成27年度から20.8%（消費税率換算1.47%）、平成28 年度から19.5%（消費税率換算1.52%）とする。

## ○地方税制（４）

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

27

# 社会保障改革のポイント

（平成24年1月20日　関係5大臣会合）

◎ 社会保障の充実と安定化

（1）社会保障の充実：＋2．7兆円程度（消費税収1%程度）

（充実：～3.8 兆円程度－重点化・効率化：～1.2 兆円程度）

○ 子ども・子育て対策　（0.7 兆円程度）
- 待機児童の解消（保育、放課後児童クラブの量的拡充）など

○ 医療・介護の充実　（～1.6 兆円弱程度）
- 高度急性期への医療資源の集中投入（入院医療の強化）、在宅医療・介護の充実（病院・施設から地域、在宅へ）など

○ 年金制度の改善　（～0.6 兆円程度）
- 低所得者への加算、受給資格期間の短縮など

○ 貧困・格差対策の強化（低所得者対策等）（再掲・～1.4 兆円程度）
- 低所得者の保険料の軽減、総合合算制度など

（2）社会保障の安定化：今の社会保障制度を守る

＋10．8兆円程度（消費税収4%程度）

※ 財政健全化にも一定の寄与。

○ 年金国庫負担2分の1（年金交付国債の償還費用含む）（2.9 兆円程度）

○ 後代への負担のつけ回しの軽減　（7.0 兆円程度）
- 高齢化等に伴う増（自然増）や安定財源が確保できていない既存の社会保障費

○ 消費税引上げに伴う社会保障支出の増　（0.8 兆円程度）
- 年金、診療報酬などの物価上昇に伴う増

◎ 国・地方を通じた社会保障安定財源の確保

国の制度と地方が自主的に実施する事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能となっている。

これを踏まえ、引上げ分の消費税収5%の配分については、社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じ、国分3．46%、地方分1．54%（地方消費税1．2%、交付税0．34%）とする。

◎ 消費税の使途の明確化

増税分は、全額社会保障財源化し、国民に還元。官の肥大化には使わない。

28

## 社会保障改革　工程表

平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部 厚生労働大臣提出資料

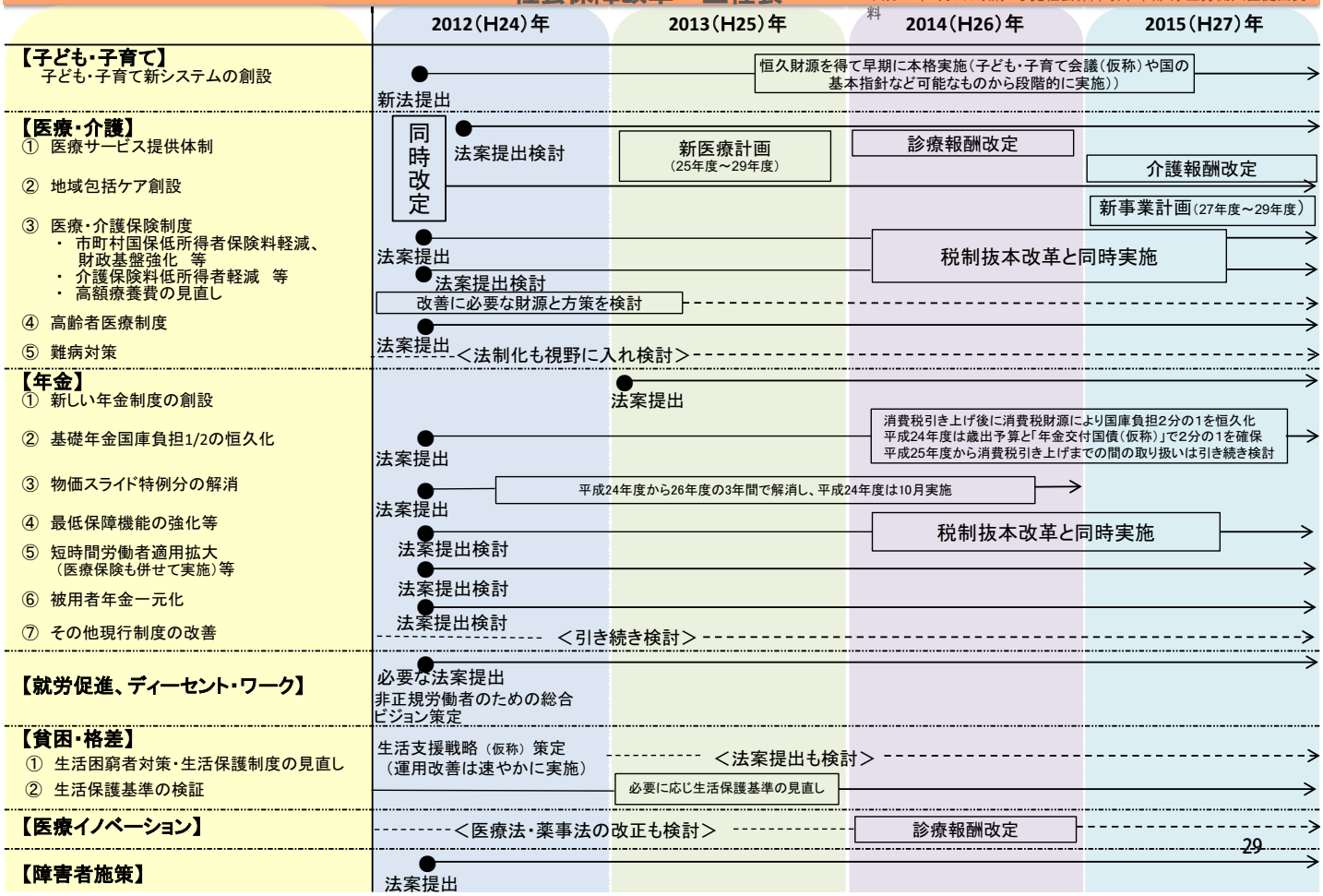


29

# 社会保障・税一体改革素案（抄）【社会保障改革のポイント】

**第3章　具体的改革内容（改革項目と工程）**

## 1. 子ども・子育て新システム

○　すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向け、地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化を行う子ども・子育て新システムを創設

Ⅰ　給付設計
（1）幼保一体化、（2）地域型保育給付（新設）、（3）延長保育事業、病児・病後児保育事業、
（4）放課後児童クラブ、（5）すべての子ども・子育て家庭への支援

Ⅱ　新たな一元的システムの構築
（1）実施主体は基礎自治体（市町村）、（2）社会全体による費用負担、（3）政府の推進体制・財源を一元化
（4）子育て当事者等が参画する子ども・子育て会議（仮称）の設置

Ⅲ　新システム実施のための財源確保による量的拡充・質の改善

＜平成24年度の主な関連施策等＞
保育所等の受け入れ児童数の拡大、安心こども基金の延長等、待機児童解消「先取り」プロジェクト、放課後児童対策の充実

30

# 社会保障・税一体改革素案（抄）【社会保障改革のポイント】

## 2. 医療・介護等①

○　どこに住んでいても適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現
○　予防接種、検診等の疾病予防、介護予防を進め、「治す医療」と「支える医療・介護」の双方の実現
（1）医療サービス提供体制の制度改革
　ⅰ 病院・病床機能の分化・強化、ⅱ 在宅医療の推進、ⅲ 医師確保対策、ⅳ チーム医療の推進
（2）地域包括ケアシステムの構築
　ⅰ 在宅サービス、居住系サービスの強化、ⅱ 介護予防・重度化予防、ⅲ 医療と介護の連携の強化、
　ⅳ 認知症対応の推進
（3）その他（外来受診の適正化等、ICTの活用、介護予防・重度化予防等）

＜平成24年度の主な関連施策等＞
（1）診療報酬・介護報酬改定、（2）医療計画作成指針の改定等
（3）補助金等予算措置による取組の推進、（4）改正介護保険法の施行

## 3. 医療・介護等②

○　働き方にかかわらない保障の提供、長期高額医療を受ける患者の負担軽減、所得格差を踏まえた財政基盤の強化・保険者機能の強化、世代間・世代内の負担の公平化、といった観点から、医療保険・介護保険制度のセーフティネット機能を強化

（1）市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充など財政基盤の強化と財政運営の都道府県単位化
（3）長期高額医療の高額療養費の見直しと給付の重点化の検討
（4）高齢者医療制度の見直し
（6）介護1号保険料の低所得者保険料軽減強化
（12）難病対策　など

31

## 子ども・子育て新システムの具体的内容（ポイント）

### ■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

○　すべての子ども・子育て家庭への支援
（子どものための現金給付、地域子育て支援など）

○　幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）
- 給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
- 施設の一体化（総合こども園（仮称）の創設）

⇒
- 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- 保育の量的拡大
- 家庭での養育支援の充実

を達成

### ■新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

**○基礎自治体（市町村）が実施主体**
- 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

**○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担**
- 国及び地方の恒久財源の確保を前提

**○政府の推進体制・財源を一元化**
- 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

**○子ども・子育て会議（仮称）の設置**
- 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、ＮＰＯ等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討

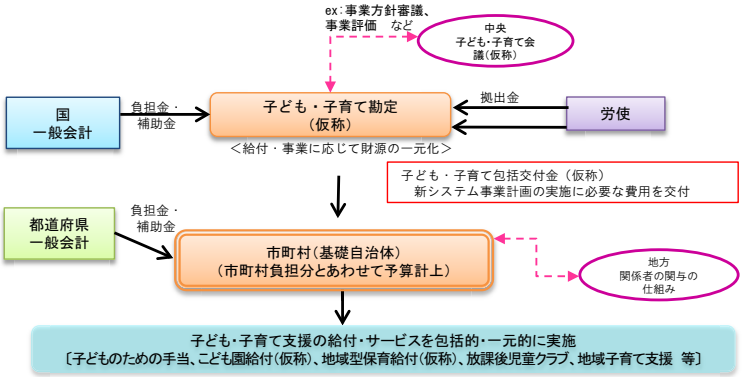


※　基本制度案要綱（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）で示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、後述のとおり検討中。

32

H24.1.24　第２回　国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議　厚生労働省資料

## 市町村国保の構造的な問題への対応の枠組み（案）

### １．年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

⇒ ● 前期高齢者財政調整

### ２．財政基盤

② 所得水準が低い

③ 保険料負担が重い

④ 保険料（税）の収納率低下

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

⇒ ● 財政基盤の強化【新規】
① 財政基盤強化策（平成22～25年度の暫定措置）の恒久化
② 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

### ３．財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

⑦ 市町村間の格差

⇒ ● 財政運営の都道府県単位化の推進【新規】
● 財政調整機能の強化【新規】

33

# 市町村国保の構造問題への対応（案）

## 1．低所得者の保険料に対する財政支援の強化

### （1）保険基盤安定制度の拡充（応益割保険料の軽減対象世帯の拡大）

○ 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大する。【税制抜本改革時】

### （2）保険者支援制度の拡充

○ 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】

○ 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、拡充を行う。【税制抜本改革時】

## 2．財政運営の都道府県単位化の推進

○ 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】

※ 恒久化する対象は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業

※ 80万円以上の医療費には、国・都道府県が4分の1ずつ公費負担

○ 市町村国保の都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

## 3．財政調整機能の強化

○ 都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。【平成24年度】

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

○ 都道府県調整交付金の財政調整機能を明確化する。【平成24年度】

## 4．その他

財政安定化支援事業について、財政基盤の強化や財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。【税制抜本改革時】

※ 高額医療費共同事業の国庫負担のあり方については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化の状況を踏まえ、検討する。



## 1．低所得者の保険料に対する財政支援の強化

### （1）保険基盤安定制度の拡充（応益割保険料の軽減対象世帯の拡大）

○ 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大する。【税制抜本改革時】

《具体的な内容（案）》

① 2割軽減の拡大 … 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

（現行） 基準額 33万円＋**35**万円×被保険者数（給与収入 **約223万円**、3人世帯）

（改正後） 基準額 33万円＋**45**万円×被保険者数（給与収入 **約266万円**、3人世帯）

② 5割軽減の拡大 … 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

（現行） 基準額 33万円＋24.5万円 ×（被保険者数－**世帯主**）（給与収入 **約147万円**、3人世帯）

（改正後） 基準額 33万円＋24.5万円 × 被保険者数 （給与収入 **約178万円**、3人世帯）

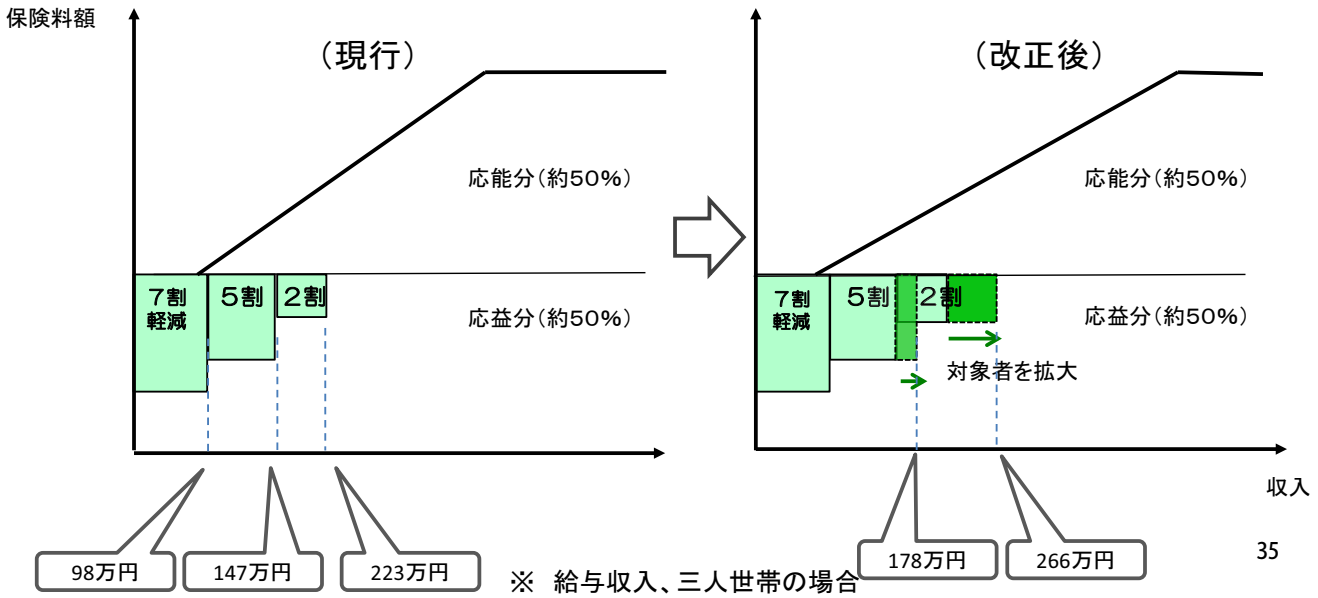


※ 給与収入、三人世帯の場合

## 1. 低所得者の保険料に対する財政支援の強化
## （2） 保険者支援制度の拡充

○ 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】

○ 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、拡充を行う。【税制抜本改革時】

《具体的な内容（案）》

① 現在、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者についても、財政支援の対象とするとともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大する。

② 現行の7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げる。

③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に改める。

※ 収納額 ＝ 算定額 － 法定軽減額 － 未納額

【現行】 軽減対象者1人当たりの支援額 ＝ 平均保険料**収納額**の**12%**（7割軽減）、**6%**（5割軽減）

【改正後】 軽減対象者1人当たりの支援額 ＝ 平均保険料**算定額**の**15%**（7割軽減）、**14%**（5割軽減）、**13%（2割軽減）**

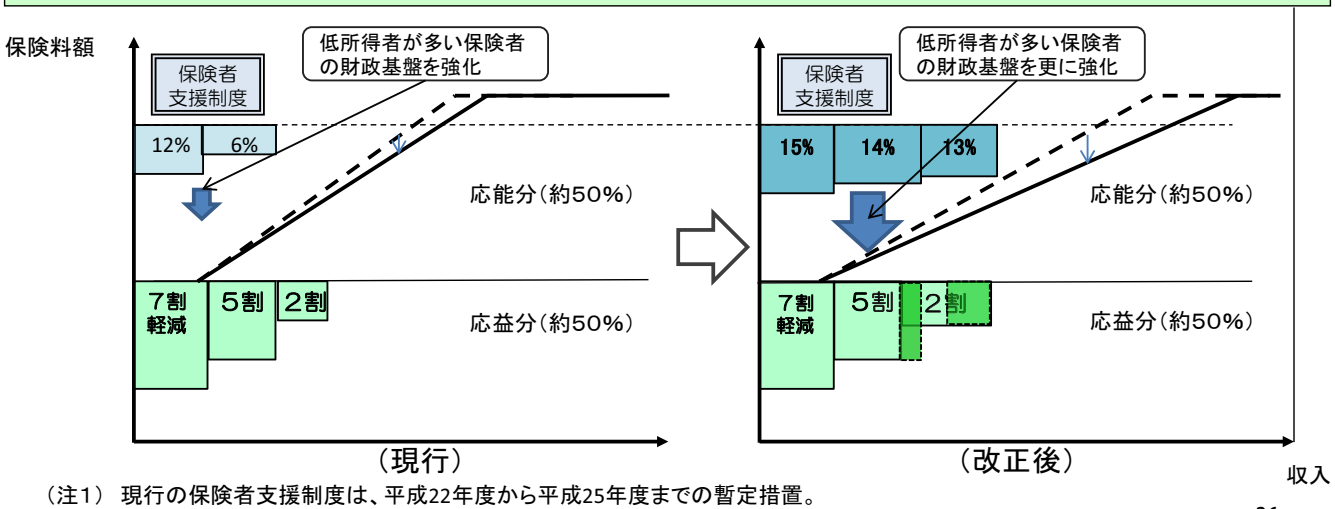


（注1） 現行の保険者支援制度は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置。

（注2） 現在の保険者支援制度は、7割軽減、5割軽減の対象者数に応じ、それぞれ当該市町村の平均保険料収納額の12%、6%に相当する額を補助している。

36

## 2. 財政運営の都道府県単位化の推進

○ 暫定措置を恒久化する。【平成27年度】

※ 恒久化する対象は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業

※ 80万円以上の医療費には、国・都道府県が4分の1ずつ公費負担

○ 市町村国保の都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

※ 拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。

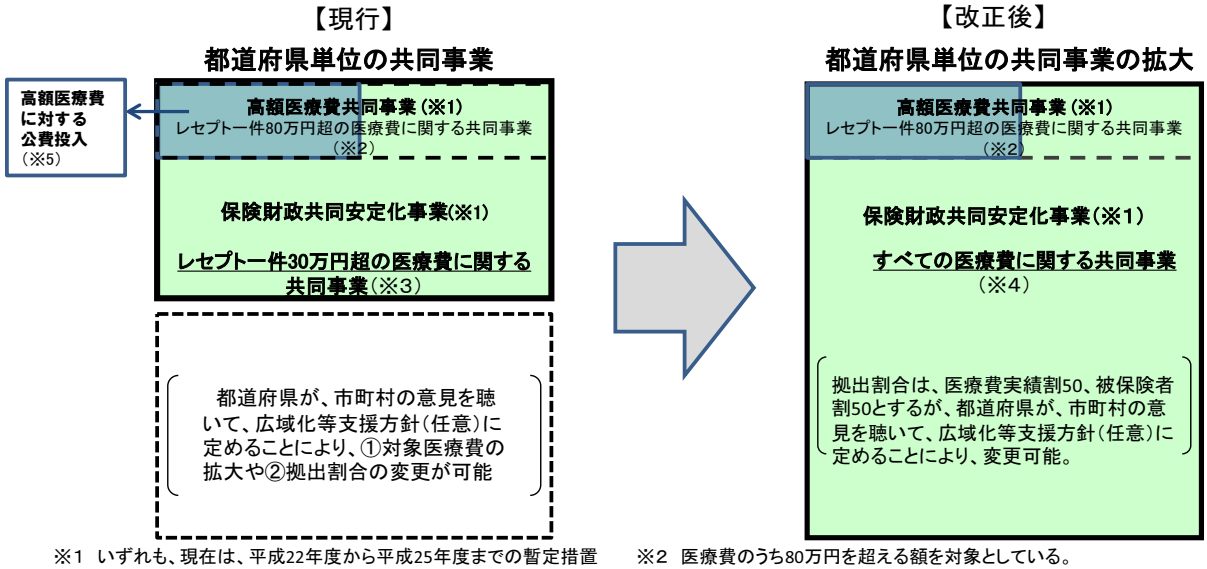


※1 いずれも、現在は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置　　※2 医療費のうち80万円を超える額を対象としている。

※3 30万円を超えるレセプトのうち、8万円（自己負担相当分）を控除した額を対象としている。※4 自己負担相当額等を除く。

※5 市町村の拠出金に対して国及び都道府県が1/4ずつ負担している。

37

# 都道府県単位の共同事業の仕組み

○ 都道府県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する事業。

○ これにより、都道府県内の市町村国保の財政の安定化（毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和）及び保険料の平準化（医療費の差による保険料の相違の緩和）が図られる。

※ 以下イメージ図で見ると、共同事業の実施により、市町村間の格差が最大100 → 50 に縮小する。

**都道府県単位の共同事業**
（事務：国民健康保険団体連合会）

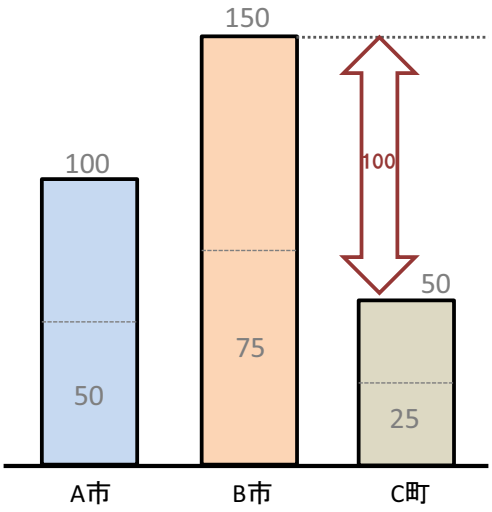


**実際の医療給付費**
（1人当たり）

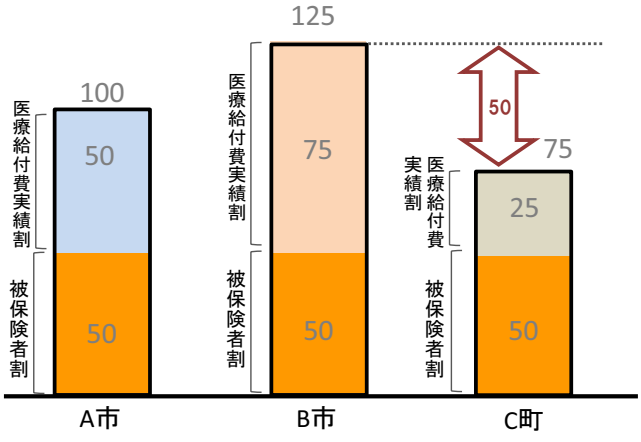


**拠出金**
（1人当たり）

※ 医療給付費の実績（3年平均）と被保険者数に応じて拠出



## 3. 財政調整機能の強化

○ 都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。【平成24年度】

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情に対応するために交付されている。

○ 都道府県調整交付金の財政調整機能を明確化する。【平成24年度】

※ 都道府県調整交付金ガイドラインを見直して、地域の実情に応じて、財政調整機能を発揮することを原則とする。

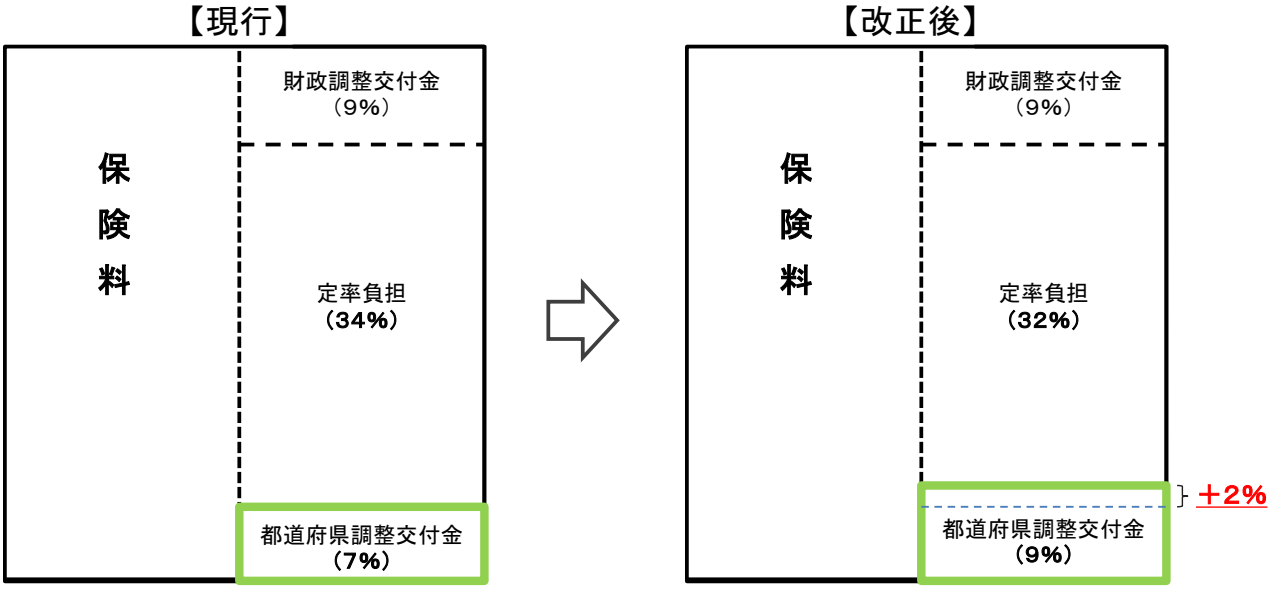


※ 都道府県・調整交付金の2%増分の額は、平成24年度ベースで1,526億円

## 4. その他
### 財政安定化支援事業（地方財政措置）の見直し

○ 財政安定化支援事業について、財政基盤の強化や財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。【税制抜本改革時】

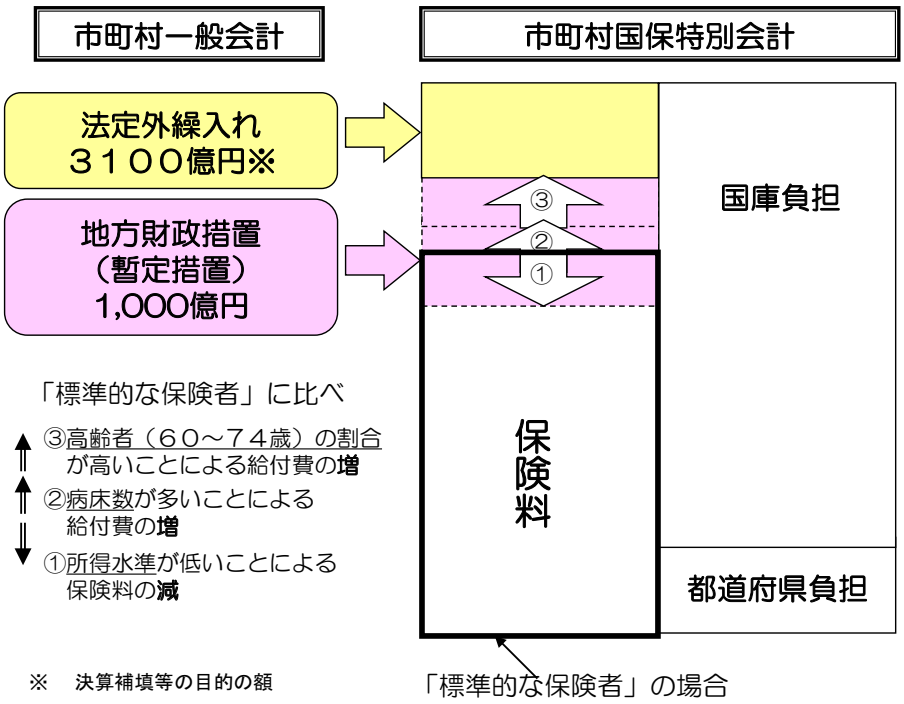


【現行】

市町村国保財政の安定化、保険料（税）負担の平準化等に資するため、
ア. 保険料負担能力、
イ. 過剰病床、
ウ. 年齢構成差
を勘案して算定された対象経費相当額を地方財政措置

【改正後】

財政基盤の強化や財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。

40

（参考）

### 市町村国保の財政基盤強化策の財政影響

| | 2015年度 |
|---|---|
| **1. 保険基盤安定制度の拡充（応益割保険料の軽減対象世帯の拡大）** | |
| ① 2割軽減対象世帯の拡大 | 200 |
| ② 5割軽減対象世帯の拡大（単身世帯への適用等） | 300 |
| **2. 保険者支援制度の拡充** | |
| ③ 保険者支援制度の拡充（平均保険料算定額の15%、14%、13%） | 1,700 |
| **合 計** | 2,200 |

（注） 被保険者1人当たりの追加公費の額（平成27年度推計値） 0.6万円

（参考） 1人当たり保険料（平成27年度推計値） 10.3万円（社会保障・税一体改革（現状投影シナリオ）を前提）

41

# 国民健康保険法の一部を改正する法律案の概要

○ 国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずる。

## 1. 法案の概要

### （1） 財政基盤強化策の恒久化

平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業））を恒久化する。

※ 保険者支援制度
→ 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度（国、都道府県、市町村が2：1：1で負担）

※ 都道府県単位の共同事業
① 高額医療費共同事業：
→ 一定額以上（一件80万円超）の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拠出し、各市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業（国・都道府県が事業対象の1/4ずつ公費負担）
② 保険財政共同安定化事業：
→ 一定額以上（一件30万円超）の医療費について、都道府県内の全市町村の拠出により共同で負担（再保険等）する事業

### （2） 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）について、事業対象を全ての医療費に拡大する。

### （3） 都道府県調整交付金の割合の引上げ

都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

### （4） その他

恒久化までの間、財政基盤強化策（暫定措置）を1年間（平成26年度まで）延長する等、所要の措置を講ずる。

## 2. 施行期日

（1）及び（2）について　平成27年4月1日
（3）及び（4）について　平成24年4月1日

42

# 国民健康保険法の一部を改正する法律案の概要（イメージ）

### （1） 財政基盤強化策の恒久化

市町村国保の安定的な運営を確保するため、平成22年度から平成25年度までの暫定措置となっている市町村国保の「財政基盤強化策」（公費2,000億円）を恒久化する。

※ 財政基盤強化策として、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じた、市町村に対する財政支援や、高額医療費に関する市町村に対する財政支援を行っている。

### （2） 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業について、平成27年度から、事業対象を全ての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進する。

※ 現在、1件30万円を超える医療費について、都道府県内の全市町村が被保険者数と医療費実績に応じて共同で負担（再保険）。

### （3） 財政調整機能の強化

都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、平成24年度から、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を34%から32%とする。

※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情への対応のために交付。

### 施行期日

（1）、（2）　平成27年4月1日
（3）　平成24年4月1日

**国保財政のイメージ**

医療給付費等総額：約11兆1，000億円
（24年度予算案）

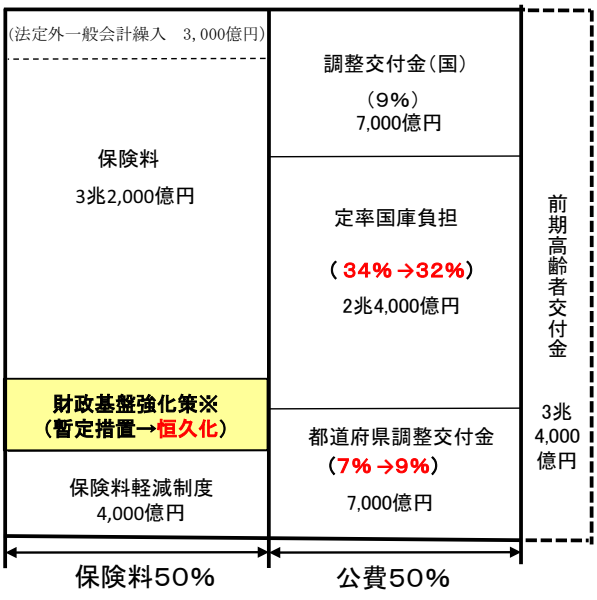


※財政基盤強化策には、恒久化する上記の公費2,000億円のほか、財政安定化支援のため地財措置（1,000億円）がある。

43

# 平成24年度以降の子どものための手当制度について

H23.12.20　国と地方の協議の場
厚生労働省提出資料

## 1. 子どものための手当の費用負担の見直し

◎児童手当法の改正により、恒久的な子どものための手当制度を創設するにあたり、費用負担を次のとおり見直す。

・現金給付に関する国と地方の役割分担を踏まえ、国：地方＝2：1とする。

・制度改正に伴い、子ども手当の創設に伴う地方の負担増に対応するための子ども手当特例交付金は整理する。

【現行】

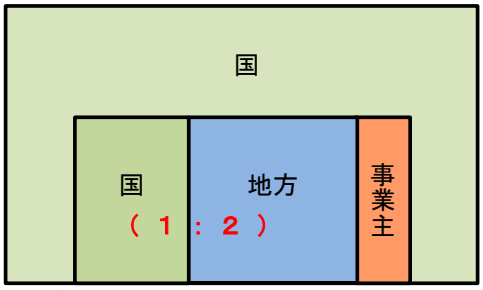


※　公務員は全額所属庁が負担

※子ども手当の創設に伴う地方の負担増に対応するため、別途子ども手当特例交付金を交付

【見直し案】

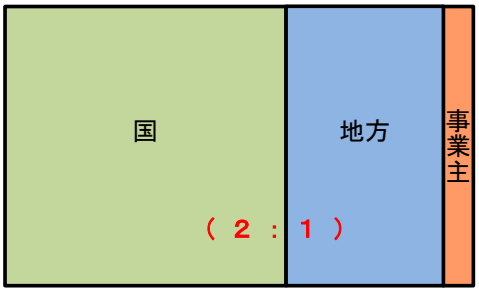


※　公務員は全額所属庁が負担
※　所得制限未満の3歳未満（被用者世帯）の費用の15分の7を事業主負担

制度改正に伴い、整理

## 2. 制度の概要

［支給額］
- 3歳未満　：　一律　15,000円
- 3歳以上小学校修了前　：　第１、２子　10,000円、第３子以降　15,000円
- 中学生　：　一律　10,000円
- 所得制限世帯　：　一律　5,000円

［所得制限］　平成２４年６月分から実施
基準額は年収960万円（夫婦、子ども２人）とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。

44

# 子どものための手当に関連した地方使途未定分の取扱いについて

◎　地方の意見を踏まえ、地方使途未定分（平成24年度 5,050億円）については、子どものための手当の地方負担だけではなく、地方の自由度の拡大に合わせた国庫補助負担金の一般財源化等に活用

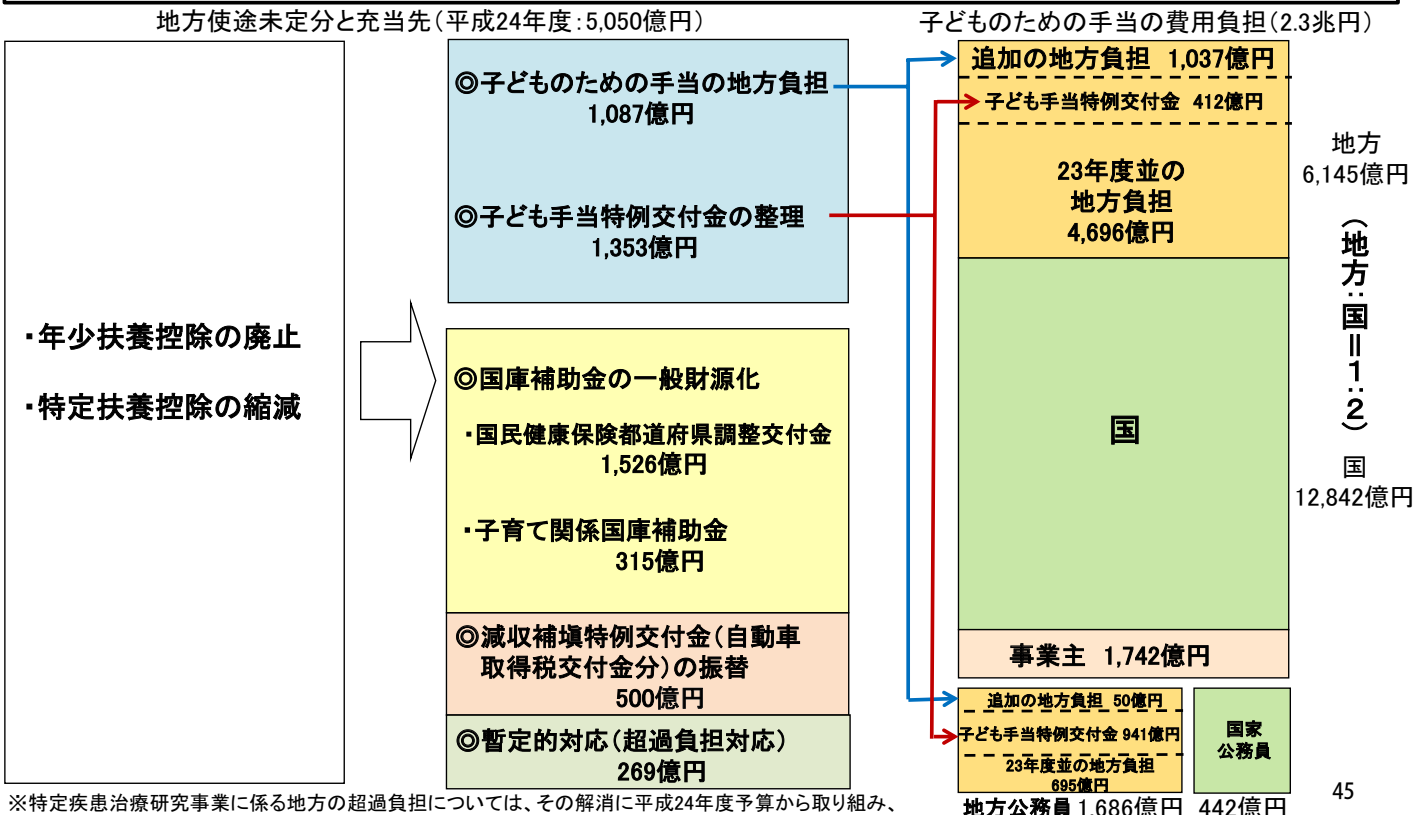


※特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。

45

# 宝くじについて


１．概要・基本的仕組み　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　１～　６
２．売上額の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　７～１３
３．販売網の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１４～１７
４．消費動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１８～２３
５．宝くじのイメージ　・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２４～２６
６．高額商品　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２７～３０
７．収益金の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３１～３３
８．宝くじ活性化検討会　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３４～３６
９．東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじ　Ｐ３７～３８



平成２４年２月２０日
総務省自治財政局地方債課
赤岩　弘智


# １．概要・基本的仕組み

## 宝くじの概要について

| | |
|---|---|
| ○発売主体 | 都道府県及び指定都市（全66団体） |
| ○発売根拠 | 地方財政法第32条及び当せん金付証票法<br>（刑法第187条（富くじ発売等の禁止）の特例） |
| ○発売手続 | 発売団体の議会による発売限度額の議決、総務大臣の許可 |
| ○収益金の帰属 | 発売地域の都道府県及び指定都市に帰属 |
| ○収益金の使途 | 発売団体が実施する幅広い事業に充当が可能 |

### 宝くじ売上の使途
（平成22年度実績ベース）

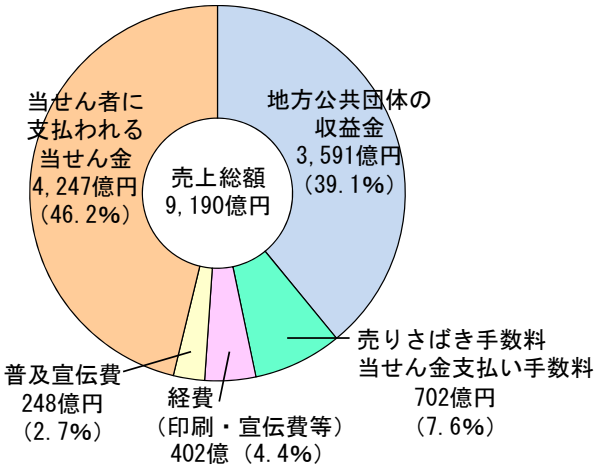


1 当せん金（当せん金付証票法第5条）
当せん金の総額⇒発売総額の5割以下
1枚あたりの当せん金最高金額⇒1枚あたり単価の20万倍以下
ただし、総務大臣が指定する当せん金付証票⇒100万倍以下
加算型当せん金付証票⇒200万倍以下

2 手数料（当せん金付証票法第6条3項1号、6条4項）
売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に対する手数料
⇒一当せん金付証票につき1割を超えない範囲で都道府県知事又は指定都市市長が定める。

3 印刷・宣伝費等（当せん金付証票法第6条3項2号）
当せん金・手数料を除く、当せん金付証票の発売等に必要な経費

4 普及宣伝費（当せん金付証票法第13条の2）
宝くじの発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、世論動向等を把握するための経費

5 収益金（当せん金付証票法第16条1項）
売上から、当せん金・手数料・印刷・宣伝費等を控除した残額

2

## 宝くじの運営について

○ 宝くじの運営については、
① 全国くじについては、地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づく「全国自治宝くじ事務協議会」を設置し、全国くじの発売の事務を共同して管理及び執行。
② ブロックくじについても同様に協議会を設置し発売の事務を共同して管理及び執行。（東京都を除く。）

### 協議会の１年の流れ
（全国協議会の例）

5 月　前年度協議会決算
　　前年度発売実績・委託経費

10 月　翌年度発売計画
　　翌年度宝くじ資金運用計画

（12月10日までに総務省に発売計画を提出）

12 月　翌年度宝くじ発売事務委託経費

3 月　翌年度協議会予算
　　役員の選任（隔年）

| | 全国くじ | ブロックくじ | | |
|---|---|---|---|---|
| | 全国自治宝くじ事務協議会 | 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会 | 近畿宝くじ事務協議会 | 西日本宝くじ事務協議会 |
| 構成団体 | 47 都道府県<br>＋19 指定都市 | 23 道県<br>＋11 指定都市 | 6 府県<br>＋4 指定都市 | 17 県<br>＋4 指定都市 |
| 会長 | 東京都知事 | 神奈川県知事 | 大阪市長／大阪府知事（2 年ごとに交代） | 福岡県知事 |
| 委員（各団体の担当課長） | 9 名（7 地区×1 名＋指定都市代表＋事務局長） | 8 名（4 地区×2 名） | 10 名（各団体 1 名） | 21 名（各団体 1 名） |
| 監事 | 2 名 | 2 名 | 2 名 | 2 名 |
| 事務局長 | 東京都財務局主計部長 | 神奈川県政策部財政課長 | 大阪市財政局財務部資金担当課長／大阪府総務部財政課長 | 福岡県総務部財政課長 |
| 備考 | 年 4 回開催 | 年 2 回開催（総会×1＋委員のみ出席×1） | 年 3 回開催 | 年 2 回開催 |

（注）ブロックくじのうち東京都くじは東京都が、地域医療等くじは栃木県が実施。

3

## 宝くじ発売の流れ

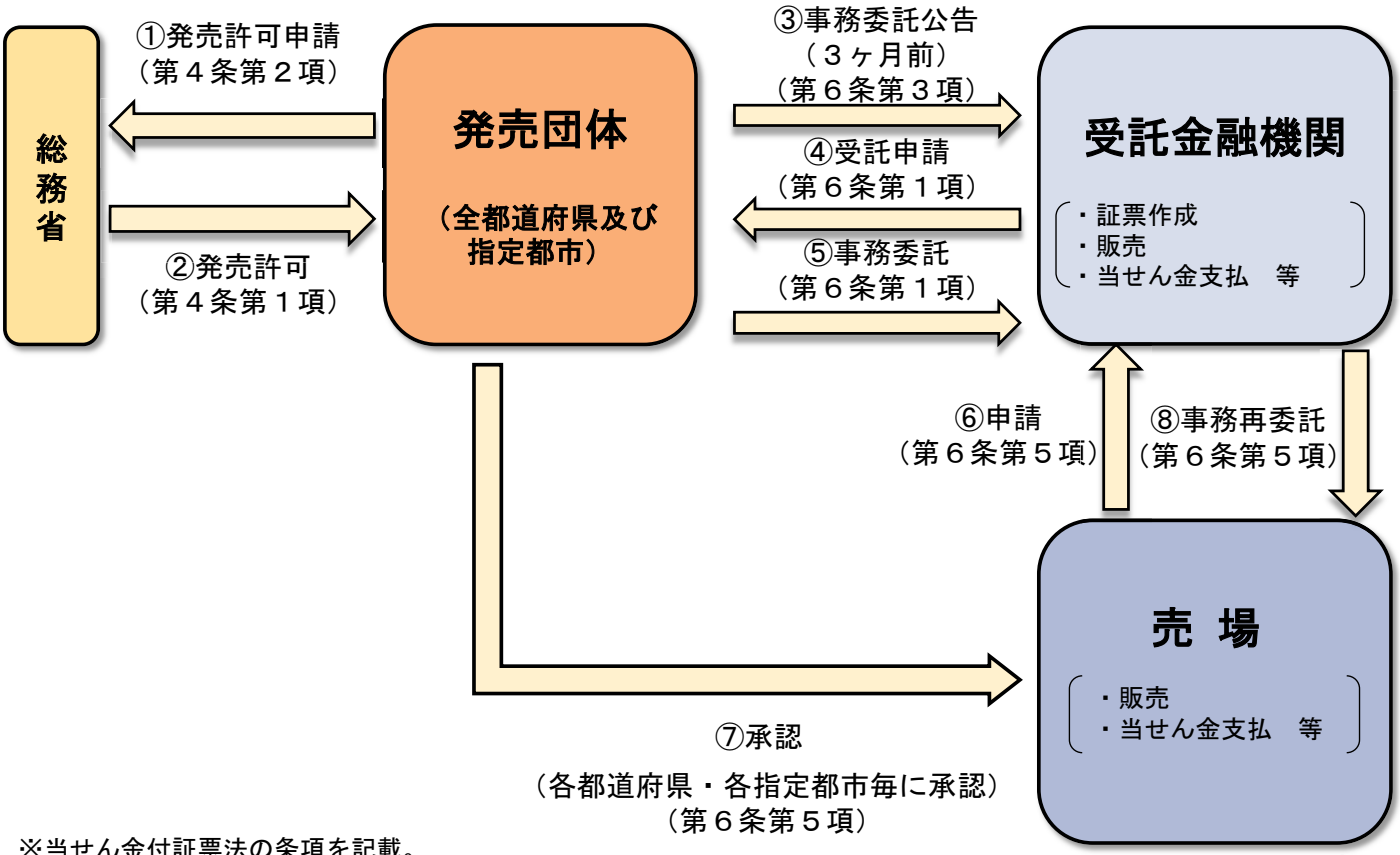


※当せん金付証票法の条項を記載。

4

## 宝くじの名称・種類について

| 発売団体 | | | 名称・宝くじの種類 | 平成23年度発売計画額（億円） |
|---|---|---|---|---|
| 全国自治宝くじ | 全国自治宝くじ事務協議会 | ジャンボくじ | ドリーム、サマー、年末、オータム、東日本大震災復興支援グリーン | 4,860 |
| | | 通常くじ | 普通くじ、スクラッチくじ | 378 |
| | | 数字選択式くじ | ナンバーズ、ミニロト、ロト6 | 3,949 |
| ブロックくじ | 東京都宝くじ | | 普通くじ、スクラッチくじ | 127 |
| | 関東・中部・東北自治宝くじ（関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会の23道県、11指定都市で構成） | | 普通くじ、スクラッチくじ | 463 |
| | 近畿宝くじ（近畿宝くじ事務協議会の6府県、4指定都市で構成） | | 普通くじ、スクラッチくじ | 167 |
| | 西日本宝くじ（西日本宝くじ事務協議会の17県、4指定都市で構成） | | 普通くじ、スクラッチくじ | 208 |
| 地域医療等振興自治宝くじ(栃木県) | | | 普通くじ、スクラッチくじ | 105 |
| 復興くじ(東日本大震災復興、口蹄疫復興) | | | 普通くじ、スクラッチくじ | 375 |
| 発　売　計　画　額　合　計 | | | | 10,632 |

※最終発売計画額を記載

5

# イベントくじ発売実績（平成元年以降）

| 開催年 | 開催期間 | イベント宝くじの名称 | 発売主体 | 受託銀行等 |
|---|---|---|---|---|
| 平成元年 | 3月16日～9月3日 | アジア太平洋博覧会－福岡'89記念 | 福岡市 | 第一勧業銀行 |
| | 3月16日～5月14日 | サザンピア21記念 | 鹿児島県 | 第一勧業銀行 |
| | 3月18日～5月21日 | 第1回静岡県イベント宝くじ | 静岡県 | 第一勧業銀行 |
| | 3月18日～6月4日 | '89姫路シロトピア博記念 | 兵庫県 | 第一勧業銀行 |
| | 3月25日～10月1日 | 横浜博覧会記念 | 横浜市 | 第一勧業銀行 |
| | 7月8日～10月29日 | '89海と島の博覧会ひろしま記念 | 広島県 | 第一勧業銀行 |
| | 7月14日～9月2日 | '89新潟食と緑の博覧会記念 | 新潟県 | 第一勧業銀行 |
| | 7月28日～10月16日 | '89グリーンフェアせんだい記念 | 仙台市 | 第一勧業銀行 |
| | 7月28日～10月16日 | 世界デザイン博覧会記念 | 名古屋市 | 第一勧業銀行 |
| 平成2年 | 8月3日～11月4日 | 長崎「旅」博覧会記念 | 長崎県 | 第一勧業銀行 |
| | 11月18日～12月16日 | 食と緑の博覧会－ちば'90記念 | 千葉県 | 第一勧業銀行 |
| 平成3年 | 9月14日～11月11日 | 第8回全国都市緑化北九州フェア記念 | 北九州市 | 第一勧業銀行 |
| 平成4年 | 7月3日～9月15日 | 三陸・海の博覧会記念 | 岩手県 | 第一勧業銀行 |
| | 7月10日～9月27日 | エキスポとやま博記念 | 富山県 | 第一勧業銀行 |
| | 10月3日～11月23日 | 第9回全国都市緑化かながわフェア記念 | 神奈川県 | 第一勧業銀行 |
| 平成5年 | 4月1日～5月30日 | 第10回全国都市緑化いばらぎフェア記念 | 茨城県 | 第一勧業銀行 |
| | 7月17日～9月26日 | 信州博覧会記念 | 長野県 | 第一勧業銀行 |
| | 7月17日～9月26日 | 松本城400年まつり記念 | 長野県 | 第一勧業銀行 |
| | 7月31日～11月7日 | VOICE'93多摩21くらしの祭典記念 | 東京都 | 第一勧業銀行 |
| | 10月1日～11月14日 | 火の国フェスタ・くまもと'93記念 | 熊本県 | 第一勧業銀行 |
| 平成6年 | 7月16日～9月25日 | JAPAN EXPO 世界リゾート博記念 | 和歌山県 | 第一勧業銀行 |
| | 7月22日～11月6日 | 世界祝祭博覧会記念 | 三重県 | 第一勧業銀行 |
| | 9月23日～11月20日 | 第11回全国都市緑化きょうとフェア記念 | 京都府<br>京都市 | 第一勧業銀行 |
| 平成7年 | 4月26日～6月4日 | 国際花と緑の博覧会5周年記念<br>花の都ぎふフェスタ'95記念 | 岐阜県 | 第一勧業銀行 |
| | 8月25日～10月22日 | 第12回全国都市緑化ちばフェア記念 | 千葉県 | 第一勧業銀行 |
| 平成8年 | 4月20日～9月1日 | 第13回全国都市緑化とやまフェア記念<br>彩りとやま緑化祭'96記念 | 富山県 | 第一勧業銀行 |
| | 7月19日～10月13日 | ジャパンエキスポ佐賀'96<br>世界・森の博覧会記念 | 佐賀県 | 第一勧業銀行 |

| 開催年 | 開催期間 | イベント宝くじの名称 | 発売主体 | 受託銀行等 |
|---|---|---|---|---|
| 平成9年 | 3月20日～6月1日 | 東山動物園開園60周年記念<br>生きいきフェスタ東山'97記念 | 名古屋市 | 第一勧業銀行 |
| | 7月12日～9月28日 | ジャパンエキスポ鳥取'97<br>山陰・夢みなと博覧会記念 | 鳥取県 | 第一勧業銀行 |
| | 7月19日～9月29日 | JAPAN EXPO IN MIYAGI'97<br>国際ゆめ交流博覧会記念 | 宮城県<br>仙台市 | 第一勧業銀行 |
| | 9月20日～11月24日 | 第14回全国都市緑化ひろしまフェア記念 | 広島市 | 広島銀行 |
| 平成10年 | 8月1日～10月18日 | 第15回全国都市緑化にいがたフェア記念 | 新潟県 | 第四銀行 |
| 平成11年 | 3月27日～5月30日 | 第16回全国都市緑化みやざきフェア記念 | 宮崎県 | 宮崎銀行 |
| | 5月1日～9月19日 | JAPAN EXPO 南紀熊野体験博<br>リゾートピアわかやま'99記念 | 和歌山県 | 第一勧業銀行 |
| | 5月1日～10月17日 | 瀬戸内海大橋完成記念イベント<br>「しまなみ海道'99」記念 | 広島県 | 広島銀行 |
| | 5月1日～10月17日 | 瀬戸内海大橋完成記念イベント記念 | 愛媛県 | 伊予銀行 |
| | 12月13日～12月26日 | 神戸ルミナリエ記念 | 神戸市 | みなと銀行 |
| 平成12年 | 3月18日～9月17日 | 国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」記念 | 兵庫県 | みなと銀行 |
| | 9月9日～11月5日 | 第17回全国都市緑化とちぎフェア記念 | 栃木県 | 足利銀行 |
| | 12月12日～12月25日 | 神戸ルミナリエ記念 | 神戸市 | みなと銀行 |
| 平成13年 | 7月4日～11月4日 | ジャパンエキスポ北九州博覧祭2001記念 | 北九州市 | 福岡銀行 |
| | 7月7日～9月30日 | うつくしま未来博記念 | 福島県 | 東邦銀行 |
| | 7月14日～9月30日 | 山口きらら博記念 | 山口県 | 山口銀行 |
| | 9月18日～11月11日 | 第18回全国都市緑化いしかわフェア記念 | 石川県 | 金沢信用金庫 |
| | 12月12日～12月25日 | 神戸ルミナリエ記念 | 神戸市 | みなと銀行 |
| 平成14年 | 6月30日～8月26日 | 第19回全国都市緑化やまがたフェア記念 | 山形県 | 山形しあわせ銀行 |
| 平成15年 | 4月28日～6月29日 | 第20回全国都市緑化おおいたフェア記念 | 大分県 | 大分県信用組合 |
| 平成16年 | 4月8日～10月11日 | しずおか国際園芸博覧会<br>「パシフィックフローラ2004」記念 | 静岡県 | 静岡銀行 |
| 平成17年 | 3月1日～6月12日 | 花の都ぎふ運動15周年記念<br>花フェスタ2005ぎふ記念 | 岐阜県 | 十六銀行 |
| | 9月9日～11月20日 | 第22回全国都市緑化ふくおかフェア記念 | 福岡市 | 福岡信用金庫 |
| 平成18年 | 3月25日～5月28日 | 第23回全国都市緑化おおさかフェア記念 | 大阪市 | 大阪市信用金庫 |
| 平成20年 | 4月18日～5月11日 | 第25回全国菓子大博覧会・兵庫記念 | 兵庫県 | 播州信用金庫 |

6

# 2．売上額の状況

7

# 宝くじ売上額の推移

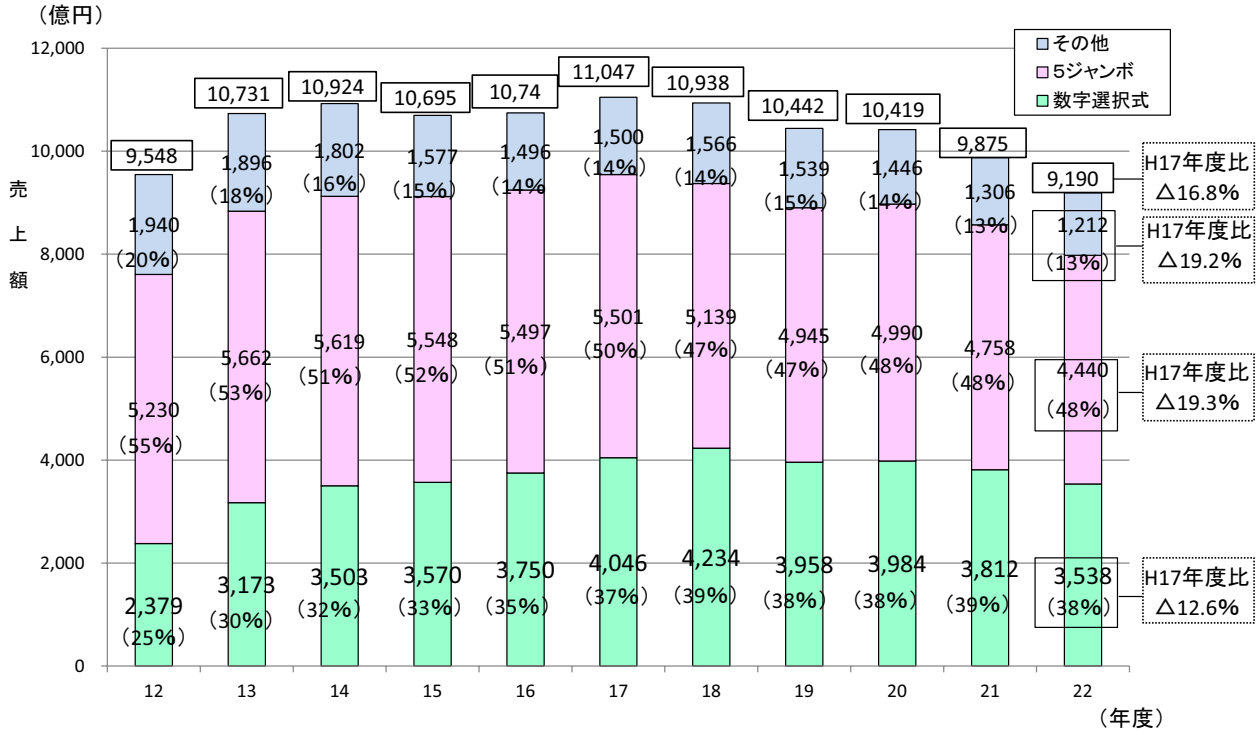


8

# 宝くじの施策と発売実績の推移

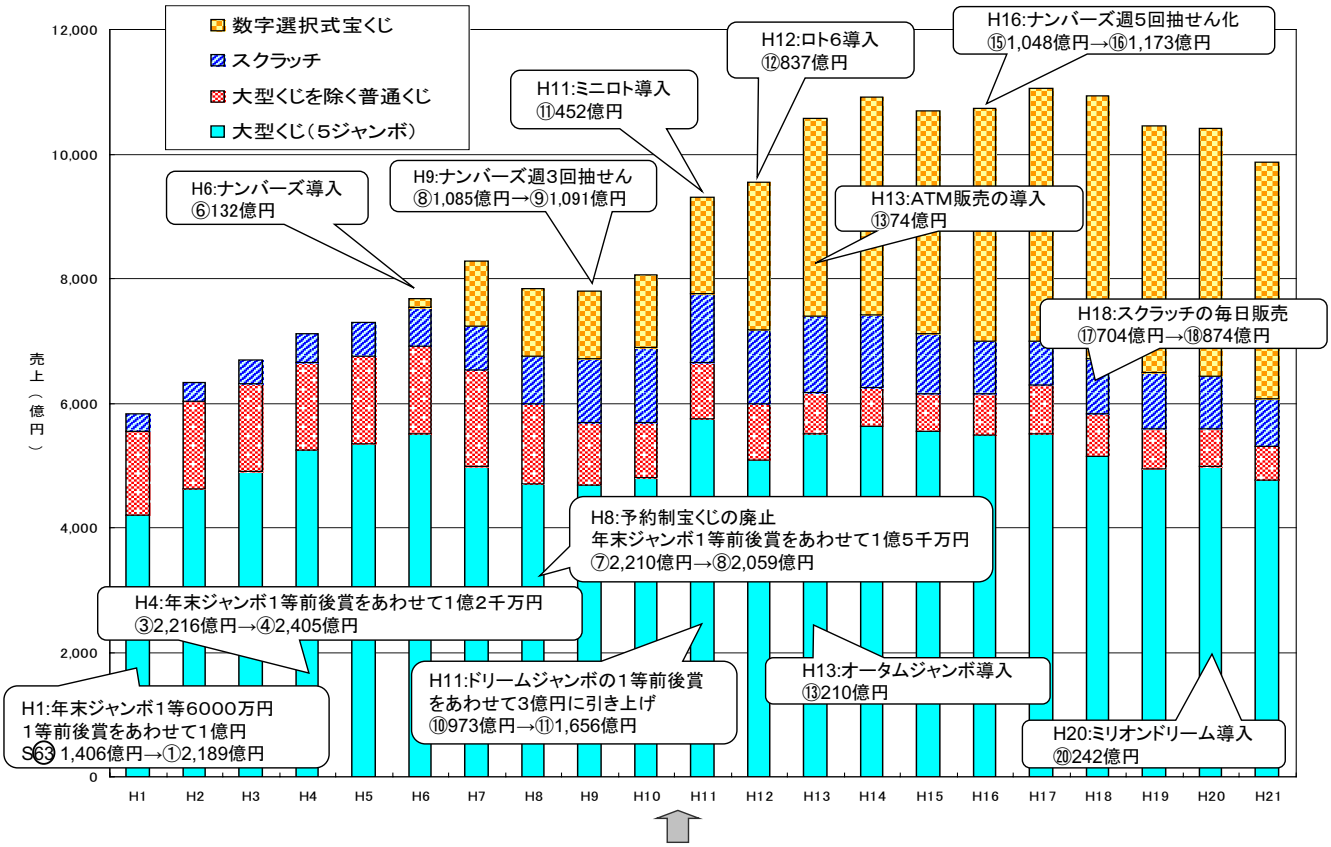


H10:「当せん金付証票法」改正（施行H11年4月）。
1等金額が証票金額の20万倍から100万倍まで拡大。

9

# 宝くじ、公営競技、中央競馬、スポーツ振興くじtotoの売上額推移

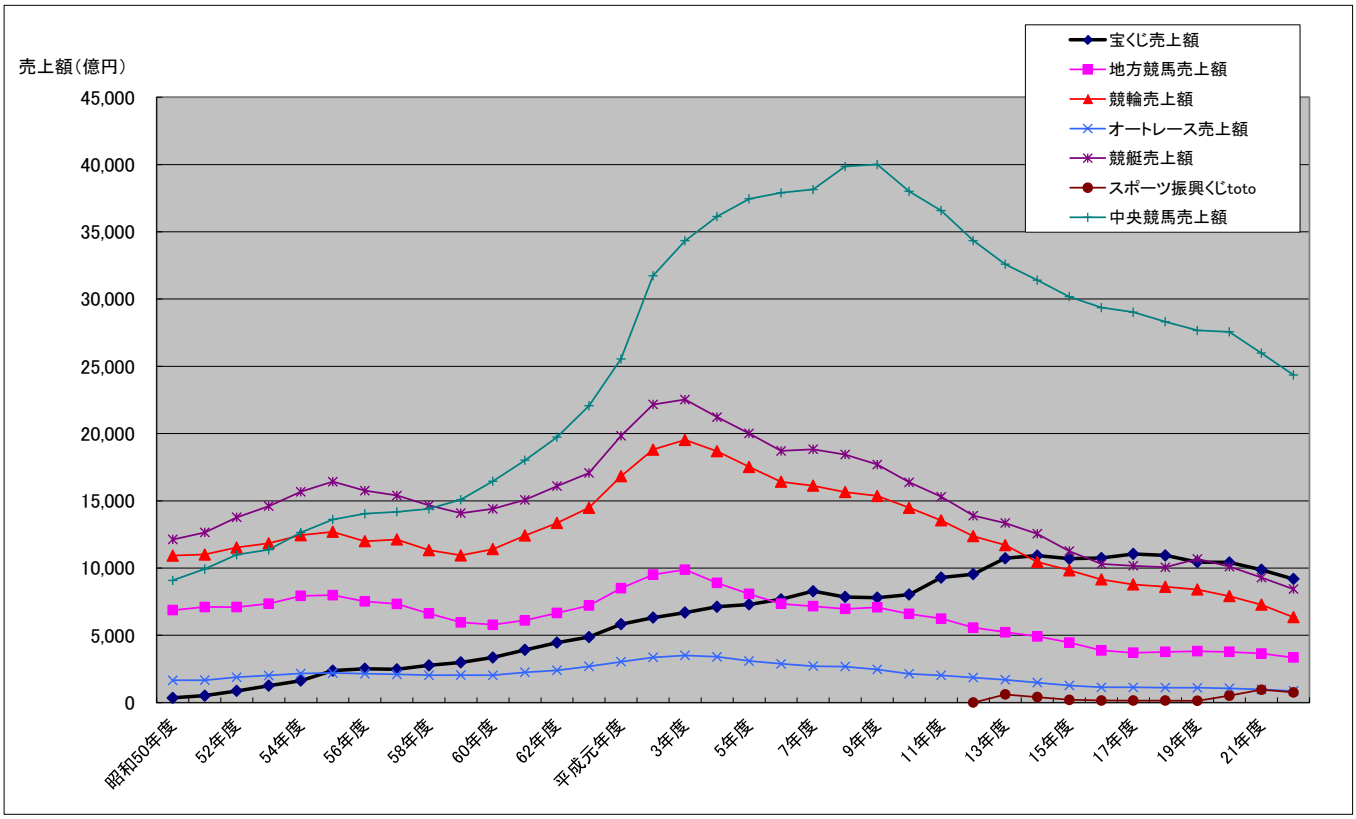


10

# 宝くじとスポーツ振興くじtotoの売上額推移

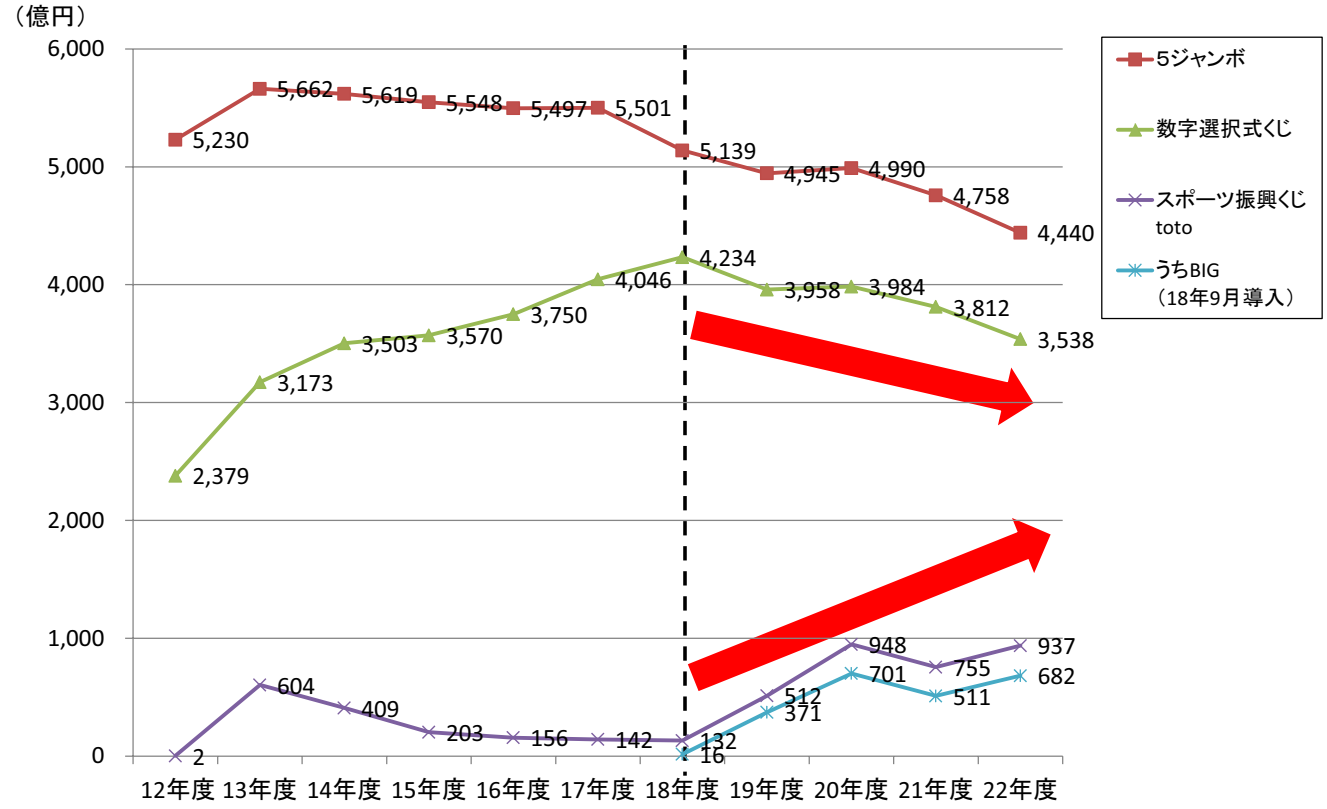


※ スポーツ振興くじtoto及びBIGの売上額は暦年ベース。
※ BIGには、BIG1000及びminiBIGは含まない。

11

# 宝くじと公営競技との比較

| | 宝くじ | 公営競技 | | | | | スポーツ振興くじtoto |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 中央競馬 | 地方競馬 | 競輪 | オートレース | 競艇 | |
| 法律 | 当せん金付証票法 | 競馬法及び日本中央競馬会法 | 競馬法 | 自転車競技法 | 小型自動車競走法 | モーターボート競走法 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律 |
| 法の目的・趣旨 | 地方財政資金の調達<br>（法第１条） | ＜日本中央競馬会法の趣旨＞<br>国庫納付等を通じた<br>１ 馬の改良増殖その他畜産の振興<br>２ 社会福祉事業の振興<br>（日本中央競馬会法第１条及び第36条） | ＜地方競馬全国協会の目的＞<br>馬の改良増殖その他畜産の振興<br>（法第23条の10） | １ 機械産業の振興<br>２ 公益の増進<br>３ 地方財政健全化<br>（法第１条） | １ 機械産業の振興<br>２ 公益の増進<br>３ 地方財政健全化<br>（法第１条） | １ 船舶産業の振興<br>２ 公益の増進<br>３ 地方財政の改善<br>（法第１条） | スポーツの振興<br>（法第１条） |
| 払戻金 | 発売総額の100分の50以内<br>（法第５条） | 売得金額から法付録に定める算式により算出した金額(100分の73.8～82)（勝馬への投票割合により変動）<br>（法第７条等） | 売得金額から法付録に定める算式により算出した金額(100分の73.8～82)（勝馬への投票割合により変動）<br>（法第７条等） | 売上金の100分の75以上で施行者が設定<br>（法第12条） | 売上金の100分の75以上で施行者が設定<br>（法第16条） | 売上金の100分の75～80間で施行者が設定<br>（法第15条等） | 売上金額の100分の50以内<br>（法第13条） |
| 払戻率 | 45.7% | 74.8% | 74.1% | 75.0% | 74.8% | 74.8% | 50.0% |
| 売上金（払戻金） | 1兆419億円（4,758億円） | 2兆7,502億円（2兆565億円） | 3,757億円（2,784億円） | 7,913億円（5,935億円） | 1,049億円（785億円） | 9,772億円（7,310億円） | 897億円（449億円） |

※ 払戻率、売上金及び払戻金については、平成20年度実績（宝くじは受託銀行調べ、公営競技は各施行者協議会等調べ、スポーツ振興くじtotoは日本スポーツ振興センター調べ）。
※ 競艇及びオートレースの払戻率については、払戻金の時効等により法律上の払戻率の規定と一致しない。

12

# 近年の宝くじ販売不振について考えられる主な要因

**1. 購入者は微減**

**最近1年間購入者（推計）**

**⑲5,821万人 → ㉒5,787万人（△0.6%）**

**2. 購入者1人当たりの平均購入金額が大幅に減少**

**最近1年間の購入者1人当たりの宝くじ平均購入総額**

**⑲362.8百円 → ㉒278.8百円（△23.2%） （参考）⑯294.5百円**

**＜考えられる主な要因＞**

**① 平均個人年収の減少 ⑲437万円 → ㉑406万円（△7.1%）**

**② 販売店の減少 ⑲17,230店 → ㉒15,825店（△8.2%）**

**③ 魅力のある新商品の不足**

**④ BIG（最高当せん金6億円※）の登場により宝くじからスポーツ振興くじtotoへ顧客シフト**

※ キャリーオーバー発生時（通常は3億円）。
（注） BIGはスポーツ振興くじtotoの商品の一つ。

13

# ３．販売網の状況

14

## 宝くじ販売店数の推移

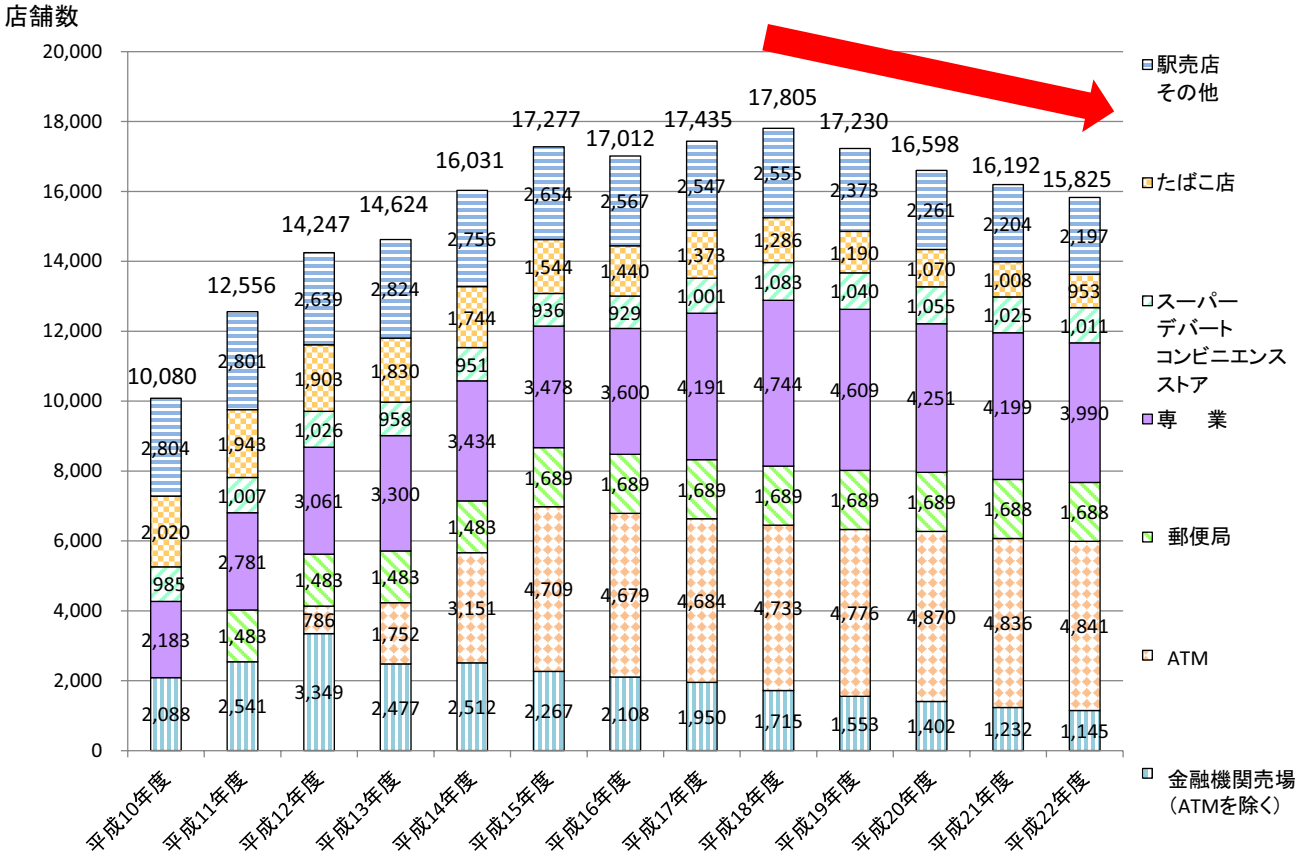


15

# 宝くじ販売についての要望

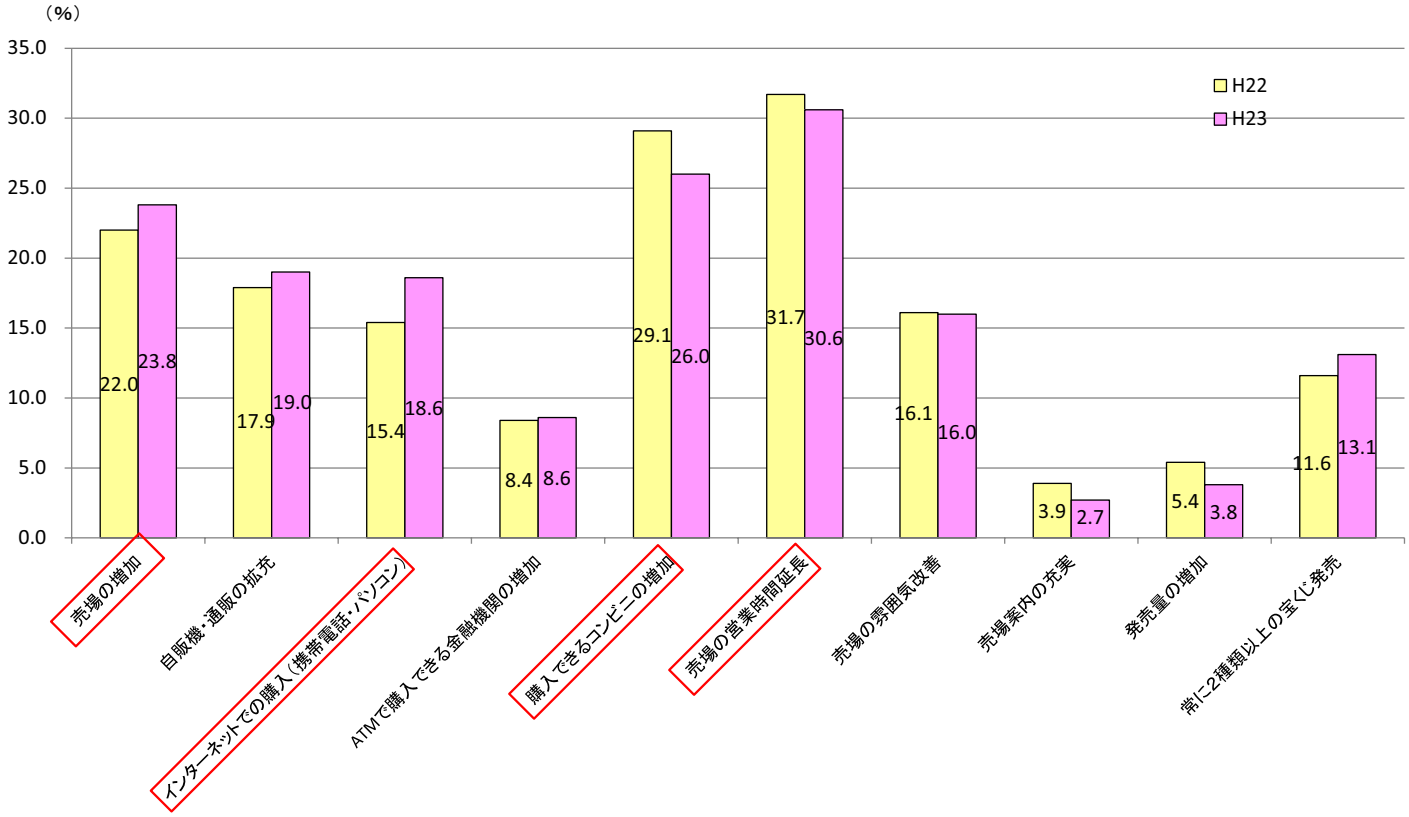


※1 「回答は2つ以内」として調査
※2 平成23年度第1回宝くじモニターアンケート調査報告書（H23.7月）

16

# インターネット販売状況

| | 中央競馬（JRA） | スポーツ振興くじtoto | 地方競馬 | 競輪 | オートレース | 競艇 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| インターネット販売導入時期 | 平成14年3月 | 平成17年8月 | 平成14年11月 | 平成14年4月 | 平成15年6月 | 平成13年7月 |
| 平成22年度売上額 | 24,276億円 ※1 | 937億円 ※1 | 3,332億円 | 6,350億円 | 861億円 | 8,435億円 |
| うちインターネット販売分シェア | 55% ※2 | 52% | 32% ※2 | 14% | 23% | 25% |

※1 中央競馬（JRA）とスポーツ振興くじtotoは平成22年の売上データ。
※2 中央競馬（JRA）と地方競馬のインターネット販売分シェアは、インターネットと電話を含めた電話投票による販売分のシェア。

17

# ４．消費動向

18

## 宝くじの購入に関する実態

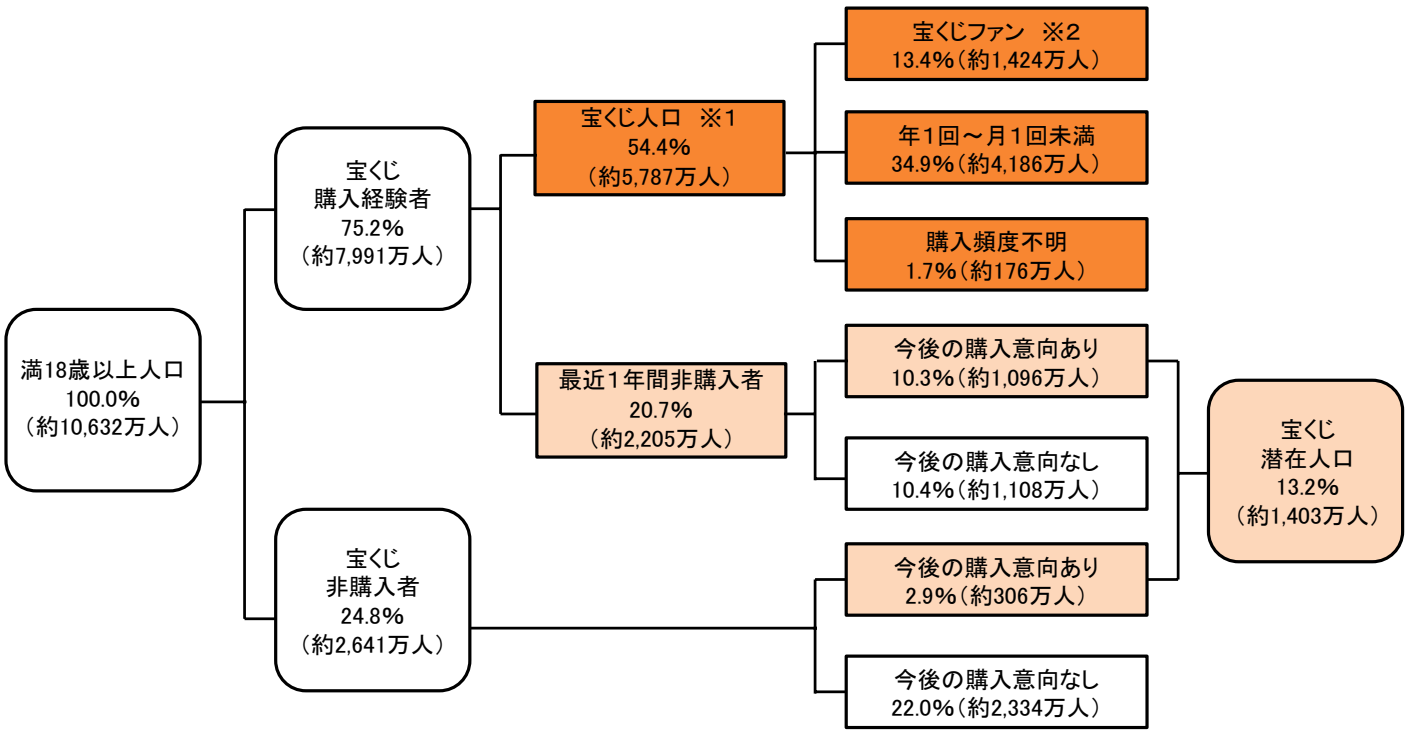


※1　宝くじ人口　：最近１年間に１回以上宝くじを購入した人
※2　宝くじファン　：最近１年間に月１回以上宝くじを購入した人
※3　第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書（H22．8）

19

## 宝くじ購入者の構成比（性別）

### １．最近１年間の宝くじ購入者（宝くじ人口）の構成比（性別）

推計人口　5,787万人

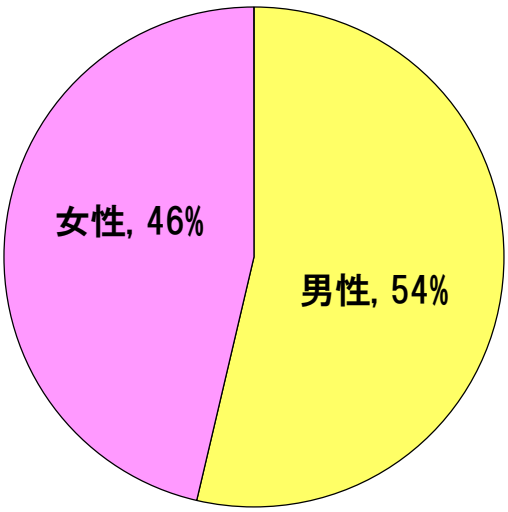


### ２．最近１年間の月１回以上宝くじ購入者（宝くじファン）の構成比（性別）

推計人口　1,424万人

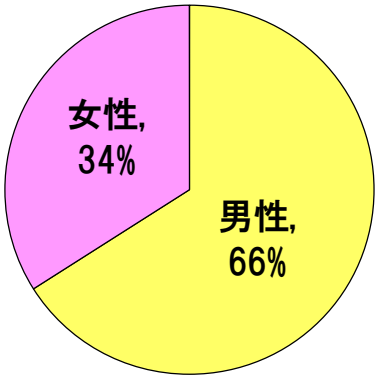


※第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書（H22.8）

20

## 宝くじ購入者の構成比（年齢別）

### １．最近１年間の宝くじ購入者（宝くじ人口）の構成比（年齢別）

推計人口　5,787万人

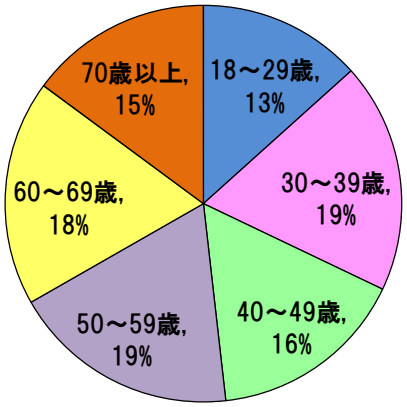


### ２．最近１年間の月１回以上宝くじ購入者（宝くじファン）の構成比（年齢別）

推計人口　1,424万人

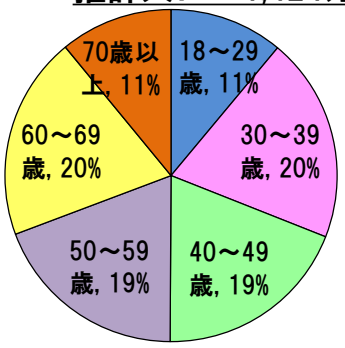


（参考）母集団人口の構成比

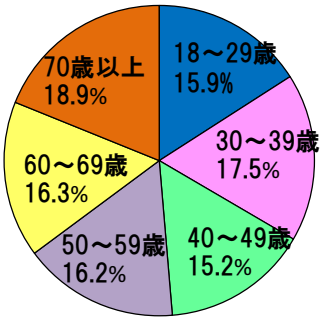


※第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書（H22.8）

21

# 宝くじ購入に関する人口構成

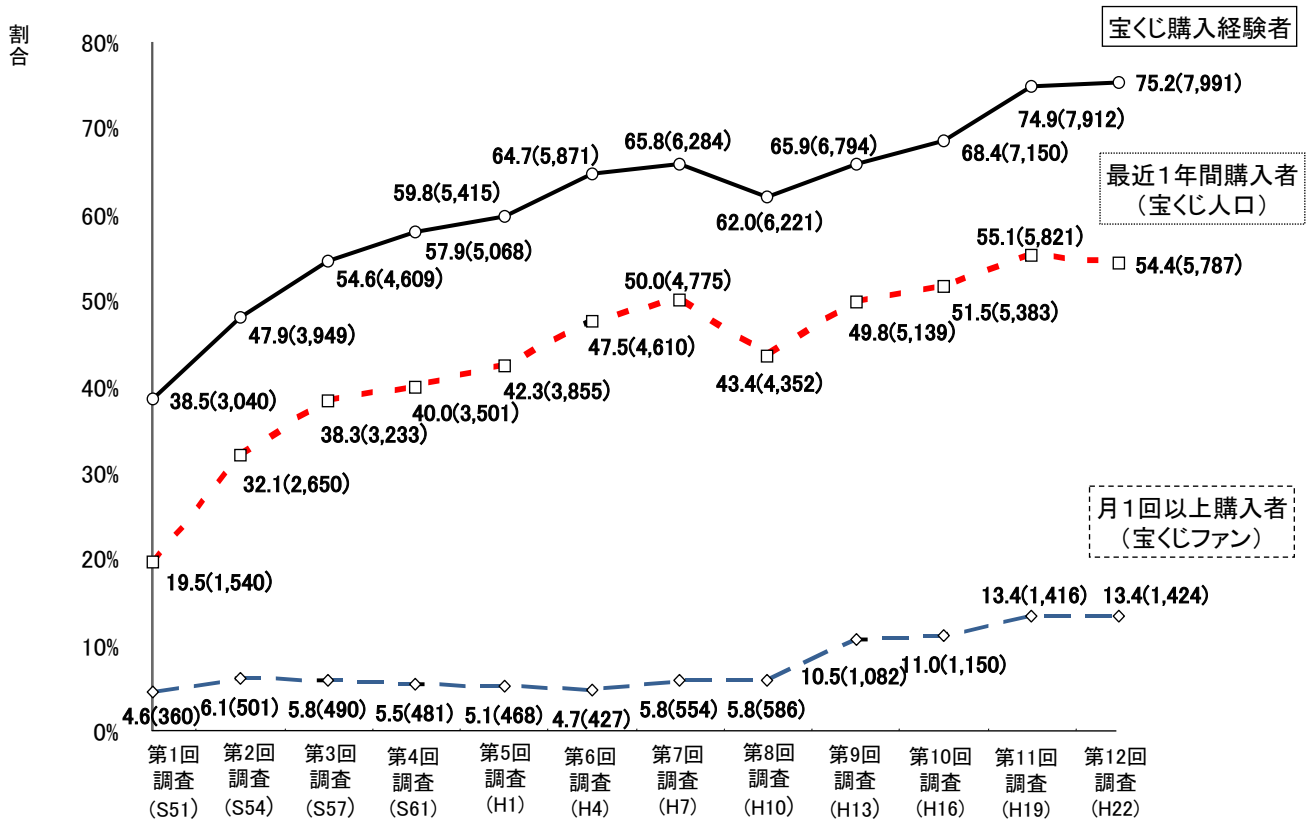


第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書（H22.8）

構成比[%] ／（ ）内は推計人口[万人]



# 最近１年間の宝くじ購入総額（購入者平均）

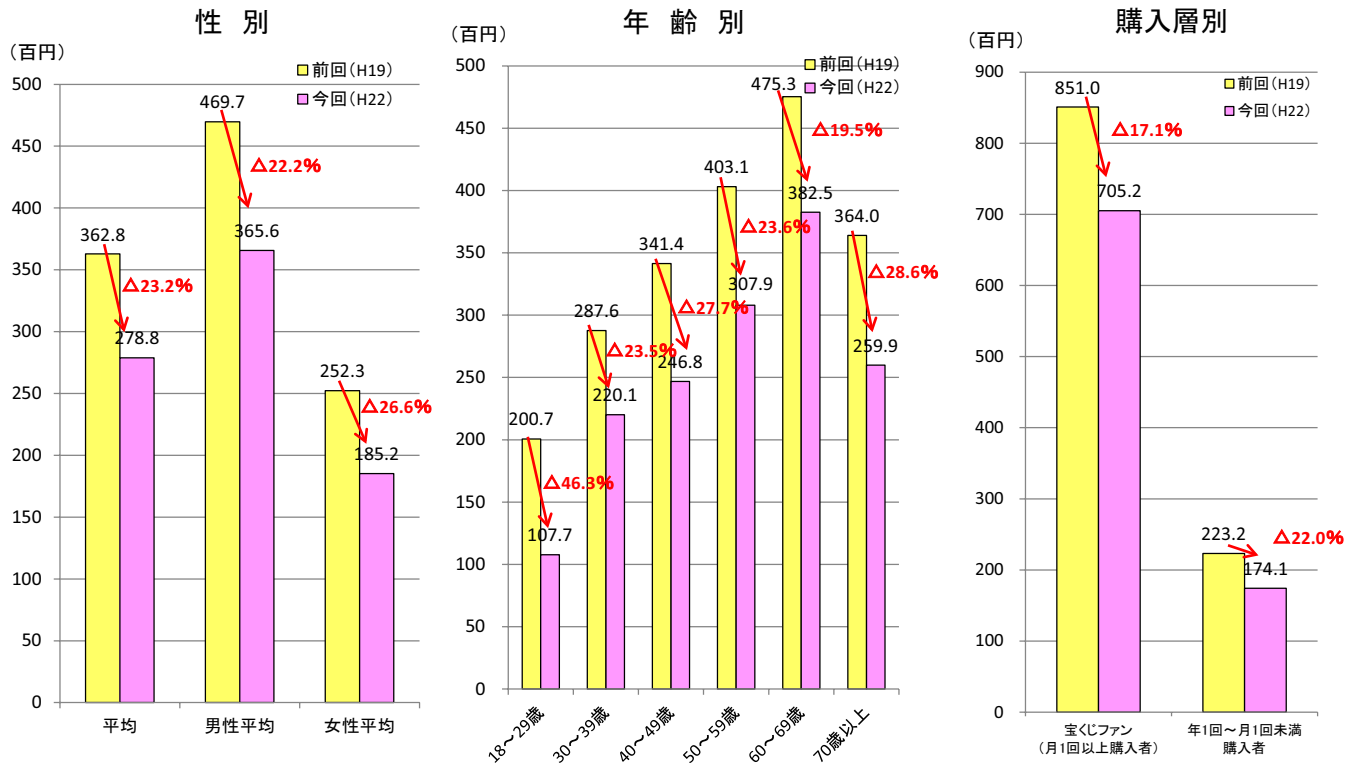


全体[n=6390]
男性[n=3035]　女性[n=3355]

18～29歳[n= 627]　50～59歳[n=1175]
30～39歳[n= 986]　60～69歳[n=1321]
40～49歳[n= 984]　70歳以上[n=1297]

宝くじファン（月1回以上購入者）[n=856]
年1回～月1回未満購入者[n=2516]

第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書（H22.8）

# ５．宝くじのイメージ

24

## 宝くじのイメージ

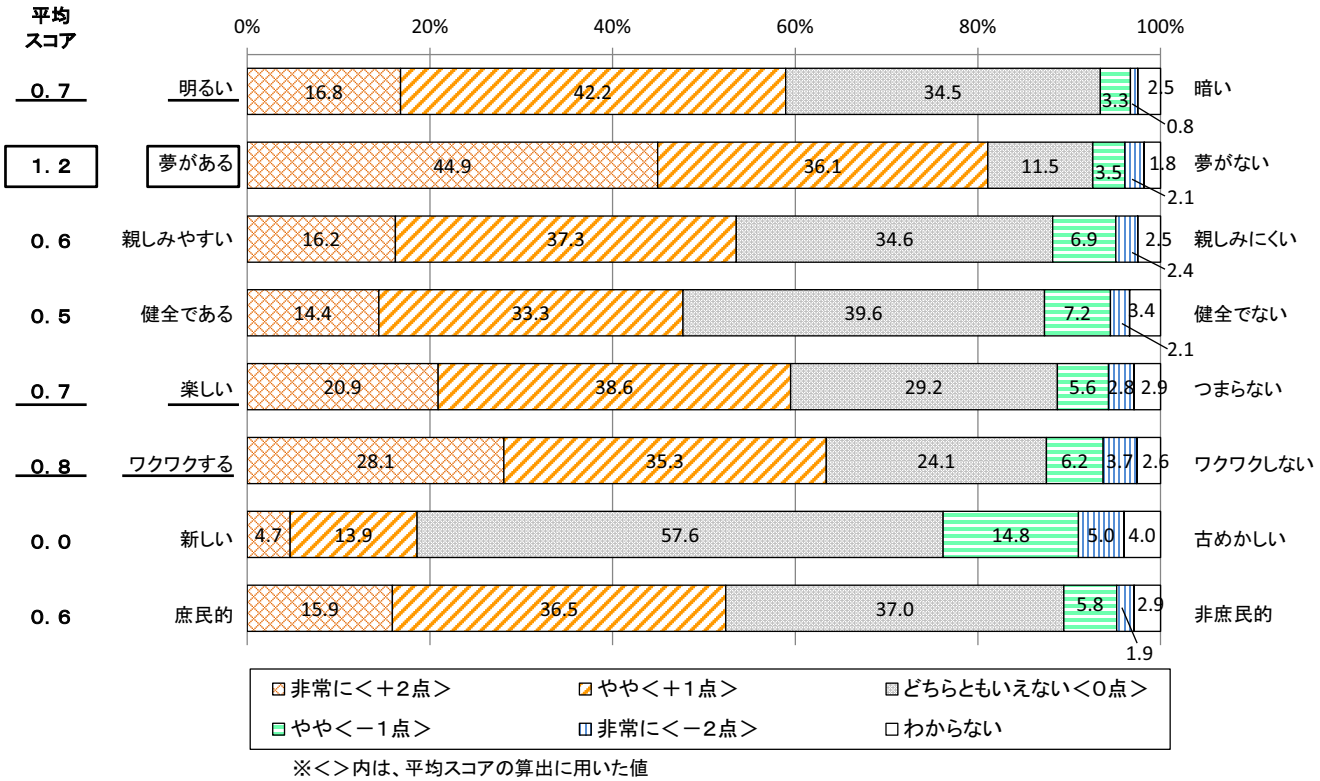


※＜＞内は、平均スコアの算出に用いた値

※第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書（H22.8）

25

# 宝くじ（数字選択式以外）購入理由及び非購入理由

1．宝くじ（数字選択式以外）購入理由［N=購入経験者］（複数回答）

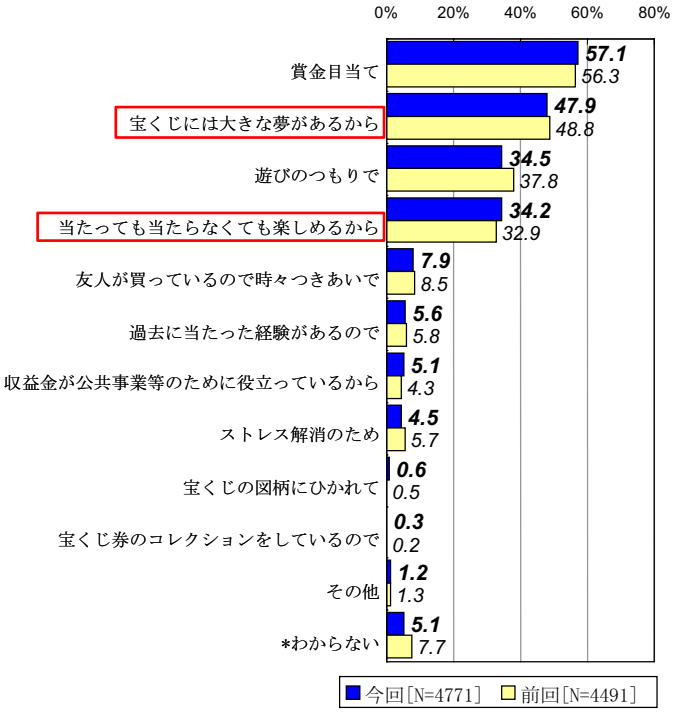


＊　前回は「特に理由はない、わからない」

※第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書（H22.8）

2．宝くじ（数字選択式以外）非購入理由［N=買ったことがない人］（複数回答）

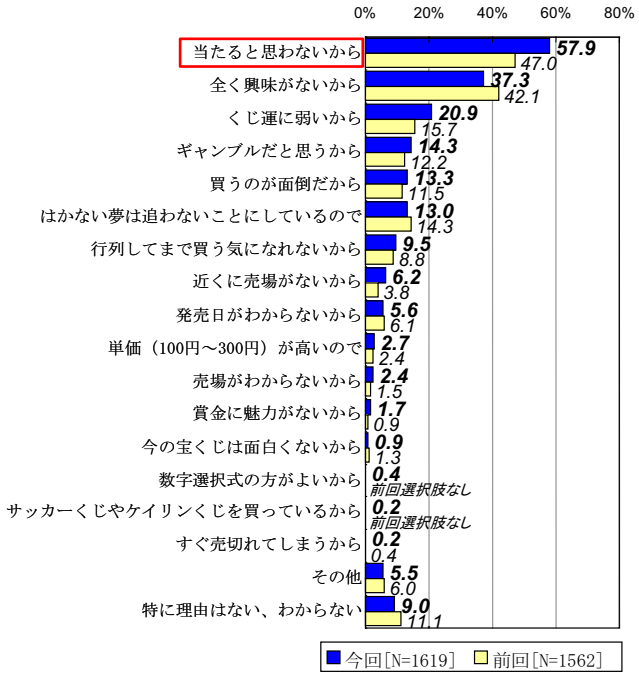


26

# ６．高額商品

27

# １等賞金の魅力度の世論調査結果について

**「高額１等賞金」（20.8%）よりも「当せん確率」（61.3%）の高さを魅力的とする人の方が多い傾向は継続。ただし、「高額１等賞金」の高さを魅力的とする人の割合は、徐々に増加する傾向にある。また、宝くじファンの方が相対的に「高額１等賞金」の高さを魅力的とする人の割合が高い。**

**①1等賞金の魅力度：高額の1等賞金か、当せん確率かの比較**

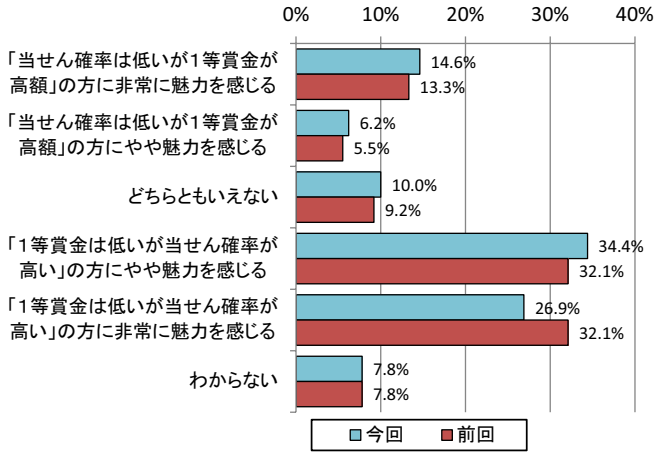


**②1等賞金の魅力度：高額の1等賞金か、当せん確率かの比較【購入層（宝くじ人口構成）別）】**

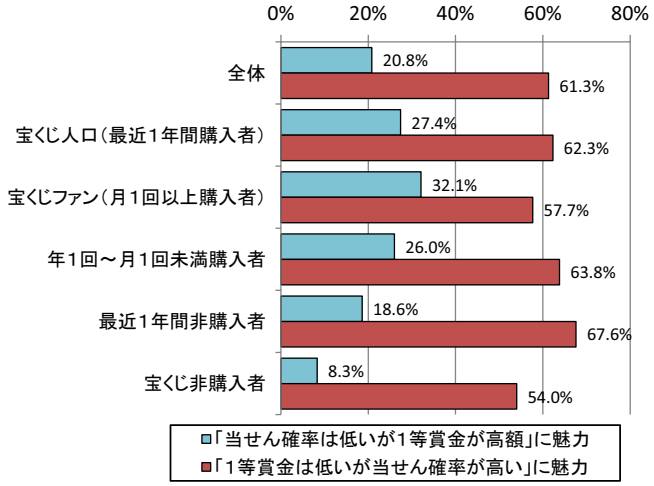


**③1等賞金の魅力度の推移**

（単位：%）

| | 第7回（H7） | 第8回（H10） | 第9回（H13） | 第10回（H16） | 第11回（H19） | 第12回（H22） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 「当せん確率は低いが1等賞金が高額」に魅力 | 16.2 | 16.9 | 17.6 | 18.0 | 18.8 | 20.8 |
| 「1等賞金は低いが当せん確率が高い」に魅力 | 62.9 | 63.8 | 60.9 | 61.8 | 64.2 | 61.3 |

※第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書（H23.8）

28

# ジャンボ宝くじの１等賞金及び前後賞の引上げの推移

（単位：万円）

| 年 | 月 | 1等賞金 | 前後賞 | 合計 | 参考 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 証票単価 | 倍率 | 最高倍率（当せん金付証票法§5②） |
| | | A | B | C＝A+B×2 | D | （A／D） | |
| S55 | 5 | 3,000 | ― | 3,000 | 300円 | 10万倍 | 10万倍 |
| 56 | 11 | 3,000 | 500 | 4,000 | | | |
| 58 | 11 | 3,000 | 1,000 | 5,000 | | | |
| 60 | 11 | 5,000 | 1,000 | 7,000 | | 17万倍 | 20万倍 |
| 61 | 11 | 5,000 | 1,500 | 8,000 | | | |
| 62 | 11 | 6,000 | 1,500 | 9,000 | | | |
| H1 | 11 | 6,000 | 2,000 | 10,000 | | | |
| 4 | 11 | 6,000 | 3,000 | 12,000 | | 20万倍 | |
| 6 | 11 | 6,000 | 3,500 | 13,000 | | | |
| 8 | 11 | 6,000 | 4,500 | 15,000 | | | |
| 11 | 5 | 20,000 | 5,000 | 30,000 | | 67万倍 | 100万倍 |
| 24 | 2 | 30,000 | 10,000 | 50,000 | | 100万倍 | |

※1　1等賞金が3,000万円を超えた昭和55年以降のジャンボ宝くじに1等賞金及び前後賞の推移

※2　5月はドリームジャンボ宝くじ、11月は年末ジャンボ宝くじ

※3　平成24年2月に、1等前後賞合計5億円の東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじを発売予定

※4　法定の最高倍率は、昭和60年10月から20万倍、平成11年4月から100万倍

29

## 高額商品の比較表

| | ジャンボ宝くじ<br>（宝くじ） | ロト６<br>（宝くじ） | ＢＩＧ<br>（スポーツ振興くじtoto） | ＷＩＮ５<br>（競馬） | チャリロト※３<br>（競輪） |
|---|---|---|---|---|---|
| 発売（投票）方法 | 抽せん番号が付番済 | １から43までの数字の中から、６個を購入者が選択（コンピューターにより選択することも可） | Ｊ１及びＪ２の１４試合を対象にホームチームの勝ち＝「１」、その他（引き分け・延長）＝「０」、負け＝「２」、をコンピューターが選択 | ＪＲＡが指定する5つのレース全ての１着を購入者又はコンピューターが選択（購入者の予想とコンピューターを合わせた選択も可） | １日全レースのうち、後ろから７つのレースの１着をコンピューターが選択 |
| 単価 | 300円 | 200円 | 300円 | 100円 | 200円 |
| １等（最高）賞金額 | ３億円※１ | ４億円※２ | ６億円※２ | ２億円 | 12億円 |
| 法令上の倍率の上限 | 100万倍 | 200万倍※２ | 200万倍※２ | 200万倍 | 600万倍 |
| 平成22年度売上額 | 4,098億円 | 2,121億円 | 615億円 | ー<br>（平成23年４月から導入） | 11億円 |
| 販売経路 | 宝くじ売場等 | 宝くじ売場<br>ATM | toto売場<br>コンビニエンスストア<br>インターネット | インターネット | インターネット |
| キャリーオーバーの有無 | 無し | 有り | 有り | 有り | 有り |
| 平成22年度販売回数 | ５回 | 52回 | 32回 | ー | １場当たり58回 |

※1　ジャンボ宝くじの1等（最高）賞金額は平成24年2月発売予定の東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじのもの。
※2　ロト6、BIGの1等（最高）賞金額、法令上の倍率の上限は、キャリーオーバー発生時のもの。
※3　チャリロトは7重勝単勝式の場合のもの。

30

# ７．収益金の状況

31

# 平成２２年度団体別宝くじ収益金額

宝くじの収益金は、発売団体間の協議に基づき配分されており、概ね販売店の所在地方公共団体の売上シェアで配分されている。

（単位：百万円）

| 発売元 | 収益金 | シェア |
|---|---|---|
| 北海道 | 7,689 | 2.14% |
| 札幌市 | 5,216 | 1.45% |
| 青森県 | 3,825 | 1.07% |
| 岩手県 | 3,119 | 0.87% |
| 宮城県 | 3,087 | 0.86% |
| 仙台市 | 2,191 | 0.61% |
| 秋田県 | 2,770 | 0.77% |
| 山形県 | 2,241 | 0.62% |
| 福島県 | 4,947 | 1.38% |
| 茨城県 | 8,100 | 2.26% |
| 栃木県 | 8,078 | 2.25% |
| 群馬県 | 5,442 | 1.52% |
| 埼玉県 | 12,845 | 3.58% |
| さいたま市 | 3,187 | 0.89% |
| 千葉県 | 12,425 | 3.46% |
| 千葉市 | 2,606 | 0.73% |
| 神奈川県 | 7,146 | 1.99% |
| 横浜市 | 9,576 | 2.67% |
| 川崎市 | 3,792 | 1.06% |
| 相模原市 | 1,193 | 0.33% |
| 新潟県 | 3,874 | 1.08% |
| 新潟市 | 1,371 | 0.38% |

| 発売元 | 収益金 | シェア |
|---|---|---|
| 富山県 | 2,928 | 0.82% |
| 石川県 | 3,151 | 0.88% |
| 福井県 | 2,240 | 0.62% |
| 山梨県 | 2,590 | 0.72% |
| 長野県 | 5,370 | 1.50% |
| 岐阜県 | 5,338 | 1.49% |
| 静岡県 | 6,986 | 1.95% |
| 静岡市 | 1,901 | 0.53% |
| 浜松市 | 1,901 | 0.53% |
| 愛知県 | 12,609 | 3.51% |
| 名古屋市 | 9,947 | 2.77% |
| 三重県 | 5,041 | 1.40% |
| 東京都 | 52,477 | 14.62% |
| 滋賀県 | 3,271 | 0.91% |
| 京都府 | 4,031 | 1.12% |
| 京都市 | 3,277 | 0.91% |
| 大阪府 | 14,380 | 4.01% |
| 大阪市 | 13,571 | 3.78% |
| 堺市 | 1,903 | 0.53% |
| 兵庫県 | 7,611 | 2.12% |
| 神戸市 | 5,850 | 1.63% |
| 奈良県 | 3,022 | 0.84% |

| 発売元 | 収益金 | シェア |
|---|---|---|
| 和歌山県 | 3,018 | 0.84% |
| 鳥取県 | 1,570 | 0.44% |
| 島根県 | 1,713 | 0.48% |
| 岡山県 | 3,262 | 0.91% |
| 岡山市 | 1,339 | 0.37% |
| 広島県 | 4,521 | 1.26% |
| 広島市 | 3,395 | 0.95% |
| 山口県 | 4,162 | 1.16% |
| 徳島県 | 2,416 | 0.67% |
| 香川県 | 2,420 | 0.67% |
| 愛媛県 | 3,987 | 1.11% |
| 高知県 | 2,715 | 0.76% |
| 福岡県 | 5,849 | 1.63% |
| 北九州市 | 3,771 | 1.05% |
| 福岡市 | 4,199 | 1.17% |
| 佐賀県 | 2,533 | 0.71% |
| 長崎県 | 3,515 | 0.98% |
| 熊本県 | 4,959 | 1.38% |
| 大分県 | 3,319 | 0.92% |
| 宮崎県 | 3,026 | 0.84% |
| 鹿児島県 | 4,586 | 1.28% |
| 沖縄県 | 4,629 | 1.29% |
| 合計 | 359,051 | 100.00% |

※時効当せん金を除く。

32

# 人口一人あたりの宝くじ収益金

**人口一人あたりの収益金は、最大・最小で約2倍の格差になっている。**

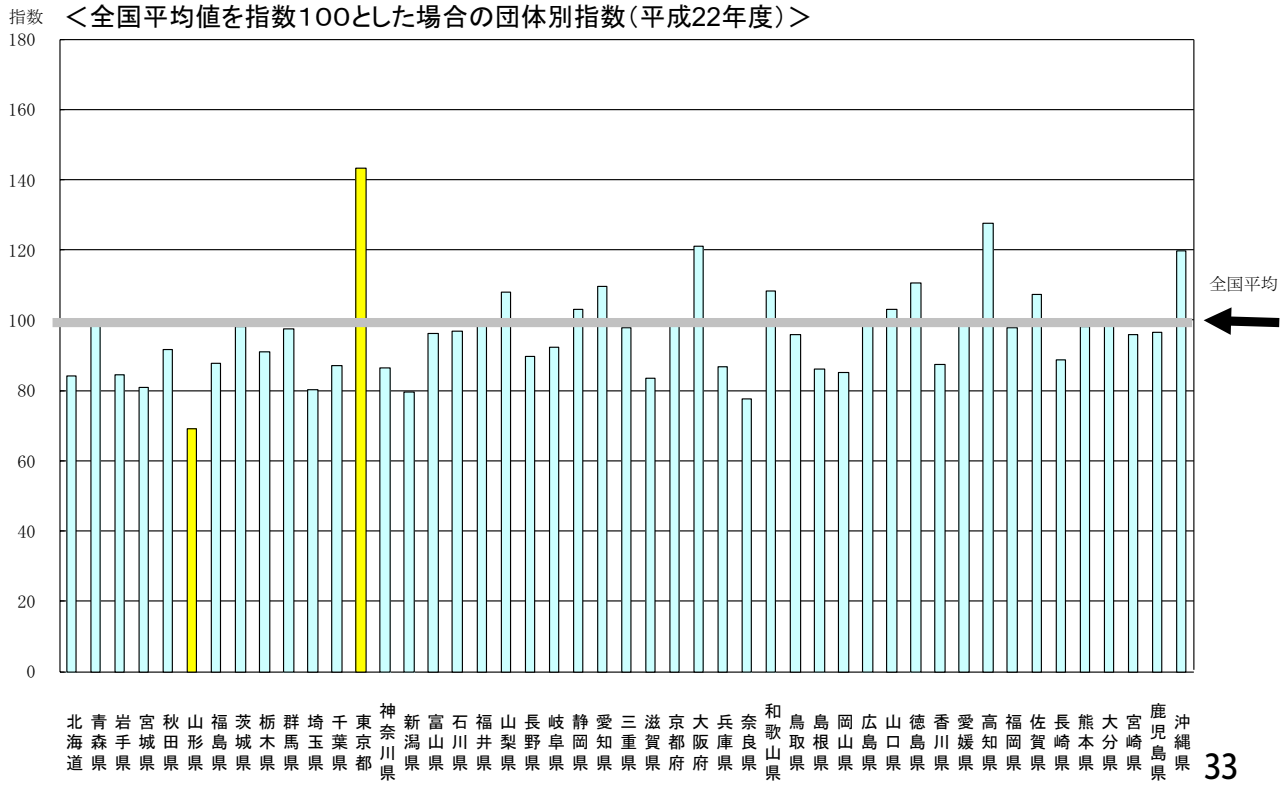


33

# ８．宝くじ活性化検討会

34

宝くじ活性化検討会構成員

| | | |
|---|---|---|
| （座長） | 大森　彌（おおもり わたる） | 東京大学名誉教授 |
| | 鎌田　司（かまた つかさ） | 共同通信社編集委員兼論説委員 |
| （座長代理） | 小西砂千夫（こにしさちお） | 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 |
| | 木幡　美子（こばた よしこ） | 株式会社フジテレビジョンＣＳＲ推進室副部長 |
| | 須藤　修（すどう おさむ） | 東京大学大学院情報学環教授 |
| | 高橋　遠（たかはし はるか） | 東京急行電鉄株式会社専務取締役 |
| | 武市　敬（たけいち たかし） | 東京都財務局主計部長 |
| | 田中里沙（たなか りさ） | 「宣伝会議」取締役編集室長 |
| | 玉田敏郎（たまだ としろう） | 神戸市行財政局長 |
| | 野原佐和子（のはら さわこ） | 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 |
| | 溝上　宏（みぞがみ ひろし） | 株式会社ぐるなび取締役執行役員 |
| | 幸重孝典（ゆきしげ たかのり） | 全日本空輸株式会社上席執行役員ＩＴ推進室長 |

※ 五十音順

宝くじ活性化検討会開催経緯

第１回　平成２３年１０月１３日
　〇意見交換

第２回　平成２３年１０月２４日
　〇ヒアリング
　　・全国自治宝くじ事務協議会事務局
　　・株式会社みずほ銀行
　　・日本中央競馬会
　〇幸重委員からのプレゼンテーション

第３回　平成２３年１１月２日
　〇ヒアリング
　　・社団法人東京宝くじ協会
　　・社団法人全国競輪施行者協議会
　　・文部科学省
　　・株式会社ローソン

第４回　平成２３年１１月１４日
　〇田中委員からのプレゼンテーション
　〇議論の整理

第５回　平成２３年１１月２１日
　〇論点整理

第６回　平成２３年１２月２日
　〇宝くじ活性化検討会報告書（素案）に対する意見交換

第７回　平成２３年１２月９日
　〇宝くじ活性化検討会報告書とりまとめ

35

## 宝くじ活性化検討会報告書のポイント
### 宝くじ、いま新展開のとき　～夢おこしを社会貢献に～

○ 宝くじは、60年以上にわたり、国民に「夢」や「楽しみ」を提供し、国民の健全な娯楽として発展し、社会に貢献。
○ しかし、近年は、宝くじの売上額が低迷し、その要因としてICTへの対応の遅れなどの構造的な問題が存在。
○ 発売団体、受託金融機関等、総務省が、本報告書を踏まえ、それぞれ危機意識を持って、抜本的な改革を進めていくよう求める。

**1　活性化に当たっての基本的考え方**

（1）国民に夢を与え社会に貢献し、幅広い世代が楽しめる宝くじ
- ①「宝くじを買うことが社会貢献につながる」、「宝くじを買うことがカッコいい」という新しいイメージを打ち出すべき
- ② スマートフォン等で情報を得る若年層向けや女性向けといったターゲットを明確にした商品の導入

（2）消費者ニーズに立脚した改革
- ① 宝くじ運営に当たっては、競争性及びビジネス感覚を一層重視した意識改革が必要
- ② 民間人等の専門家の力の活用、売上目標・運営計画の設定などにより、発売団体のガバナンスを強化

**2　消費者の利便性向上及び販売チャネルの拡充**

（1）インターネット販売
- ① インターネット販売を早期に導入すべき
- ② インターネット専用新商品の開発で、宝くじの新境地を切り拓くべき
- ③ コストや事務の負担軽減のため、電磁的記録化を可能に（法律改正）

（2）コンビニエンスストア販売
- ① マルチメディア端末やATMで購入できるようにすることが望ましい

（3）対面販売チャネル及びATM販売網の充実

**3　運営全般にわたる競争性・効率性の確保**

（1）発売団体が自ら発売等の事務を実施するか又は分割して発注することもできる仕組みに（法律改正）

（2）許可手続を3ヶ月単位から1年単位に改め、新規参入を促す

（3）緊急に発売する場合の受託機関募集公告期間を短縮（法律改正）

**4　宝くじの魅力の向上**

（1）マーケティング戦略の強化
- ① 商品開発・宣伝広告等のための民間人等の専門家の力の活用
- ② 多数の民間事業者による企画競争入札、訴求対象者の明確化、インターネットを含め広告メディアを多様化

（2）魅力的なくじの提供
- ① 当せん金の最高倍率の引き上げ（法律改正）
- ② 当たりやすいくじの開発
- ③ 遊び心のあるくじ（例：スマートフォンで気軽に楽しめるくじ）の開発

（3）収益金使途・社会貢献のPR
- ① 収益金使途のPRにより、公益性や社会貢献的性格の理解を促進
- ② 収益金の使途を明確にしたくじ（例：子育てドリームチケット）の拡大

（4）宝くじのイメージアップ戦略の展開
- ① 民間企業等との連携、宝くじファン等の会員制度の創設等

36

# 9．東日本大震災復興支援 グリーンジャンボ宝くじ

37

# 東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじについて

| | |
|---|---|
| 発売時期 | 平成24年2月14日（火）～3月14日（水）（30日間）<br>※発災1年となる3月11日をまたいだ発売期間設定 |
| 発売主体 | 全国自治宝くじ事務協議会（全47都道府県及び全19指定都市） |
| 発売区域 | 全国 |
| 発売目的 | 東日本大震災で被災した地域の地方公共団体の復興事業等の財源に充てるため（復興支援分） |
| 発売計画額 | 660億円（うち復興支援分：200億円） |
| 収益見込額 | 288億円程度（うち復興支援分：88億円） |
| 賞金 | 1等前後賞あわせて過去最高の賞金額5億円（1等 3億円（法定上限）、1等前後賞 各1億円） |
| 証票の金額 | 1枚 300円 |
| 特徴 | ・グリーンジャンボ宝くじに上乗せして発売。 |

38